

平成26年第1回吉田町議会定例会

# 吉田町議会会議録

平成26年3月 3日 開会

）

平成26年3月25日 閉会

吉田町議会

## 平成26年第1回吉田町議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (3月3日)

○町長挨拶	1
○開会の宣告	1
○会議録署名議員の指名	1
○会期の決定	2
○諸報告について	2
○議会閉会中の委員会活動報告	1 0
○議会改革特別委員会委員長報告	1 2
○議会広報推進特別委員会委員長報告	1 3
○議案第1号～議案第32号の一括上程、説明、質疑、委員会付託	1 4
○散会の宣告	6 4

### 第 2 号 (3月6日)

○開議の宣告	6 5
○議事日程の報告	6 5
○議案第27号の質疑、討論、採決	6 5
○発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 7
○散会の宣告	6 9

### 第 3 号 (3月13日)

○開議の宣告	7 0
○議事日程の報告	7 0
○議案訂正の承認	7 0
○一般質問	7 0
藤 田 和 寿	7 0
平 野 積	8 0
増 田 剛 士	9 3
佐 藤 正 司	1 0 4

○散会の宣告	1 1 4
--------	-------

第 4 号 (3月14日)

○開議の宣告	1 1 5
○議事日程の報告	1 1 5
○一般質問	1 1 5
山内 均	1 1 5
大塚 邦子	1 2 8
三輪 正邦	1 4 0
○散会の宣告	1 4 3

第 5 号 (3月25日)

○開議の宣告	1 4 4
○議事日程の報告	1 4 4
○委員会活動報告	1 4 4
○議案第15号～議案第24号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 4 7
○議案第10号～議案第30号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 6 1
○議案第1号の質疑、討論、採決	1 6 8
○議案第2号の質疑、討論、採決	1 7 0
○議案第3号の質疑、討論、採決	1 8 2
○議案第4号の質疑、討論、採決	1 8 9
○議案第5号の質疑、討論、採決	1 9 0
○議案第6号の質疑、討論、採決	1 9 0
○議案第7号の質疑、討論、採決	2 0 7
○議案第8号の質疑、討論、採決	2 1 0
○議案第9号の質疑、討論、採決	2 1 4
○議案第11号の質疑、討論、採決	2 1 9
○議案第12号の質疑、討論、採決	2 2 0
○議案第13号の質疑、討論、採決	2 2 2
○議案第14号の質疑、討論、採決	2 2 3

○議案第 28 号の質疑、討論、採決	226
○議案第 31 号の質疑、討論、採決	228
○議案第 32 号の質疑、討論、採決	229
○日程の追加	230
○発議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	230
○議員派遣について	231
○議会閉会中の継続調査について	231
○町長挨拶	232
○議長挨拶	235
○閉会の宣告	235

開会 午前 9時00分

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに平成26年第1回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には公私とも御多用のところ御出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される諸議案につきましては後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

---

#### ◎町長挨拶

○議長（八木 栄君） 開会に当たり、町長より御挨拶をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 皆さん、おはようございます。

皆様の欣喜雀躍としたお顔に接し慶賀にたえません。

定例会の間は私の部屋は議会の皆様には鬼門の方角に当たるのか、なかなか来ていただけませんけれども、本当は私は自分の部屋は議会の皆様にとっては西方浄土の部屋だ、こんなふうに思っております。日ごろ御無沙汰をしておりますが、この議会の定例会の間、皆様とお言葉を交わすわけでございますけれども、何分のこと、吉田町の豊かなあしたを切り開く定例会にさせていただきますよう、よろしく願い申し上げます。

---

#### ◎開会の宣告

○議長（八木 栄君） ただいまの出席議員数は13名全員であります。定足数に達しておりますので、平成26年第1回吉田町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（八木 栄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第121条の規定により、7番、佐藤正司君、8番、吉永満榮君を指名します。

---

### ◎会期の決定

○議長（八木 栄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日3月3日から3月25日までの23日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

本定例会は、本日3月3日から3月25日までの23日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでございますので、御了承願います。

---

### ◎諸報告について

○議長（八木 栄君） 日程第3、諸報告を行います。

最初に、議長報告を行います。

1月20日月曜日、静岡県地方議会議長連絡協議会第2回政策研修会が静岡市で開催され、子どもたちの学力向上につなげる取り組みについて、義務教育初の民間校長として務めた実践事例を交えて、「つなげよう！学校と地域社会～子どもたちの未来を拓くために」と題した元杉並区立和田中学校校長で、教育改革実践家の藤原和博氏による講演がありました。

2月18日火曜日、静岡県町村議会議長会総会が静岡市で開催され、初めに町の当面する諸問題について、静岡県経営管理部自治局、島村局長による説明がありました。

引き続き審議に入り、平成26年度静岡県町村議会議長会事業計画並びに一般会計歳入歳出予算について、原案のとおり可決されました。

報告事項では、平成25年度全国町村議会議長会自治功労者表彰者について、議員在籍15年以上として、東伊豆町議会議員1人、西伊豆町議会議員1人の表彰報告と、本会の平成26年度年間行事予定及び静岡県消防協会・静岡県消防長会からの要望書についての報告があり、閉会いたしました。

会議への出席に関する報告は、以上のとおりであります。

次に、議員派遣結果についてであります。議員派遣結果報告書をお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

また、監査委員から例月出納検査並びに定期監査の結果報告がありましたので、写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

最後に、本定例会へ説明員として委任または囑託され、出席する者の職・氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

続いて、町長の施政方針を行います。

お聞き取りのほど、お願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成26年第1回吉田町議会定例会の開会に当たり、新年度に向けての施政方針並びに各種事業の運営方針について申し上げます。

当町が正念場と位置づけ、全力を挙げて進めてまいりました「津波防災まちづくり事業」の第1ステップであります「町民の皆様の命を守る対策」につきましては、2年間で15基の津波避難タワーが完成することにより達成されようとしております。

これまで、津波避難タワーの建設に関し御協力をいただきました多くの町民の皆様に対しまして、この場をおかりして御礼を申し上げます。加えて、津波浸水想定区域にお住まいの皆様へ、15基の津波避難タワーが完成したことを御報告するとともに、タワーの完成を祝うための式典を開催いたします。ぜひ3月30日に行われます「吉田町津波避難タワー命を守る対策完成式典」には、議員各位を初め、地域の皆様の御出席をお願い申し上げます。

さて、当町がこれまで取り組んでまいりました「津波防災まちづくり事業」は、全国で衆目を集めており、福井前文部科学副大臣を初め、国・県の関係機関の方々、県内外の議会議員、自治体の防災担当者、そして他市町の自主防災会の皆様の視察が相次ぎ、本年度2月末時点で約40団体、550名の皆様が当町の防災への取り組みや津波避難タワーを視察されました。これは当町の津波避難タワーが、国や県の全面的な支援を受け、法律上及び技術上の諸問題に適切に対応した「津波避難タワーの標準仕様設計基準」に基づいて建設された全国初の津波避難タワーであることが周知され、吉田町の津波防災まちづくりの取り組みが評価されてのことと自負しております。

今月9日には、この完成予定の15基の津波避難タワーを実際に使用した津波避難訓練が実施される予定であります。津波浸水想定区域にお住まいの町民の皆様一人一人が、どこかの津波避難タワーに避難し、どこを通過して津波避難タワーまで行くのかなど、的確かつ迅速な避難行動がとれるよう、日ごろから津波避難タワーを使用した訓練を重ねていただき、町民と行政が一体となった「災害に強いまち」を築いてまいり所存でございます。

この津波避難タワーの完成をもって、「町民の皆様の命を守る対策」は概成するところとなりましたので、今後は町民の皆様の命を守る対策に比べて、幾分周回遅れの感がありました「町民の皆様の財産、企業の皆様の生産活動を守る対策」の実現に全力を傾注し、でき得る限り早期に事業着手に取りかかっていただけのように国や県にこれまで以上に強力で働きかけてまいります。

この対策は、大井川の堤防や海岸の防潮堤のかさ上げ、漁港区域の防波堤や津波堤の耐震・対津波化、水門の整備並びに坂口谷川の水門整備など、国や県が直接的に関与する事業が大半を占めております。

私が目指す吉田町は、「豊かで勢いのある町」でございます。「豊か」とは、この町の企業が安心して生産活動を営み、多くの雇用の場が確保されていることであり、「勢い」とは、人口が増加し続けることと考えております。

全国的に人口減少社会が叫ばれる中において、この町が豊かさと勢いを保つためには、行政が責任を持って「津波防災まちづくり事業」のハード整備を一日も早く完成させ、目に見える安全を提供しなければなりません。

まさに、ここにこそ中国の古書である「易経繫辭伝」に記された統治の要諦「君子は安にして危を忘れず、存にして亡を忘れず、治にいて乱を忘れず」があるものと考えます。

そして、確固たる安全のもと、「子育て」「教育」「健康づくり」といった「支える安全」を提供することで、活気ある若い人が集まり、元気な子どもが増え、そしてこの地で生活し続けたいと願う人々が多くなる社会をつくり上げなければならないと強く感じております。

このような考えのもと、平成26年度は「津波防災まちづくり事業」といったハード政策に加え、「子育て」「教育」「健康づくり」といったソフト政策にも重点を置いた事業を具体化した結果、歳入歳出それぞれ単年度規模で過去最大の101億6,700万円という平成26年度吉田町一般会計当初予算を編成いたしました。

平成26年度に予定をしております事業は、当町が「豊かで勢いのある町」として歩み続けるための、積極的に取り組むべき事業でございますので、その概要につきまして御説明申し上げます。

まずは、当町が強力に進めております「津波防災まちづくり事業」についてでございます。

間もなく完成を迎える15基の津波避難タワーには、避難誘導灯、海拔、浸水深、収容人数などの仕様を表示した「津波避難誘導標識」を設置する予定でございます。この標識により、御自分が避難されるタワーとその付近の地形もあわせて理解していただき、自分の身は自分で守る「自助」の第一歩としていただきたいと思います。

このタワーは、町民の皆様が日ごろから親しみを持って活用していただきながら、次の世代に引き継ぐ大切な防災施設の一つでございますので、適切な維持管理を行ってまいります。

また、津波浸水想定区域外における被災者の支援対策事業として進めてまいりました「防災公園整備」につきましては、公園用地としての造成工事や、防災公園内に建設する管理棟の設計を行う予定でございます。この管理棟では、町民の皆様の防災意識の高揚が図れる講座の開設や、防災資機材の展示を行うことなどを検討しているところでございます。

なお、防災公園整備地及びその付近は、県が進めております「内陸のフロンティアを拓く取組」において、総合特区制度を活用し、被災した町民等の生活を支えるための生活物資を供給していただける商業施設の誘致を行い、災害発生時には誘致した企業と協力して防災拠点機能の確保を目的とする「物資供給拠点確保事業」を実施しようとする地区でございます。今後も、県と連携して強力に事業を進めてまいります。

このような町が主体となって行うハード対策はもちろんのこと、平成26年度の「津波防災まちづくり事業」では、ソフト対策にも重点を置き、きめ細やかな津波防災町づくりを推進してまいります。

特に、ソフト対策は、防災意識の継承が重要なことから、平成25年度におきましては、地域防災力の向上を図るため、災害時において防災活動の中核を担うことが期待される自主防災会組織や消防団、企業の防災担当者の皆様にご参加いただき「地域防災指導者養成講座」を開催いたしました。現在、津波防災まちづくり事業で高まった防災意識を今後も継承するためには、5年後、10年後という中長期的な視点に立ち、中学生を対象とした「ジュニア防災士養成講座」を開催し、地域に貢献できる若い力を育て、自らの身は自ら守り、さらに地域の住民の皆様と一緒に防災活動を行えるような人材の養成を図ってまいります。

このほかにも、町民の皆様お一人お一人が正しい防災知識の習得と防災対策を講じられるよう「地震防災ガイドブック」を作成するなど、さらなる防災意識の高揚を目指して努力してまいります。



平成26年度につきましても、町が主体で行うハード対策はスピード感を持って着実にいき、ソフト対策につきましても、町民の皆様の御協力を得ながら、きめ細やかに事業を進めてまいりますので、皆様方の御理解、御支援をよろしくお願いいたします。

続きまして、平成26年度に実施する主な事業を第4次吉田町総合計画に沿って御説明申し上げます。

まず、「健康でいきいき暮らせるまちづくり」を目指す「健康・福祉」関連事業につきまして御説明申し上げます。

初めに、健康づくり事業でございます。

当町では、誰もが健やかに暮らせる社会を実現するために、多様な年代の方を対象に、健康運動事業や生活改善事業などの健康づくり事業を積極的に進めております。特に検診を受けやすい環境の整備として取り組んでまいりました「総合がん検診」の導入や、一定の年齢の方に無料クーポン券を配布した大腸がん、乳がん、子宮頸がん検診などは、新規受診者の増加につながったところでございます。

今後は、一定の年齢の方に配布しておりました無料クーポン券は継続しながら、乳がん検診及び子宮頸がん検診に対しましては、さらなる検診を呼びかけるため、過去4年間において一度も受診されていない方に対しまして、無料クーポン券を配布してまいります。

がんは、検診以外で発見されることは少なく、発病すれば生活に大きく影響する疾患でございます。がんを早期に発見し、早期の治療につなげるために、一人でも多くの方に検診を受けていただけるような環境を整備してまいります。

また、当町が進めております「津波防災まちづくり事業」の施設を活用した健康づくり事業として、津波避難タワーや平成27年度に完成予定であります防災公園を活用した、吉田町ならではの「ウォーキングコース」を計画してまいります。

今後も、お子様からお年寄りの方まで、多様な年代の方が生活に運動を取り入れることができるよう、町民の皆様の健康づくりを支援してまいります。

次に、国民健康保険事業についてでございます。

人口減少下での少子高齢化という社会情勢の変化に伴い、将来の社会に不安を持つ人が増えており、年金、医療、介護などの社会保障制度の充実、安定化が求められております。

全国的に国民健康保険は、被保険者の年齢構成や医療費水準が高く、所得水準が低いという構造的な問題を抱えており、それゆえに厳しい財政運営が続いております。

この状況は、当町におきましても例外ではなく、これまで国民健康保険給付等支払準備基金の取り崩しを行い、国民健康保険会計を維持してまいりました。しかしながら、被保険者の高齢化に加えて、医療の高度化などによる保険給付費等の急激な増加には、現行の国民健康保険税率では対応が困難な財政状況となってまいりましたことから、苦渋の選択ではございますが、加入者の皆様に御負担をいただいております国民健康保険税額を改定させていただくことにいたしました。

また、国民健康保険には、多くの所得水準が低い方が加入されておりますので、この改正にあわせて、低所得世帯の負担軽減も図らせていただきます。

国民健康保険などの保険制度は、相互扶助を基本として運営されておりますことから、加入者の皆様に御理解をいただけるよう丁寧に周知させていただくとともに、今後も国民健康保険会計の健全な財政運営を心がけてまいります。

次に、子育て支援事業でございます。

子供は健やかに育ち、親は安心して子供を産み育てることができる社会の実現に向けて、「子ども・子育て支援新制度」が創設され、平成27年4月から新制度の実施が予定をされております。

これまでも親の共稼ぎ家庭の増加や就労形態の多様化などにより生じる、きめ細やかな保育サービスや子育て支援サービスの要望に対応するため、延長保育や休日保育、0歳児保育などを充実させ、保育が必要な子供をそれぞれに合った保育サービスを提供してまいりましたが、これからは妊娠、出産から育児までの切れ目のない支援を行い、幼児期の教育や保育、地域の子供、子育て支援を総合的に推進する必要性が生じてまいります。子供の健やかな成長と安全・安心な保育環境を築くことは、子育て中の保護者の方に限らず、これから出産を予定されている方、幼いお子様と一緒に生活されている方など、多くの皆様の願いであると受けとめております。

こうした中、当町におきましても「吉田町子ども・子育て会議」を平成25年度に発足させ、平成26年度には今後5カ年の「吉田町子ども・子育て支援計画」を策定する予定でございます。この計画を策定するため、現在、子供の実態や保護者が必要としている子育てサービスに関するニーズ調査を実施しており、この調査結果を踏まえて、当町の実情に応じたきめ細やかな支援ができる計画を策定してまいります。

また、幼い子供の子育てに悩む母親の相談窓口として、社会福祉課内に子育て相談員を配置し、子供の発達上の心配事、子育てやしつけなどに対する支援を行いながら、保育園におきましても、文字に興味を持たせる取り組みや、五感を敏感にするための取り組み、基礎体力をつけるための取り組みを交えながら、子供たちの成長の一助となる保育を実施してまいります。

一方、平成24年度から整備を進めておりました「すみれ保育園建設事業」は順調に工事が進み、今月には予定どおり完成する運びとなりました。この保育園では、保護者の就労形態、職業訓練、就学などにより、家庭において保育が断続的に困難となる乳幼児に保育を行う一時預かり事業や、保護者の就労により病気回復期の子供を自宅で保育できない場合に利用する看護師が常駐した病後児保育事業を実施するほか、出産後に仕事復帰を希望する保護者の増加に対応するために、0歳児用保育室の拡大や、9カ月児からの専用月例児室を設けるなど多様なニーズに応えてまいります。

なお、すみれ保育園と併設する「こども発達支援事業所」におきましては、町民の皆様が親しみを持てるよう、すみれ保育園と同様に愛称を「すみれ」とさせていただきました。

この施設では、集団生活になじめない子供に対しまして、発達に応じた個別の支援を行うための定期通園や、発達が気になる子に対して、集団から離れて個別の支援を行うための並行通園を週1回実施するなど、家庭と協力して子供の健やかな成長を支えてまいります。

このような事業は新しい事業であります。保護者の皆様の御理解をいただきながら、子育て世代の保育ニーズに合わせ、より多くの皆様が安心して利用できる施設としてまいります。

次に、高齢者福祉事業でございます。

平成26年1月末現在の吉田町の高齢化率は21.78%で、年々高齢者率は上昇しております。このような状況の中、高齢者の皆様が住みなれた吉田町で、生き生きと暮らしていけるよ

うに、人生90年時代を見据えた先進的な福祉施策を展開してまいります。

その一つとして、高齢者の生きがいがづくりや社会参加活動を支援し、年齢にかかわらず働くことができる「生涯現役社会」の実現に向け、老人福祉センターの分館として位置づけました「高齢者人材活用センター」の建設を進めております。このセンターでは、介護予防のための教室や作品づくり、レクリエーション、教養の向上を図る事業を実施していくほか、高齢者の皆様が長年培ってこられた豊富な知識と経験、技能を登録していただき、その力を借りたい町民の方や地域団体と結びつける「生涯現役人材バンク事業」にも取り組んでまいります。

高齢者の皆様の知識と技術は、当町を支える大きな財産でございます。これからも高齢者の皆様が生き生きと活動でき、安心して生活できるよう努力をしてまいります。

続きまして、「安全で安心、快適なまちづくり」を目指す「生活環境」の整備について申し上げます。

まず、上水道事業でございます。

上水道の施設整備につきましては、低区配水系の水量比率の平準化を目的として、大幡地区に新たな水源築造を目指し、第9水源築造工事設計業務委託や第8・第9水源導水施設工事測量設計業務委託等を計画しております。

また、地震災害時におきましても、安定して水を提供し続けるために、老朽管の布設がえを実施しておりますが、平成26年度につきましては、大窪線ほか2路線配水管布設工事や下河原千草橋ほか1路線配水管布設工事を実施する予定でございます。

今後も引き続き、水道利用者の皆様へ安全な水を安定して提供するためには、計画的に事業を進める必要がございます。平成26年度吉田町水道事業会計予算におきましては、国の会計基準の見直しを踏まえた会計制度に移行いたしましたので、これまで以上に経営状況を把握し、効果的、計画的な事業運営を行い、健全な財政運営に努めてまいります。

次に、下水道事業でございます。

まず、管渠整備につきましては、住吉地区と片岡地区において約1.7キロメートルを施工する計画でございます。

下水道施設の耐震化につきましては、平成21年度から下水道総合地震対策事業を進めておりましたが、東日本大震災による津波被害を踏まえ、国の指針が改定される見込みでありますことから、今後はその指針に基づき、津波対策計画及び総合地震対策計画を策定してまいります。

続きまして、「心豊かな人を育むまちづくり」を目指す「教育・文化・交流」事業につきまして御説明申し上げます。

初めに、学力向上施策についてでございます。

子供たちが学校において効果的に、集中して勉強に取り組める環境を整備するとともに、全ての子供たちの学力向上が図られる環境を整備することは大変重要なことであると認識しております。

しかしながら、平成19年度から始まりました「全国学力・学習状況調査」におきましては、静岡県の小学校6年生の全国順位は年々低下し、平成25年度につきましては、国語Aが全国最下位、他の3科目も36位以下という結果となりました。

この結果を踏まえ、教育委員会では「吉田町児童生徒学力向上委員会」を設置し、児童・

生徒の教育に携わる委員17人と、アドバイザーとして依頼しました静岡大学の村山 功教授とで、当町の教育における「確かな学力の向上」に向けて提言を取りまとめていただいたところでございます。この提言を具体化するため、村山教授には引き続き御指導をいただき、教育委員会と学校、家庭が一体となった「吉田町ラーニングプラン事業」を実施することといたしました。

このラーニングプラン事業では、学校の「わかる・身につく」授業づくりを核としつつ、学習時間の確保や小学校2年生以上の学年における学力テストの結果に基づくきめ細やかな教育を行うとともに、家庭と学校、地域の連携した取り組みを実施し、児童・生徒の確かな学力の向上を図っていくとのことでございます。

今後は、学力向上委員会のアドバイザーでありました村山 功教授の御指導のもと、学校内で指導力向上のための研修や授業内容の改善を行うなどの児童・生徒の確かな学力の向上策が実践されるよう期待しているところでございます。

次に、小・中学校の改修工事についてでございます。

吉田中学校の屋内運動場は、竣工以来16年が経過をしており、強風が伴う台風のときには、体育館2階部分に漏水が発生している状況でございましたことから、屋根の改修工事を行う予定でございます。

また、建設から40年が経過しております中央小学校のトイレにつきましても、老朽化が進んでいる配管等から悪臭が発生しておりますので、6月から学校の休業日を中心に平成27年3月ごろまでを目途に、全面改修を実施する予定でございます。

次に、建設から40年が経過しております吉田町中央公民館の耐震補強工事及び大規模改修工事についてでございます。

中央公民館は、生涯学習の拠点施設であり、年間延べ3万人を超える町民の皆様に御利用いただいております。しかしながら、平成12年度に実施をしました「建築物耐震診断」の結果では、東海地震、南海トラフ大地震に対しての耐震性に欠けるとの診断がされておりました。この間、町民の皆様には御心配をおかけしましたが、このたび国の「地域の元気臨時交付金」も活用し、耐震補強工事のみならず、バリアフリー化の工事と老朽化した設備の改修をあわせて行うことといたしました。

特に、中央公民館は幅広い年齢の方がお使いになる施設でございますので、エレベーターの設置やトイレの洋式化、段差の解消工事を行い、町民の皆様が快適な環境のもとで施設を使用できるように努めてまいります。

続きまして、「自然と調和した、人にやさしいまちづくり」を目指す「都市整備」事業につきまして御説明申し上げます。

初めに、避難路整備事業についてでございます。

災害時におきまして、町民の皆様がいち早く安全な場所に避難していただけるよう都市防災総合推進事業を活用して、避難路整備事業を実施しております「町道東向2号線」と「町道舞台民附線」につきましても、地権者の皆様から御理解をいただくことができましたので、平成26年度に工事を実施してまいります。

なお、「町道中瀬北原1号線」「町道西の坪大浜1号線」につきましても、それぞれ完成に向けて計画どおりに事業を進めてまいります。

また、新たに「町道下片岡16号線」を整備することといたしました。これはこの路線の南

側に津波避難タワーが完成いたしますことから、地域の皆様がいち早く津波避難タワーへ避難が可能となるよう整備するものでございます。完成までには測量業務や用地交渉などを実施していくこととなりますが、計画的に事業を進めてまいりたいと考えております。

これら避難路につきましては、町民の皆様の避難に支障をきたすことがないように一日も早い完成を目指して事業を進めてまいります。

次に、幹線道路整備事業でございます。

平成26年3月末の完成を目指してまいりました「都市計画道路榛南幹線」につきましては、予定どおり供用を開始できるよう、現在、県及び町において工事を進めております。

また、「都市計画道路榛南幹線」と同様に平成26年3月の供用開始を目指して整備を行ってまいりました「東名川尻幹線」でございますが、道路を利用される町民の皆様の安全を確保するための信号機設置に時間を要することから、供用開始時期を平成26年7月まで延期する方針が県より示されました。町としましても島田土木事務所や牧之原警察署と協力して、交通事故がない安全な幹線道路となるように努力をしてまいります。

「住吉幹線」につきましては、平成26年度から用地交渉を進め、平成27年度の完成に向けて努力をしてまいります。

「都市計画道路富士見幹線」につきましては、平成26年度で用地の買収を完了し、工事に着手する計画でございます。

また、防災公園と主要地方道吉田大東線をつなぐ町道青柳田中線につきましては、拡幅整備を計画しており用地買収を進めてまいります。

次に、案内標識設置工事についてでございます。

現在、当町では15基の津波避難タワーが姿をあらわし、タワー付近を中心として避難路に指定された町道を数多く整備しております。それに加え、長年工事を行ってまいりました「都市計画道路榛南幹線」や「東名川尻幹線」などの幹線道路が次々と完成し、今後は順次供用が開始されます。こうした交通の流れの変化は、住みなれた町民の皆様でさえ戸惑いを覚え、尊い命を危険にさらす交通事故や交通違反が発生しやすいことから、目的地まで安全に誘導するための案内標識を設置することといたしました。

この案内標識は、町民の皆様だけではなく、町外からお越しいただいた方にも吉田町の地理を理解していただけるように、小山城や総合体育館を初めとする公共施設への誘導も視野に入れて設置をしてまいります。

最後に「基本計画推進に向けて」の取り組みについて御説明申し上げます。

地方分権社会の本格的な到来により、町は自らの責任と工夫により、魅力的で個性あるまちづくりを自主的、主体的に推進することが求められております。

少子高齢化の進展する中での人口減少社会の到来、情報化の進展、住民の価値観の多様化、さらには津波防災対策など、町を取り巻く環境は常に変化をしており、町はこうした新たな行政課題に柔軟に対応するため、適時適切に組織機構を見直すことがありますことから、今回、機構改革を断行することといたしました。

今回の機構改革に当たりましては、「新たな行政課題に柔軟に対応できる行政組織の構築」と「人材育成型の行政組織機構の構築」の2つのビジョンを掲げ、町を取り巻くさまざまな行政課題や行政需要に対し、横断的な組織体制により迅速かつ的確に対応するとともに、今後10年間を見据えた職員の人材育成を踏まえた効率的な組織機構の構築を目指すものでござ

ざいます。

これは町の最重要課題であります津波防災対策を初め、子育て支援、学力向上、健康づくりの推進などの重要課題に対応するに当たり、課を越えた横断的な推進体制が必要となることから、課のグループ化を図り、共通の目的意識のもと、組織総合力の向上を図ろうとするものでございます。

また、当町は昭和56年ごろから約10年間、行政改革の一環として「少数精鋭」を合言葉に、採用職員を抑制した時期があり、平成29年度以降の幹部職員は一気に若年化してしまうことから、経験豊富な幹部級職員のノウハウをスムーズに継承していくため、必要に応じてグループに参事職を配置し、あわせて幹部級職員の人材育成が可能となる組織機構としているものでございます。

社会情勢の変化に柔軟に対応していくためには、その時々合った組織・機構の改正が必要でございます。今後も引き続き、簡素で効率的な組織運営に努めてまいりますので、議員の皆様方の御理解をお願い申し上げます。

以上が平成26年度を迎えるに当たり、スピード感を持った「津波防災まちづくり事業」と「子育て」「教育」「健康づくり」に重点を置いた施策の方針や概要並びに基本姿勢について述べさせていただきました。

この町が10年後、20年後においても「豊かで勢いのあるまち」であり続けるためには、今手がけております「津波防災まちづくり事業」は、まさに町の存亡をかけた事業であり、必ず完成させなければならない事業でございます。この町の企業が安心して生産活動を営み、多くの雇用の場が確保され、人口の流出に歯止めがかかり、人口増へと反転攻勢し、さらなる魅力ある町づくりを目指し、後人にバトンタッチをしなければなりません。

ぜひとも議員各位におかれましては、当町の「まちづくり」に対しまして御理解をいただき、明日の吉田町の礎を築くため、今後も格段の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます、施政方針といたします。

○議長（八木 栄君） 町長の施政方針が終わりました。

---

#### ◎議会閉会中の委員会活動報告

○議長（八木 栄君） 続いて、日程第4、議会閉会中の委員会活動報告を各委員長から報告願います。

最初に、総務文教常任委員会委員長をお願いします。

8番、吉永満榮君。

〔総務文教常任委員会委員長 吉永満榮君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（吉永満榮君） 総務文教常任委員会、議会閉会中の委員会活動報告をします。

委員会開催は平成26年2月25日火曜日、午後1時半から3時まで、場所におきましては吉田町役場4階第2会議室で開催いたしました。出席議員数は7人全員であります。事務局から2名の出席をいただきました。

協議事項は所管事務調査、すみれ保育園における今後の子育て支援についてであります。

目的として調査報告書（案）を事前配付し、その資料の内容確認と各施設の比較書の修正をして議長に提出することを決定しました。

この報告書は3月17日の総務文教常任委員会で議員配付し、その後、議長に提出して所管事務調査を終了いたします。

その後は第8回議会報告会のテーマづくりや、今後の調査予定を協議して協議会で検討することになりました。

これをもって総務文教常任委員会議会閉会中の委員会活動報告を終わります。

以上です。

○議長（八木 栄君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

次に、産業建設常任委員会委員長お願いします。

3番、山内 均君。

〔産業建設常任委員会委員長 山内 均君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（山内 均君） それでは、産業建設常任委員会の報告をいたします。

産業建設常任委員会より平成25年12月9日、出席議員7名、事務局2名で委員会を開会。閉会中の議案事務調査、都市計画マスタープランにおける道路整備状況について、生活道路、通学道路等移動空間の安全性、利便性の追求をテーマに先進地視察研修を行うことに決定し、安全確保の施策と事例等を参考に目的地選定の協議をしました。

刈谷市でのゾーン30の取り組みによる生活空間の確保、土岐市での歩行者の移動空間確保のための安全歩行エリア事業、亀岡市では生活空間確保の先進的対策の検証ほか多くの事例が、また彦根市の取り組みにも関心を示しました。

今回までの調査では目的が終了しないため、調査の継続が必要との結論に達し、引き続き議会閉会中も継続して審査することを全会一致で決定し、委員会を終了しました。

平成26年1月10日、出席議員7名、事務局2名で委員会を開会しました。

先進地選定の協議の結果、岐阜県土岐市役所と滋賀県彦根市役所を視察研修の目的地として決定をしました。

日程は26年1月27日に吉田町役場を出発し、土岐市役所で視察研修、26年1月28日に彦根市役所で視察研修をすることに決定しました。

視察研修の中で土岐市役所のテーマと取り組み事項、彦根市役所の取り組み事項の情報を取得し、それぞれ何を聞きたいか、どんなものを視察のメインにしたいかを1月15日までにレポートで提出していただき、視察先への質問事項を委員長、副委員長で選んで決定することを確認しました。

委員からは視察の中で現場があれば何点か見せていただきたいとの要望があったが、土岐市については現地視察を含んだお願いと、彦根市についても現地視察を依頼してあること、参加人数を8名で依頼してあることを確認して委員会を終了しました。

平成26年1月27日、岐阜県土岐市を視察研修、土岐市泉地区あんしん歩行エリア整備事業を視察、提案、決定、検証のプロセスのほか、タウンウォッチングやアンケート等を活用し、市民参加と意見を広く聴取している。また、検証して情報を広く公開している。また、コストを考えた施工をするなど、多くの施工例を視察できました。

平成26年1月28日、彦根市役所を視察研修、彦根銀座コミュニティ道路整備事業では、まちづくり全体のゾーニングや、道路スラローム化のメリット、デメリットを学ぶことができました。また、ゾーン30を実施し、安全空間を演出していることもわかりました。

平成26年2月14日、出席委員7名、事務局2名で委員会を開会しました。岐阜県土岐市と滋賀県彦根市の視察結果の報告提出について検討、報告内容は具体的に何がわかって、先進地がどんなことをやっていたか、どんなことが得られたか、それが吉田町にとって何ができるかを視察結果報告書として提出すること。そして、委員会の最終報告を3月の定例会に提出して今回の議案調査は終了することに決定をしました。

平成26年2月26日、出席委員7名、事務局2名で委員会を開会しました。所管事務調査、都市計画マスタープランにおける道路整備状況についての最終報告の提出について協議をしました。

視察の報告書は3月14日以前に全員に配付をするということで決定いたしました。

報告は以上です。

○議長（八木 栄君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

---

#### ◎議会改革特別委員会委員長報告

○議長（八木 栄君） 日程第5、議会改革特別委員会委員長報告を委員長から報告願います。

議会改革特別委員会委員長お願いします。

12番、藤田和寿君。

〔議会改革特別委員会委員長 藤田和寿君登壇〕

○議会改革特別委員会委員長（藤田和寿君） 12番、藤田。

それでは、議会改革特別委員会から委員会活動について御報告申し上げます。

12月24日、役場4階第2会議室にて、午前9時から11時半まで委員13名で第30回委員会を行いました。

議会基本条例案にかかわる当局との協議が終了した案について協議をいたしました。

主に、3条の討議と議論の違いについて確認、6条の会議の公開と秘密会の取り扱いについて確認、解説文について2カ所訂正を行い、案についてお諮りしたところ、原案を素案とすることと決定しました。

次に、今後のスケジュールについて協議をし、今後、法令審査とパブリックコメントを行



い3月定例会で上程すること、またパブリックコメントは1月20日から2月19日までの1カ月間を行うこと、公開する場所として役場及び図書館の情報コーナー、各自治会、ホームページ及び議会だよりにて公開し募集すること、また出された意見については委員会で協議し決定し、委員会を終了いたしました。

2月27日、役場4階第2会議室にて午前9時から11時まで委員13名で第31回委員会を行いました。

まず、パブリックコメントについて協議を行いました。いただいたパブリックコメントは1件でした。内容は第4条、議員の行為規範についてであり、議会は町民に対し疑惑や不信を招く事案が起因した場合は、直ちに特別倫理委員会の設置の条項が必要との意見でした。回答について協議を行い、本条例に追加しなくても担保されており、修正しないことと決定しました。

理由として、議員は公職選挙法、政治資金規制法等の政治活動に関する諸法令を厳守し、常に規範意識を持って行動しなければならないこと、御指摘のような事案については地方自治法や会議規則の第95条及び第96条に沿って対応すること、また町民の皆様からの意見を伺う場として議会報告会や出前会議を設けており、御指摘のような事案について問題を町民から御提起いただく場があることなどが理由です。

また、日程について協議し、議会基本条例については町当局に報告後、3月定例会に発議することと決定しました。

次に、議員目標と議会目標について協議しました。

平成25年度議員目標の自己評価について1番議員から順次発表を行い、引き続き平成26年度議員目標を設定し、平成25年度自己評価と26年度目標をホームページにアップすることといたしました。

議会目標につきましては、3月25日までに各議員から3項目御提出いただき、次回委員会で決定することを決めました。

最後に、特別委員会の今後の活動について協議を行い、議員目標及び議会目標の設定と評価を行うこと、また制定後の議会基本条例の規則要綱などを検討し作成することを確認し決定しました。

次回委員会は3月30日、午前9時より決定し、委員会を終了いたしました。

以上で、議会改革特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（八木 栄君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

---

### ◎議会広報推進特別委員会委員長報告

○議長（八木 栄君） 日程第6、議会広報推進特別委員会委員長報告を委員長から報告願

ます。

議会広報推進特別委員会委員長、お願いいたします。

1 番、増田剛士君。

〔議会広報推進特別委員会委員長 増田剛士君登壇〕

○議会広報推進特別委員会委員長（増田剛士君） 議会広報推進特別委員会委員長報告を行います。

まず初めに、吉田町議会だよりについて報告いたします。

第71号より新しい記事企画として町民の声を聞くということをコンセプトにインタビュー記事を掲載することとし、「おつかれさんです」というタイトルで町内にて活躍されているさまざまな団体にスポットを当てるコーナーを設けました。

第71号では吉田町花の会、第72号では吉田町消費者グループの皆様を取り上げました。次回の第73号では、吉田町健康づくり食生活推進協議会の皆様を取り上げます。現在は、委員会で対象団体を決めてインタビューに応じていただいております。将来的にはうちの団体も取り上げてほしいというようなことになるよう期待しております。

次に、広報推進策として、町のホームページ内の議会ページの充実についてです。こちらは更新するのに使い勝手が余りよろしくないのですが、これまでに定例会の日程、議案、一般質問の質問者、通告書、議案結果をPDF化し公開してまいりました。今後の予定として、議員名簿に議員の顔写真、各委員会報告、議会報告会の報告書を、準備が整い次第公開していく予定であります。

また、議会基本条例が制定された後に、この条例と条例にうたわれている議会評価を順次公開していくことを決定いたしました。

さらに、その他の広報手段として議会ページに公開されている情報などを紙媒体としてファイリングしたものを庁舎ロビー、町内4自治会の会館に議会コーナーとして置かせていただき、町民の皆様に情報提供させていただくことを決定いたしました。

今後の課題として、インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジーの略でICT、情報通信技術の活用についての取り組みが挙げられました。ICT導入の先進地である千葉県流山市市議会への視察研修を実施し、ICTを活用した広報推進について研究していくことを全会一致で決定いたしました。

以上、議会広報推進特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（八木 栄君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

---

#### ◎議案第1号～議案第32号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（八木 栄君） 次に、会議規則第35条の規定により日程第7、第1号議案から、日程

第38、第32号議案までの32議案を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成26年第1回吉田町議会定例会に上程をいたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回、上程いたします議案は条例の一部改正について12件、条例の制定について1件、補正予算について6件、当初予算について7件、用地の取得について1件、事務の委託について1件、町道の路線廃止について1件、町道の路線認定について1件、人事案件について2件の合計32件でございます。

なお、今回上程をします第6号議案から第13号議案までの8議案につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）並びに社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）が平成24年8月22日それぞれ公布され、平成26年4月1日から消費税及び地方消費税を合わせた税率が5%から8%に引き上げられたことに伴いまして、使用料、占用料及び利用料等に関しまして、増税された消費税相当額を適正に転嫁するため、関係する条例の一部改正、または新たに条例を制定する必要が生じたことから、今議会におきまして議案上程させていただきます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第1号議案は、吉田町社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律（平成25年法律第44号）が平成25年6月14日に公布され、社会教育法（昭和24年法律第207号）の一部が改正されたことに伴いまして、社会教育委員の委嘱基準につきまして条例で定める必要が生じたことから、法改正の趣旨に沿いまして、当町における社会教育委員の委嘱基準を新たに規定するとともに、あわせて社会教育委員の定数を見直し、文言等の整理を行う内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第2号議案は、吉田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、新たな行政課題に柔軟に対応できる行政組織及び職員の人材育成を主眼とした行政組織機構の構築を目指した平成26年4月1日から施行予定の行政組織機構改革に伴いまして、新たに参事の職を設置すること及び国・県から職員を受け入れる際に適切な給与設定ができるようにするため、当該条例で規定する行政職給料表及び級別職務分類表を改正する内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第3号議案は、吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、近年の医療水準の向上及び人口の高齢化の進展に伴い、医療費用の高騰、受診率の増加及び長期入院などの影響により、医療費が急激に伸び、国民健康保険事業会計は大変厳しい状況にありますことから、国民健康保険事業会計の健全な運営に資するため、低所

得者の負担軽減に配慮しつつ、国民健康保険税の税額を改定する内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第4号議案は、吉田町証人等の実費弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、吉田町条例のうち、既に行われました法改正等に伴いまして、法律名の名称や条項ずれなどの改正漏れがありました5つの条例につきまして、適切な法律名、条項等に一括して整理しようとする内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第5号議案は、吉田町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は現在川尻地内建設中のすみれ保育園の園舎が、本年3月末までに完成することに伴いまして、本条例を別表で規定しておりますすみれ保育園の住所を変更する必要が生じたことから、所要の改正を行うとともに、現在、老朽化等により休園中のあやめ保育園を本年3月末に閉園しますことから、別表から削除する内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第6号議案は、吉田町使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、消費税法等の改正に伴いまして、平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられますことから、本条例で規定しております中央公民館、吉田町勤労者会館、図書館視聴覚ホールの使用料に当該消費税等増加分を適正に転嫁しようとする内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第7号議案は、吉田町体育館設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、消費税法等の改正に伴いまして、平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられますことから、本条例で規定しております吉田町総合体育館及び吉田町体育センター等の使用料に当該消費税等増加分を適正に転嫁しようとする内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第8号議案は、吉田町学習ホール設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、消費税法等の改正に伴いまして、平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられますことから、吉田町学習ホール等の使用料に当該消費税等増加分を適正に転嫁しようとする内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第9号議案は、吉田町展望台小山城設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、消費税法等の改正に伴いまして、平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられますことから、小山城の入場料に当該消費税等増加分を適正に転嫁しようとする内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第10号議案は、吉田町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、消費税法等の改正に伴いまして、平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられますことから、本条例で規定しております水道料金及び分担金に当該消費税等増加分を適正に転嫁するとともに、あわせて文言の整理を行う内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第11号議案は、吉田町健康福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、消費税法等の改正に伴いまして、平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられますことから、健康福祉センターのデイサービス施設の使用料に当該消費税等増加分を適正に転嫁しようとするとともに、介護保険事業のサービス提供施設となる同デイサービス施設の適正な使用料に資する内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第12号議案は、吉田町学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、消費税法等の改正に伴いまして、平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられますことから、町内の小・中学校の屋内運動場、屋外運動場等の施設の使用料に当該消費税等増加分を適正に転嫁するとともに、あわせて文言の整理を行う内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第13号議案は、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

本議案は、消費税法等の改正に伴いまして、平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられますことから、占用料、使用料及び利用料等について消費税等相当額を適正に転嫁するため、主として本文及び別表中に消費税等相当額が明記されております9つの関連する条例を、一括して整理しようとする内容の条例を制定することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第14号議案は、平成25年度吉田町一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

本議案は、平成25年度一般会計の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,243万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ115億9,259万9,000円とするとともに、榛南幹線整備事業費、交通安全施設整備費など、5つの事業費に係る合計5,352万6,000円の繰越明許費を設定するほか、地方債の限度額を、8億2,030万円を減額する補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第15号議案は、平成25年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

本議案は、平成25年度の国民健康保険事業特別会計の歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ1,847万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億5,752万3,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第16号議案は、平成25年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、平成25年度の後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ373万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億1,653万2,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第17号議案は、平成25年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、平成25年度介護保険事業特別会計の歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ1億2,765万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億2,091万3,000円とする補正

予算をお認めいただくとするものでございます。

第18号議案は、平成25年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、平成25年度の公共下水道事業特別会計の歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ1億542万6,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ9億6,225万6,000円とするとともに、地方債の限度額を6,750万円を減額する補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第19号議案は、平成25年度吉田町水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、平成25年度の水道事業会計予算につきまして、収益的収入の既定額から1,500万4,000円を減額し、総額を5億3,284万2,000円、収益的支出の既定額に580万5,000円を追加し、総額5億2,088万9,000円とするとともに、資本的収入の既定額から1億2,974万8,000円を減額し、総額を2,556万円に、資本的支出の既定額から3,322万4,000円を減額し、総額を5億2,606万2,000円にする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第20号議案は、平成26年度吉田町一般会計予算についてでございます。

本議案は、平成26年度の一般会計歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億6,700万円と定めるとともに、1の事業の債務負担行為の限度額を6,444万円に、11の事業につきまして総額7億2,810万円を限度とする地方債を起すこと及び一時借入金の最高額を10億円と定める予算をお認めいただくとするものでございます。

第21号議案は、平成26年度吉田町土地取得事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、平成26年度の土地取得事業特別会計の歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ8,472万8,000円と定める予算をお認めいただくとするものでございます。

第22号議案は、平成26年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、平成26年度の国民健康保険事業特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億7,220万3,000円と定めるほか、一時借入金の最高額を1億円と定めるとともに、保険給付費に係る款内流用を規定した予算をお認めいただくとするものでございます。

第23号議案は、平成26年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、平成26年度の後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ2億1,451万3,000円と定める予算をお認めいただくとするものでございます。

第24号議案は、平成26年度吉田町介護保険事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、平成26年度の介護保険事業特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億9,208万4,000円と定めるほか、保険給付費に係る款内流用を規定した予算をお認めいただくとするものでございます。

第25号議案は、平成26年度吉田町公共下水道事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、平成26年度の公共下水道事業特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,675万4,000円と定めるとともに、公共下水道事業につきまして総額1億6,480万円を限度とする地方債を計上するほか、一時借入金の借り入れの最高額を2億5,000万円に定める予算をお認めいただくとするものでございます。

第26号議案は、平成26年度吉田町水道事業会計予算についてでございます。

本議案は、平成26年度の水道事業会計予算につきまして、収益的収入の総額を5億8,596万9,000円とし、収益的支出の総額を5億4,441万3,000円とするとともに、資本的収入の総

額を2,151万1,000円とし、資本的支出の総額を4億977万9,000円として、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する3億8,826万8,000円は減債積立金1,900万円、建設改良積立金2,500万円、過年度分消費税資本的収支調整額1,717万2,000円、過年度分損益勘定留保資金2億4,021万3,000円、当年度分損益勘定留保資金9,088万3,000円で補填するものと定め、一時借入金の限度額を5,000万円と定めるなどの内容とする予算をお認めいただくものがございます。

第27号議案は、防災公園整備事業用地の取得についてでございます。

本議案は、防災公園整備事業用地としまして吉田町神戸地内の25筆、8,118.62平方メートルを12名の地権者から1億1,949万226円で取得することにつきまして議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものがございます。

第28号議案は、吉田町と静岡市との間の消防指令業務に関する事務の委託についてでございます。

本議案は、平成28年4月1日からの静岡地域消防救急広域化を踏まえ、消防指令業務の円滑な移行を確保するため、地方自治法第252条の14第1項に基づき、静岡市に消防指令業務に関する事務の管理及び執行を委託するための規約を定め、同時に消防指令業務に関する事務の管理及び執行を委託することにつきましてお認めいただくものがございます。

第29号議案は、町道の路線廃止についてでございます。

本議案は、都市計画道路榛南幹線の一部供用開始に伴いまして、住吉地内に1路線、川尻地内に9路線の道路区間を変更する必要がありますことから、一旦この10路線を廃止することについてお認めいただくものがございます。

第30号議案は、町道の路線認定についてでございます。

本議案は、都市計画道路榛南幹線の一部供用開始及び片岡地内の開発行為に伴いまして、道路区間が変更された道路及び分譲開発による開発道路を町道として再度認定する必要がありますことから、住吉地内の6路線、川尻地内の17路線及び片岡地内の1路線につきまして、町道路線認定をお認めいただくものがございます。

第31号議案は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

本議案は現委員であります大畑一松委員が平成26年9月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き吉田町神戸3897番地の1の大畑一松さんを人権擁護委員に推挙することにつきましてお認めいただくものがございます。

第32号議案は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

本議案は、現委員であります久保田和子委員が平成26年9月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き吉田町住吉507番地の1の久保田和子さんを人権擁護委員に推挙することにつきましてお認めいただくものがございます。

なお、第27号議案、防災公園整備事業用地の取得についてにつきましては、本年3月31日までに当該用地取得事務を完了しなければならないことから、議会開会後の早期の議決をお願いするものがございます。

以上が上程をいたします32議案の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から申し上げます。

それでは、御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は10時30分といたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時30分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名全員であります。

それでは、各担当課長から上程議案の詳細説明をお願いいたします。

最初に、総務課長、田村政博君。

総務課長、田村政博君。

〔総務課長 田村政博君登壇〕

○総務課長（田村政博君） 総務課でございます。

第2号議案、第4号議案、第6号議案、第13号議案、第21号議案、第31号議案及び第32号議案の計7議案について御説明申し上げます。

初めに、第2号議案 吉田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての内容につきまして御説明申し上げます。

議案書3ページから7ページまで及び参考資料ナンバー2、2-2、2-3をごらんください。

本議案は、吉田町を取り巻く新たな行政課題に柔軟に対応できる行政組織の構築及び幹部職員の人材育成を主眼とした行政組織機構の構築を目指した平成26年4月1日施行予定の行政組織機構改革に伴いまして、新たにグループ制の導入に伴う参事の職を設置及び今後国・県から幹部級の職員を受け入れる際に適切な給料設定ができるようにするため、当該条例で規定する行政職給料表に7級の欄を設けるとともに、7級職に位置づける職は参事及び理事の職にするため、級別職務分類表を改正しようとする内容の条例改正をお認めいただくものがございます。

改正の内容でございますが、別表第1に規定されております行政職給料表をこれまでの6級制から7級制に移行するため、同表に7級の欄を追加するものがございます。

なお、追加します7級の欄につきましては、現行の1級から6級までの行政職給料表と同様に、国家公務員の行政職給料表の7級部分を準用するものがございます。

また、別表第3の級別職務分類表でございますが、これまで6級に位置づけておりました理事を7級に位置づけるとともに、新たに設置する参事につきましては、町長の行う重要政策の決定を補佐し、グループの所掌事務に属する長期的な政策を形成し戦略を立てることや、グループ内の課の相互調整などのコーディネーターとしての役割など、高度な職務、職責を有することから、7級職に位置づけようとするものがございます。

施行期日は平成26年4月1日からでございます。

続きまして、第4号議案 吉田町証人等の実費弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。



議案書の11ページから13ページまで及び参考資料ナンバー4をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、吉田町条例のうち法改正等に伴いまして既に法律名の名称変更や条項ずれなどの軽微な事項の変更が生じていたにもかかわらず、改正がなされておりませんでした5つの条例につきまして適切な法律名、条項等に整理するため、一括して整理しようとする内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

条例の内容でございますが、第1条は吉田町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正でございます。

平成24年9月5日に地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、広聴会参加者等に対する実費弁償について定めた規定の改正が行われ、議会本会議の広聴会参加者及び参考人に対し、実費弁償の対象に加えられましたことから、該当する規定を整理するものでございます。

第2条は吉田町監査委員に関する条例の一部改正でございます。

平成20年4月1日に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行されたことに伴いまして、監査委員は健全化判断比率及び資金不足比率の監査を付すこととなりましたことから、該当する規定を整理するものでございます。

第3条は吉田町立隣保館設置条例の一部改正でございます。

平成12年に社会福祉事業法が社会福祉法に改称され、かつ同法第2条第3項第6号が同項第11号に繰り下げられましたことから、該当する規定を整理するものでございます。

第4条は社会福祉法人の助成に関する条例の一部改正でございます。

平成12年に社会福祉事業法が社会福祉法に改称され、かつ同法第56条が第58条に繰り下げられましたことから、該当する規定を整理するものでございます。

第5条は吉田町放課後児童クラブ室設置条例の一部改正でございます。

平成22年に障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律が制定されたことに伴いまして、児童福祉法の第6条の次に新たな条文が追加され、放課後児童健全育成事業の規定が第6条の2から第6条の3に繰り下げられましたことから、該当する規定を整理するものでございます。

施行期日は公布の日から施行しようとするものでございます。

続きまして、第6号議案 吉田町使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書の16ページから18ページまで、参考資料ナンバー6をごらんいただきたいと存じます。

本議案は消費税法等の改正に伴いまして、平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられますことから、電気料金やガス料金等の公共料金につきましても消費税等の増税分が当該料金に転嫁され、本町における中央公民館、吉田町勤労者会館、図書館視聴覚ホールの社会教育施設等につきましても維持管理費が増加することが予想されます。このため、受益者負担の原則から、本条例で規定しております中央公民館、勤労者会館及び図書館視聴覚ホールの使用料に、当該消費税増加分を適正に転嫁しようとする内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

改正の内容でございますが、別表に規定しております中央公民館、勤労者会館及び図書館視聴覚ホールの使用料につきまして、3施設とも一律に現行の使用料を1.05で除した後、1.08を乗じて得た額を改正後の使用料とするもので、算定後100円未満の端数が生じた場合は100円に切り上げるものでございます。

施設の使用料の額でございますが、まず中央公民館でございますが、1室及びホールの使用料は半日、全日、夜間の区分ともに100円を増額するものでございます。

なお、ホールにおいて冷暖房設備を使用した場合の使用料ですが、冷暖房につきましては半日、夜間は100円を増額、全日につきましては200円を増額となり、暖房設備につきましては半日、全日、夜間ともに従来に比べ200円を増額になるものでございます。

次に、勤労者会館でございますが、体育館、講習室、和室、その他の使用料は半日、全日、夜間の区分ともに100円を増額するものでございます。

次に、図書館の視聴覚ホール及び備品のピアノでございますが、視聴覚ホール、冷暖房設備及び備品のピアノの使用料は、それぞれ100円を増額するものでございます。

なお、使用料の納付期間についてでございますが、利用者の利便性を図るため、現行の使用許可を受けたときからを、使用後1月以内に改めるものでございます。

この条例の施行期日は平成26年4月1日から施行しようとするものでございます。

続きまして、第13号議案 消費税率及び地方消費税率の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

議案書の36ページから38ページ、参考資料ナンバー13をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律並びに社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律が平成24年8月22日に公布され、消費税及び地方消費税を合わせた税率が5%から8%に引き上げられることに伴いまして、占用料、使用料及び利用料等について消費税等相当額を適正に転嫁するため、主として本文中に消費税等相当額が明記されております9つの関連する条例を一括して改正する条例を制定することにつきましてお認めいただこうとするものでございます。

改正する内容でございますが、吉田町普通河川条例、吉田町都市公園条例、吉田町都市下水路条例、吉田町道路占用料等徴収条例、吉田町下水道条例、吉田町準用河川流水占用料等徴収条例、吉田町法定外道路管理条例、吉田町行政財産の目的外使用料条例の8条例につきまして、本則及び別表中の100分の5を100分の8に、または100分の100を100分の108に改めるものでございます。

吉田町漁港管理条例の1条例につきましては、他の8条例と同様に本文中100分の100を100分の108に改めるとともに、漁業協同組合を漁業協同組合吉田支所に、組合長を担当地事に文言の修正を行うものでございます。

この条例の施行期日は平成26年4月1日から施行するものでございます。

なお、吉田町下水道条例につきましては、経過措置としまして平成26年4月1日前から継続して公共下水道を使用している場合の使用料については、平成26年5月31日までの間に計量するものについては、従前の例によるものとしているものでございます。

続きまして、第21号議案 平成26年度吉田町土地取得事業特別会計予算についてでございます。

議案書の57ページから59ページ、参考資料の平成26年度吉田町一般会計及び特別会計予算に関する説明書の一般会計のページ215ページの次の吉田町土地取得事業特別会計をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、平成26年度の土地取得事業特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,472万8,000円と定める予算をお認めいただくとするものでございます。

主な予算内容は、土地を一般会計へ売り払う土地売払収入と、用地を取得するための財産取得費でございます。

それでは、歳入から御説明いたします。

1 款財産収入の5,769万3,000円は、土地開発基金の基金利子3万5,000円と大井神社前コミュニティ用地を一般会計へ売り払う土地売払収入の5,765万8,000円でございます。

2 款繰入金の2,700万円は、土地開発基金からの繰入金2,700万円でございます。

3 款繰越金は3万4,000円、4 款諸収入は1,000円で、歳入総額は8,472万8,000円でございます。

歳出につきましては、1 款総務費に歳入総額と同額の8,472万8,000円を計上させていただきましたが、内容としては基金への積み立てを行うための土地開発基金積立金7万円、用地を取得するための用地先行取得2,700万円と、土地開発基金へ繰り出すための繰出金5,765万8,000円でございます。

続きまして、第31号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

議案書87ページをごらんいただきたいと存じます。

現在、人権擁護委員に就任されております大畑一松委員が平成26年9月30日に任期満了となりますことから、静岡地方法務局長より候補者の推薦依頼がございました。町としましては、引き続き大畑一松さんを人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項に基づきまして、議会の御意見を求めるものでございます。

大畑さんの住所は吉田町神戸3897番地の1、氏名は大畑一松、生年月日は昭和23年3月10日で、現在65歳でございます。大畑氏は吉田町の地域の事情にも精通し、人権に対して深い御理解と熱意をお持ちの方であり、人権擁護委員として現在2期6年の御経験を積まれております。また、当初及び前回の推薦に当たりましては、地元の北区自治会から強い推薦をいただいた経緯がございまして、今回の推薦に当たりましては、本人、自治会の確認をさせていただいておりまして、人権擁護委員として適任であるものとして推薦をするものでございます。

続きまして、第32号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

議案書88ページをごらんいただきたいと存じます。

現在、人権擁護委員に就任されております久保田和子委員が平成26年9月30日に任期満了となりますことから、静岡地方法務局長より候補者の推薦依頼がございました。町としましては、引き続き久保田和子さんを人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項に基づきまして、議会の御意見を求めるものでございます。

久保田さんの住所は吉田町住吉507番地の1、氏名は久保田和子、生年月日は昭和22年6月1日で、現在66歳でございます。久保田氏は吉田町の地域の事情にも精通し、人権に対し

て深い御理解と熱意をお持ちの方であり、人権擁護委員として現在2期6年の御経験を積まれております。また、当初及び前回の推薦に当たりましては、地元の住吉自治会から強い推薦をいただいた経緯がございまして、今回の推薦に当たりましては、本人、自治会の確認をさせていただいております。人権擁護委員として適任であるものとして推薦をするものでございます。

以上が総務課からの7議案につきましての御説明でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 続きまして、企画課長、塚本昭二君。

企画課長、塚本昭二君。

〔企画課長 塚本昭二君登壇〕

○企画課長（塚本昭二君） 企画課でございます。

企画課からは第14号議案、第20号議案、第28号議案の3議案につきまして御説明を申し上げます。

最初に、第14号議案 平成25年度吉田町一般会計補正予算（第4号）につきまして御説明を申し上げます。

別冊の補正予算書をごらんいただきたいと思います。表紙裏側にあります第1条からでございますが、まず第1条第1項でございます。現計予算に歳入歳出それぞれ4,243万円を追加し、総額歳入歳出それぞれ115億9,259万9,000円とする内容を規定しております。

また、2項でございます。款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、1ページから4ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくものとしてございます。

次に、第2条でございますが、平成25年度の事業のうち、年度内に支出が終わらない見込みがあるものとして地方自治法第213条第1項の規定に基づいて翌年度に繰り越して使用することができる経費を5ページに掲げております。第2表、繰越明許費のとおり5つの事業につきまして総額5,352万6,000円お認めいただくものとしてございます。

繰り越しをお認めいただく事業費とその財源につきまして御説明申し上げます。

まず、交通安全施設整備につきましては、工事請負費に係る予算424万1,000円を繰り越すものとしてございます。繰り越す財源につきましては一般財源でございます。

次の児童福祉費につきましては、委託費に係る予算525万円を繰り越すものとしてございます。繰り越す財源につきましては県費補助金でございます。

次の水産基盤整備事業費につきましては、工事請負費の予算941万4,000円を繰り越すものとしてございます。繰り越す財源につきましては県補助金、起債、そして一般財源でございます。

次の土地区画整理事業費につきましては、委託料の予算291万6,000円を繰り越すものとしてございます。繰り越す財源につきましては、全て一般財源でございます。

次の榛南幹線整備事業費につきましては、工事請負費、公有財産購入費、そして補償金の予算3,170万5,000円を繰り越すものとしてございます。繰り越す財源につきましては、国庫補助金、起債、一般財源でございます。

なお、繰越明許につきましては、地方自治法施行令第146条第2項に基づきまして、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製して次の議会に御報告をするということになっておりますので、その手続に従って御報告をさせていただくものとしてございます。

次に、第3条でございますが、地方債の補正をお認めいただくとするものでございます。内容は6ページから8ページまでに掲げる第3表、地方債補正のとおりでございます。

まず、6ページに掲げております追加でございますが、これは今回新たに地方債を発行することをお認めいただくとするものでございまして、平成26年2月6日に成立した国の補正予算を受けた事業につきまして1,350万円を限度とする借り入れをお認めいただくとするものでございます。

次に、7ページに掲げました変更につきましては、これまでにお認めいただきました地方債につきまして限度額を変更しようとするものでございますが、4つの事業について事業費が確定いたしましたことから、限度額の変更をお認めいただくとするものでございます。

また、8ページに掲げました廃止につきましては、これまでにお認めいただきました地方債につきまして、起債を措置することを取りやめようとするものでございます。

起債を取りやめようとする事業につきましては7事業でございますが、そのうちコミュニティ広場整備事業、高齢者人材活用センター建設事業、すみれ保育園建設事業及び榛南幹線水路整備事業の4事業につきましては、起債限度額全額を地域の元気臨時交付金に財源振りかえすることから起債を取りやめるものでございます。

住吉幹線事業及び都市防災総合推進事業富士見幹線整備事業につきましては、事業の実施年度を平成26年度に移行させますことから取りやめることとなっております。

また、消防救急デジタル無線整備事業につきましては、全体の財源調整の中で一般財源を充てることが可能となりましたことから起債を取りやめるという内容となっております。

以上の内容が今回の補正予算の内容でございますが、引き続きその詳細につきまして別冊の説明書に沿って御説明申し上げます。

平成25年度吉田町一般会計補正予算（第4号）に関する説明書の3ページからごらんいただきたいと思っております。

まず、歳入でございますが、1款町民税につきましては4,261万3,000円の増額でございます。増額する要因といたしましては、個人町民税につきまして分離譲渡所得の増額や納税義務者の増員が主な理由となっております。

次に、4ページの2款地方譲与税でございますが380万円の減額でございます。

続いて4款配当割交付金につきましては520万円の増額となっております。

次に、5ページの5款株式等譲渡所得割交付金につきましては2,620万円の増額でございます。

6ページの6款地方消費税交付金につきましては1,900万円の増額でございます。

また、7款自動車取得税交付金につきましては300万円の減額となっております。

2款から7款までにつきましては、これまでの状況から決算額を見込んだ補正となっております。

次に、7ページの9款地方交付税でございますが306万9,000円の増額でございます。これは調整により減額されておりました普通交付税でございますが、今回成立いたしました国の補正予算によって全額追加交付されるということになりましたことから増額するものでございます。

次に、7ページの11款分担金及び負担金につきましては579万8,000円の減額、8ページの12款使用料及び手数料につきましては156万1,000円の減額でございます。これらはいずれも

これまでの実績を考慮した補正となっております。

9ページの13款国庫支出金でございますが8億2,056万3,000円の増額でございます。

1項1目の民生費国庫負担金につきましては790万2,000円の減額となっております。これは決算見込みにより社会福祉費負担金を234万3,000円、本算定により保険基盤安定制度負担金を19万9,000円増額するものの、受給対象児童数が当初見込みよりも下回ることとなりましたことから、児童手当国庫負担金を1,044万4,000円減額することとなるものが大きな要因でございます。

2目の衛生費国庫負担金につきましては214万7,000円の減額でございます。これはがん検診対象年齢者の変更により補助額を変更するものでございます。

2項1目の民生費国庫補助金につきましては1,034万9,000円の減額でございます。これは決算見込みにより社会福祉費補助金を572万2,000円減額するとともに、児童福祉費補助金の子育て支援交付金につきまして本年度から県補助金に移行いたしましたことにより462万7,000円の全額を減額するものでございます。

2目の衛生費国庫補助金につきましては140万8,000円の減額でございます。これは循環型社会形成推進交付金の内示額に沿って140万8,000円減額するものでございます。

4目の土木費国庫補助金につきましては1,111万7,000円の減額でございます。これは都市計画費補助金の既存住宅耐震診断事業費を決算見込みにより59万1,000円減額するとともに、社会資本整備総合交付金事業につきまして、国の補正予算を受けて実施する榛南幹線整備事業を増額するものの、当初から予算計上しておりました榛南幹線整備事業等につきまして内示額に沿って1,052万6,000円減額することによってトータルとして減額になるものでございます。

5目の教育費国庫補助金につきましては15万5,000円の減額でございます。これは実績による減額となっております。

11ページの6目の都市防災総合推進事業補助金につきましては2,515万円を減額するものでございます。これは国の内示に沿って減額するものとなっております。

7目の地域の元気臨時交付金につきましては8億7,897万6,000円を増額するものでございます。今回の補正予算措置によりまして国からの交付金15億8,984万2,000円の全額を財源化することとなります。

3項1目の総務費国庫委託金につきましては18万5,000円の減額でございます。これは中長期在留者住居地届出事務費に係る国の内示に沿って減額するものでございます。

次に、12ページの14款県支出金でございますが3,802万5,000円を減額するものでございます。これはほとんどがこれまでの事業実績に応じて補正するものでございます。

15ページの15款財産収入につきましては107万2,000円の増額でございます。

1項2目の利子及び配当金収入につきまして71万7,000円、2項2目の物品売払収入につきまして35万5,000円増額するものでございます。

16ページの16款寄附金につきましては5万円の増額でございます。

1項2目の指定寄附金につきましては、スポーツ振興のために御寄附いただいております。

次に、17款繰入金でございますが306万5,000円の減額でございます。これは2項1目の基金繰入金、教育振興基金繰入金につきまして120万円、緊急地震・津波対策事業基金繰入金につきまして186万5,000円をそれぞれ事業実績に合わせて減額をするものでございます。

18ページからの19款諸収入でございますが、事業実績などに応じて121万2,000円増額するものでございます。

そのうち5項2目雑入、総務費雑入の中の地域コミュニティ活性化助成事業助成金につきましては、公益財団法人静岡縣市町村振興協会の住民主体で取り組む団体を補助する自治体への助成制度の適用を受けることができましたことから計上するものでございます。

次に、20ページから20款町債でございますが、第3表、地方債補正の説明で申し上げました内容のとおり、追加、変更、廃止をそれぞれ予定させていただきまして、全体として8億2,130万円の減額となるものでございます。

以上が歳入でございますが、続きまして歳出の内容を御説明申し上げます。

22ページをごらんいただきたいと思います。

1款議会費でございますが、実績に基づきまして120万9,000円の減額でございます。

23ページの2款総務費につきましては2,627万9,000円の減額でございます。

1項総務管理費につきましては事業実績を踏まえて減額するものでございます。

25ページの2項徴税费につきましては職員人件費を減額する補正でございます。

3項戸籍住民基本台帳費につきましては事業実績による減額でございます。

4項選挙費につきましては、参議院議員選挙費及び県知事選挙費の精算に沿った補正となっております。

28ページでございますが、3款民生費でございます。1億2,905万8,000円の減額でございます。

1項社会福祉費につきましては、事業実績に伴う補正となり、ほとんどが減額となるものでございます。

31ページの5目心身障害者福祉費の心身障害者自立支援事業につきましては、不足すると見込まれる事業費を増額している部分がございます。

33ページの2項児童福祉費につきましては、事業実績に伴う補正でございます。

38ページをごらんいただきたいと思います。

4款衛生費でございますが2,487万9,000円の減額でございます。衛生費につきましても事業実績に沿って減額するものでございます。

続きまして43ページでございますが、5款労働費でございます。労働費につきましても事業実績を踏まえて7,000円減額する内容となっております。

44ページの6款農林水産業費でございますが3,332万1,000円の減額でございます。

3項水産業費につきましては、県の内示に沿って3,269万2,000円減額するものでございます。

45ページの7款商工費につきましては、事業実績に沿って1,950万円を減額するものでございます。

46ページでございますが、8款土木費でございます。1億4,121万8,000円の減額でございます。土木費につきましても事業実績や国の内示に伴いほとんどが減額の補正となりますが、49ページの4款都市計画費、3目街路事業費にございます榛南幹線整備事業費につきましては、当初計上しておりました事業を国の内示に合わせて減額する一方で、今回の国の補正を受けて採択されました事業費を追加計上するという内容となっております。

50ページをごらんいただきたいと思います。

9款消防費につきましては978万8,000円の減額でございますが、消防費につきましても事

業実績などに沿って減額するものでございます。

次に、53ページの10款教育費でございますが916万9,000円の減額となります。ほとんどが事業実績に伴う減額でございますが、2目事務局費の緊急連絡通信料、3目の教育諸費の小・中学校活動補助、2項小学校費と3項中学校費の就学援助費につきましては、不足が見込まれる額を増額計上しております。

61ページをごらんいただきたいと思えます。

12款公債費でございますが、689万7,000円の減額でございます。

1項2目利子につきまして、平成24年度で繰越明許を行った事業の事業費が減額となるものがございましたことなどから、借入額を減らしたことで償還利子の減額につながったものでございます。

最後に、13款諸支出金でございますが、4億4,375万5,000円の増額でございます。

2項1目基金費につきましては、各基金費に係る利息分を基金費に積み立てるとともに、財政調整基金積立金につきまして、今回、補正に際してすぐに財源化をすることのない収入を積み立てるものでございます。

教育振興基金費につきましては、返還された奨学金を教育振興基金に積み立てるものでございます。

また、地域の元気臨時交付金積立金につきましては、地域の元気臨時交付金のうち平成25年度末までに事業執行財源としないものを積み立てるものとしておりますが、今回まだ積み立てるための予算措置を行っていない1,594万3,000円を増額計上するものでございます。

これによりまして、地域の元気臨時交付金基金残高は4億3,406万4,000円となるものでございます。

これらが平成25年度吉田町一般会計補正予算（第4号）案の概要でございます。

続きまして、第20号議案 平成26年度予算吉田町一般予算について御説明申し上げます。

議案つづりの46ページをごらんいただきたいと思えます。

議案つづり46ページの第1条でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ101億6,700万円とし、またこの款項区分ごとの金額は47ページから53ページまでに掲載いたしております第1表、歳入歳出予算のとおりお認めいただくとするものでございます。この総額は前年度と比べますと4.9%の増加となります。

第2条は54ページに掲げました第2表、債務負担行為のとおり、静岡地域消防指令業務委託につきまして、平成27年度から平成34年度までの期間で6,444万円を限度とする債務を負担することをお認めいただくとするものでございます。

第3条につきましては、55ページから56ページに掲げました第3表、地方債のとおり、総額7億2,810万円の地方債を措置することをお認めいただくとするものでございます。

第4条につきましては、一時借入金の借り入れの最高額を10億円と定めることにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第5条は歳出予算の各項間の金額を流用することができる経費を定めるものでございまして、同一款内の各項に計上した経費のうち、人件費相互間において流用することができることを定めるものでございます。

それでは、47ページの第1表、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げますが、別冊の予算に関する説明書によって御説明をさせていただきたいと思えます。



それでは、説明書の3ページの歳入からごらんいただきたいと思います。

1 款の町税でございますが、52億9,782万3,000円を計上しております。対前年度比2,120万7,000円、0.4%の増加となります。歳入総額に占める割合につきましては52.1%となっております。

1 項町民税は20億8,487万円で、対前年度比1億2,429万1,000円、6.3%の増でございます。最近における景気動向や徴収実績を勘案いたしまして、個人町民税では対前年度比7%増の15億3,897万円を計上いたしております。また、法人町民税につきましては、対前年度比4.6%増の5億4,590万円を計上するものでございます。

3 ページから4 ページにかけての2 項固定資産税につきましては、対前年度比3%減の27億308万円を計上するものでございます。

3 項軽自動車税につきましては6,684万5,000円で、対前年度比48万9,000円の増でございます。

4 項町たばこ税でございますが、1億9,945万3,000円で、対前年度比1,771万円、8.2%の減を見込んでおります。

5 ページでございますが、5 項都市計画税につきましては、2億4,357万5,000円で対前年度比346万7,000円、1.4%の減を見込んでおります。これは償却資産を除く固定資産税の見込みを反映したものでございます。

次に、5 ページから6 ページにかけての2 款地方譲与税でございますが、9,520万1,000円で対前年度比160万円、1.7%の減を見込んでおります。これは平成25年度決算見込み額及び地方財政計画の伸び率などを勘案いたしまして、1 項地方揮発油譲与税につきまして2,730万円、2 項自動車重量譲与税を6,790万円、3 項地方道路譲与税を1,000万円計上するものでございます。

次に、3 款利子割交付金でございますが960万円、対前年度比70万円、7.9%の増を見込むものでございます。これは景気動向を勘案して計上しているものでございます。

7 ページをごらんいただきたいと思いますが、4 款配当割交付金につきましては、対前年度比1,040万円、131.6%の増となります1,830万円を計上するものでございます。

5 款株式等譲渡所得割交付金につきましては、対前年度比1,370万円、913.3%増となる1,520万円を見込んでおります。

8 ページの6 款地方消費税交付金でございますが、4億430万円、対前年度比9,630万円、31.3%の増となっております。これは県の地方消費税収入額の2分の1に相当する額が市町村に交付されるものでございますが、26年4月からの税率引き上げの影響額を見込んで計上したものでございます。

7 款自動車取得税交付金につきましては1,730万円、対前年度比2,110万円、54.9%の減となっております。これは自動車取得税の税率が平成26年4月から引き下げられることから減額するものでございます。

9 ページごらんいただきたいと思いますが、8 款地方特例交付金につきましては2,270万円、対前年度比30万円、1.3%の減となっております。

以上、6 ページから9 ページにかけての3 款利子割交付金から8 款地方特例交付金までは、平成25年度決算見込み額及び平成26年度の地方財政計画を勘案して、計上しているものでございます。

次に、9款地方交付税でございますが2億5,000万円で前年度と同額を見込んでおります。普通交付税につきましては1億5,000万円、特別交付税につきましては1億円を計上するものでございます。

10ページの10款交通安全対策特別交付金でございますが、対前年度比50万円、10%減の450万円を計上するものでございます。

11款分担金及び負担金につきましては1億4,529万5,000円と対前年度比886万2,000円、5%の増となっております。

1項分担金でございますが、水産基盤整備事業費の財源の一部に充てるため、吉田町漁港建設分担金徴収条例に基づいて徴収するものでございます。

10ページから11ページにかけての2項負担金でございますが、平成26年4月から開園する吉田町立子ども発達支援事業所の利用者負担金やすみれ保育園で実施する病後児保育利用者負担金を新たに計上する内容などが盛り込まれております。

11ページから14ページをごらんいただきたいと思います。12款使用料及び手数料につきましては6,476万円と対前年度比162万3,000円、2.6%の増でございます。1項使用料につきましては3.2%の増でございますが、これは占用料や各公共施設の使用料につきましては、平成25年度の状況を参考としたほか、消費税等相当額の転嫁も加味して見込んだものでございます。

13ページから14ページにかけての2項手数料につきましては0.3%の増となるものでございます。これは平成25年度の状況を考慮し、総務手数料、衛生手数料の増額を見込んだものでございます。

14ページをごらんください。

13款国庫支出金でございますが14億9,157万4,000円と対前年度比6億4,392万8,000円、76%の増でございます。1項国庫負担金につきましては5億8,029万8,000円の0.3%の減でございますが、児童手当費の減額が主な要因でございます。

15ページから17ページにかけての2項国庫補助金につきましては9億400万8,000円で250%の増でございます。新たな国庫補助金といたしましては、1目総務費国庫補助金でございます。内容につきましては、町内の防犯灯をLED照明に整備するための計画策定に対する国の補助4分の3と、社会保障税番号制度に係る地方公共団体のシステム整備等に係る国の補助金を新規に計上した次第でございます。

また、17ページ8目には臨時福祉給付金等給付事業補助金を新たに計上しております。

また、7目都市防災総合推進事業補助金でございますが、国庫補助金の収入時期に係る年度間調整がございまして、平成26年度に収入する額が多くなりましたことから、前年度と比べ大きく増加しております。

次に、18ページの3項国庫委託金でございますが726万8,000円で6.2%の増でございます。平成25年度の事業実績などを勘案してございます。

18ページから24ページにつきましては、14款県支出金でございますが5億382万6,000円と対前年度比4,395万7,000円、8%の減でございます。

18ページ、1項県負担金につきましては、2億2,990万6,000円で2.8%の増となりますが、これは1目民生費県負担金において、本年4月から開園する吉田町立子ども発達支援事業所の利用に伴う増加等を見込み、障害児施設措置費負担金を増額したことが増額の主な要因で

ございます。

19ページから21ページにかけての2項県補助金につきましては、2億1,577万4,000円で13.9%の減でございます。これにつきましては、4目農林水産業費県補助金の漁業基盤整備事業費が事業量の減少に伴って減少したことが減額の主な要因でございます。

22ページから24ページにかけての3項県委託金でございますが20.8%の減でございます。これは総務費県委託金において参議院議員選挙費や静岡県知事選挙費がなくなったことによるものでございます。

25ページから26ページをごらんいただきますと、15款財産収入でございますが1,317万6,000円、対前年度比23万1,000円、1.7%の減となっております。

16款の寄附金につきましては150万円と対前年度比50万円、50%の増でございます。一般寄附金につきまして実績などを考慮したものでございます。

27ページの17款繰入金でございますが7億7,689万2,000円と対前年度比3億1,556万6,000円、68.4%の増でございます。これは2項基金繰入金において、地域の元気臨時交付金基金と緊急地震津波対策事業基金から繰り入れて事業を行うこととなっておりますことから、大幅に増額となっているものでございます。

28ページをごらんいただきたいと思いますが、18款繰越金でございます。2億円を見込んでおります。28ページから33ページにかけての19款諸収入でございますが、1億695万3,000円と対前年度比4,690万2,000円、78.1%の増となっております。これは31ページ5項2目雑入の民生費雑入において、本年4月から開園する吉田町立子ども発達支援事業所に伴い、静岡県国民健康保険団体連合会からの児童発達支援事業収入を新たに見込むことや、32ページ、消防費雑入において、公益財団法人静岡縣市町村振興協会からの助成を受けることにより、消防救急デジタル無線整備事業交付金を計上していることが主な要因でございます。

34ページから35ページにかけての20款町債でございますが、10事業を対象とする起債と臨時財政対策債で合計7億2,810万円を予定しております。これは対前年度比6億1,200万円、45.7%の減という内容でございます。主な起債事業といたしましては、4目教育債の公民館改修事業に2億970万円を計上しております。また、臨時財政対策債につきましては、前年度より2,400万円減額となる3億3,300万円を計上しております。

以上が歳入の主な内容でございます。

続きまして、歳出でございますが36ページからごらんいただきたいと思いますが、

1款議会費でございますが1億143万4,000円と、対前年度比141万8,000円、1.4%の減でございます。

38ページの2款総務費でございますが、11億9,786万3,000円と、対前年度比1億5,287万2,000円、14.6%の増となっております。

1項の総務管理費でございますが9億5,471万5,000円で、対前年度比1億6,388万7,000円、20.7%の増となっておりますが、これは50ページ6目企画費の町立コミュニティ施設整備事業費や吉田町総合計画策定事業費が増加していることが増額の主な要因となっております。

60ページから62ページにつきましては、2項徴税费でございますが、1億6,361万円と対前年度比4.2%の増でございます。これは1目税務総務費の過年度分町税還付金の増によるものでございます。

63ページから64ページの3項戸籍住民基本台帳費につきましては5,970万5,000円で、対前

年度比7.2%の減となっております。これは社会保障税番号制度に係る地方公共団体のシステム改修費を新たに計上するものの、職員人件費の減が主な減額の要因となるものでございます。

65ページから68ページでございますが、4項選挙費につきましては1,506万6,000円で、対前年度比49.2%の減でございます。平成25年度に執行されました参議院議員選挙費及び県知事選挙費がなくなりましたことから減額となるものでございます。

68ページから69ページにつきましては5項統計調査費でございますが362万5,000円で、対前年度比68.2%の増でございます。これは平成26年度に5年に一度の経済センサス基礎調査、農林業センサス及び全国消費実態調査が実施されるために増額となるものでございます。

69ページから70ページにかけての6項監査委員費でございますが110万2,000円で、対前年度比5.0%の増でございます。

70ページ、3款民生費でございますが24億6,415万3,000円と対前年度比6億3,512万3,000円、20.5%の減となっております。

1項社会福祉費でございますが、12億2,337万1,000円で、対前年度比17.4%の増でございます。これは1目社会福祉総務費において臨時福祉給付事業費、4目老人福祉費において高齢者人材活用センター建設工事費がそれぞれ新規事業として加わっておりまして、また5目心身障害者福祉費において扶助費が増加したことなどが主な増額の要因となっております。

86ページの2項児童福祉費でございますが、12億4,057万円で、対前年度比39.7%の減でございます。これは1目児童福祉総務費において、子育てサポートの充実を図るための児童福祉費の増や、子ども発達支援事業費、子育て世帯臨時特例給付金給付事業を新たに増額計上するものの、すみれ保育園建設が完成いたしましたことから、全体としては減額となるものでございます。

102ページの3項生活保護費でございますが、前年度と同額の20万9,000円でございます。

103ページの4項災害救助費につきましては、頭出しの3,000円となっております。

103ページの4款衛生費でございますが16億7,938万8,000円と、対前年度比1,223万5,000円、0.37%の増でございます。これは1項1目保健衛生総務費の榛原総合病院負担金や、5目の母子保健衛生費の子供医療費の増額などの影響によるものでございます。

118ページの5款労働費でございますが288万9,000円と、対前年度比2万4,000円、0.8%の減でございます。

119ページの6款農林水産業費でございますが1億8,711万2,000円と、対前年度比2,410万円、11.4%の減でございます。

1項の農業費につきましては6,996万4,000円で、対前年度比6.5%の減でございます。これは職員人件費や5目農地費の大井川土地改良区負担金の減額が主な減額の要因でございます。

126ページの2項林業費でございますが873万6,000円で、対前年度比13.3%の減でございます。これは1目林業総務費の保安林等保護環境整備事業につきまして、緊急雇用創出事業臨時特例対策事業の中の重点分野雇用創出事業の対象となっております事業がございましたが、平成25年度で終了となることから減額となるものでございます。

127ページ、3項水産業費でございますが1億841万2,000円で、対前年度比14.1%減でございます。これは2目漁港管理費において水産基盤整備事業の事業量が減となったことによ

る減額でございます。

130ページの7款商工費でございますが7,719万2,000円と、対前年度比90万9,000円、1.2%の減となっておりますが、新たに133ページでございます1項2目商工業振興費の企業立地振興費の、内陸のフロンティアを拓く取り組みに係る農村地域工業等導入実施計画変更に伴う調査委託や、3目観光費の観光施設案内標識設置のための施設整備費と用地取得費を計上するものとなっております。

135ページをごらんいただきたいと思います。

8款土木費でございますが20億1,386万円と、対前年度比5億4,774万7,000円、37.4%の増でございます。このうち1項土木管理費につきましては、1億3,103万9,000円で、対前年度比21.46%の増でございます。

138ページの2項道路橋梁費でございますが2億9,635万9,000円で、対前年度比222.3%の増でございます。これは139ページの2目道路維持費において道路補修等のための維持修繕費を増額するとともに、新たに公共施設案内標識設置のための施設整備費などを計上いたしましたほか、3目道路新設改良費において、津波防災対策の避難路整備となる都市防災総合推進事業が増加したことなどが主な増加要因となっております。

141ページの3項河川費でございますが3,590万2,000円で、対前年度比56.8%の減でございます。これは3目河川新設完了費において榛南幹線水路事業費が終了したことが減額の主な要因でございます。

143ページ、4項都市計画費につきましては15億4,220万7,000円で、対前年度比31.3%の増でございます。これは都市防災総合推進事業として実施いたします3目街路事業費の住吉幹線整備事業費や、富士見幹線整備事業費、6目公園費の防災公園整備事業費が増加していることが主な増加要因でございます。

152ページの5項住宅費につきましては835万3,000円で、対前年度比5.3%の減でございます。

153ページの9款消防費につきましては4億7,903万1,000円と、対前年度比7,774万6,000円、14%の減となっております。

1目常備消防費に静岡地域消防救急広域化デジタル無線整備、3目消防施設2消防団第3分団詰所整備事業を増額計上するものの、5目災害対策費における津波避難タワー建設事業費が皆減となりましたことから、合計としては減額となるものでございます。

161ページ、10款教育費でございますが10億3,768万8,000円と、対前年度比4億6,435万3,000円、81%の増となっております。

1項教育総務費につきましては1億7,049万9,000円で、対前年度比19.3%の増でございます。これは3目教育諸費の教育振興事業費において、吉田町ラーニングプラン事業費を新たに計上していることなどが主な増加要因となっております。

168ページから178ページの2項小学校費につきましては1億9,446万3,000円で、対前年度比139.5%の増となっております。

これは各小学校屋内運動場天井等耐震化改修設計事業や、中央小学校のトイレ改修事業を計上いたしましたことなどから増額となっております。

178ページ、3項中学校費につきましては8,016万7,000円で、対前年度比81%の増でございます。これは1目学校管理費において、吉田中学校の屋内運動場天井等耐震化改修設計事

業や、屋内運動場屋根改修事業を計上していることが主な増額要因となっております。

183ページの4項社会教育費につきましては4億3,384万6,000円で、対前年度比182.6%の増でございます。これは187ページの2目公民館費において、中央公民館の耐震補強及び大規模改修事業費を計上いたしましたことから、大幅な増額となっているものでございます。

194ページから199ページの5項保健体育費につきましては1億5,871万3,000円で、対前年度比4.8%の増でございます。

続きまして、200ページから201ページにかけての11款災害復旧費でございますが、前年度同様4,000円を計上しております。

202ページからの12款公債費でございますが9億527万9,000円と対前年度比3,963万7,000円、4.6%の増となっております。

1項1目元金でございますが1,988万1,000円増の7億5,059万5,000円、2目の利子には1,975万6,000円増の1億5,468万3,000円を計上しております。

203ページから205ページにつきましては、13款諸支出金でございますが110万7,000円と、対前年度比47万6,000円、75.4%の増でございます。これは2項基金費において教育振興基金で奨学金返還金を積み立てるほか、基金利息分の積み立てを見込んだものでございます。

205ページにつきましては、14款予備費でございますが2,000万円と前年度と同額としております。

以上、ただいま御説明申し上げました内容によりまして、歳入歳出それぞれ101億6,700万円を計上させていただいております。

なお、本議案の参考資料といたしまして、参考資料ナンバー14の資料を用意させていただいておりますので、あわせてご覧いただきたいと思っております。

引き続きまして、第28号議案 吉田町と静岡市との間の消防指令業務に関する事務の委託についての内容を御説明させていただきます。

議案つづりの79ページをご覧いただきたいと思っております。

現在、当町は消防救急広域化につきまして島田市、牧之原市及び川根本町とともに、静岡市に消防事務を委託する方式で、3市2町による静岡地域消防救急広域化の実現を目指して調整を進めているところでございます。

この静岡地域消防救急広域化につきましては、全ての広域化参加自治体が運営方針や経費負担のルールなどに関しまして長時間を費やしまして協議し、内容を固めた静岡地域広域消防運営計画案を平成25年11月11日に合意する運びとなりましたことから、実現に向けた歩みが加速されるようになりまして、目下、平成28年4月1日の広域化移行に向けた環境整備に取り組んでいるところでございます。

この一環として、消防指令業務につきましても静岡地域の全域において一元的に管理運用していく必要がございますことから、全ての広域化参加自治体が静岡市に消防指令業務に関する事務の管理及び執行を委託する方針で調整が進んでおります。

このたび、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づく協議が整いまして、静岡市に消防指令業務に関する事務の管理及び執行を委託するための規約の成案ができましたことから、この規約によって事務を委託することにつきまして議会の議決をお願いする運びとなった次第でございます。

それでは、吉田町と静岡市との間の消防指令業務の事務委託に関する規約の内容についま

して御説明を申し上げます。

まず、第1条でございますが、委託事務の範囲を規定するものでございまして、消防指令業務に関する事務の範囲及び執行につきまして、当町が静岡市に委託することを定める内容となっております。

第2条でございますが、管理及び執行の方法を規定するものでございます。事務委託の管理及び執行につきましては、静岡市の例規によることとする内容となっております。

第3条につきましては、経費の負担に関する基本ルールを規定するものでございまして、第1項では委託事務管理及び執行に要する経費は静岡市が支弁し、その費用は当町が負担するという原則を規定したものでございます。

2項では、静岡市長は各年度における事務経費の見積もりに関する書類をあらかじめ吉田町長に送付することを義務づける内容を規定しております。

また、3項でございますが、事務経費の額及びその支払い時期等につきまして、吉田町長と静岡市長との間で協定を締結して定めることを規定する内容となっております。

4条には経理の方法につきまして規定しております。

第5条は予算の調整等についての規定でございますが、委託事務の管理及び執行にかかわる予算に過不足が生じた場合の処理方法を規定するものでございます。

第6条は協議についての規定でございますが、委託事務の適正な管理及び執行を図るために、吉田町長と静岡市長は定期的に協議を行うようにすることを定めるものでございます。

第7条は条例等の制定、改廃に関する規定でございますが、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、または改廃しようとする時の手続を定めたものでございます。

第8条につきましては、この規約に定めのない事項については、吉田町長と静岡市長との協議によって定めるということを規定する委任規定でございます。

附則につきましては、第1項で施行時期を平成26年4月1日とすることを規定しておりますが、第2項でこの施行期日の定めにかかわらず、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間については、消防指令業務にかかわるシステム構築や試験稼働など、消防指令業務の体系の円滑な移行を確保するための作業に充てる特例期間とする規定を置き、第3項では委任事務の全部、または一部を廃止する場合における手続を規定する内容となっております。

これが吉田町と静岡市との間の消防指令業務の事務委託に関する規約の内容でございますが、静岡地域消防救急広域化に参加する2市2町は、この規約と同一の内容をもって静岡市に事務委託することにつきまして、それぞれの議会において議案を上程することとなっております。

以上が第28号の内容でございます。

以上、3議案につきまして御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 次に、町民課長、久保田千江子君。

町民課長、久保田千江子君。

〔町民課長 久保田千江子君登壇〕

○町民課長（久保田千江子君） 町民課でございます。

町民課からは、今定例会に第3号議案、第15号議案、第16号議案、第22号議案、第23号議案の5議案についてお認めをいただこうとするものでございます。

それでは、最初に第3号議案 吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書の8ページから10ページ、参考資料ナンバー3の新旧対照表をごらんください。

近年、国民健康保険事業の運営は大変厳しい状況でございます。当町におきましても、平成25年度は保険給付費の急激な増加による資金不足を国民健康保険給付費等支払い準備基金からの繰り入れで賄いましたが、平成26年度予算を編成するに当たり、不足する財源を確保するため、国民健康保険税率の改正と、あわせて均等割、平等割の軽減率の改正を行おうとするもので、国民健康保険運営協議会に税率改正を諮問し答申をいただいたことで、今議会に議案を上程しお認めをいただこうとするものでございます。

具体的には、第3条第1項中、被保険者に係る所得割の税率を100分の4.5を100分の6.3に改め、第5条中、被保険者均等割額を被保険者1人について1万2,000円を2万4,000円に改め、第23条、国民健康保険税の軽減では、減額する額を第1号では6割から7割への軽減率の改正に伴い、ア中、被保険者均等割額を被保険者1人について7,200円を1万6,800円に改め、同号イ中、世帯別平等割額を特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は1万7,280円を2万160円に、特定世帯は8,640円を1万800円に、特定継続世帯は1万2,960円を1万5,120円に改め、同号ウ中、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を被保険者1人について6,480円を7,560円に改め、同号エ中、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額を介護納付金課税被保険者1人について7,200円を8,400円に改め、同条第2号は4割から5割への軽減率の改正に伴い、ア中、被保険者均等割額を被保険者1人について4,800円を1万2,000円に改め、同号イ中、世帯別平等割額を特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は1万1,520円を1万4,400円に、特定世帯は5,760円を7,200円に、特定継続世帯は8,640円を1万800円に改め、同号ウ中、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を被保険者1人について4,320円を5,400円に改め、同号エ中、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額を介護納付金課税被保険者1人について4,800円を6,000円に改め、今回の改正により2割軽減を申請するために第2号の次に第3号を加え、軽減の判定基準を法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき35万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者、前2号に該当する者を除くとし、第1号、第2号と同様にア中、被保険者均等割額を被保険者1人について4,800円、イ中、世帯別平等割額を特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は5,760円に、特定世帯は2,880円、特定継続世帯は4,320円と定め、ウ中、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を被保険者1人について2,160円、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額を介護納付金被保険者1人について2,400円とし、附則によりこの条例の施行期日を平成26年4月1日とすることと、適用区分を定めるものでございます。

以上が第3号議案 吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての説明でございます。

続きまして、第15号議案 平成25年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを御説明申し上げます。

議案書の40ページと、別冊の平成25年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算書及び補正予算に関する説明書をごらんください。

今回の補正は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,847万8,000円を減額し、歳入歳



出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億5,752万3,000円とする補正予算でございます。

今回の補正では、国及び県支出金の交付額が減額となる見込みとなりましたことから、国民健康保険税等を増額し対応させていただくものでございます。

歳入から御説明申し上げます。

補正予算に関する説明書の3ページ、4ページをごらんください。

1款国民健康保険税は2,889万2,000円の増額でございます。一般被保険者の現年度分は収入調定額からの見込みにより1,141万1,000円の増額、滞納繰越分は実績から1,509万3,000円の増額、退職被保険者分では現年度分を148万3,000円の増額、滞納繰越分を90万5,000円の増額でございます。

5ページをごらんください。

3款国庫支出金は2,534万9,000円の減額でございます。国庫負担金では療養給付費等負担金が102万7,000円の減額、高額医療費共同事業負担金が107万3,000円の減額、特定健康審査等負担金が24万6,000円の増額、国庫補助金では財政調整交付金が2,349万5,000円の減額でございます。

6ページをごらんください。

6款県支出金は4,334万円の減額で、県負担金では高額医療費共同事業が107万3,000円の減額、特定健康審査等負担金が24万6,000円の増額、県補助金では財政調整交付金の交付見込みにより4,251万3,000円の減額でございます。

7ページをごらんください。

7款共同事業交付金は1,455万3,000円の増額で、高額医療費共同事業交付金521万円、保険財政共同安定化事業交付金934万3,000円で交付額の確定による増額でございます。

8款財産収入は基金利子で実績から12万5,000円の減額でございます。

8ページ、9ページをごらんください。

9款繰入金は840万2,000円の増額でございます。国民健康保険給付費等支払準備基金繰入金から764万2,000円の増額、一般会計からの繰入金は保険基盤安定繰入金のうち、低所得者に対する保険税軽減分を24万3,000円、保険者支援分を39万7,000円の増額、保険事業繰入金は特定健康審査で県の補助対象となった検査項目に係る経費について繰り入れるもので12万円の増額でございます。

11款諸収入は151万1,000円の減額でございます。一般被保険者第三者納付金を147万2,000円、前期高齢者療養費を3万9,000円、いずれも実績による減額でございます。

次に、歳出を御説明申し上げます。

10ページ、11ページをごらんください。

2款保険給付費は55万円の増額でございます。葬祭費の支払い件数の増加によるもので55万円の増額でございます。このほか、財源の振りかえでございます。

12ページをごらんください。

3款後期高齢者支援金等、6款介護納付金は財源の振りかえでございます。

13ページをごらんください。

7款共同事業拠出金は、拠出金額の確定により1,902万8,000円の減額でございます。高額医療費拠出金は429万2,000円、保険財政共同安定化事業拠出金は1,473万6,000円の減額でございます。

14ページの8款保健事業費、15ページの9款基金積立金は財源の振りかえでございます。

以上が平成25年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についての説明でございます。

次に、第16号議案 平成25年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

議案書の41ページと、別冊の平成25年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算書及び補正予算に関する説明書をごらんください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ373万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,653万2,000円とする補正予算でございます。今回の補正は保険料の本算定に基づき、後期高齢者医療広域連合納付金を見込んだものでございます。

補正予算に関する説明書の2ページをごらんください。

歳入でございます。

1款後期高齢者医療保険料は285万4,000円の減額でございます。現年度分は427万1,000円の減額、滞納繰越分は実績により141万7,000円の増額でございます。

3款繰入金は、保険基盤安定に係る一般会計からの繰入金で87万6,000円の減額でございます。

3ページをごらんください。

歳出でございます。

1款後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料と一般会計からの保険基盤安定繰入金を後期高齢者広域連合へ納付するもので373万円の減額でございます。

以上が平成25年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についての説明でございます。

次に、第22号議案でございます。平成26年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

議案書の60ページから63ページと、別冊の吉田町一般会計・特別会計予算に関する説明書の吉田町土地取得事業特別会計の次に、吉田町国民健康保険事業特別会計がございますのでごらんください。

最初に、議案書の61ページをごらんください。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億7,220万3,000円と定めるものでございます。

第2条では、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額を1億円と定めるものでございます。

第3条では、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の保険給付費における各項間の流用について定めるものでございます。

それでは、議案書の62ページ、63ページ、予算に関する説明書の3ページからごらんください。

平成26年度当初予算は、歳入歳出それぞれ28億7,220万3,000円とする予算で、前年度と比較いたしますと8.1%の増でございます。この増加の要因といたしまして、平成25年度の療養給付費の増加が大変大きかったため、平成26年度も約4%の増加を見込んでおります。このため保険給付費が前年度当初予算に比べ11.9%の増加となっております。

それでは、歳入から御説明させていただきます。

1 款国民健康保険税は 8 億 3,559 万 3,000 円で、前年度に比べ 1 億 3,162 万 7,000 円、18.7% の増でございます。一般被保険者分といたしまして 7 億 4,515 万円、退職被保険者分といたしまして 9,044 万 3,000 円、これは税率の改正による増額を見込んだ額でございます。

保険税の算定は歳出総額から歳入のうち国や県の支出金、療養給付費等の交付金、一般会計繰入金等を差し引いた残額を必要額として計上しております。

5 ページ、6 ページをごらんください。

2 款使用料及び手数料は 10 万円で、前年度と同額でございます。

3 款国庫支出金は 5 億 6,800 万 2,000 円で、前年度に比べ 2,774 万 1,000 円、5.1% の増でございます。これは歳出の療養給付費の増加により、国庫負担金が増加したためでございます。国庫負担金は療養給付費等負担金 5 億 294 万 4,000 円、高額医療費共同事業負担金 1,482 万 5,000 円、特定健康審査等負担金 380 万 9,000 円、国庫補助金では財政調整交付金 4,642 万 4,000 円でございます。

7 ページをごらんください。

4 款療養給付費等交付金は 2 億 180 万 1,000 円で、前年度に比べ 1,326 万 9,000 円、7.0% の増でございます。この交付金は退職者の療養給付費等のうち保険税で賄うことのできない部分を、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

5 款前期高齢者交付金は 6 億 2,888 万 4,000 円で、前年度に比べ 3,031 万 1,000 円、5.1% の増となっております。この制度は国保被用者保険の 65 歳から 74 歳の偏在による保険者間の負担の不均衡を、各保険者の加入者数に応じて調整するもので、保険者から徴収する前期高齢者納付金を財源とし、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

8 ページをごらんください。

6 款県支出金は 1 億 5,208 万 7,000 円で、前年度に比べ 307 万 7,000 円、2.0% の減となっております。県負担金は高額医療費共同事業負担金 1,482 万 5,000 円、特定健康審査等負担金 380 万 9,000 円、県補助金では財政調整交付金 1 億 3,345 万 3,000 円でございます。

9 ページをごらんください。

7 款共同事業交付金は 3 億 2,659 万 9,000 円で、前年度に比べ 3,829 万 3,000 円、13.3% の増となっております。高額医療費共同事業交付金は 6,032 万 7,000 円で、レセプト 1 件 80 万円超の高額な医療費の発生による影響を緩和するため、各市町村国保からの拠出金を財源として、都道府県単位で費用負担を調整し、国及び県は支出金の一部を負担するものでございます。

また、保険財政共同安定化事業交付金は 2 億 6,627 万 2,000 円で、市町村国保間の保険料の平準化を図るため、静岡県では 1 件 10 万円超の医療費について市町国保からの拠出金を財源として、県単位で費用負担を調整するものでございます。

8 款財産収入は 3 万 5,000 円で、前年度に比べ 11 万 5,000 円、76.7% の減でございます。

10 ページ、11 ページをごらんください。

9 款繰入金は 1 億 4,688 万 7,000 円で、前年度に比べ 2,194 万 6,000 円、13.0% の減でございます。国民健康保険給付費等支払準備基金からの繰入金は 7,700 万円、一般会計からの繰入金は、保険基盤安定繰入金のうち保険税軽減分 3,558 万 3,000 円、保険者支援分が 1,072 万円、このほか職員給与費等繰入金 1,154 万 4,000 円、出産育児一時金等繰入金 1,092 万円、財政安定化支援事業繰入金 100 万円でございます。

10款繰越金は1,000万1,000円で、前年度と同額でございます。

12ページ、13ページをごらんください。

11款諸収入は221万4,000円で、9万9,000円、4.3%の減で、延滞金、預金利子と雑入の第三者協議納付金などがございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出でございます。

14ページから16ページをごらんください。

1款総務費は1,363万3,000円で、前年度に比べ121万8,000円、9.8%の増でございます。総務管理費は1,004万3,000円、徴税費327万6,000円、運営協議会費は31万4,000円でございます。平成26年度に給付関係のシステム改修が予定されておりますことから、この委託料が増額となっております。

16ページから21ページをごらんください。

2款保険給付費は19億2,090万4,000円で、前年度に比べ2億380万2,000円、11.9%の増で、平成25年度の保険給付費の増加を考慮し計上させていただいたものでございます。

主な支出といたしましては、療養諸費のうち療養給付費では、一般被保険者療養給付費15億1,961万7,000円、退職被保険者等療養給付費1億6,318万3,000円、療養費では一般被保険者療養費1,441万3,000円、退職被保険者等療養費189万2,000円、審査支払手数料406万5,000円でございます。高額療養費では、一般被保険者高額療養費1億8,011万8,000円、退職被保険者等高額療養費1,857万7,000円でございます。このほか、出産育児諸費のうち、出産育児一時金は1,638万円、支払手数料9,000円、葬祭諸費は190万円でございます。

22ページをごらんください。

3款後期高齢者支援金等は3億8,703万円で、前年度に比べ613万円、1.6%の減でございます。後期高齢者支援金と関係事務費拠出金でございます。後期高齢者療養の給付等に関する費用の約4割は、国保や被用者保険などの現役世代が加入する保険者から、社会保険診療報酬支払基金が徴収する後期高齢者支援金が充てられております。

23ページをごらんください。

4款前期高齢者納付金は30万9,000円、前年度に比べ18万2,000円、37.1%の減でございます。前期高齢者納付金28万1,000円、事務費拠出金2万8,000円で、国保被用者保険の65歳から74歳の前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を各保険者の加入者数に応じて調整するものでございます。

24ページをごらんください。

5款老人保健拠出金は1万5,000円で、前年度に比較いたしまして2,000円、11.8%の減でございます。

6款介護納付金は1億7,986万8,000円で、前年度と比較いたしまして26万4,000円、0.1%の増でございます。介護保険法の40歳から64歳までの第2号被保険者を対象とし、社会保険診療報酬支払基金に納付するものでございます。

25ページ、26ページをごらんください。

7款共同事業拠出金は3億2,827万9,000円、前年度に比較いたしまして1,454万9,000円、4.6%の増でございます。高額医療費拠出金が5,930万2,000円、保険財政安定化事業拠出金2億6,897万6,000円、その他共同事業拠出金1,000円でございます。保険財政共同安定化事

業の対象医療費の見込み額の増加により、市町の拠出金も増加となっております。

27ページ、28ページをごらんください。

8款保健事業費は3,006万3,000円で、前年度に比較して225万3,000円、8.1%の増となっております。特定健康審査等事業費2,122万6,000円、保険事業費883万7,000円でございます。糖尿病等の生活習慣病の予防のために実施する特定健康審査や特定保健指導、人間ドック委託料などの経費でございます。

29ページをごらんください。

9款基金積立金は、国民健康保険給付費等支払準備基金へ財産収入の基金利子を積み立てるもので3万5,000円でございます。

10款公債費は一時借入金償還利子で、前年度と同額の6万3,000円でございます。

30ページ、31ページをごらんください。

11款諸支出金は200万4,000円で、前年度と比較しまして34万7,000円、20.9%の増となっております。これは保険税還付金と償還金でございます。

32ページをごらんください。

12款予備費は1,000万円で、前年度と同額でございます。

以上が、平成26年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算についての説明でございます。

次に、第23号議案 平成26年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算について御説明申し上げます。

議案書の64ページから67ページと、別冊の吉田町一般会計及び特別会計予算に関する説明書の吉田町国民健康保険事業特別会計の次に、吉田町後期高齢者医療事業特別会計がございますので、ごらんください。

最初に議案書の65ページをごらんください。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,451万3,000円と定めるものがございます。前年度に比べ131万7,000円、0.6%の増となっております。

歳入から御説明申し上げます。

予算に関する説明書の2ページをごらんください。

1款後期高齢者医療保険料は1億7,597万9,000円で、前年度に比べ1.2%の減でございます。保険料は加入者の皆様から医療給付費などの費用額の約1割を負担していただいているもので、後期高齢者医療広域連合が個人単位で賦課し、市町が徴収をしており、2年ごとに保険料の見直しがされております。平成26年、27年の保険料率は所得割額7.57%、均等割額3万8,500円、上昇率は0.1%でございましたが、均等割額の軽減対象の拡大により1人当たりの保険料は下がっています。

2款使用料及び手数料は2万1,000円で前年度と同額でございます。

3ページをごらんください。

3款繰入金は一般会計からの保険基盤安定繰入金で3,800万6,000円、前年度と比べ9.9%の増でございます。

4款繰越金は1,000円で前年度と同額でございます。

4ページ、5ページをごらんください。

5款諸収入は延滞金等で50万6,000円、前年度と同額でございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出でございます。

6ページをごらんください。

1款後期高齢者医療広域連合納付金は2億1,398万5,000円で、131万7,000円、前年度に比べ0.6%の増でございます。これは町で徴収いたしました後期高齢者医療保険料と一般会計から繰り入れた保険基盤安定繰入金を、後期高齢者広域連合に納付するものでございます。

7ページをごらんください。

2款諸支出金は50万2,000円、前年度と同額でございます。

3款予備費は2万6,000円、前年度と同額でございます。

以上が平成26年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算についての説明でございます。

町民課から第1回議会定例会に提出いたしました5議案の説明でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） ここで暫時休憩といたします。

再開は午後1時10分といたします。

休憩 午後 零時09分

再開 午後 1時05分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名全員です。

休憩前に引き続き、担当課長から詳細説明をお願いします。社会福祉課長、大石修司君。

社会福祉課長、大石修司君。

〔社会福祉課長 大石修司君登壇〕

○社会福祉課長（大石修司君） 社会福祉課でございます。

社会福祉課からは、第5号議案 吉田町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についてお認めをいたさうとするものでございます。

議案書の14ページから15ページと、参考資料ナンバー5の新旧対照表をごらんください。

現在、町内には5つの保育所を設置しておりますが、このうち川尻地区のすみれ保育園は老朽化が進むとともに手狭となりましたことから、移転をして有事の際の防災拠点として新庁舎を建設中であり、3月の完成、4月の開園に向けて工事を進めておるところでございます。

また、住吉地区のあやめ保育園につきましても、老朽化が進み倒壊の危険性もあることから休園中ですが、新すみれ保育園の完成に伴いまして、町全体の保育定員数が充足されますこととなります。このことから、吉田町立保育所設置条例の一部を改正しようとするものであります。

具体的に申し上げますと、同条例別表中の吉田町立すみれ保育園の位置を吉田町川尻1621番地から、吉田町川尻791番地に変更するとともに、吉田町立あやめ保育園を廃園とし、別表から削除しようとするものでございます。

なお、附則におきまして施行日を平成26年4月1日とするものであります。

以上が第5号議案 吉田町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についてござ

います。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 続きまして、高齢者支援課長、久保田明美君。

高齢者支援課長、久保田明美君。

〔高齢者支援課長 久保田明美君登壇〕

○高齢者支援課長（久保田明美君） 高齢者支援課でございます。

平成26年第1回議会定例会に上程いたしました第11号議案、第17号議案、第24号議案の3件につきまして御説明申し上げます。

初めに、第11号議案 吉田町健康福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

提出議案の32ページ、33ページを、そして参考資料のナンバー11をごらんください。

今回の改正は吉田町健康福祉センター内にありますデイサービス施設の使用料を改正することをお認めいただくとするものです。現在、健康福祉センターの維持管理につきましては、指定管理者制度を導入し、吉田町社会福祉協議会に管理運営をお願いしております。また、同施設内にありますデイサービス施設につきましても、吉田町社会福祉協議会が介護保険サービスのデイサービス事業を行っております。

平成26年4月1日から消費税率が引き上げに伴い、健康福祉センターの光熱費など維持管理費が増加することが見込まれ、デイサービス事業運営状況など、デイサービス施設の適正な使用料を徴収することが望ましいことから見直しを行い、料金を改正しようとするものでございます。

改正内容は、吉田町健康福祉センター設置条例の別表のうち、(1) デイサービス施設の表中、1月の使用料を45万円から50万円に改めようとするものです。この使用料につきましては、健康福祉センター全体の維持管理にかかる経費から、デイサービス施設にかかる経費を案分して出た額を参考に、施設の使用料を定めており、平成15年度から現在の金額を徴収しております。今回改正する金額の決定につきましては、平成22年度から本年度まで健康福祉センターの維持管理にかかる経費から、デイサービス施設にかかった経費を算出し、またデイサービス事業運営内容を検証し、来年度以降かかる経費を勘案して決定してまいりました。

なお、この条例の施行日は平成26年4月1日からとさせていただきます。

次に、第17号議案 平成25年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

提出議案の42ページ及び別冊の補正予算書（第2号）及び補正予算（第2号）に関する説明書をごらんください。

補正予算（第2号）の1ページでございます。

第1条1項では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,765万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億2,091万3,000円とし、第2項で歳入歳出予算の補正の款項の区分を当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりとお認めいただくとするものでございます。

今回の補正は、第5期介護保険事業計画により計上した平成25年度予算に対しまして、歳出の保険給付費地域支援事業費の実績値を鑑み、それぞれの見込み額により歳入歳出それぞ

れ予算額との増減を補正するものでございます。

補正予算に関する説明書の2ページをごらんください。

歳入から申し上げます。

1 款保険料は、1 項の第 1 号被保険者の保険料で1,124万5,000円を増額し、3 億6,928万8,000円とするもので、1 月の異動賦課、そして2 月以降の変動見込みをした結果、当初予算を上回ることから増額を行うものでございます。

3 款国庫支出金は4,406万5,000円を減額し、3 億2,456万3,000円とするもので、給付費の法定負担割合分を見込みにより減額するものでございます。内訳としましては、1 項介護給付費国庫負担金では3,444万9,000円、2 項国庫補助金では961万6,000円を減額するものでございます。

次に、3 ページ、4 ページをごらんください。

4 款支払基金交付金は4,693万8,000円を減額し、4 億3,155万2,000円とするもので介護給付費交付金、地域支援事業支援交付金として、2 号被保険者の法定負担割合分を見込みにより減額するものでございます。

5 款県支出金につきましても、給付費の法定負担割合分1,916万9,000円を減額し、2 億2,221万5,000円とするもので、うち1 項県負担金は介護給付費県負担金の1,876万6,000円、2 項県補助金は地域支援事業補助金を40万3,000円減額するものでございます。

次に、5 ページ、6 ページをごらんください。

7 款繰入金は2,805万3,000円を減額し、2 億3,577万円とするもので、法定負担割合分を減額するものです。

1 項一般会計繰入金は介護給付費及び地域支援事業繰入金の法定負担割合分を見込みにより2,195万7,000円減額し、また2 項基金繰入金につきましても、保険料及び補助金等で賄えることから609万4,000円減額するものでございます。

9 款諸収入は67万1,000円を減額し422万3,000円とするもので、介護予防雑入で各教室の利用料の減によるものでございます。

次に、歳出です。

8 ページから10ページをごらんください。

2 款保険給付費は1 億2,210万4,000円を減額し、15億389万7,000円とするものです。1 項介護給付費が1 億2,500万5,000円の減額、2 項高額介護サービス等諸費が67万1,000円の増額、3 項その他諸費が8 万5,000円の減額、4 項特定入所者介護サービス等諸費が231万5,000円の増額で、それぞれの介護サービス給付費等それぞれ実績見込みにより補正するものでございます。第5 期の計画により推計し計上いたしましたけれども、サービスについては計画的に利用していただいておりますが、予測を下回る利用料となったものでございます。

次に、11ページをごらんください。

4 款地域支援事業費は617万1,000円を減額し、4,968万6,000円とするもので、1 項介護予防事業費556万1,000円、2 項包括的支援・任意事業費を61万円実績見込みにより、それぞれ減額を行うものでございます。介護予防事業については、積極的な事業参加をお願いし、新たな事業も加えて実施してまいりましたが、実績により減額を行うものでございます。

5 款諸支出金は62万4,000円を増額し2,633万円とするもので、国庫負担金等の返還金になります。



以上が平成25年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についての概要でございます。

続きまして、第24号議案 平成26年度吉田町介護保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

提出議案の68ページから71ページ及び別冊の平成26年度予算に関する説明書の吉田町後期高齢者医療事業特別会計の次になります、吉田町介護保険事業特別会計をごらんください。

初めに、提出議案の69ページをごらんください。

平成26年度吉田町介護保険事業特別会計の予算につきまして、第1条1項では、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ18億9,208万4,000円とし、第2項では歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算のとおりお認めいただくものがございます。

第2条では、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における各項の流用についてお認めいただくものがございます。

次に、予算に関する説明書の1ページをごらんください。

平成25年度の当初予算と比較しまして、総額で1億7,578万3,000円、率にして10.2%の増となっております。平成26年度の予算は、平成23年度に策定された第5期吉田町介護保険事業計画によりサービス等の推計により算出された最終年度の予算でございます。

2ページをごらんください。

歳入から申し上げます。

1款保険料は、1号被保険者保険料で3億7,108万1,000円でございます。前年度対比3.6%の増であります。計画として推計算定された額を計上しております。

2款材料及び手数料2万円は、督促手数料等でございます。

3ページ、4ページをごらんください。

3款国庫支出金は4億517万9,000円で、前年度対比9.9%の増であります。増額の要因といたしましては、介護給付費等の算出に係るそれぞれの負担割合に応じて計上した結果でございます。

次に、4ページから5ページをごらんください。

4款支払基金交付金は5億2,878万円で、2号被保険者の負担分であります。前年度対比10.5%の増でありまして、要因といたしましては介護給付費等の算出に係る負担割合に応じた計上結果でございます。

5ページから6ページをごらんください。

5款県支出金は2億6,755万1,000円で、前年度対比で10.8%の増となります。増額の要因といたしましては負担金補助とともに介護給付費等の歳出に係る負担割合として計上した結果でございます。

7ページをごらんください。

6款財産収入は1万9,000円で、介護給付費等準備基金の利子でございます。

次に、7ページから8ページをごらんください。

7款繰入金は3億1,564万1,000円で、前年度対比19.6%の増となります。増額の主な要因といたしましては、介護給付費地域支援事業等法定負担分の繰入金の増と、介護給付費準備

基金からの繰入金が増額されたことをございます。

9ページをごらんください。

8款繰越金100万円は、前年度繰越金で、前年度と同額であります。

次に、9ページから11ページをごらんください。

9款諸収入は281万3,000円で、第三者納付や返納金、雑入の地域支援事業の利用料、預金利子等をございます。前年度対比では42.5%の減で、要因は包括支援センターが行っております要支援者の予防ケアプラン作成料を町の収入から直接包括への収入としたことによる減をございます。

次に、歳出を申し上げます。

12ページから14ページをごらんください。

1款総務費は3,768万7,000円で、前年度対比で13.5%の増となります。予算内訳は1項総務管理費が837万円、2項徴収費が130万円、3項介護認定審査会費が2,780万1,000円、4項趣旨普及費が3万4,000円、5項介護保険運営協議会費が18万2,000円であります。増額の主な要因といたしましては、1項1目の介護保険制度運営事業費にあります電算委託料が制度改正に伴うシステム改修費を計上したための増、そして3項1目の介護認定審査会費の認定審査事務負担金が増額されたことによる増をございます。

15ページから17ページをごらんください。

2款保険給付費は17億9,888万3,000円であります。前年度対比で10.6%の増であります。予算の内訳は1項介護給付費が17億1,552万2,000円、2項高額介護サービス等諸費が2,021万3,000円、3項その他諸費が115万9,000円、4項特定入所者介護サービス等諸費が6,198万9,000円です。保険給付費は第5期介護保険事業計画により認定者数やサービス見込み料等を勘案し算出したもので、計画値に沿った予算計上とさせていただいておりますが、平成26年度は近隣に開所が予定されております介護老人保健施設の入所者に係るサービス給付費の増も要因の一つとなっております。

3款基金積立金は1万9,000円であります。基金として積み立てる剰余金をございます。

18ページから20ページをごらんください。

4款地域支援事業費は5,423万5,000円で、前年度対比2.9%の減であります。予算内訳は、1項介護予防事業費が2,614万9,000円、2項包括的支援事業費任意事業費が2,808万6,000円をございます。減額の主な要因は、昨年度緊急雇用創出事業として計上しておりました地域包括支援センター臨時職員1名分の人件費が減額となったことによるものです。

なお、2項2目の任意事業にあります在宅支援生活金助成事業で、紙おむつやリハビリシューズなどの購入に際しての助成額を計上しておりますが、平成26年度から新たに位置情報探索端末機器、いわゆるGPS発信機を助成品目に加え、この機器の初期導入経費について助成させていただくことといたしました。認知症高齢者の徘徊を早期に発見し保護するとともに、介護者の身体的及び精神的負担の軽減につなげてまいりたいと考えております。

次に、21ページ、22ページをごらんください。

5款諸支出金は26万円で、保険料の還付金、補助金等償還金、そして一般会計繰出金等を計上しております。

6款予備費は100万円で、前年度と同額を計上しております。

以上、高齢者支援課から上程いたしました議案3件について御説明を申し上げます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 次に、産業課長、山村丈太郎君。

産業課長、山村丈太郎君。

〔産業課長 山村丈太郎君登壇〕

○産業課長（山村丈太郎君） 産業課でございます。

産業課からは、第9号議案 吉田町展望台小山城設置条例の一部を改正する条例の制定についてをお認めいただくとするものであります。

提出議案の27ページ、28ページと、参考資料ナンバー9をごらんください。

交付されました消費税法等の一部を改正する法律により、消費税及び地方消費税を合わせた税率が5%から8%に引き上げられることになりました。これに伴い、展望台小山城の電気料、浄化槽点検手数料、警備保障業務委託料等の維持管理費が増加するため、吉田町展望台小山城設置条例の一部を改正して入場料の改定を行うものであります。

内容としましては、大人満15歳以上1人1回につき入場料200円を210円に、小人満6歳以上満15歳未満1人1回につき100円を110円に改定するものでございます。この税率の引き上げに伴い、維持管理に係る経費増加額は、年間約12万4,000円であると予測されております。年間入場者数を用い、1人当たりの負担額を算出しますと約10円の負担となることから、現行の入場料から10円の増額としたものでございます。

なお、附則では本条例を平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上が第9号議案の説明でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 次に、都市建設課長、八木三千博君。

都市建設課長、八木三千博君。

〔都市建設課長 八木三千博君登壇〕

○都市建設課長（八木三千博君） 都市建設課でございます。

本議会定例会に上程いたしました第27号議案、第29号議案、そして第30号議案の3議案について御説明いたします。

最初に、第27号議案 防災公園整備事業用地の取得について御説明いたします。

議案書の77ページから78ページ及び参考資料ナンバー16をごらんいただきたいと思います。

本案は地方自治法第96条第1項第8号に基づき、議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に定めている不動産の取得について、予定価格で1,500万円以上、面積で5,000平方メートル以上のものと規定されていますことから、このたび議会の議決をいただくとするものでございます。

参考資料ナンバー16の1ページ、防災公園整備事業用地の取得者一覧をごらんください。

土地の所有者は、西尾利夫氏ほか9名と法人2社であります。土地の所在地は吉田町神戸672番地ほか24筆となります。地目は田、池沼、宅地となっております。土地の面積は8,118.62平方メートルとなり、土地の金額は1億1,949万226円であります。

次の2ページは位置図となります。2ページの裏面には公図の写しとなりますが、色塗りされた箇所が今回の対象となります。

防災公園につきましては、平成25年3月の定例会において、防災公園の一部の用地取得について御承認をいただきましたが、今回、残り全ての地権者と合意し、仮契約することがで

きましたので、今定例会の議決をもって本契約とさせていただくものであります。

なお、第27号議案の防災公園整備事業用地の取得については、今後所有権移転登記などに3週間ほど時間がかかりますので、早期議決をお願いするものでございます。

以上が第27号議案 防災公園整備事業用地の取得についての説明でございます。

続きまして、第29号議案 町道の路線廃止について御説明いたします。

議案書の82ページから83ページ及び参考資料ナンバー17をごらんいただきたいと思っております。

本案は、道路法第10条第2項の規定に基づき、町道の路線を廃止しようとするもので、今回廃止しようとする路線は10路線であります。

廃止の主な理由は、榛南幹線の供用開始に伴い、町道が分断されるため、新たに認定をする必要があり、認定に当たり路線の廃止をするものであります。

議案書の83ページをごらんください。

廃止をしようとする10路線について御説明申し上げます。

最初に、寄子浜河原2号線です。延長は420.1メートル、幅員が3メートルから5.6メートルとなります。

次に、前田浜河原線です。延長は1,232.6メートル、幅員が3.2メートルから10.8メートルとなります。

次に、大坪3号線で、延長が277.9メートル、幅員は2.2メートルから3.7メートルとなります。

次に、問屋堤1号線で、延長が974.7メートル、幅員は4メートルから6.9メートルとなります。

次に、西向浜河原線で、延長が1,044.9メートル、幅員は2.1メートルから11.1メートルとなります。

次に、西川原問屋2号線で、延長は595.3メートル、幅員が1.9メートルから8.7メートルとなります。

次に、東向浜河原線で、延長は759.5メートル、幅員が2メートルから3.5メートルとなります。

次に、東向平島線で、延長は221.1メートル、幅員が2.3メートルから5.1メートルとなります。

次に、西向浜河原2号線で、延長が669.9メートル、幅員は1.9メートルから9.6メートルとなります。

最後に、西向浜町線で、延長は709.6メートル。幅員が2.4メートルから14.7メートルの計10路線でございます。

ここで参考資料ナンバー17の1ページをごらんください。

寄子浜河原2号線でございます。南北に認定されていた道路が榛南幹線の中央分離帯の設置により、現行の道路が分断されるため、一旦廃止をお願いするものでございます。

参考資料ナンバー17の3ページをお願いします。

この図面は、東西と南北の向きが違いますので、図面を縦方向にごらんいただきたいと思っております。

右上に位置します2052大坪3号線、2054問屋堤1号線、2059西向浜河原線、2097東向浜河原線、1-6前田浜河原線、2105西向浜町線、2104西向浜河原2号線の7路線につきまして

は、南北に認定されていた道路が榛南幹線の中央分離帯の設置により、現行の道路が分断されるため、一旦廃止をお願いするものでございます。

次に、2078西川原問屋2号線につきましては、東西に認定されていた道路が榛南幹線の中央分離帯の設置により現行の道路が分断されるため、一旦廃止をお願いするものでございます。

最後に、2099東向平島線につきましては、終点の一部が榛南幹線に含まれるため、一旦廃止し、終点をずらして再認定するものです。

以上が第29号議案 町道の路線廃止について、榛南幹線の供用開始に伴い町道の路線を廃止しようとする10路線の説明でございます。

次に、第30号議案 町道の路線認定についてでございます。

議案書の84ページから86ページ及び参考資料ナンバー18をごらんください。

本案は、道路法第8条第2項の規定に基づき、町道の路線を認定しようとするものでございます。今回認定しようとする路線は24路線でございます。

まず、榛南幹線の供用開始に伴い、認定しようとする23路線について御説明申し上げます。議案書の85ページをごらんください。

町道の路線認定一覧です。

路線名、寄子浜河原2号線、延長が304.2メートル、幅員が5.1メートルから5.6メートル。  
寄子浜河原4号線、延長が93.6メートル、幅員は3メートル。

榛南幹線側道1号線、延長が240メートル、幅員が4.4メートルから13メートル。

榛南幹線側道2号線、延長が224メートル、幅員が6メートルから11メートル。

榛南幹線側道3号線、延長が126.5メートル、幅員が4.5メートルから5.4メートル。

榛南幹線側道4号線、延長が122メートル、幅員が4.7メートルから7メートル。

前田浜河原1号線、延長が648.5メートル、幅員が3.2メートルから6.7メートル。

前田浜河原2号線、延長が553.5メートル、幅員が5メートルから6メートル。

大坪3号線、延長が84.9メートル、幅員が2メートルから2.8メートル。

問屋堤1号線、延長が612.8メートル、幅員が5メートルから5.7メートル。

西向浜河原1号線、延長が637.4メートル、幅員が2.3メートルから8.1メートル。

西川原問屋2号線、延長が364.9メートル、幅員が3.4メートルから7.9メートル。

東向浜河原1号線、延長が619.9メートル、幅員が2.3メートルから4.8メートル。

東向平島線、延長が208.7メートル、幅員が2.3メートルから7.3メートル。

西向浜河原2号線、延長が159.1メートル、幅員が1.8メートルから2.2メートル。

次に、86ページをごらんください。

路線名は西向浜町1号線、延長が557.2メートル、幅員が2.4メートルから17.9メートル。

西川原問屋3号線、延長が190.3メートル、幅員が2メートルから4メートル。

問屋堤3号線、延長が312.8メートル、幅員が5.2メートルから8メートル。

東向浜河原2号線、延長が111.5メートル、幅員が2メートルから3.8メートル。

西向浜河原3号線、延長が375.8メートル、幅員が2.1メートルから5.3メートル。

西向浜町2号線、延長が118.2メートル、幅員が4.3メートルから4.7メートル。

西向浜河原4号線、延長が482メートル、幅員が2.3メートルから9.6メートル。

川尻住吉線、延長が3,792.2メートル、幅員が7メートルから27メートルの合計23路線で

ございます。

参考資料ナンバー18の1ページをごらんください。

寄子浜河原2号線についてですが、榛南幹線の中央分離帯の設置により、現行の道路が分断されるため、寄子浜河原2号線と、寄子浜河原4号線に分けて再認定を行うものです。

次に、参考資料ナンバー18の3ページをごらんください。

榛南幹線側道1号線、榛南幹線側道2号線につきましては、榛南幹線の湯日川にかかる橋の取り合い部の両側の側道になりまして、榛南幹線と並行に走る生活道路として新たに認定するものでございます。

次に、5ページをごらんください。

榛南幹線側道3号線、榛南幹線側道4号線につきましては、榛南幹線の坂口谷川にかかる橋の取り合い部の両側の側道になりまして、榛南幹線と並行に走る生活道路として新たに認定するものでございます。

次に、7ページをごらんください。

この図面は東西と南北の向きが違いますので、図面を縦方向にごらんください。

図面中央の1-6前田浜河原線につきましては、榛南幹線の中央分離帯の設置により、現行の道路が分断されるため、1-6-1前田浜河原1号線と、1-6-2前田浜河原2号線の2路線に分けて再認定をお願いするものでございます。

同じく2054問屋堤1号線が、2054問屋堤1号線と2162問屋堤3号線となり、2078西川原問屋2号線は2078西川原問屋2号線と2161西川原問屋3号線となり、2097東向浜河原線は、2097東向浜河原1号線と2163東向浜河原2号線となり、2059西向浜河原線は、2059西向浜河原1号線と2164西向浜河原3号線となり、2105西向浜町線は、2105西向浜町1号線と2165西向浜町2号線となり、2104西向浜河原2号線は、2104西向浜河原2号線と2166西向浜河原4号線となります。

この6路線につきましても榛南幹線の中央分離帯の設置により現行の道路が分断されるため、それぞれ2路線に分けて再認定をお願いするものでございます。

次に、2052大坪3号線につきましては、榛南幹線の中央分離帯の設置により現行の道路が分断されるため、現行の道路の終点を変更し再認定するものでございます。

次に、2099東向平島線につきましては、終点の一部が榛南幹線の一部に含まれるため、終点を変更し再認定をするものでございます。

次に、10ページをお願いします。

川尻住吉線につきましては、静岡県から譲与される主要地方道焼津榛原線を生活道路として利用するため、川尻住吉線として新たに認定するものでございます。

以上が榛南幹線の供用開始に伴い認定しようとする23路線の説明でございます。

次に、宅地造成の開発行為に伴い、新たに認定しようとする1路線について御説明申し上げます。

30ページをごらんください。

三軒屋6号線につきましては、片岡上川原地区内の宅地造成の開発によるもので、道路延長は111.2メートル、幅員6メートルから11.5メートルでございます。宅地造成により、新たに認定するものでございます。

以上が第30号議案 町道の路線認定についての説明でございます。

都市建設課からは、以上3議案について御説明いたしました。

御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（八木 栄君） 次に、下水道課長、水野辰明君。

下水道課長、水野辰明君。

〔下水道課長 水野辰明君登壇〕

○下水道課長（水野辰明君） 下水道課でございます。

第18号議案、第25号議案の2議案につきまして御説明を申し上げます。

初めに、第18号議案 吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明を申し上げます。

別冊の公共下水道事業特別会計（第2号）をごらんください。

補正予算（第2号）、第1条第1項におきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億542万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,225万6,000円にしようとするものでございます。

第2項は歳入歳出予算の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算を1ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくとするものでございます。

第2条は地方債の補正で、2ページの第2表、地方債補正のとおり公共下水道事業を充当する起債限度額を減額し、1億2,970万円とすることをお認めいただくとするものでございます。

今回の補正の内容につきまして御説明を申し上げますので、別冊の補正予算（第2号）に関する説明書の2ページからごらんください。

歳入でございます。

2款使用料及び手数料は7,814万6,000円を202万6,000円減額しまして、7,612万円とするものでございます。これは1項1目下水道使用料7,812万8,000円を202万6,000円減額しまして7,580万2,000円とするもので、実績に基づく減額でございます。

3款国庫支出金は1億2,860万円を3,590万円減額し、9,270万円とするものでございます。これは1項1目公共下水道事業費国庫補助金1億2,860万円を3,590万円減額し、9,270万円とするもので、社会資本整備総合交付金の内示額の減額により、減額を行うものでございます。

3ページをごらんください。

7款町債は1億9,720万円を6,750万円減額し、1億2,970万円とするものでございます。これは1項1目下水道事業債1億9,720万円を6,750万円減額しまして1億2,970万円とするもので、歳出の1款1項公共下水道事業費の1目管渠建設費の公共管渠建設、それから町単管渠建設費の請負工事費の減額分6,210万円と、4目浄化センター建設費の町単浄化センター建設費の委託料及び請負工事費の減額分540万円の起債額を減額しようとするものでございます。

次に、歳出でございます。

4ページをごらんください。

1款公共下水道事業費5億4,538万円を1億542万6,000円減額し、4億3,995万4,000円とするもので、これは1項1目管渠建設費を9,800万円減額しまして、2億3,328万7,000円とするもので、公共管渠建設費の15節工事請負費の公共下水道管渠整備を社会資本整備総合交

付金が減額となったことから、7,180万円を減額しまして1億2,240万円とし、町単管渠建設費、15節の工事請負費、町単下水道管渠整備2,620万円を減額しまして6,666万9,000円とするもので、こちらにつきましては補助路線に附随して施工する予定の事業費減による減額でございます。

3目浄化センター維持管理費を202万6,000円減額しまして1億2,466万円とするもので、浄化センター維持管理費、13節の委託料202万6,000円を減額しまして1億1,719万5,000円とするもので、浄化センターの管理委託料、それから清掃委託料の契約差金分を減額する内容でございます。

5ページをお願いいたします。

4目浄化センター建設費を540万円減額し7,499万2,000円とするもので、町単浄化センター建設費、13節の委託料につきましては、長寿命化計画策定業務委託料の契約差金90万円を減額し、加えまして15節の工事請負費、浄化センター耐震補強工事の契約差金450万円を減額しまして1,199万2,000円とするものでございます。

以上のとおりの内容が平成25年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

続きまして、第25号議案 吉田町公共下水道事業特別会計予算につきまして御説明を申し上げます。

提出議案の73ページをごらんください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,675万4,000円とし、款項区分ごとの金額は、74ページに掲げました第1表、歳入歳出予算のとおりにお認めいただくものでございます。この総額は前年度と比較しますと7,246万8,000円、6.8%の減少となります。

第2条は、75ページに掲げました第2表、地方債のとおりに、総額1億6,480万円の地方債を措置することをお認めいただくものでございます。

第3条は、一時借入金への借り入れの最高額を2億5,000万円と定めることをお認めいただくものでございます。

それでは、74ページの第1表、歳入歳出予算の説明でございますが、別冊の予算に関する説明書によって行わせていただきます。

予算に関する説明書の2ページをごらんください。

歳入でございますが、1款分担金及び負担金、1項負担金は公共下水道受益者負担金で819万8,000円、前年度比26万1,000円、3.3%の増で、受益地の面積の増加による増でございます。

2款使用料及び手数料は7,694万6,000円、前年度比120万円、1.5%の減でございます。内訳につきましては、1項使用料7,688万6,000円、前年度比124万2,000円、1.6%の減、2項手数料6万円、前年度比4万2,000円、233.3%の増でございます。こちらにつきましては収入見込みによるものでございます。

3ページをごらんください。

3款国庫支出金、1項国庫補助金は社会資本整備総合交付金で9,500万円、前年度比3,360万円、26.1%の減でございます。浄化センター耐震補強工事が25年度で終了することから減となるものでございます。



4 ページをごらんください。

4 款 1 項繰入金は、一般会計繰入金で 6 億 3,328 万 5,000 円、前年度比 282 万 8,000 円、0.4%の減でございます。

5 款 1 項繰越金は 500 万円、前年度比 300 万円、37.5%の減であります。25 年度決算見込みによる減額でございます。

5 ページをごらんください。

6 款諸収入は 352 万 5,000 円、前年度比 29 万 9,000 円、9.3%の増でございます。内訳は 1 項延滞金加算金及び過料 5,000 円、2 項預金利子 1 万 1,000 円、3 項雑入 350 万 9,000 円で、主なものは消費税還付金 350 万円が主な内容でございます。

6 ページをごらんください。

7 款 1 項町債でございますが 1 億 6,480 万円、前年度比 3,240 万円 16.4%の減でございます。内訳は管渠建設費が 1 億 4,950 万円、浄化センター建設費が 1,530 万円となります。こちらにつきましても、浄化センター耐震補強工事が 25 年度で終了することによる減額でございます。

次に、歳出でございます。

7 ページをごらんください。

1 款 1 項公共下水道事業費は、4 億 5,848 万 4,000 円、前年度比 7,843 万 6,000 円、14.6%の減でございます。

1 目の管渠建設費は 3 億 50 万 1,000 円、前年度比 3,538 万 4,000 円、10.5%の減でございます。内訳としましては、職員人件費が 4,453 万 9,000 円、職員 6 人分の給与手当でございます。

公共管渠建設費では 1 億 5,900 万円で、8 ページをお願いします。国道 150 号より北側の片岡地区の管渠実施設計委託料が 2,700 万円、管渠整備は住吉片岡地区の管渠工事 1 億 2,200 万円、マンホール可とう継手設置を行う地震対策が 1,000 万円でございます。

町単管渠建設費は 9,150 万 4,000 円で、主な支出につきましては 8 節の受益者負担金の前納報償金 221 万 6,000 円、13 節の委託料では、管渠実施設計業務委託、これは公共以外の部分で得ございますが、こちらの委託が 1,544 万 1,000 円。

9 ページの 15 節の工事請負費では、補助路線に附随して施工する町単管渠整備工事 6,350 万円と、地震対策工事費 100 万円などでございます。町単排水設備公共マス建設費は 545 万 8,000 円で、公共マス設置手数料と公共マス材料費が主な支出でございます。

10 ページをごらんください。

2 目の管渠維持管理費は 703 万 9,000 円で、前年度比 2 万 4,000 円、0.3%の増で、主な支出はマンホール内ポンプの電気使用料、それから下水道台帳作成委託料でございます。

3 目浄化センター維持管理費は 1 億 1,214 万 4,000 円、前年度比 148 万 4,000 円、1.3%の減でございます。職員人件費は 757 万 6,000 円で、職員 1 名の給与手当でございます。

11 ページの浄化センター維持管理費 1 億 456 万 8,000 円で、主な支出につきましては浄化センターの電気使用料 1,382 万 4,000 円、それから 12 ページの浄化センター管理委託料 4,170 万 9,000 円、機械設備器具点検手数料が 2,484 万円などでございます。

4 目浄化センター建設費は 3,880 万円、前年度比 4,159 万 2,000 円、51.7%の減でございます。こちらの内容につきましては、浄化センターの耐震補強工事の 25 年度の終了による減額でございます。

主なものでは公共浄化センター建設費 3,100 万円でございますが、こちらの主な内容では

浄化センターの長寿命化実施設計業務委託が2,300万円と、浄化センター対津波対策計画及び総合地震対策計画策定業務委託800万円でございます。町単浄化センター建設費は780万円で、補助対象外の委託料でございます。

次に、2款1項公債費でございますが5億2,727万円、前年度比596万8,000円、1.1%の増でございます。内訳としまして1目元金は3億5,955万3,000円、前年度比で1,613万7,000円、4.7%の増でございます。

14ページをごらんいただきたいと思いますが、2目の利子は1億6,771万7,000円、前年度比1,016万9,000円、5.7%の減でございます。年次償還にもとづくものと、利子につきましては一時借入金償還利子を計上しておるものでございます。

3款1項予備費につきましては100万円、前年度と同額でございます。

以上の内容が平成26年度当初予算歳入歳出それぞれ9億8,675万4,000円と定めさせていただく内容でございます。

以上、下水道課からの2件の議案の説明でございましたが、御審議をよろしく願います。

○議長（八木 栄君） 次に、水道課長、大井一弘君。

水道課長、大井一弘君。

〔水道課長 大井一弘君登壇〕

○水道課長（大井一弘君） 水道課でございます。

水道課からは第10号議案 吉田町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、第19号議案 平成25年度吉田町水道事業会計補正予算（第2号）について、第26号議案 平成26年度吉田町水道事業会計予算について、3議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、第10号議案 吉田町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の29、30ページ目及び参考資料ナンバー10の新旧対照表をあわせてごらんください。

本議案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律などが平成24年8月22日に公布され、消費税及び地方消費税を合わせた税率が5%から8%に引き上げられることになりました。これに伴い、水道料金に係る消費税等相当額を適正に転嫁するため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

また、分担金につきましては、現行税込価格を採用しておりますが、この税込価格を引き続き採用した場合、今後、消費税率が改正されるごとに分担金の性質である水道施設の整備等の費用の一部に充当する金額が減少することや、既に分担金を納めた加入者との平等性も保たれない状況になることが懸念されます。

このため、分担金の扱いを税抜き価格とし、分担金にかかる消費税等相当額が適正に転嫁されるよう見直すため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

なお、今回の改正にあわせて文言等の整理を行おうとするものでございます。

改正の内容でございますが、まず第23条第2項関係では、水道料金につきましては消費税率の改正に伴い、消費税及び地方消費税相当額として100分の105を乗じて得た額を、消費税及び地方消費税相当額の100分の8を乗じて得た額を加算した額に改めようとするものでございます。

次に、第30条第1項関係の分担金につきましては、第30条本文中に分担金に100分の8を

乗じて得た額を加算した額を加え、また同条表中新設分担金の額を税込価格から税抜き価格に改めようとするものでございます。税抜き価格の算出根拠につきましては、現行の金額から5%の消費税額等を差し引いた額に1,000円未満を四捨五入して算出したものでございます。

さらに、文言の整理として、第4条第1号及び第2号関係、第8条第2項関係、第17条第3項関係、第19条第2項関係、第27条第1項関係、第28条第1項関係を改めようとするものでございます。

附則として、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

また、改正後の23条第2項の規定には、この条例の施行日前から継続して水道を使用している者に係る使用料であって、施行日から平成26年5月31日までの間に計量するものについては、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によるという経過措置を設けるものでございます。

以上が第10号議案 吉田町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての説明でございます。

続きまして、第19号議案 平成25年度吉田町水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

別冊の平成25年度吉田町水道事業会計補正予算書（第2号）をごらんください。

初めに、補正予算書の1ページ目の平成25年度吉田町水道事業会計第3条に定めた収益的収入及び支出の収入につきまして御説明申し上げます。

第1款の水道事業収益は、既決予定額から1,500万4,000円減額し、5億3,284万2,000円にさせていただきますのでございます。

第1項の営業収益は、既決予定額から1,552万9,000円減額し、5億2,712万3,000円にさせていただきますのでございます。

第2項の営業外収益は既決予定額に52万5,000円増額し、571万9,000円にさせていただきますのでございます。

次に、支出でございます。

第1款の水道事業費用は、既決予定額に580万5,000円増額し、5億2,088万9,000円にさせていただきますのでございます。

第1項の営業費用は、既決予定額に116万9,000円増額し、4億1,860万8,000円に、第2項の営業外費用は、既決予定額に463万6,000円増額し、1億28万1,000円に、第3項の予備費は、既決予定額と同額の200万円にさせていただきますのでございます。

補正予算書の4ページ目、5ページ目をごらんください。

今説明した水道事業収益及び費用の補正額の増減が大きい項目について説明をさせていただきます。

1つ目として給水収益でございます。給水収益は既決予定額から1,400万円減額し、5億2,530万8,000円にさせていただきますのでございます。減額の主な要因は、町内の人口が減少し、それに伴いアパートの使用件数及び使用水量が減少していること、また企業の減産により使用水量が減少したことが挙げられます。

さらに、過去5年間の給水収益は5億4,000万円前後の状況でありましたので、本年度は近年にない厳しい状況となっております。

2つ目として、原水浄水及び配水給水費でございます。原水浄水及び配水給水費は、既決予定額から1,009万3,000円減額し、1億2,252万9,000円にさせていただきたいものでございます。減額の主な要因は、職員が1名減ったことに伴う給料や、量水器修理単価が入札によって安価になったこと、また漏水件数が減少したことに伴い、舗装面積が少なくなったことが挙げられます。

3つ目として、減価償却費でございます。減価償却費は既決予定額に409万5,000円増額し、2億1,806万6,000円にさせていただきたいものでございます。増額の要因は、平成24年度の配水管布設がえ工事や業務委託費が決算によって決定したためでございます。

4つ目として、資産減耗費でございます。資産減耗費は既決予定額に913万7,000円増額し、1,093万7,000円にさせていただきたいものでございます。増額の要因は、当初予算作成時に建設改良事業にはなかった事業を実施したためでございます。

5つ目として、消費税でございます。消費税は既決予定額に585万円増額し、750万円にさせていただきたいものでございます。

補正予算書の10ページ目、11ページ目をごらんください。

この結果、本予算における当年度純利益は129万7,000円を見込んでおります。

補正予算書の2ページ目にお戻りください。

平成25年度吉田町水道事業会計第4条に定めた資本的収入及び支出の収入につきまして御説明申し上げます。

第1款の資本的収入は、既決予定額から1億2,974万8,000円減額し2,556万円にさせていただきたいものでございます。

第1項の企業債は、既決予定額から1億1,320万円減額しゼロ円に、第2項の他会計出資金は、既決予定額から62万8,000円減額し67万2,000円に、第3項のその他資本的収入は、既決予定額に208万円増額し2,488万8,000円にさせていただきたいものでございます。

次に、支出であります。第1款の資本的支出は、既決予定額から3,322万4,000円減額し、5億2,606万2,000円にさせていただきたいものでございます。

第1項の建設改良費は、既決予定額から3,322万4,000円減額し、4億1,273万7,000円に、第2項の企業債償還金は、既決予定額と同額の1億1,332万5,000円にさせていただきたいものでございます。

補正予算書の6ページ目、7ページ目をごらんください。

今説明した資本的収入及び支出の補正金額の主な項目について説明をさせていただきます。

企業債を既決予定額から1億3,120万円減額しゼロ円にさせていただきたいものでございます。減額の要因は、平成24年度の決算において、平成25年度に実施予定の建設改良事業費の資金があると判断したためでございます。

その他資本的収入の加入分担金は、既決予定額に208万円増額し840万円にさせていただきたいものでございます。増額の要因は、20ミリ量水器の出庫が当初予算より増えていることや、40ミリ、50ミリの量水器の出庫が行われたためでございます。

建設改良費は、既決予定額から3,322万4,000円減額し3億8,582万8,000円にさせていただきたいものでございます。減額の主な要因は、第9水源築造工事及び第8、第9水源導水施設建設工事に伴う用地交渉が難航し、この2つの工事の設計業務委託ができなくなったためでございます。

補正予算書の2ページ目にお戻りください。

この結果、資本的収入から資本的支出額を差し引いた不足額は5億50万2,000円となります。この不足額5億50万2,000円を過年度分消費税資本的収支調整額926万6,000円、減債積立金2,000万円、建設改良積立金4,000万円、過年度分損益勘定留保資金4億2,363万7,000円、当年度分損益勘定留保資金759万9,000円で補填させていただきたいものでございます。

補正予算書の3ページ目をごらんください。

先ほど資本的収入のところの説明いたしました、平成25年度吉田町水道事業会計予算第5条に定めた企業債の金額を既決予定額から1億3,120万円減額し、ゼロ円にさせていただきたいものでございます。

さらに、同予算第8条に定めた職員給与費の金額を既決予定額から266万3,000円減額し、7,159万4,000円にさせていただきたいものでございます。

なお、詳細につきましては17ページから26ページ目に平成25年度吉田町水道事業会計予算執行計画補正予算(第2号)を計上してございますので、御確認ください。

以上が第19号議案 平成25年度吉田町水道事業会計補正予算(第2号)についての説明でございます。

続きまして、第26号議案 平成26年度吉田町水道事業会計予算について御説明申し上げます。

別冊の平成26年度吉田町水道事業会計予算書と、参考資料ナンバー15をごらんください。

初めに、当初予算書の1ページ目と、参考資料の4ページ目、5ページ目をごらんください。

業務予定量の給水戸数を1万3,055戸に、年間総配水量を464万9,000立方メートルに、1日平均給水量を1万1,224立方メートルに、主要な建設改良事業として配水管布設がえ工事の工事費を2億7,064万8,000円にさせていただきたいものでございます。

次に、平成26年度吉田町水道事業会計予算第3条の収益的収入及び支出の収入につきまして御説明申し上げます。

第1款の水道事業収益の予定額は、前年度対比100.7%で、3,812万3,000円増額の5億8,596万9,000円にさせていただきたいものでございます。

第1項の営業収益は前年度対比98.4%で、880万8,000円減額の5億3,384万4,000円に、第2項の営業外収益は前年度対比1,003.6%、4,693万1,000円増額の5,212万5,000円にさせていただきたいものでございます。

次に、支出であります、第1款の水道事業費用の予定額は、前年度対比105.7%で2,932万9,000円増額の5億4,441万3,000円にさせていただきたいものでございます。

第1項の営業費用は、前年度対比105.8%で、2,413万6,000円増額の4億4,157万5,000円に、第2項の営業外費用は、前年度対比95.6%で421万3,000円減額の9,143万2,000円に、第3項の特別損失は当年度のみ新たに設けられ1,040万6,000円に、第4項の予備費は前年度対比50%で100万円減額の100万円にさせていただきたいものでございます。

当初予算書の4ページ目、5ページ目をごらんください。

今説明した水道事業収益及び費用の金額の主な内容について御説明申し上げます。

給水収益は水道料金の算出根拠のもととなる有収水量を前年度より16万2,694立方メートル減量し、409万6,804立方メートルとし、5億3,093万3,000円を予定額とさせていただきた

いものでございます。

長期前受金戻入は、公営企業会計制度の見直しにおいて、今までの建設改良事業の償却資産の不足のために交付された工事負担金などを資産の減価償却に対応し収益化するものであり、平成26年度から新たに設けられ4,728万8,000円を予定額とさせていただきたいものでございます。

特別損失は、平成26年度が公益企業会計制度の見直しの初年度であるため、平成24年度分の水道料金の回収不能見込み額や平成26年6月支給分の給与及び給与支給に伴う法定福利費として1,040万6,000円を予定額とさせていただきたいものでございます。

当初予算書の8ページ目をごらんください。

この結果、本予算における当年度純利益は2,277万7,000円を見込んでおります。

当初予算書の2ページ目と参考資料の5ページ目をごらんください。

平成26年度吉田町水道事業会計第4条の資本的収入及び支出の収入につきまして御説明申し上げます。

第1款の資本的収入の予定額は、前年度対比13.9%で1億3,379万7,000円減額の2,151万1,000円にさせていただきたいものでございます。

第1項の企業債は、借り入れを予定していないためゼロ円に、第2項の他会計出資金は、前年度同額で130万円に、第3項のその他資本的収入は前年度対比88.6%で259万7,000円減額の2,021万1,000円にさせていただきたいものでございます。

次に、支出であります。第1款の資本的支出は、前年度対比77.4%で1億1,950万7,000円減額の4億977万9,000円にさせていただきたいものでございます。

第1項の建設改良費は、前年度対比65.2%で1億4,464万4,000円減額の2億7,131万7,000円に、第2項の企業債償還金は、前年度対比122.2%で2,513万7,000円増額の1億3,846万2,000円にさせていただきたいものでございます。

当初予算書6ページ目、7ページ目をごらんください。

今説明した資本的収入及び支出の金額の主な内容について御説明申し上げます。

その他資本的収入は2,021万1,000円で、そのうち工事負担金は下水道関係が1件、牧之原市関係が2件、合わせて3件で1,090万8,000円、加入分担金は13ミリの量水器72件、20ミリの量水器77件、40ミリの量水器1件などで930万3,000円にさせていただきたいものでございます。

建設改良費は2億7,131万7,000円で、そのうち建設改良費は業務委託を5本、工事を15本執行する予定事業費、材料費として2億7,064万8,000円、固定資産購入費は13ミリの量水器72個、20ミリ量水器89個などを出庫する予定費用として66万9,000円にさせていただきたいものでございます。

企業債償還金は1億3,846万2,000円とさせていただきたいものでございます。

建設改良の予定事業一覧を参考資料の1ページ目から3ページ目までに、また建設改良事業の工事箇所を参考資料の8ページ目から11ページ目までに添付してございますので、御確認ください。

当初予算書の2ページ目にお戻りください。

この結果、資本的収入から資本的支出額を差し引いた不足額は3億8,826万8,000円となります。この不足額3億8,826万8,000円を減債積立金1,500万円、建設改良積立金2,500万円、

過年度分消費税資本的収支調整額1,717万2,000円、過年度分損益勘定留保資金2億4,021万3,000円、当年度分損益勘定留保資金9,088万3,000円で補填させていただきたいものでございます。

このほかに、一時借入金の限度額、予定支出の各項の経費の金額の流用、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、棚卸資産購入限度額につきましても、あわせてお認めいただきたいものでございます。

なお、詳細につきましては当初予算書の30ページ目から39ページ目までに、平成26年度吉田町水道事業会計予算執行計画を計上してございますので御確認ください。

最後に、参考資料の12ページ目から16ページ目までに、平成26年度吉田町水道事業会計予算移行貸借対照表を添付してございますので御確認ください。

以上が第26号議案 平成26年度吉田町水道事業会計予算についての説明でございます。

これで水道課からの3議案の説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 次に、教育委員会事務局長、増田惣一君。

教育委員会事務局長、増田惣一君。

〔教育委員会事務局長 増田惣一君登壇〕

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 教育委員会でございます。

教育委員会からは第1号議案、第7号議案、第8号議案及び第12号議案の計4議案につきまして御説明を申し上げます。

初めに、第1号議案 吉田町社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定についての内容につきまして御説明申し上げます。

提出議案の1ページ、2ページ及び参考資料ナンバー1をごらんください。

本議案は、社会教育法に定められております社会教育委員の委嘱に関しまして、平成25年6月14日に成立した地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、社会教育法第15条の社会教育委員委嘱に係る基準が削除され、同法第18条において文部科学省で定める基準を参酌し、各自治体の条例に規定することとされたことから、今回、吉田町社会教育委員条例の一部改正し、委員委嘱の基準を定めたものでございます。

改正の内容でございますが、これまで社会教育法で定められていた委嘱の基準について、省令で定めるところにより、学校教育の関係者、社会教育の関係者、家庭教育向上に資する活動を行う者、学識経験のある者となっております。このことから、これを参酌し、当条例の第2条に委員の委嘱の基準を設けてございます。

また、これまで見出しがなかったことから、今回の改正に合わせ、第1条の見出しとして設置、第2条の見出しとして委員の委嘱、第3条の見出しとして委員の定数、第4条の見出しとして委員の任期、第5条の見出しとして委員の解職、第6条の見出しとして委員長及び副委員長の選任、第7条の見出しとして委員会、第8条の見出しとして特別委員会を設けております。

このほか、当初の委員の定数が15人となっておりますが、現在の社会教育委員の実態に合わせ、委員の定数を10人とするものでございます。

施行期間は平成26年4月1日からでございます。

以上が第1号議案の吉田町社会教育委員条例の一部を改正する条例についての内容でございます。

続きまして、第7号議案 吉田町体育館設置条例の一部を改正する条例についての内容を御説明申し上げます。

提出議案の19ページから22ページ、参考資料ナンバー7をごらんください。

本議案は、消費税法等の改正に伴いまして、平成26年4月1日より消費税率5%から8%に引き上げられますことから、電気料金や水道料金等の公共料金や、施設の点検料など維持管理費についても消費税増税分が当該料金に転嫁され、吉田町総合体育館、吉田町体育センターについて維持管理費の増加が予想されます。このことから総合体育館等の社会教育施設において、受益者負担の原則から本条例にございます使用料について、当該消費税増加分を適正に転嫁しようとする内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

改正内容でございますが、別表1の吉田町総合体育館、別表2の吉田町体育センター、別表3の附属設備使用料につきまして、吉田町使用条例の施設同様、現行の使用料を1.05で除した後、1.08を乗じて得た額を改正後の使用料とするもので、算定後100円未満の端数が生じた場合は100円未満を切り上げるものでございます。

また、現行使用料が100円未満の場合は、ただいまの算定方法により算出し、10円未満の端数が生じた場合は10円未満を切り上げるものでございます。

別表1につきましては、吉田町総合体育館の使用料となっております。利用時間帯によって金額はそれぞれでございますが、改定の内容を申し上げますと、9時から12時の時間帯で競技場全面をスポーツで利用した場合、現行4,000円が改正後200円増加し4,200円となり、以下同様の改定を行おうとするものでございます。

別表2でございますが、こちらは吉田町体育センターの使用料でございます。こちらの施設の改定内容につきましては、利用について仮に9時から12時の時間帯で体育室をスポーツで利用した場合を申し上げますと、現行1,000円が100円増加の1,100円となり、以下同様の改定を行おうとするものでございます。

別表3でございます。附属設備使用料でございますが、こちらの設備についても使用料と同様に算定させていただいておりますが、現行の使用料が100円未満の設備については、10円未満の切り上げを行い算出しております。

なお、こちらの設備使用料については、1番のバレーボールから8番のフローシートにつきまして、町民が利用した場合は本条例第7条の2項により徴収しておりません。町外の方が大会等で利用した場合のみ徴収しております。

この条例の施行期日は平成26年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上が第7号議案 吉田町体育館設置条例の一部を改正する条例についての内容でございます。

続きまして、第8号議案 吉田町学習ホール設置条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明申し上げます。

提出議案の23ページから26ページ、参考資料ナンバー8をごらんください。

本議案につきましては、生涯学習の拠点施設の一つであります吉田町学習ホールの利用に当たり、第7号議案の吉田町体育館設置条例と同様、消費税率の引き上げに伴い、使用料の改定を行おうとするものでございます。



改正内容につきましては、主に第7号議案と同様で、別表にございます使用料の改正でございます。

使用料の算出方法につきましても、第7号議案と同様に算出してございます。

具体的に申しますと、別表1 ホール等使用料についてでございますが、平日9時から12時に商業宣伝を行わず、入場料を徴収しないでホールを利用した場合を申し上げますと、現行5,000円のところ200円増額の5,200円となります。

別表2については、附属設備等使用料でございますが、演台を利用した場合、現行500円のところ100円増額の600円となる内容で、以下同様の内容を行おうとするものでございます。

今回の改定にありまして、そのほか文言の訂正としましては、第3条中の「乱す」の文言を修正するもの、また別表1 ホール使用料と別表2 附属設備等使用料の間でございます備考の位置を別表2の後ろに改めるものであります。

施行期間は平成26年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上が吉田町学習ホール設置条例の一部を改正する条例の制定についての内容でございます。

続きまして、第12号議案 吉田町学校体育施設使用条例の一部を改正する条例についてを御説明申し上げます。

提出議案の34、35ページ、参考資料ナンバー12をごらんください。

本議案におきましては、町内各学校のグラウンド、体育館について、学校活動時間以外の時間帯を社会体育施設として一般の皆様にご利用いただいておりますが、ほかの社会教育施設と同様、消費税率の引き上げに伴い使用料の改定を行おうとするものでございます。

改正内容についてでございますが、ほかの社会教育施設同様、現行の使用料を1.05で除した後、1.08を乗じて得た額を改正後の使用料とするもので、算定後100円未満の端数が生じた場合は100円単位に切り上げるものでございます。

別表にございます使用料の改定内容につきまして、小学校の体育館アリーナを8時30分から12時30分まで利用した場合、現行の2,000円が100円増額し2,100円となり、以下同様の改定をしようとするものでございます。

また、これに伴い文言の訂正を第8条第2号中「取消し」の文言、別表備考4の中にあります「扱い」の文言を改めるものでございます。

この条例の施行期間は平成26年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上が教育委員会事務局関係の4議案の説明でございます。

御審議をよろしく申し上げます。

○議長（八木 栄君） 各担当課長からの説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 私は国保の22号議案についてお伺いします。

この新しい予算書は見させていただきましたけれども、幾つかお尋ねします。

最初に、2ページの保険給付費ですけれども、これが前年度予算額よりも今年度は19億2,000万ということで、2億3,000万ばかり保険給付費が増えるという予算になっているわけですけれども、確かにこの間、今までの資料を見るとずっと年々給付費が増えていますよね。こ

れ24年で17億900万で、25年の今まだ途中ですから見込みになると思うんですけれども、これが幾らぐらいになるのかということ。

そして、この保険給付費が上がっていますというのは、前から言われていて、高額医療費が増えているとか、そういう話はされていたんですけれども、やっぱりそれだけじゃないと思うんですけれども、その要因というのはほかにも何かいろいろあるんじゃないかと思うんですけれども、この保険給付費増のことにちょっとお伺いします。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 保険給付費につきましては、12月補正で補正させていただいたんですけれども、そのときに年間の見込みをさせていただきました。そのときの保険給付費の予算額は18億5,818万5,000円で総額になります。今回、55万だけ補正させていただいておりますが、決算額といたしましてはこれぐらいの金額になるであろうというふうに予想しております。

それと、もう一点ですが、上昇のものについて、高額の医療費の発生だけでなくほかにもというような御質問であると思います。当町の25年度の増額の理由について、一番大きなものはやはり高額の医療費の発生によるものだというふうには考えております。ただ、当然被保険者の高齢化、23年度に比べますと65歳以上で当時30%程度だったものが、今33%くらいになっておりますので、高齢化に伴い医療費も上がるということもあるかと思えます。それに加えて、医療技術の進歩ということもあると思います。特に、これはまだあれですけれども、国民健康保険連合会のほうの資料のほうで昨年度の24年3月から12月までの取り扱い分と、今年度の25年3月から12月分の取り扱い分を疾病別にちょっと比較いたしますと、一番多く増加しているものが新生物でございます。新生物については新しい新薬であるとか、医療技術も進歩しておりますので、1件当たりの単価等も上がっているかと思えますので、そういう点で医療の高度化ということで医療費用というのも随分伸びているんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 24年度から25年度にかけて医療給付費が1億5,000万ぐらい増えたということだと思うんですけれども、これは本当にこの間どんどん増えているということで、今度そのところが1億9,200万ということで予算組まれていますけれども、これは本当に大変だなとは思っています。

また1ページのほうに戻って、国保税のほうについてちょっとお伺いします。

今回、国保税が税率変えますよということで、1億3,100万ばかり税が増えることになるわけですけれども、やっぱりこの国保、先ほど町長の施政方針の中でも、この国保のことについては全国的にどこも大変だということは言われています。ちょっと私、町のことでちょっとこのことを聞きたいんですけれども、今、国保に入られている方が4,200世帯くらいですか。七千何百人だと思うんですけれども、これ国保ができたころは、農業とか、漁業とか、商売やっている方とか主で、そういう形での国保だったと思うんですけれども、今、年金生活者、退職された方なんかはすごく増えていると思うし、それから今、農業なんかは多分減っていると思うんですけれども、それからあと無職というか、働いているけれども、会社が保険に入っていないもんで国保に入っている方とかといらっしゃると思うんですけれども、そういう実情と

というのは数字の上でわかるような仕組みになっていますか。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） すみません、町として職種別のものについてはちょっと資料がないんですけども、全国的な資料で言いますと、無職の方については平成20年度が大体36.2%が23年度は39.4%に増えていたりとか、あと自営業者の方については20年度が13.7%であったものが23年度は11.6%に減っているというような状況は、全国の資料ですけども、このような資料はございます。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 今、本当に景気も悪いし、皆さん収入が減っているという中で、こういう税というのは敏感だと思うんですけども、ちょっと最後に聞きますけれども、説明の中でもありましたけれども、低所得世帯の負担軽減ということで、6割、4割を、7、5、2に変えますということなんですけれども、これについて税が上がるけれども、そこでちょっと緩和するよということなのかと思うんですね。そこら辺の実態というか、数字としては試算されていますか。例えば世帯数とか、金額とかは試算されているんですか。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 世帯数ですけども、25年度の賦課のものを参考にしていたしますと、6割から7割になる世帯が約750世帯ぐらい、それから4割から5割になる世帯が約180世帯、新たに2割を設けますので、その対象となる方が約500世帯ぐらいであると見込んでおります。

（「金額的にはそこのところは……」の声あり）

○議長（八木 栄君） 勝手にしゃべらんこして。

7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 税額、率は上がるけれども、そこで軽減されるから、そこのところは上がる率というのは、上がるのかなと思うんですけども、そこの今1,400世帯ぐらいですよ、今言った数字は。そこのところについては、この税額が1億3,100万円上がるということを単純に計算すると、そこのところがどれだけ抑えられるかということもあると思うんですけども、平均すれば5万ぐらい上がることになるわけですよ、残りの方たちの分ですね。だから、上がる人は10万、15万も上がると思うし、二、三万で抑えられる人もいると思うんですけども、上がる税額がふえるというところはね。

そこがちょっとイメージ湧かないもんですから、その負担軽減のところ、今、千四百幾つの世帯は極端なことを言ったら2割軽減は、なかったところが500世帯でしたっけ、あるということでしょう。だけど、一方では税が上がっていくわけだから、2割減らしても、それでとんとんになればいいと思うんですけども、上がらないということになると思うんですけども、そこら辺の計算というのはできているんですか。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） すみません、それぞれのお宅の状況によって上がる金額というのはそれぞれ違うもんですから、個々にはあれですけども、下がる方については所得がゼロである方でしたら、均等割が軽減が増えるもんですから、減るであろうという方につきましては約650世帯ぐらいはあるであろうというふうには考えております。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（八木 栄君） なければ、これで質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま上程されました第15号議案、第16号議案、第17号議案、第20号議案、第21号議案、第22号議案、第23号議案、第24号議案の8議案については、会議規則第37条の規定により、総務文教常任委員会に付託し、本会期中に審査をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、第15号議案、第16号議案、第17号議案、第20号議案、第21号議案、第22号議案、第23号議案、第24号議案の8議案については、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。本会期中に審査をお願いします。

お諮りします。

ただいま上程されました第10号議案、第18号議案、第19号議案、第25号議案、第26号議案、第29号議案、第30号議案の7議案については会議規則第37条の規定により産業建設常任委員会に付託し、本会期中に審査をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、第10号議案、第18号議案、第19号議案、第25号議案、第26号議案、第29号議案、第30号議案の7議案については、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。本会期中に審査をお願いします。

なお、第27号議案、1議案については6日、本会議4日目に審議を行います。また、第1号議案、第2号議案、第3号議案、第4号議案、第5号議案、第6号議案、第7号議案、第8号議案、第9号議案、第11号議案、第12号議案、第13号議案、第14号議案、第28号議案、第31号議案、第32号議案の16議案については、25日、本会議最終日で審議を行います。

---

## ◎散会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。御協力いただき、ありがとうございました。

この後、第2会議室で総務文教常任委員会を開催いたします。終了後、第1会議室で産業建設常任委員会を開催します。

本日はこれにて散会します。

散会 午後 3時02分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日は、定例会4日目でございます。

ただいまの出席議員は13名、全員であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（八木 栄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第1、第27号議案 防災公園整備事業用地の取得についてを議題とします。

これから第27号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、増田宏胤君。

○10番（増田宏胤君） 増田です。

このたび、公園用地の規則ができたことは大変喜ばしいことだと思います。まとめてくる過程の中で、一、二点ほどしたいと思います。

一つは、以前より北区には公園が欲しいこともありましたが、また今、防災ということで防災意識の高まりも背景にはあったと思います。そのような中で、この所有者12名をまとめてくる中で、いろいろな御意見は何っていると思います。その御意見の中に、防災公園としてどのような要望なり希望なりの御意見があったか伺いたいと思います。まとめているようでしたら、お願いします。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 皆さん、やはり農業という中で、非常に困っている方たちが多かったということもありまして、用地の買収の交渉に行ったときには非常に協力的でありまして、特に防災行為になるよという中で防災についての要望みたいなものが上がってきていないというふう聞いております。個人的な要望みたいなものは多少は出ていますけれども、それはあくまでも個人的な話でありまして、防災という中での要望は特になかったということでもあります。

○議長（八木 栄君） よろしいですか。

○10番（増田宏胤君） わかりました。

○議長（八木 栄君） 10番、増田宏胤君。

○10番（増田宏胤君） 10番、増田です。もう一点お願いします。

過日の会議の中でも、公拡法の話が出てまいりましたけれども、用地を取得し、登記なりあるいは公拡法の手続といったことが早く行われると思いますけれども、さまざまな関係する関係法令の手続が伴うと思います。その中で、既に事前に手続を済まされている事項があればお伺いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） いろいろな事務手続というものは発生しますけれども、それは今後発生することが多い案件でありまして、今現在のところでは、やはり用地買収にかかわる公拡法、こちらの話だけになります。今後、本契約に至った場合には、スムーズな流れになるような形で事務処理を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（八木 栄君） 10番、増田宏胤君。

○10番（増田宏胤君） わかりました。

現状の段階で公園整備に至るスケジュールといいますか、先のことになりますけれども、一通りの流れについて計画はできているのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） これは公のスケジュールではないんですけれども、あくまで担当課でこういうふうに進んでいきたいと思いますという目的とか目標みたいなスケジュールになっておりますけれども、現在のところ、4月以降になりましたら、当然補助金をいただくという関係がありますので、補助申のほうを行ってきます。それを4月の中旬くらいに補助申を行っていきまして、一月はかからないと思いますけれども、5月になりましたら、交付決定がおりてくるというふうに読んでおります。5月10日に土地利用の申請をしまして、6月1日に土地利用の委員会のほうをかけるというふうに考えております。それから、土地利用の申請が、これは長く見ていますけれども、2カ月ほど見まして、7月いっぱい土地利用の承認のほうがおりにくるのではないかとこのように見まして、それから工事のほう発注の手続に入りますけれども、6月に入りましたら実施伺い、それから入札、契約というような形でいきまして、工期としては7月中旬から下旬にかけて工期を設定したいとこのように考えております。

以上です。

○10番（増田宏胤君） 終わります。

○議長（八木 栄君） ほかに質問はございますか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 北区の公園で待望の公園ができる。それと同時に、地震がいつ来るかわからないというその意味では、防災公園、そのときに今は7月までのスケジュールを聞きましたけれども、北区の周りの人たちが非常に感心を持っているのは、大ざっぱにいつごろまで、いつごろに完成するのかというのを聞きたいと思うけれども、もし答えていただけたら、いつごろまでに工事を完成をしたい、実際に使いたい。それと富士見幹線との関係とかそういうのをちょっと聞きたいと思いますけれども、教えていただければなど、よろしくをお願いします。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 工事のほうに関しましては、26、27年と2カ年を予定して

実施する予定でいます。当然27年度末ということになりますので、28年3月には完成するとうことで考えております。今お話にありましたように富士見幹線、これは防災公園とセットというような形で考えておりますので、富士見幹線につきましても、27年度末、こちらの完成を目指して実施をしていくと、要は2年で工事をしていきたいとそういうふうに考えております。

○3番（山内 均君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

ここで資料配付のため、暫時休憩とします。

休憩 午前 9時07分

再開 午前 9時12分

○議長（八木 栄君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りします。

お手元に配付のとおり、4番、平野 積君から発議案第1号 リニア中央新幹線建設に伴う大井川河川流量減少予測への対応に関する意見書についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、この議案を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

---

#### ◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 追加日程第1、発議案第1号 リニア中央新幹線建設に伴う大井川河川流量減少予測への対応に関する意見書についてを議題とします。

本案について提出者、平野 積君の趣旨説明を求めます。

4番、平野 積君。

〔4番 平野 積君登壇〕

○4番（平野 積君） 4番、平野 積です。

発議案第1号 リニア中央新幹線建設に伴う大井川河川流量減少予測への対応に関する意見書について説明いたします。なお、説明は朗読をもってかえさせていただきたいというふうに思っております。

リニア中央新幹線建設に伴う大井川河川流量減少予測への対応に関する意見書について。

上記の議案を、別紙のとおり吉田町議会会議規則第14第1項及び第2項の規定により提出いたします。

平成26年3月6日提出。

吉田町議会議長、八木 栄様。提出者、吉田町議会議員、平野 積。

賛成者、名前だけ読ませていただきます。増田剛士、杉本幸正、山内 均、三輪正邦、枝村和秋、佐藤正司、吉永満榮、大塚邦子、増田宏胤、河原崎昇司、藤田和寿。

内容について説明します。

昨年9月18日、静岡県及び静岡市に対し東海旅客鉄道株式会社が提出した「中央新幹線環境影響評価準備書」において、大井川上流部の下線流量が毎秒2トン減少することが予測されている。

吉田町を含む大井川流域7市2町は、大井川の水を水道水や農業用水、工業用水、発電用水等に活用しており、この流量の減少は、住民生活、産業活動にとって重大な懸念材料と考えている。

よって、県においては東海旅客鉄道株式会社へ提出する知事意見書に、下記の事項を反映されるよう強く要望する。

記。

1、大井川流域全体を環境影響評価の対象とし、地下水を含む「大井川流域の水は大井川に戻すこと」を原則とした保全措置を講じることについて、環境影響評価書に記載すること。

2、保全措置を尽くした上で減水となる場合の代替水源の確保については、具体的な位置、方法、その確実性の根拠及び水利権の所在等について環境影響評価書に記載すること。

3、大井川水利調整協議会等利水団体に報告、協議を継続することにより保全措置の実効性を担保する旨、環境影響評価書に記載すること。

以上、地方自治法99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年3月6日。

静岡県知事あて。

静岡県榛原郡吉田町議会。

以上です。

○議長（八木 栄君） 説明が終わりました。

これから発議案1号についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

議員ご苦労さまでした。



それでは討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上で本日の日程は終了しました。御協力いただきありがとうございました。

散会 午前 9時18分

開会 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日は、定例会第11日目でございます。

ただいまの出席議員数は、13名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（八木 栄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎議案訂正の承認

○議長（八木 栄君） ここで、町長から本定例会に上程されました第26号議案 平成26年度吉田町水道事業会計予算について、提出された議案の説明に係る金額の訂正を求める申し出がありましたので、報告いたします。

この訂正は、誤謬による軽易な事項であると認めましたので、お手元に配付のとおり正誤表の提出による訂正としましたので、御了承願います。

産業建設常任委員会におかれましては、定例会中の本議案の審査に当たりまして、御留意願います。

---

◎一般質問

○議長（八木 栄君） 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第58条第1項及び第2項の規定により、通告を受け、質問を許可しております。また、同条第3項の規定により、質問の順序は通告順といたします。

1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はございません。

それでは、順番に発言を許します。

---

◇ 藤 田 和 寿 君

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

〔12番 藤田和寿君登壇〕

○12番（藤田和寿君） おはようございます。12番、藤田和寿。

私は、さきに通告いたしました、町長が目指す「豊かで勢いのある町」の将来像について一般質問を行います。

今回私が取り上げました内容につきましては、3月3日に開会いたしました定例会初日に、田村町長が行った所信方針の中で示されたものでございます。そこで、町長の目指す町について伺います。

施政方針の中で、町長が目指す吉田町は「豊かで勢いのある町」であると述べられています。

そして「豊かさ」とは、この町の企業が安心して生産活動を営み、多くの雇用の場が確保されていることであり、「勢い」とは、人口が増加し続けることであるとお考えを示されました。

町は、「人と人、心やすらぎ、健康で住みやすいまち 吉田町」を将来都市像として描いた第4次総合計画を進めており、その実現に向け「津波防災まちづくり」を最優先の施策として取り組まれています。

第1ステップの「町民の皆様の命を守る対策」をスピード感を持って達成され、第2ステップの「町民の皆様の財産、企業の皆様の生産活動を守る対策」へ向け、今後も本格的に取り組まれます。

町長は、「先人が築き、我々が受け継いだ吉田町の発展を持続的なものとし、後人に誇りを持って渡すことができるよう、町民の皆様と手を添えて全力をもって走りぬきたい」と後期基本計画策定時に思いを述べられていました。

3月11日を受け、津波防災対策を最重点課題に捉えた「安全・安心なまちづくり」、「津波防災まちづくり」と3年が過ぎ、今後も事業を強力に実行し、さらなる施策で総合計画の実現を期待しているところでございます。

そこで、今般新たに示されました町長の目指す「豊かで勢いのある町」の将来像について、以下お考えを伺います。

1、「豊かで勢いのある町」とは、今の吉田町と比べ、どのような姿なのかお教え願いたいと思います。

2、「豊かで勢いのある町」は「人と人、心やすらぎ、健康で住みやすいまち」の実現に必要な町の姿か、お教えてください。

3、本年度から第5次総合計画の策定事業が始まります。策定趣旨と策定プロセスを御教示願いたいと思います。

以上、御答弁のほどお願いいたします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 町が目指す「豊かで勢いのある町」の将来像についての1点目、「豊かで勢いのある町」とは、今の吉田町と比べ、どのような姿かについてお答えします。

私が考えます「豊かで勢いのある町」とは、先の施政方針で申し上げたとおりでございますが、再度申し上げますと、まず「豊か」とは、この町の企業が安心して生産活動を営み、多くの雇用の場が確保されていくことであり、「勢い」とは、人口が増加し続けることであると考えております。

当町は、東名吉田インターチェンジ開通以降、数多くの企業の進出により、雇用の場が創出され、これまで発展を遂げてまいりました。これにより、当町の就業者数及び人口は、これまで増加し続け、平成22年の国勢調査では、県下35市町のうち、25市町が少子高齢化の進展に伴って人口が減少する中、当町は長泉町に次ぐ、県下2番目の人口増加率を誇りました。このことから、これまでの吉田町も「豊かで勢いのある町」であると言えます。

つまり、私が考える「豊かで勢いのある町」とは、ただ単純に今の吉田町と比べてどういうものかということではなく、これまで先人の方々が築いてこられましたこの町の勢いを維持し、さらに発展させていく先にある姿であり、私が全力をもって作り上げ、後人に誇りをもって渡すことができる町の姿であると考えております。

次、2点目の「豊かで勢いのある町」とは、「人と人、心やすらぎ、健康で住みやすいまち」の実現に必要な姿かについてお答えします。

この点につきましても、施政方針で申し上げましたが、全国的に人口減少社会が叫ばれる中において、当町が豊かさと勢いを保つためには、行政が責任を持って「津波防災まちづくり事業」のハード整備を完成させ、目に見える安全を提供しなければなりません。

そして、確固たる安全のもとで、子育て、教育、健康づくりといった「支える安心」を提供することで、初めてこの町の豊かさと勢いは確保されるものであり、豊かさと勢いがあることにより、さらなる支えの安心を提供することができると考えております。

豊かさと勢い、そして支える安心が確保された先に、「人と人、心やすらぎ、健康で住みやすいまち」の将来都市像があると確信をしております。

次に3点目の、26年度から第5次総合計画の策定作業が始まるが、策定趣旨と策定プロセスは、についてお答えします。

現在当町は、平成17年度を初年度とし、平成27年度を目標年度とした第4次吉田町総合計画を策定し、「人と人、心やすらぎ、健康で住みやすいまち」を将来都市像として掲げ、全力をもって町づくりを進めてまいりましたが、残すところあと2年となりました。

次期の総合計画策定に当たりましては、平成23年8月に地方自治法の一部を改正する法律が施行されましたことから、法律による基本構想の策定義務が撤廃されました。このことにより市町村は、将来都市像や、これを達成するための施策の大綱を取りまとめた基本構想について、法を根拠として定める必要がなくなりました。

しかしながら、当町が将来にわたりまして、施策を計画的、効果的に進めるとともに、行政運営が恣意的なものになることを防ぎ、町の運営プロセスを町民の皆様と共有するようにするためには、将来都市像と行政の全ての分野にわたる施策の基本的な指針を定める総合計画の策定は、引き続き必要であると考えております。

また、当町の行政運営につきましては、現在、昨年度から導入をいたしました「吉田町まちづくりステップアップ行政評価」を軸として行っております。

この「吉田町まちづくりステップアップ行政評価」の最大の特徴は、総合計画、行政評価、予算を連動させていることであり、このシステムを軸とした行政運営を行うためには、総合計画はなくてはならないものとなっておりますことから、当町におきましては目下のところ、引き続き将来都市像を定めるとともに、その具現化に向けた長期的な行政運営の指針として、次期の総合計画を策定してまいりる方向で考えております。

策定に当たりましては、当町を取り巻く近年の急激な社会情勢の変化に伴うさまざまな課

題の抽出と分析を行うとともに、多様化、複雑化する住民ニーズを的確に把握し、住民満足度向上に努め、住民の誰もが将来にわたって住み続けたいと思える吉田町を作るための計画を目指してまいります。

そのため、住民の皆様の御意見も広くお伺いしてまいらなければなりませんので、平成26年度には、住民意識調査やタウンミーティングなどを実施してまいりたいと考えております。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） それでは、再質問のほうをさせていただきます。

今御答弁いただいたわけでございますけれども、今回の施政方針で、町長がどのような町を目指すかということでお伺いしたわけですが、施政方針に書かれているとおりでということ、もう少し具体的にお聞きしたかったなと思うところがございますけれども、今ある町の姿を、3・11以降社会情勢も大幅に変わっているということで、そうしますと、今の状態に戻して、そこからまたこの総合計画を目指す、ベースが崩れてしまったといったようなお考えなんでしょうか。

というのは、「豊か」で「勢い」のある町というのは、確かにそれが必要だと思われるんですけれども、そののというのは、今の現状よりももっと勢いを増すとか、そういったような思い入れというのではなく、今あるものを守るといったような意志を、ちょっと私の聞き方があれかもしれませんが、そのように聞こえたんですけれども、そういったことでよろしいんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 町長への御質問でございますが、私のほうからお答えさせていただきますが、先ほど町長答弁の中にもあったとおりでというふうに思っております、まず3・11によりまして、確かに議員おっしゃられるとおり、この町の安全というものは、過去のものをもそのまま受け継ぐことはできなくなってしまったという認識をしておりますので、その対策を講じて、これまで発展を続けてきたベースに戻さなければいけないということは基本的でございます。

ただ、そこへ戻すだけが目的ではございません。さらにそれを、将来に向けて発展をさせる町を後人に受け継いでいかなければいけないんだという使命感を持つての答弁でございますので、その言葉どおりにお受け取りいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） おっしゃることはわかるんですけれども、私として今回一般質問に取り上げたのは、安全確保して、そのベースに乗って次の町を目指すということでありまして、町長の考え、安全対策に関しましては、第1ステップが15基できましたし、第2ステップについても、26年度予算に関しまして、10日、11日と一般会計について連合審査をやりまして、その中に、いろんな種というんですか、芽が出ていることも私感じましたので、非常に第2ステップに向けて順調にスタート切っているなといったことを感じているわけなんですけれども。ではなくて、町長が考える吉田町の、どういう町だということを聞きたいんですよ。

確かに今ある現状の企業の人たちが活性化して、雇用の場があって、それで人口があるということですが、将来ビジョンとしては、吉田町の人口というのは、確か先日、人口について発表がございまして、人口推計についてどこも減少傾向にあるということで、町長からメッセージで、12月をきっかけに大分減っているということでありまして、長泉とか増えている中で吉田町がどういう状況にあるかということで、若干減っているような傾向にあると思うんですけども、今ある3万人の規模が、この20キロ平米の土地の中で妥当な線であると。3万人のこのスケールの中で、今の企業の人たちの収入を得ながらやって、中を充実していくのか。それとも、企業誘致を盛んにして、全市を挙げて自主財源比率をどんどん上げるような格好で、内部的なところでぐるぐる回して、経常経費のところ以外の自主的に運営できるものをたくさん得られて、いらっしゃる町民の皆様方に安全で豊かな福祉生活が築けられるような形で運営をしていくといったところなんでしょうか。そこら辺のところを、できれば聞きたかったんですけども。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） きょうはちょっと花粉症で本当はきついんですけども、その辺はお許し願いたいんですけども。

実は、3・11以前、すなわちこの町は、人口が増加し続けている町でございます。企業等もどんどん出てくるような町で、いわば普通の言葉で言うと、発展途上にあります。常に豊かで勢いのある町でした。

しかしながら、3・11は、うちの町に何を与えたかということ、東大地震研究所の先生にお願いして作りました「津波ハザードマップ」でおわかりかと思っておりますけれども、この町には3・11以前のあった、その安全というものはありません。

そうすると、どういうことが起きるかということ、安全がないところでは、町民の皆様が安心して暮らすこともできません。それから、企業の皆さんも、安心して生産活動に励み、雇用の場を、これまでと同じように、追及することについても危惧の念を抱かれると。そうなると思います。

すなわち、町の一番重要な問題というものは、町民の皆様、それから企業の皆様、安心してそれぞれの暮らしであるとか、生産活動を継続するということにあると私は思っております。

それがなくなった今、新しい安全というものを目に見える形で提供すると。それによって、いわば町民の皆様が安心して暮らし、そして企業の皆様、安心して生産活動に励んで、雇用の場を提供していただき、そのことによって、さらに人口は増え、豊かさが増え、そして町民の皆様、提供する支える安心というものが、より大きなものになっていくと。いわば安心量というんですかね。簡単な言葉で言えば、安心の量というものを増やしていくと。そういうふうな循環を続けていくような町というものは、私は望ましい町であると。また、私が目指す町であると思っております。また、町民の皆さんも、そうして考えておられると思っております。

そして、議会基本条例という皆様お作りになった中に、こんなふう書いてあると思っております。「常に福祉の向上と町の発展を第一とした、いわば最良の選択を行う」そんな意思決定ですね。そんなふうなことで、議会とも同じであると私は思っております。

したがって単純な話、目に見える安全というものを、できる限り速いスピードで作り上げ、

町民の皆様、企業の皆様に提供して、さらに支える安心の量というものを増やしていくと、その循環によって豊かさが増し、人口が増し、そして今申し上げたような、支える安心というものがさらに大きくなっていくと。そういうふうな町でございまして、3万人というのは、一つの経過地点に過ぎないと私は思っております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 今町長のほうから、安心、安全のスパイラルをどんどん大きくすることによって、付加価値的なことで、企業の皆様が、町民の皆様が、しっかりとした生活をして、町と一緒に発展していくんだということで御答弁いただいたわけなんですけれども、辻教授が出された浸水域というのは、ざっくり言いますと、県道焼津榛原線を境に南と北を分けるような格好で示されたわけございまして、今町民の皆様方が一番心配しているのは津波被害という形で思われていると思うんですけれども、確かに県道以南の方々にとりまして、今回15基の避難タワーができて、命の安全というのをほぼ確保したという形で私も思っておりますので、今後もさまざまな訓練を通じて、足りないところはまた考えていただけないかと。先日の連合審査の中でも確認しておりますので、非常に安心だなと思っております。

しかしながら、それよりも先の浸水域以外の方々も、企業もあるわけございまして、そういった企業の皆様方にとって、町が確かに人口的にいても3分の2以上の方々から、全体的にいったらそうなんですけれども、余りにもそこにシフトし過ぎてしまうということもどうかと思うものですから、やはり浸水域の方々、浸水域以外の方々も、そのバランスは違うにしても、安全・安心のところの中で、しっかりとしたものを目指す姿の中で、そこだけを安心のスパイラルを回したところで、人口が増えていくのかなと。

やはり住みやすさ、居住感の良さ、インフラの整備、さまざまなもので、やはりそれと同等のものをやっていくんだということの意思表示で、町全体……。今の町長のお話でありますと、3・11以降の急激な変化に伴います社会情勢で、非常に皆様方が不安であると。不安であることを守って、安全・安心を提供することなんですけれども、安全・安心は住んでいる方にとりましてはそうではなくて、それをきっかけに町全体を良くするというお考えでよろしいんですね。言っていないということはないですか、そういう確認なんですけれども。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 私はもう議員が一体何を考えているのか、さっぱりわからないんですけれども。要は、この町に基本的な意味での安全がないということは、3・11で実証されたわけございましてね。

そうしたときに、新たに単純な話、町民の大多数が住み、また大井川沿いには、さまざまな企業が来ている。そういう企業の皆さんも含めて、不安を持っていると。そういうことを、そのまま放置しておけば、当然のことながら人口流出であるとか、企業の新規投資は控え、場合によっては撤退する可能性もあると。そういうことになった場合、当然のことながら、その部分をはっきりした、すなわちこの町の安全というものを確保しないことには、町の北側、浸水域外に住む人々も結果として、やはりその影響を受けていくと私は思っています。

したがって、まずはともあれ、この町の町政にもっとも大事なものである、いわば安全というものを据え付けなければならないと。そのことによって、当然のことながら、北区の皆

様にも、議員も御承知のとおり、東名川尻幹線も通りますし、富士見幹線も通りますので、いろいろな意味において、私がいわば北の地域をないがしろにしているということは絶対ございませんので、それについては誤解のないように願っております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 私の言い方が悪かったかもしれませんが、ないがしろにしているということではないんですけれども、その結果、町全体としてというのが、私が頭が悪いのかもしれないんですけれども、安全・安心を担保したその先に、この町は人口も増えてとなるだけけれども、どういった町にするのかというのが、見えてこないというか、伝わってこないんですよ。

そういったところで、町長は今ある現状のところ、3・11前までの安全・安心を確保して、それまで増え続けてきた人口が増えるような形まで持っていくと。人口が増えて、企業収入がある町というのは、それってというのは、それがあから次という、首長として、町長として目指される、自分としてこういう町にしたいんだという、何と言うか、エンジンの部分ですよ、勢いで豊かがある町というのは。そのエンジンを持って、どういうハンドルを持って進んでいくか。でも燃料、ガソリンを入れるために企業も欲しい、パワーが欲しいために人口も欲しいではなくて、ガソリンもあるし、パワーアップした形の吉田町の将来像として、こういった町……。

確かに基本計画の中でも、福祉に活力のある町という形でやっているんですけれども、じゃ、どういう町なんだと。お年寄りの方々が将来にわたって安全に暮らせる社会的な補助をする、扶助に重点にした町、お子様に関しましても、さまざまなものに対して扶助策を設けて、健やかに育ててもらおう環境を目指して、吉田町を愛してもらって、この町がますます大きくなるために、町民の皆様も行政と一緒に発展していくような、そういったあるべき姿とか。私、今ちらっと思ったことなんですけれども、そういうことを今回聞いたかったんですよ。

「豊かで勢いのある町」というのは、わかりました。で、その先に町長が目指すもの。これは第2ステップまでまだ多少かかると思いますがけれども、でもある程度方向が進んでいけば、一度国がかじを切れば肅々とやっていただけるものであると思われるものですから、そこまで町長に頑張っていただいて、その先にどういったものがあるかというのを、ぜひとも示していただきたいなと思います。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員が全く理解していないことが一つございます。

国が、いわゆる3・11以降のことで、いわばうちの町で言うならば第2ステップでございましてけれども、いわばそういうものにOKを出すような方向にかじを切ればと言いますが、中央防災会議のさまざまな提言というのを、お読みになったことがございますか。

今、うちの町がやろうとしていることは、はっきり申し上げれば、国の方針とはかなり異なったことをやろうとしているんですよ。以前お話ししたことがありますけれども、暴風雨の中で、いわば針の中に穴を通さなければならぬようなことを僕はやっているんですよ、はっきり言って、内容は言えませんが。そういうふうなことを今やろうとしているんですよ。

当然のことながら、私はあなたが言っている先にあるものというのは、よくわからないで



すけれども、要は単純な話、何度も申し上げますけれども、3・11でもって失われた、この町の安全というものを改めて、いわば3・11に耐え得るような、いわば安全を目に見える形で提供して、この町の住民の皆様が安心して暮らし、企業の皆様が安心して生産活動を行って、雇用の場を我々に提供すると。それによって、子育て、教育、健康づくりというものが、いわば支える安心というものが、さらに前に進むと。そういうふうな、今は循環のサイクルを、この町のいわば一番重要なものとして据えつけていくと。これが一番大事なことであって、その先には当然のことながら憲法第25条、何て書いてあるか御存じですか。憲法25条第2項。

○12番（藤田和寿君） 知りません。

○町長（田村典彦君） わからないですか。

「国は全ての生活面において、社会福祉、それから社会保障及び公衆衛生の維持及び向上に努めなければならない」と。これを我が町でもやろうと。そうすることによって、町民の皆さんは、当然のことながらこの町で安心して暮らしていけると。その先に当然のことながら、「人と人、心やすらぎ、健康で住みやすいまち 吉田町」の姿があると思っております。

議員おっしゃるんでしたら、自分の町の姿をわかりやすく、具体的にシンプルにお話ししてください。議員は、全くそういうことを言わないですよ、いつも。平成19年の最初の、いわば議員の一般質問がありますけれども、議員は絶対自分の意を言わないですよ。自分の意見をいつか言ってください。あなたが、いわば相良、榛原、吉田町の、いわば合併の旗を振ったころから思っている当然のことがあるでしょう。やってくださいよ、ひとつ。そうしていただかないと、これはまさに議員として、町民に対して失礼だと私は思っています。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 平成19年から、私も7年間、本定例会で毎回やっておりますので、7年間の4回、28回目の一般質問でありまして、町長がいろんな方を言われるわけですが、それに乗っちゃうと、執行権に土足で踏み入るといって、また意見を言われますので、こういう質問の場ではなくて、さまざまな場で自分の考えを述べたいと思います。

私、ここで言っても、こういった考えはいかがですかという形でも、縷々言っていると思いますので、それについてはあれですけども、わかりました。町長がそういったお考えであるということで、とにかく本来今日は、しっかりと町長の、その辺の安全のスパイラルという形で、グルグル回るサイクルを回していただきたいということで、第1段階のステップというのは、確実に達成されて、今、暴風雨の中で針の穴に糸を通すほど難しいという第2ステップにつきまして、過去町長は、有言実行で国からお金を持ってくるという形でも御答弁されていますし、さまざまところで津波高潮ステーションに関しましても、国から持ってきて私がやるよといった形で執行されておりますので、有言実行である首長というのは、なかなかいらっしゃらない中で、すばらしいなと日々感心しているわけですので、第2ステップの方を遂行していただいて、でき得るならば、広く町民の中に、その安全と安心の先にある豊かですばらしい生活を築き上げるような町の構築まで御配慮いただきながら、執行をお願いしたいなと思います。

3点目の、ちょっと私の思いと町長の思いが通じないものですから、もう今の御質問はやめますけれども、今度、第5次総合計画を策定するわけで、そこの中にぜひともその安全が担保された後に、将来像として描く、今は「人と人、心やすらぎ、健康で住みやすいまち

吉田町」でありますけれども、そこら辺のところを具体的に、町長としてはこういうものであるよというのを、この策定に当たっては御指示されるわけですか。それとも、町民の皆様方から、今回住民意識調査とかタウンミーティングをやりながら、さまざまな形の御意見を拝聴した中で築き上げていくのか。多分町長は今には言わないですけれども、もうおありだと思うんですけれども、そういったところの中での、ある程度策定に当たっては、安全・安心というところから一步前へ進んだ、それはもうベースとしてあるんだと。一步進んだところの吉田町の将来像というのを、今度の計画で策定してください。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員、私の言っていることを理解してもらいたいと思っています。

いわば、暴風雨の中で針の穴に糸を通す作業と言っていますよね。それがどれほど難しいことなのか。恐らく、次の総合計画というものは、まさに議員がおっしゃられるように、第2のステップ。これはいわば、ものすごい闘いの中で繰り広げられると思いますので、単純に、いわば第2ステップであるところの町民の皆様方の財産を守って、企業の皆様方が安心して生産活動に励むと。そういうふうなことが、恐らく達成されようという目的は持っておりますけれども、それが次のいわば総合計画の中で、8年か10年かどちらかになるとは思いますけれども、その中で達成できるかどうかというのは、簡単に言える話じゃないですよ。だから次の総合計画というのは、ものすごく難しい総合計画になると。これは議員が簡単に、いわばこの町に目に見える安全が確立して、その先にとというのは、なかなか簡単に、そういうものを次の総合計画の中には描写ができない部分がありますので、議員も今申し上げたような、津波防災町づくりが抱えている問題というものを、よく御自分で理解してもらいたい。中央防災会議が何と言っているのか、本当にその辺を理解してもらいたい。それから、国土交通省であるとか、農水省であるとか、そういうところからさまざまな文書が出ていますから、読んでもらいたい。吉田町がやろうとしていることはどういうことなのか。これほど難しいことをやろうとしているんですよ、はっきり申し上げて。私はそれに命をかけようと思っているんですよ。そういうようなことを考えれば、軽々に、いわば目に見える安全というものは簡単にできて、その先にどうのこうのという話はできないですよ、はっきり申し上げて。ぜひとも津波防災町づくりというものが、どれほど難しいことなのか、よく理解していただきたい。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 十分理解しています。全国津々浦々ある中で、我が町だけですよ、そういった要求をしているというのは、三方を囲った形で。

でも、やはりそれっていうのは長期的に安全なもので、国が行うところの方針もあるわけでございまして、それを求めるということは、私もそれは正しいと思いますし、町民とか企業の皆様方を守る安全を達成するという心がけはいいんですけども、やはりそれに向かっての総合計画ではないと思うんですよ。今も動いていますし、これからの今年1年、来年もありますし、さまざまところで、この町をどういうふうにしていくんだというところが大切だと思いますので。

じゃ、言い方を変えますけれども、安全・安心が達成された後を目指すのじゃなくて、第2ステップの皆様を守る安全・安心対策をしながら、この町が、そればかりじゃなくて、やっぱりさまざまな形で、この町に住んでいる方々にとりまして、こういった町であるよと

ということでのお考えというは御指示なさるんですか。それがなければだめだということであるならば、余りにもそれに特化し過ぎていているという、裏を返すと、安全じゃない町ですよというのを声高々に言っているような感じがしてならないんですよ。

確かに、そうなのかもしれませんけれども、それはそれで行政に、町民の皆様、企業の皆様はお任せして、我々の安全は田村町長がしっかりやっけていただいているから、それは難しいことだと思うけれども、それに対しましては我々は言ってもできないことであるからということで、ただこの町がこれからどういうふうにやっていくんだと。「豊か」「勢い」のある町の中で、住民の皆さんが笑顔いっぱい暮らせるまちとか、そういったものをしっかりとやらないとまずいと思うんですよ。

そういったところの考え方が、やはり町長から、それは大変なものはわかりますけれども、トップみずから余り大変だ、大変だと言っているとあれなもので、大変だが本当にありがたいございますということで、それは我々がこうべを垂れて御礼申し上げますので、ぜひともそういったところの施策方針を出していただきたいなと私は考えます。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 町長に対する御質問だとは思いますが、大変恐縮ではありますが私からちょっと言葉を挟ませていただきますが、どうも一般質問をお伺いしていると、町長へのインタビューを聞いているような感じでございまして、論点がよくわからないと、こういうふうに思う中で、総合計画のあり方ということを少し事務的に述べさせていただきたいというふうに思います。

議員おっしゃられることもわかるわけですが、総合計画は町長のもものではございません。今の第4次総合計画も、基本構想部分は議決を得たものでございます。第5次の総合計画策定に向けてどうしていくかというのは、町長の答弁の中には、策定をしていきたいと、こういうところまでとどめてございまして、策定するとはまだ言っておりません。

ただ、いろんな状況、それから当町の行政運営のあり方を考慮をすれば、総合計画というのは持たなければいけないと。というのは、町民の皆様方と共有していただけるのではないかと、こういうところまで今認識を進めているというところでございます。

この段階において、町長はどういう指示をするんだと、こういう議員の御質問というのはちょっと違和感がございまして、現在でも、津波防災町づくりは「人と人、心やすらぎ、健康で住みやすいまち」の将来像に向けて、必要な施策だからやっているわけですね。津波防災町づくりを、吉田町の将来像に掲げたことは1回もございません。それをことさら、津波防災町づくりが、吉田町の町づくりの最終目的であるがごとく捉えられることは、ちょっとおかしいのではないかとこのように思っておりまして、また現在「人と人、心やすらぎ、健康で住みやすいまち」、これに向かって進んでおりまして、次の計画を、これを引き継いでいくのか、また新たな将来像を掲げていくのかというのは、町長個人が決められることではないと。町民全体のものでございますので、その辺をちょっと履き違えたような質疑になっているような気がいたしますので、僭越ながら言葉を挟ませていただきます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） インタビューとは、また御厳しい企画課長の発言でありますけれども、こういった立場で御発言されたかわかりませんが、財政部門を預かる課長として、そういったことを、議員の一般質問に対しまして、そういうことを言うのはいかがなものか

と思いますので、一言言わせてもらいます。

私の通告の内容を読んでいただいたと思いますが、町は「人と人、心やすらぎ、健康で住みやすいまち 吉田町」を将来都市像と描いた第4次総合計画を進めており、その実現に向け「津波防災町づくり」を最優先の施策として取り組まれています。しっかりと私も、今課長が言われたようなことを述べているわけで、それを踏まえた中で、今回、なかなか町長、そういうことをおっしゃらないものですから、過去にも一般質問して、ビジョンは何だ、ビジョンはどういうビジョンがいいんですか、この町は。そういったことを言いますと、絵に描いた餅じゃ食えないと。たしかそのような趣旨の御答弁をされて、町長が本当に「豊かで勢いのある町」ということを言われたのは、今回私初めてだと思われまますから、こういった具体的なイメージで語られたということが。

ですから、これについて、確かに今言われたように、大もとのところは「人と人、心やすらぎ、健康で住みやすいまち 吉田町」ということで我々も認識していますし、そのために一生懸命、今執行の皆様がやっていることに対して、チェックをしたり、いろんなことを、案件に入れましたことを議決したりしてやっているわけでありまますけれども、今回こういった形で町長が出されたものですから、これを踏まえたところで、こういった姿を求めていらっしゃるのかなと思ったものであったんですけれども、今の御答弁でわかりましたので、町長の意思で、確かに総合計画というのは、町長の意思ではないと思います。町全体の意思でありますので、さまざまなプロセスを経て決めていって、やるとは言っていないということでございますのであれですけれども、今回予算を取って調査が入るということでありまますので、町民の皆様隔々の御意見を集約する形で、今後の吉田町のあるべき姿を構築するべく、計画及び執行をしていただきたいと思います。

最後になりますけれども、どうも私が言うと誤解があるようで、質問者によって答弁のイントネーションが変わってしまうというのは残念でなりませんけれども、まだまだ勉強が足りないようでありますので、あと4回一般質問の時間をいただいておりますので、また勉強させていただいたり、御質問のほうをさせていただきたいと思ひます。

以上で質問を終わります。

○議長（八木 栄君） 以上で12番、藤田和寿君の一般質問が終わりました。

---

◇ 平 野 積 君

○議長（八木 栄君） 続きまして、4番、平野 積君。

〔4番 平野 積君登壇〕

○4番（平野 積君） 4番、平野 積でございます。

私は、先刻提出いたしました通告書に沿いまして、本日は、児童・生徒の学力向上に対する吉田町の今後の方針を示していただきたく、吉田町の教育方針について対しまして一般質問をいたします。

私は、昨年12月の定例会におきましても一般質問を行いまして、学力向上及びちいさな理科館について質問いたしました。

今回は、答弁いただいたことに関する進捗状況について質問いたします。

加えて、平成26年度から計画されております、児童・生徒の確かな学力向上を目的として静岡大学村山教授の指導のもと実施する「吉田町ラーニングプラン」についても質問いたします。

1、児童生徒学力向上委員会について。

前回の一般質問におきまして、学力向上の目標に関して質問いたしましたところ、吉田町の子供たちの課題を明確にして、それを解決すれば学力向上につながるとの答弁がございました。

1番といたしまして、昨年11月に発足いたしました児童生徒学力向上委員会が出した、学力向上に関する吉田町の教育課題は何でしょうか。

2、その対策としての実施計画を御教示ください。

2番といたしまして、「吉田町ラーニングプラン」について。

1、村山教授への依頼事項を、具体的に御教示ください。

2、町長が施政方針で何度となく述べられました「豊かな学力向上」とは、いつまでに何を、どの程度向上させることでしょうか。

3番としまして、前述の児童生徒学力向上委員会と、本ラーニングプランとの関係を御教示ください。

3番目といたしまして、ちいさな理科館で実施している講座の改革について質問しましたところ、ちいさな理科館の現状や課題を明確にして取り組むとの答弁及び館内説明の強化をお願いしますということに対して、職員の教育を進めるとの答弁をいただきましたが、その進捗状況を御教示くださいというものです。よろしく願いいたします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

教育長、浅井啓言君。

〔教育長 浅井啓言君登壇〕

○教育長（浅井啓言君） 吉田町の教育方針についてのうち、1点目の児童生徒学力向上委員会についての御質問にお答えします。

吉田町児童生徒学力向上委員会は、平成25年度全国学力学習状況調査の結果を受け、現状の吉田町の児童・生徒の学力や、教育施策についての課題を把握し、学力向上のための施策の検討等を行うため、昨年11月、教育委員、小・中学校長及び教諭、保護者、幼稚園、保育園の園長、社会教育関係者、学識経験者などの代表17人を委員とし、静岡大学教育学部の村山 功教授をアドバイザーとして設置いたしました。

委員会では、まず平成25年度全国学力学習状況調査の結果の検証と、学力向上のための課題の把握を、その後、グループワークを中心とした協議や、先進地視察研修、授業参観により、課題への対策について御検討いただきました。

そして、本年2月に学校、家庭、幼稚園、保育園、地域のそれぞれの立場において実施を期待する対策とともに、学校での授業改善、教員の意識改革を推進すること。家庭学習の習慣化を推進すること。基本的な生活習慣を確立すること。教育委員会による学校への指導、家庭への支援を充実すること、という確かな学力向上の核となる四つの提言をお示いただきました。

それでは、一つ目の昨年11月に発足しました児童生徒学力向上委員会が出した、学力向上に関する吉田町の教育課題は何でしょうかと、二つ目の、その対策としての実施計画を御教

示くださいの御質問について、課題と対策については関連性がございますので一括してお答えします。

平成25年度全国学力学習状況調査の結果をもとに、吉田町児童生徒学力向上委員会が導きだした当町における課題は、小学校と中学校で、また小学校でも学校ごとに異なるものもございました。ここでは全ての学校に共通する課題のうち、主なものと、その対策について、吉田町児童生徒学力向上委員会から示された事項を述べさせていただきます。

まず、学校に関する課題と対策ですが、吉田町児童生徒学力向上委員会では、現状として、例えば小学校の国語では、目的に応じて資料を読み、わかったことを的確に書くこと。小学校算数では、情報を整理し、筋道を立てて考えることが弱いということを指摘しています。

これは、個々の教師自身が、つきたい力のトライにずれがあったと分析され、課題としては、学校において学習指導要領が求めるつきたい力を捉え、明確にした上で授業を行うこと。その対策として、例えば授業の冒頭で目当て、狙いを示す活動や、授業の最後に学習したことを振り返る活動を行うようにするなどの授業改善、校内研修の充実、教員の意識改革、学力定着の確認とそれを生かした授業づくりといったことを提案していただきました。

なお、吉田町児童生徒学力向上委員会からは、学力調査の結果の低迷に最も影響した部分は、児童・生徒が新たな学習課題に触れる場面、すなわち授業であり、授業改善をなくして確かな学力の向上は見込めないとの事項も、あわせて示していただいております。

教育委員会といたしましては、今回の調査のクロス集計結果でも、授業の冒頭で目当て、狙いを示す活動や、授業の最後に学習したことを振り返る活動を積極的に実施した学校ほど、国語の記述式問題の平均正答率が高い傾向が見られるといった、文部科学省の報告もあることから、こうしたクロス集計結果も念頭に置いて、学校の実施する校内研修の改善や、授業改善に積極的に関与してまいります。

次に、家庭と学校に関する課題と対策ですが、吉田町児童生徒学力向上委員会からは、現状として、質問式調査結果では、全国と比較して当町の子供たちはテレビやゲーム、携帯電話のメールやSNS等に費やす時間が多いことから、課題として、家庭における学習習慣を身につけ、学校の授業時間以外の学習時間を増やすこと。その対策として、学校においては家庭学習のやり方についてアドバイスや質的、量的な適切な宿題の指示、放課後補充学習、家庭においては家庭学習の習慣づくりと宿題の見取りといったことを提案していただきました。

教育委員会といたしましては、クロス集計結果において、家庭での学習方法について具体例を挙げながら考える、教えるなど、家庭学習に関する指導を行った学校ほど、児童・生徒の家庭での学習習慣が身につけている傾向が見られるとの報告もあり、これは吉田町児童生徒学力向上委員会からの御提案を裏づけるものでありますので、今後、家庭学習の手引きを作成し、学校や家庭で活用していただけるよう取り組んでまいりたいと考えます。

次に、教育委員会と学校に関する課題と対策ですが、吉田町児童生徒学力向上委員会からは、全国学力学習状況調査を初めとした調査の結果をもとにした課題の把握と対策の不足があり、課題として学力調査結果の活用が挙げられました。また、その対策として、全国学力学習状況調査の活用と全国学力学習状況調査対象外の学年における町独自の学力調査の実施と結果の活用といったことを提案していただきました。

教育委員会といたしましても、毎年度、学力調査から課題を把握し、その都度対応してい

れば、今回の学力学習状況調査のような結果にはならなかったと考えますので、教育委員会、学校ともに、これを大いに反省し、今後、学力調査の結果を活用し、学力向上に努めてまいりたいと考えております。

これらが、吉田町児童生徒学力向上委員会でお示しいただいた主な課題と対策ですが、そのほかにも、幼稚園、保育園から小学校への接続に関する課題と対策、読書に関する課題と対策などをお示しいただきましたので、一つ一つ丁寧かつスピーディーに課題を解決するよう取り組んでまいります。

次に、2点目の「吉田町ラーニングプラン」についての御質問にお答えします。

教育委員会事務局では、吉田町児童生徒学力向上委員会から本年2月にお示しいただいた提言と対策を具現化するものとして、「吉田町ラーニングプラン」を取りまとめ、今後吉田町の児童生徒学力向上委員会での説明と、教育委員会の承認を得るよう進めております。

このプランは、平成26年度から平成29年度までの4年間を計画期間とし、吉田町児童生徒学力向上委員会からお示しいただいた、確かな学力向上に資するための対策について、実施可能なものは全て取り入れております。

その内容といたしましては、学校では授業力向上のために、校内研修の充実や調査を生かした授業づくりを図る。家庭では、親の学びの充実のために授業参観、懇談会、行事等へ積極的に参加し、学校との信頼関係の構築を図るなど、学校、家庭、幼稚園、保育園、社会教育、図書館、教育委員会の分野ごとに対策をまとめてございます。

なお、実施に当たっては、学校、家庭、幼稚園、保育園、地域、教育委員会は、児童・生徒の確かな学力の向上のために必要な取り組みを実施し、さらに教育委員会は他の分野の取り組みに対して支援をしていくこととしております。

また、平成26年度の「吉田町ラーニングプラン」の実施に際しましては、速やかに確かな学力の向上を図るために、プランの中に授業力の向上に関する事、調査を生かした授業づくりに関する事、家庭学習の手引きに関する事など、プランの一部について専門家を活用することで確実に効果を上げるべく、授業改善の第一人者であり、既に吉田町の授業や職員研修の改善に取り組み、当町の課題を御理解いただいている村山 功教授に引き続き御指導をいただくよう、静岡大学との業務委託に向けて準備を進めております。

そこで一つ目の御質問、村山教授への依頼事項を具体的に御教示くださいにお答えします。

村山教授には、平成27年度全国学力学習状況調査において、全国平均との正答率の差を、平成25年度の半分まで縮めることを目標としていただき、教員の授業力の向上のために、外部講師の派遣による指導と情報収集、児童・生徒の学習態度の確立のための支援員によるチームティーチングの導入。調査を生かした授業づくりのための、町独自の学力調査の実施、児童・生徒の学力定着を図るための補充学習の実施などについて依頼する予定でございます。

なお、依頼に当たっては、吉田町児童生徒学力向上委員会からの提言は、学校や保護者などの思いや希望を反映したものであり、十分に尊重すること。また、依頼する授業は、2年目以降も授業として定着し、効果的なものとなるようにすること。さらに、実施途中に施策の成果を把握し、課題となったことについては、授業途中であっても適時改善し実施することを留意事項とさせていただき予定でございます。

次に、二つ目の御質問、町長が施政方針で何度となく述べられた「確かな学力向上」とは、いつまでに、何を、どの程度向上させることでしょうかについてお答えします。

確かな学力とは、学習指導要領でも述べられているとおり、知識や技能はもちろんのこと、これに加え学ぶ意欲や、自分で課題を見つけ自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力等まで含めたものであることといたします。

「吉田町ラーニングプラン」では、この確かな学力の修得要素である学校での授業改善、児童・生徒の学力時の実態に則した補充学習、学校での学習習慣、学習態度の形成などを実施することで、平成27年度の全国学力学習状況調査において、全国平均との正答率の差を、平成25年度の半分まで縮めることを第一の目標として取り組みを進めてまいります。

次に、三つ目の御質問、先日の児童生徒学力向上委員会と本ラーニングプランとの関係を御教示くださいにお答えします。

先に述べましたとおり、吉田町児童生徒学力向上委員会からは、今後の児童・生徒の確かな学力向上のための提言と対策が示されました。その後、この提言及び対策を十分に尊重しつつ、教育委員会では、今後の確かな学力向上のための授業計画として、「吉田町ラーニングプラン」を取りまとめました。

よって、吉田町児童生徒学力向上委員会から提案された対策をきちんと反映させ、教育委員会が事業計画として取りまとめたものが「吉田町ラーニングプラン」となりますので、吉田町の児童生徒学力向上委員会、教育委員会、「吉田町ラーニングプラン」は相互につながり、確かな学力の向上という同じ方向性を持っているものでございます。

続いて、3点目のちいさな理科館についての講座改革は、ちいさな理科館の現状や課題を明確にして取り組むとの答弁及び館内説明強化に対し、職員の教育を進めるとの答弁をいただきましたが、その進捗状況を御教示くださいの質問についてお答えします。

まず、講座改革は、ちいさな理科館の現状や課題を明確にして取り組むとの答弁に対する進捗状況でございますが、現在、教育委員会が委嘱する運営スタッフ会議内で、ちいさな理科館の運営に関する現状と課題を把握し、対策について検討を重ねているところです。

なお、運営スタッフ会議内でまとめた今後の運営方針については、本年3月11日に開催したちいさな理科館運営協議会に諮り、有識者の建設的な御意見をいただきました。

講座改革に関する主なものといたしましては、子供たちの発達段階に応じた講座の選定、学校との連携、他事業との連携などを御提案いただきましたので、これからは具体的な実施内容を精査し、ちいさな理科館の活性化に向けて準備に着手してまいります。

その中で、講座改革における取り組み可能な内容については、既に順次実施しております。

その一つといたしまして、他事業との連携がございます。具体的な内容といたしましては、2月に町民課環境保全部門との共催で、親子環境学習教室を開催いたしました。理科と環境という密接な関係性を持つものの、異なる分野を組み合わせた講座を実施したことで、受講者の思考の幅を広げ、発展的な学習ができたとともに、今後の講座展開の幅を広げることができたと考えております。

また、他の課、他の事業と連携したことで、これまでちいさな理科館へ来館したことのない人々に足を運んでいただく機会を提供することができ、一つの成果につながるものと実感しております。

さらに、平成26年度に向けては、ちいさな理科館で実施可能な社会教育授業での使用について、教育委員会内で調整を進めております。これにより、多くの町民にちいさな理科館を積極的に活用していただくことで、身近な施設として認知していただきたいと考えておりま



す。

今後につきましては、教育委員会と運営スタッフとが、これまで以上に密接な連携を取りながら協議を重ね、実施可能な授業を幅広く取り入れていくことによって、ちいさな理科館が魅力的な施設となるよう努めてまいります。

次に、館内説明強化に対し、職員の教育を進めるとの答弁に対する進捗状況でございますが、前回の議員の御指摘を受けまして、職員のスキルアップにより、来館者のニーズを満たすことができるよう、対応方法について改めて検討をいたしました。

その中で、職員自らの学習による知識の習得が最も大切でございますが、より効果的、効率的な方法として、小学校等の施設見学を受け入れた際には、館長が説明を行うものの、担当職員及び常駐する職員を補助者として配置するようにいたしました。このように有識者が説明する場に身を置くことを通し、職員の知識の習得を図るよう努めております。

また、今後は近隣の類似施設の教育機関とのパイプを強化し、得られる情報やスキルをちいさな理科館に取り入れていきたいと考えております。

しかしながら、専門性の高い内容においては、職員のみでの対応は現実的には限界がございますので、専門的知識を有する館長及び運営スタッフと連携を図り、ちいさな理科館全体の知識の質を高め、来館者のニーズを十分に満たすことができるよう努めてまいります。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 御答弁ありがとうございました。では、再質問させていただきます。

最初の質問でございますけれども、課題ということに関して、答弁の中では学力テストの結果というようなこととお話をされていたわけでございますけれども、具体的にテストの結果、どういうデータからこういうことを言っているのかと。現状として目的に応じて適切に書くとか、そういう書かれたということなんですが、前回の質問におきまして質問したんですけれども、テストを最後まで答えられなかったというのが、全国平均が20%ぐらいに対して、静岡県が40%と。吉田町も、それに似たような結果であると。その結果に対しては、向上委員会では、どういうことが課題だというふうな結論になったんでしょうか。そういうことは議論されているのか、されていないのか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） おっしゃるとおり、最後まで届かなかったというふうなことで、議論として、この調査結果の中でヒストグラムといたしまして、分布表がコンピューターではじき出されるんですが、それを見る中でやっていて、やはり先ほども答弁にもございましたとおり、子供たちの中では、文字を読んで、それをしっかり自分で把握する、理解する、こういった普段からの授業の中でそういったことが少し不足していた部分もあって、その一つ一つの問題に時間を費やしてしまうというようなことがありまして、最後まで行き続かなかったというようなことがございました。

それに関しては、やはり当然ながら、そういったある意味テストというのは技術的な部分もどうしてもありますので、そういった部分も足りないのではないかと。よそへ視察等に行っておりますが、高知と福井ですか、行っておりますが、そういった部分もよその県では、訓練というんですか、そういった授業をやられているというものがありましたので、そうい

った議論のやりとりがございました。ですので、そういったところを対策として、少し授業改善の中で入れていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 同じく前回質問した中で答えがなかなか返ってこなかったのも、そこを質問したかったんですね。

正答率で、国語で二山できたと。よくできる子と余りできなかった子。普通は一山が普通なんですけど、二山できているというようなお話があった。それに関しては、またそこで議論はあったんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 二山の問題についても議論はなされました。やはり当然学習をしていくので、身につけるのが速い子もあれば、時間がかかる子もある、そういったこともあるし、やっぱり学校の先生方からは、教えていくときにも、そういう学びのゆっくりな子に対しても、やっぱり指導はしていかなければならないというので、さっきの答弁の中でも出てきましたけれども、チームティーチング等を取り入れて、要するにスピードの遅い子に対してもフォローしていく体制が必要ではないかというふうな議論もなされました。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） そういうフォローに関して、全国テストのデータですけれども、数学に関してですけれども、習熟の遅いグループに対して少数で指導を行い、修得できるようにしましたかという質問があったと思います。

そこで、全国の公立の小学校に対して、静岡県というの、授業のうち4分の3以上やったというのは全国より多くて、かなり全国よりもしっかり、そういうフォローに関してはやっている。

そこに対して吉田町はどうだったのかということと、反対に習熟の速いグループに対して、発展的な内容について、少人数で指導を行いましたかということに対しても、静岡県というの、全国に対してしっかりやっているという結果が出ているわけです。そこに対して、吉田町というはどうだったかということに関してはどうでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 習熟度別学習授業についての御質問かと思いますが、御承知のとおり、静岡県の施策として、そういう習熟度別授業ということは取り入れられてきたもので、各学校に、その習熟度別授業をやるための教員、指導方法の工夫、改善という措置がとられて、加配教員が充てられている学校があります。例えば、中央小学校なんかもそうです。

そういった中でやっても、やはり傾向としては、全国と同じような傾向があります。したがって、できるだけ、例えば4クラスを、もっと5クラス、6クラスに分けてやる。そこには、先生方がもっと必要になってくるわけですから、そういった意味で、先ほど述べたチームティーチングを含めた、そういった施策が必要ではないかということは議論をされました。

議員がおっしゃるとおり、もちろん二こぶで言いますと、両方を上げていくことが大事ですし、それ以上二こぶをつくらないということが大事だというふうに我々は認識しているので、そのことも議論はされました。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） これからラーニングプランの中で補充とかやっていくということですが、そこに関しては、今までのやり方とは、今おっしゃった新たな施策で補充をやっていくということか、今の延長でそこをしっかりとやっていくことなのか、そこはどうでしょう。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 答弁の中でも申しましたように、授業にかかわることと、もう一つは補充学習的なこと、その両面で考えております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） ちょっと見ますと、11月5日に第1回の児童生徒向上委員会が行われまして、1時半から4時までと書かれてあって、その中に委員長、副委員長の選挙、学力分析結果報告、その後に、分析結果に基づく成果と課題、それに対する対応策について各立場から意見聴取というのが、行政報告の資料に出ておったんですが、報告があったとして、吉田町の課題追求というか、余りにも時間が少なくないですかという思いがあるんだけど、しっかり課題が明らかになっているのかというのがちょっと心配なんですけど、そこに関してはどうなんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 答弁の中で申しました三つの視点で課題をまとめ上げております。

その11月3日のことですが、やっぱり各学校で分析をした結果の報告をさせていただきました。それとともに、我々教育委員会事務局のほうで、それを取りまとめた全体のものについても検討をしてきましたので、若干短い期間であっても、きちんと分析と課題をすることはできました。

議員がおっしゃりたいのは、時間が短いということなんだと思いますけれども、今のようスタイルでやらせていただきましたので、きょうの答弁で出た課題をきちっと押さえております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 報告があった分しか想像ができませんから、そういう質問になっているんですが、この委員会の会議録というのはあるんですか。会議録があるのであれば、それを公表するとか、そういう意志はありませんか。

というのは、要するに将来ある吉田町の子供の今後を、我々町民が知り得ないところで決まっていくというのはいかがなものかと思うんですが、やっぱり町民にもしっかり知らしめて、おい、こういうことをやって、こういう結果、こういう施策を打つんだということが、町民にわかりやすく、どういう中でそういうことが決まったのかということをお知らせするほうが、より町民の理解が得られると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 議会の会議録でございますが、これはどういう形で公表するかは、もう少し考えなければなりませんけど、何らかの形で公表させていただきたいというふうに考えております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） お願いいたします。

それで、学校の先生とか教育長ともちょっとお話ししたときに、やっぱりこの全国テスト結果とか、その向上委員会ができたということで、各学校の先生方の意識が随分変わってこられたというようなお話を聞きました。

具体的には、どういうふうに変ったかと。その先生方の意識が、どのように変わったかということ、ちょっとお話ししていただけますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 各学校の教職員の意識が、どのように変わったのかという御質問だと思います。

それぞれの学校で、学力向上委員会の分析を、学校で分析をして、またそれを報告していただいたという経緯もあるので、学校でもきちんと先生方が分析をしました。

あるいは、村山先生のアドバイスもあって、各学校で先生方が自分たちでその問題を解いてみて、自分たちの教え方がどうであったかというようなことで、非常にその辺は好評を得たというか、真摯に受けとめていただいたというふうに思っています。そういったところが一番大きいんじゃないかなというふうに思います。

ですので、どんな授業をしていったらいいのか、やっぱり子供に身につけさせることは、きちっと身につけなければいけないとか、そういったものが明らかになったと思います。そういったような報告も、各学校のほうからいただいております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） その先生方とちょっとお話しした中においては、やっぱり取り組んでいく中で、結構自分たちで考えて議論してやっているというお話がありましたけれども、そうしたときにちょっと心配なのは、来年度からやるラーニングプランというものに対して、先生たちが自分たちで何とかするぞという意欲で動かれているのに対して、吉田町として統一するのかわかりませんが、ラーニングプランだと言って、そことの整合性というか、それとちょっと違う方針が出るとか、そういうことがないかというのがちょっと心配なんです。そのラーニングプランをしっかりと作っていく中において、先生方の意見というのが入って……、現場の人たちが入ってくるか。今の答弁の中では、教育委員会、向上委員会、ラーニングプラン、そこは連携するよと言っているけれども、実際に教える先生方の意見が、しっかりそこに反映されたプランというのが、しっかりやられるかどうかというのがちょっと心配なんです。そこに関してどういう進め方をするかという考え方というのはございますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 今答弁の中で話しましたように、学力向上委員会、教育委員会、ラーニングプラン、きちんとつながったものであるし、反映されているというのは説明させていただきます。

まず、学力向上委員会の中に学校の関係者がいるので、やはりそこからの意見の吸い上げはできているというふうに思っています。

もう一つ、これは事前の準備段階として、ラーニングプラン、あるいはラーニング事業をやるに当たって、村山先生のほうも、各学校の校長先生とか、あるいは研修主任だとか、そういった方が、その学校がどんなことを来年に取り組もうとしているのか、分析して現状はどうなのかということ、ヒヤリングを行っていますので、私たちもその辺は心配ないという

ふうを考えております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 提言の中に、家庭学習の習慣化というのがございました。

全国テストで、学校の先生方の質問に対して、先生方が保護者に対して児童の家庭学習を促すような働きを行ったかという質問があったと思います。で、「行った」とか「どちらかといえば行った」の合計が、全国平均が95.6で、静岡県が95とほとんど変わらない。でも、生徒のほうの質問で、3時間以上勉強しているかということに関しては、全国が11.5に対して、静岡県が8.2と低いんですけども、1時間か2時間勉強していると。というのは、全国平均が51.7に対して、静岡県57.2で6%ぐらいある。トータルすれば、しっかり勉強しているわというデータなんですよね。

そこで、そこに関しては吉田町というのは、先ほどテレビゲームとかが多いという話があったんですが、家庭学習の時間というのは、どういうレベルになっているんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） データのほうはちょっと今当たっていますので、家庭学習について先ほど答弁で申したとおりなんですけど、実際には、やっぱりテレビゲームとかの時間が多くて、勉強時間が少ないというのは、これは実態でございます。

だけど、家庭学習の仕方を示しても、じゃ、それが本当にきちんといっているのかということ、これは課題だというふうに捉えていますので、そこは今後の問題かなというふうに思っています。

これも一つの事例として御紹介をしておきますけれども、やはり今回保護者の代表の方に入っていただいたことで、各学校で、保護者の方がPTAの会合等で学力向上委員会のことを報告をいただいていますので、そういった中で、やはりどこの小学校でも、保護者の皆さんも、家庭学習あるいは学力向上ということについて考えていかなければいけないという意識にはなりました。

実際には、中央小学校の例ですと、それぞれの学年で結果を分析したり、それぞれどういうふうに取り組んでいくのかということが学級懇談会で話し合われました。自彊小学校でもそういったことが行われておりますので、保護者の方からも浸透していると思います。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 先にちょっと進みます。

PTAの方々にも聞いたんですが、私の考えとして、家庭学習というか家庭の教育は大切だという話を、そのまま学校とPTAがしっかり点検してやっていけばいいんじゃないかという話をしたら、家庭の教育ということに対して、どうしたらいいかというようなことを、本来しっかり学んでほしい方々がPTAに出てこないんだと。そういうことに対しては、やっぱりどういうふうな対策を打っていくかと。全体的にレベルを上げていくということに関しては、そういうことに注目してやっていかなきゃいかんと思いますが、そこに関しては、家庭学習という面で、どういう対策というものがありますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 家庭学習の問題につきましては、今現在考えているところは、やはり議員さんおっしゃるとおり、家庭学習に限らず、PTAの総会、懇談会、あるいは家庭教育学級、こういったものを、本来我々も出てきていただきたい保護者というも

のは、やはりございます。

そういう方は、なかなか出て来られない場合もありますし、来ない場合もあるということで、そういった方たちにどのような働きかけをするかということに関しては、これは長い時間かけないとやはり難しい部分があるかと思えます。

今考えておりますのは、今申し上げました家庭教育学級の場合でお示しをします。それと、学校においても、いろんな場面を通じて家庭のほうに働きかけをする。そして、一番たくさん保護者の皆さん方が出てくるのがPTAの総会ではありますが、そういった場においても、この現在の学力学習状況調査の状況等をお示しして、こういったことがありますというものを、粘り強く働きかけをしていきたいと、こういうふうに考えています。

ですので、これはラーニングプランももちろんあるんですが、家庭教育の場面でやっていきたいというふうに考えておりますが、社会教育の担当のほうも巻き込んでやっていきたいというふうに考えております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 家庭学習というのは重要だと、家庭内における教育というものは重要なことだと思うんで、そこはしっかりやっていく。それが結局、全体的なレベルの向上につながると思うんですね。しっかりやっていただきたいと思えます。

その中で、先ほど挙げられた課題のその他のところにございました、幼稚園、保育園との連携ということがございましたけれども、具体的には、どのような連携というのを考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 保育園、幼稚園につきましては、先ほど答弁の方でも接続という言葉が出ておりますが、一般的な社会でよく言われるのが、「小1プロブレム」という言葉を御存じでしょうか。

それまで、幼稚園、保育園に通われていたお子さんが小学校に行きますと、まずは小学校1年生では、先生のお話を集団でみんなで聞くということが大事になってまいります。幼稚園でも、園によってはそういったことを教える園もあるわけがございますが、そういったものを保育園においても、やっていない幼稚園においても、教育委員会のほうから直接働きかけをして、少しそういったものから、小学校に上がると、みんなで一斉に先生の話の聞くんだというふうな習慣づけ、こういったものから入っていきたいというふうに、まず第一歩ですが考えております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） そこで、社会福祉課長にお伺いしたいのですが、今の吉田町、幼稚園は私立ですね。公立という点では保育園しかございません。その中において、今の保育園の教育、今おっしゃったような教育という観点からすれば、今の現状はどういうふうに理解していますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 保育園におきましては、大きな観点から保育というのがございます。教育という意味合いとは若干違うんですが、子供たちが学校に上がって勉強が好きになるといいますか、興味を持つというようなものは、保育の遊びの中でやっております。

したがって、直接的な教育というものはしておりませんが、保育の中で、そういったある

意味教育になると思うんですが、それについては現在やっております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） やっておりますというお話なんです、うちの孫を預かってもらってお世話になっているわけでございますけれども、どうも預かって無事返すんだと、それが基本的な考えで、その中で今おっしゃっているような教育というのは、ちょっとそんなにはやっていないんじゃないかなと、そう思われる節があるわけでございます。

だから、今そこ教育委員会とも今後連携しながら、やっぱり1年生に上がったときに、しっかり話すとか、聞くとか、そういうことがしっかり習慣づける。その習慣づけるということはできると思うんですね。算数を教えるわけではなく、そういう学ぶ姿勢というのを教えていただければ、学校に上がったときに、しっかり学ぶ力がつながるんじゃないかなと思うので、保育園のほうでもしっかりやっていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

それでは、目標について、先ほど27年度の全国テストで、25年度の全国平均に対して差を半分にするというお話があったんですが、先日の予算の連合審査で同僚議員が質問したときには、目指すところは全国平均だと事務局長はおっしゃったと思うんですが、それは4年後のお話。2年後はそれで、4年後はそうということでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 今考えているのは、おっしゃるとおり先日は全国平均以上ということでお答えをさせていただいております。

今考えているのは、このラーニングプランとしましては、平成29年度に全国平均以上まで持っていきたいというふうに考えております。

まずは、中間目標ということで、26年の1年間授業を行った上で、その結果が出るのが27年の4月のテストでございますので、このときには25年度の成績と、そのときの吉田町と全国平均との差を半分まで持っていく。今、状況としましては、県内各自治体、それぞれやはり動き出しています。そういったことで、市町村間競争がもう既に始まっているところであります。

そういったことを考えますと、静岡県 averages が仮に上がった場合には、全国平均も若干ですが上がるんじゃないかと。そうなると差がまた広がっていくということがありますが、まずある程度のところまでは持っていけるのではないかとこのように考えています。

ですので、27年度はまず半分にして、それを続けて上に行けば行くほど、上げるのは大変だと思っておりますので、29年度全国学力学習状況調査、このときに何とか全国平均まで目標を今持っております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） そのような目標に向かって、それならそれなりのやり方があるということで、それをしっかりやっていただければいいと思うんですが、このテストが平成19年からですか、ちょっと途中がなかったのも……、その最初一、二年ぐらいは、結構静岡県もいい成績で10位くらいですね。

ただ、やっぱり将来的には、平成29年が平均であっても、将来的にはもっと高いレベルを、

まずステップずつ越えて、上げて行っていただきたいと思うので、そこをしっかりと……、これ時間かかると思うんだよね、教育というのは。そこを低学年からしっかりと教えていくというようなことで、しっかりと進めて行っていただきたいと思います。

次の、ちいさな理科館について質問いたします。

スタッフ運営会議等でしっかりやっていただいているというお話がございまして、他事業というところでは、2月11日に町民課がやったやつですね、あれをちょっと見せていただきました。結構、定員よりオーバーするような感じで好評だったということで、ああ、やってくださっているんだなという思いはございます。

ここに関しては、私思うのは、ちいさな理科館というのに関心を高めるとか、入場者を増やすというようなことからすると、まず親を捉えるというか、親に関心を持っていただくということが重要なんじゃないかなと思っています。

今だと、小学生対象ということであれば、親がそこへ連れていくということになると思うので、近隣の子以外はですね。そうすると、やっぱり親が行って、これはおもしろいなど、これは子供も連れて行ってしっかり学ばそうとか、そういうふうに思っただくようなこともやっていくということが重要なことじゃないかなと思っているわけでありまして。

そういう感じの展示とか講座とかを、親御さんも聞いておもしろいような講座というの、またためになるような講座というのをやっていったらどうかと思うので、時間もそんなにないので、例えば、クイズです。ふうと息で膨らませた風船とアルミの棒があると。これ、同時に落すと、当然アルミの棒のほうが先に落ちますよね。お盆に風船を乗せて、ぽっと手を離すと、これ同時に落ちるんです。で、風船にヘリウムを入れますよね。それを離すと、空に舞い上がりますよね。で、その風船をお盆の上に載せて、ぽっと手を離すと、どうなるでしょう。上に上がるか、一緒に落ちるか、しばらくは風船はとどまっているかと、教育長、どう思いますか。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 一緒に落ちると思います。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） すばらしい。正解です。拍手です、ちょっと予定外の答えだったので、すばらしいと思います。

やっぱりそういう、親にとってもおもしろいというような、そういうようなのが並んでいて、そして親も勉強になるというような展示とか講座というのを、今具体例として挙げたんですが、そういうのを広めていけば、もっと入場者数とか、関心も高まって。そして子供がそれを見て、それはなぜかという話。

例えば、今の質問のようなパネルがあって、実際にそういうものが現物としてあって、みずから試してみられるというようなことがあれば、あそこに行けば、いろいろおもしろいことができるというようなことができるんじゃないかなと思うので、そこは今後、スタッフとか、あとしっかりと議論しながら進めて行っていただきたいと思います。

最後にしますけれども、今教育長、すばらしい答えが返ってきたように知識豊富な教育長ですので、これからしっかりと、今までの古いしがらみとか、そういうのを気にせず、浅井カラーを鮮明に出して教育を引っ張っていただきたいと思います。期待していますので、頑張ってください。



以上です。

○議長（八木 栄君） 以上で4番、平野 積君の一般質問が終わりました。  
ここで暫時休憩とします。再開は10時50分とします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時49分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ会議を再開します。  
ただいまの出席議員数は13名全員です。  
引き続き、一般質問を行います。

---

◇ 増 田 剛 士 君

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。  
〔1番 増田剛士君登壇〕

○1番（増田剛士君） 1番、増田です。

先に通告した観光事業と町づくり、町のにぎわいづくりによる町の活性化策について質問いたします。

東日本大震災以降、沿岸部にある地域は、地震、津波に対する不安、警戒感や長く続いている不景気感により活気が薄れ、人口の動きが内陸部へ移り、減少傾向にあります。当町においては、著しい人口の減少は少ないものの、地元の商業者などは、大店舗、コンビニなどに押され、非常に厳しい状況であると聞いております。

当町では、観光資源が少なく、宿泊施設も少ない現状で、観光事業というよりも地域振興策としてのイベント事業が行われ、日常的な観光事業がほとんどない状況であります。そして、今後交通手段、道路網の改善により、当町が通過の町となる懸念があります。町のにぎわいを創出し、行ってみたい、ちょっと寄ってみたいと思われる町づくりが交流人口を増やし、町の活性化につながると考えるため、以下、質問いたします。

一つ、町のホームページの観光マップを見ますと、寺、神社が多数掲載されておりますが、これらを今後、観光資源として生かしていくのでしょうか。

二つ目、吉田町の特産品としてウナギ、レタスがございます。これらは、町内での消費が少ない。特にレタスは、町内ではほとんど流通していないということが現状であります。

町内で生産され、町内で消費されることが、特産品として今後の観光客へのPRにつながり、町のにぎわい創出になると考えますが、町の見解はいかがでしょうか。

三つ目、吉田町観光協会と吉田町魅力創造委員会のあり方について、町の今後の方針はどのようなものでしょうか。

以上、3点につき御答弁いただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 観光事業と町のにぎわいづくりによる町の活性化策についての御質問の1点目、町のホームページの観光マップを見ると、寺、神社が多数掲載されているが、これらを観光資源として生かしていくのかについてお答えします。

当町のホームページの観光マップには、展望台小山城や吉田公園を初めとする町内の観光スポットや能満寺のソテツ、萬年のサツキなどの文化財、大幡川桜並木等の見どころを掲載し、町の観光情報を提供しております。

その中で、神社、仏閣につきましては、場所の案内と写真及び一部観光情報を合わせてごらんいただけるようになっております。また、町の欲張りマップにも同様に名称と位置を記載させていただいております。

近年は、若い方も歴史に興味を持ち、一般的に有名な神社、仏閣のみならず、地方の神社、仏閣巡りを楽しむ方が増えているように聞いております。当町におきましても、歴史や言い伝えなどについての問い合わせが寄せられるようになってきております。

我が町の神社、仏閣が歴史上に登場するのは、西暦905年に片岡神社があらわれたのが初めであります。次に、1262年、時の亀山天皇の勅命により、現在の能満寺にあります能満福智禅寺が建立され、1292年には伏見天皇の勅命により、伽藍を建立しております。1347年には青龍山林泉寺、1395年には長源寺と、以後、次々に寺や神社が建てられており、歴史的に見ますと由緒ある寺社がありますが、議員も御承知のように、我が町は過去に大井川の氾濫による流出が繰り返され、寺社等の伽藍も幾度となく被害を受け、再建が繰り返されております。

したがって、創建当時の伽藍や寺宝はほとんど流出しており、現在、町内の神社、仏閣全てが歴史的価値を持つ観光資源として活用できるというものではございません。

しかし、何カ所かは町にとって大きな観光的な要素を持つと思われるところもございます。中でも、町内で最も古刹であります国指定の天然記念物の大ソテツや数々の秘話伝説を有する能満寺、町指定の文化財木彫りの龍を有する本寿寺、また国指定の天然記念物であります磐田市熊野の長藤の孫株を大きく育てました林泉寺、百万遍の行事が行われている地蔵院など、これまでも対外的にPRに努めてまいりました。

今後も、このような観光資源をより有効に活用するため、神社、仏閣の歴史解説や古来伝承などもホームページやパンフレットに掲載し、情報を拡充してまいります。

次に、2点目の御質問の吉田町の特産品としてウナギ、レタスがある。これらは、町内での消費が少ない。特にレタスは、町内ではほとんど流通していないことが現状である。町内で生産され、町内で消費されることが、特産品として観光客へのPRにつながり、町のにぎわい創出になると考える。町の見解はについてお答えします。

当町の特産品であるレタスなど、地域で生産された物をその地域で消費する地産地消は、地域で生産された農林水産物を地域で消費しようとする活動を通じて、生産者と消費者を結びつける取り組みであり、地域の食材を購入する機会を提供するとともに、第1次産業と関連産業の活性化を図ることができるものであります。

また、対面コミュニケーションの効果もあり、消費者の地場産品への愛着心や安心感が深まり、それが地域食材の消費を拡大し、地元の農業、漁業を応援することになり、さらに、

高齢者を含めて農業、漁業者の意欲を高めさせ、農地の荒廃を防ぐことにもつながるものでございます。

地産地消を進める活動の一例として、現在、農協のなでしこ会や吉田産良質うなぎ研究会による朝市や、農業経営振興会及び漁協女性部会などによる地域食材を使ったレシピを提案、発表する食事会が開催され、大変好評を得ており、地場製品の信頼感や人気の高さがうかがわれます。

町におきましても、ウナギ、シラスマップを町内30カ所の店舗、公共施設などに配布し、特産品の知名度アップ及び特産品を使った料理のレシピの紹介により、消費の促進を図っております。

また、特産品の消費拡大や周知を目的に、商工会青年部で発案されました吉田まきは、町内の14店舗で食することができるとともに、地元スーパーの店頭にも並び、最近では学校給食のメニューになるなど、知名度を上げております。

レタスにつきましては、昭和20年代後半から30年代の初めにかけて、水稻の裏作として栽培されるようになり、品質の良さから吉田のレタスとして東京市場ではブランドとなっていたと聞いております。

現在、町の50軒の農家から関東方面へ年間20万ケース、200万キログラムを出荷しておりますが、地元の農業協同組合の統合や経費の関係で、包装が吉田のレタスからハイナンレタスに、今年からは県内共通の静岡レタスに変わったことで、吉田ブランドが消えてしまったことは残念なことであります。

また、地元スーパーなどの販売においても、経営上、安定供給される経路からの仕入れを優先するというので、町内限定のレタス販売ということは難しいと聞いております。

現在、町では、町内外に地場製品の良さがより一層理解され、食生活に取り入れられるよう直売所の設置など新鮮で安心な地元食材を提供し、地域活性化を図るため、平成25年度に産業団体を構成員とする吉田町魅力創造委員会を設置させていただきました。

現在、この委員会では、町の特産品であるウナギ、シラス、レタスなどの地場製品の直売所やそれらを活用したメニューを提供する食堂など、にぎわいの拠点となる施設及び運営体制の整備について検討しており、この施設の整備につきまして、町は吉田町魅力創造委員会に運営まで検討していただく中で積極的にかかわり、実現に向け調整をしているところでございます。

さらに、地域団体への支援事業として、特産品開発等の産業振興事業を実施する団体に対し、補助金を交付する要綱を制定し、地域の農商工団体等が積極的に地域資源を活用し、創意工夫により新たな商品開発に取り組むことで、地産地消の拡大とともに、商業、サービス業の振興が図られることを期待しております。

今後も、町と地域が連携しながら、ウナギ、シラス、レタスという地場製品の普及を促進させる方策につきまして、継続的に調査、研究し、地元消費の促進、さらに認知度向上、観光客へのPRを図るよう検討してまいります。

次に、3点目のご質問の吉田町観光協会と吉田町魅力創造委員会のあり方について、町の方針はについてお答えします。

吉田町魅力創造委員会につきましては、商工会、ハイナン農業協同組合、南駿河湾漁業協同組合吉田支所、静岡うなぎ漁業協同組合の産業4団体に加え、煮干協同組合、菓子組合、

特定非営利活動法人しずかちゃん、観光協会の各団体から選出をされた方で構成されており、町への来訪者及び交流人口の拡大と観光振興を図るため、平成25年6月に設置をいたしました。

現在は、交流拠点となる施設整備をより具体化するために、町内の特産品や情報などを集約した交流の拠点となる道の駅等の施設及びその運営体制の整備に向けて、検討をお願いしております。

一方、吉田町観光協会につきましては、産業4団体、自治会、凧の会、煮干組合を役員として、町内企業、団体等の45の会員で構成された組織でございます。花火大会、小山城まつりなどのイベント運営、観光PR等の活動を行っていただいております。

吉田町魅力創造委員会、吉田町観光協会ともに観光振興を図ることを目的として活動していただいているわけですが、魅力創造委員会につきましては、特に来訪者及び交流人口の拡大に特化した事業検討と研究を行っていただいております。

これは、平成24年度に吉田の魅力創造委員会が策定した吉田町交流活性化ビジョンの中で、当町の課題として、町を訪れる人をもてなす施設の整備と人材の育成、既存の地域資源の活用をかね、目的達成のための最優先テーマとして、交流拠点の整備を進めてほしいとの提言を受け、その実現に向けて設置された背景がございます。

双方とも町の観光振興を指導する団体でございますので、その活動には大いに期待しているところがございます。それぞれの特性を生かした活動を展開していただきながら、行政との連携も強め、官民一体で町のにぎわいを創造してまいります。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 1番、増田です。

再質問させていただきます。

1番目のところでご答弁いただいて、神社、仏閣が、最近では歴史であるとかそういうものに大変関心を持って人が動くということでありまして、その中でも特にお城であるとか、歴史に関しては、「歴女」というような一つのジャンルみたいなもので、日本国中を動いている方がいるっていう話も聞いております。

その中で、今、吉田町では、過去の大井川の流れではなんだということで、資産的なものが大分減って、これだよっていうアピールできるようなものが少ないという御答弁でありました。

その中で、過去こういうことがあったよということを知らない方も、町内にもかなりおられる。その中で、もっとそれをPRして、本当に今のホームページに載っている神社、仏閣をもっとアピールして、さらには観光っていうかそういう特殊な方々かもしれないけれども、歩いて回れる、車でだーって走ってしまったら何にもならないんで、歩いて回れるとか、自転車でサイクリングコースのような、そういったような構想を持って、町内をぐるぐる循環していただくと、町にあるお店にも立ち寄っていただけるとかということで、活性化できていくと思われまます。

その中で、今、町の産業というか、特に商店なんかは非常に厳しい状態にある中で、吉田町っていうのは、特産品はウナギ、シラス、レタスがあるんだけど、それ以外に何があるんだろうというのが、なかなかヒントが出てきていないというところがあると思うんです。

その中で、いや、実はこういう神社、仏閣っていうのは、昔はこういうので非常に大事なもので、有名なものなんだよということがわかってくれば、それを題材に、また特産品とか新しいものが生まれてくるって考えます。

ただ作っただけじゃ、売れなかったら商人っていうのは商売にならないので、そのためには、やっぱり日本全国からも吉田町に来ていただいて、販売して、それが活性化っていう方向に向かっていくと思うんです。その中で、ぜひ町としてそういった整備、遊歩道っていうのか、そういうサイクリングコースであるとか、そういったものの考え方っていうのはございますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長（山村丈太郎君） 議員がおっしゃいますとおり、ホームページ等、現在、神社12、寺14を位置、名称を記載してございます。確かに、ちょっと情報が少ないということは認識しておりまして、今後、課のほうで、まだ課内での検討ではございますが、データ保管、建立または創建時代、それから史話、伝説等、こちらについて、ホームページのほう、拡充していきたいなというようになっております。

また、そういったもの、印刷物、また場所を落してありますので、よくばりまっぷにも同じように位置、名称が落してあるわけですけれども、これを住職が常駐するお寺に置いていただきまして、簡単な説明、この辺を住職さん等に聞きながら作って置いてみたいというのが課の中で今、検討しておるといふ事項でございます。

また、ホームページの保管と同時に、マップ、それからお寺のほうへそういったデータをお願いして置いておきたいということで、あともう一つは、そういったものを結んだウォークラリーやスタンプラリー等が考えられないかということで、現在、課の中で検討している状況でございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） サイクリングコースとか散歩コースというような考え方はないかっていう質問でしたけれども。

産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長（山村丈太郎君） 特に、これがサイクリングコースという、それを結んだコース、町内の神社、仏閣等を結んだコースの設定については、現在、課の中で検討しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 1番、増田です。

先ほど、これ資料つけてあるわけですが、神社、仏閣がばあっと並んでいるわけで、これは特別、町内の全ての神社、仏閣が載っているわけじゃないと思われるんですが、どういった視点でこれをピックアップしたのかなというのが、ちょっとわからないところがあるので、先にそれをお伺いします。

○議長（八木 栄君） 産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長（山村丈太郎君） 当初、このよくばりまっぷのほうへ神社、仏閣等網羅したいということで載せたのでございますが、どの辺まで載せるかというものが、ちょっとその当時もありまして、本当に小さな社とかもありまして、それを全部載せると、ちょっとスペース

的にも無理だということで、一応、認知度の高いお寺については、ほとんど網羅してあると思います。ちょっと一、二点見て、足りないなというところもございますので、それは課のほうで把握しておりますので、次回のマップ校正のときには、その辺をぜひ直したいと思っております。あと、小さい社とか、どうしてもスペースの関係で載せられないものですから、それはまた別途、印刷物を、発注した印刷物じゃなくて、課の中で作ったような印刷物を作って、活用していきたいなど、そのように考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1 番、増田剛士君。

○1 番（増田剛士君） 伺いました。小さなほこらっていうか、本当に地元だけで信仰しているお地藏さんであるとか、そういったものもかなり町内にはあると思います。そういうものも、意外と穴場的にそういうものを求めて動いているっていう方々もおられるようなので、ぜひ別の形でやっていっていただきたいと思います。二、三、お寺さん落ちているっていう話なんですけれども、自分のところのお寺も載っていないので、ぜひ載せていただきたいなと思います。

その中で、次に移りますけれども、今、神社、仏閣、小山城ということで、そういうところがパワースポットっていうことで、県のほうで少子化対策として、これは少子化対策としてどうなのかというのちょっとわからないんですけども、ふじのくにエンゼルパワースポットっていうことで、県のほうがやっております。

その中で、吉田町では小山城を取り上げたっていうのか、募集をしたところ、小山城がなかったという話なんですけど、そういう取り組みの中で、町内の商店のほうに協力を求めて、県っていうかそこで発行するカードを見せると何パーセント引きとか、そういったような企画を持って、商店にお願いして歩いたということもあるんですけど、町も、こういうのをせっかく県で企画があるものに、乗っかるって言ったら失礼なんですけども、乗っかってもっとPRしてやっていくっていう、そういうような考え方っていうのはあるんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長（山村丈太郎君） まず、パワースポットについてですけれども、確かに小山城をパワースポットとして町のほうで出したということで、ちょっとこれ弱かったなど、私自体は、個人的な私見でございますが、考えております。

課の中では今、ソテツ、この能満寺のソテツでございますが、これ実は、能満寺の創建よりもかなり前に植えられておまして、歴史では995年ごろ、安倍晴明が、大井川を流れて来た大蛇の上に生を封じ込めるために、市内に持ち帰っていったソテツを植えたという伝承がございます。その後、三十数回、能満寺自体は何度も流されているわけなんですけれども、ソテツ自体は流されていないということで、これは、はっきり言って立派なパワースポットではないかと思っております。

そんな形で、今後、お寺のほうとも相談はしたいわけなんですけれども、ソテツをぜひ吉田町のパワースポットとして町内外にPRしていきたいなと思っております。

それからまた、先ほどのそういった県等のいろんな商店等を巻き込んだもの、それもぜひ今後研究して、ぜひ取り入れていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 県の企画に乗ることはっていうやつを。

産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長（山村丈太郎君） ちょっとその辺の検討がまだ不十分でしたので、今後、検討しまして、ぜひ前向きにその辺は進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1 番、増田剛士君。

○1 番（増田剛士君） 2 番目の点についてですが、レタス、特にレタスの話をさせていただきますが、先ほどの答弁の中で、もともとは吉田のレタスっていうパッケージがあって、次に J A ハイナンになって、今は、今度は静岡レタスということになってしまったということなんですけど、地元で作っていて、地元で食べようと思ったら、なかなか手に入らないんですよ、吉田産って。そここのところをどうかしないといけないのかなというのが、すごく自分の中ではあります。

レタス自体は、どこのレタスを食べても、吉田のレタスだ、吉田町の特産だから吉田の物じゃないのって飲食店で食べたときに思われたら、最近、よく偽装問題がいろいろありまして、吉田で食べたレタスは、多分これ吉田のレタスだよっていう話になっちゃうと、いや、実はこれ違いますよ、静岡レタスってなっているんで、吉田町の物じゃなくてよその物かもしれませんよってなっちゃうと、なかなか弱いですよ、PR していくの。

その中で、J A さんとの話もあるかもしれないんですけども、せっかく吉田町ブランドでやっていきましょうよ、吉田町はシラスとレタスとウナギの町っていうことで、ブランド化していく方針がありますよね。そういう中で、ぜひ死守してもらいたいっていうか、もう一回戻すくらいに、吉田のレタスっていうパッケージをもう一回やっていただくという動きを町としてはできるものなのか、していく方針があるのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（八木 栄君） 産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長（山村丈太郎君） 先ほど、町長のほうの答弁にもありましたけれども、段々包装が吉田のレタスからハイナンのレタス、そして今はもう J A 静岡経済連のほうの関係で静岡のレタスというブランドに統一されてしまいました。これは、本当に産地としては実に残念なことでもあります。

先ほどもありましたように、現在、観光拠点のほうの話を進めていただいております。そういった中で、地元のレタスの販売ができれば、ぜひ、これはまだ私見でございますけれども、そのレタスの包装に吉田ブランドを復活させたいと担当課では考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1 番、増田剛士君。

○1 番（増田剛士君） ぜひ、頑張ってくださいと思います。

次に移りますけれども、先日の予算審査の中で、町のキャラクターを考案するっていうようなお話がありました。できることを前提に予算をつけるっていうことでありましたが、そのキャラクターを考案するところ、組織っていうのか、それを吉田町観光協会であるとか、魅力創造委員会であるとか、そういった方々に委ねるっていうような考えはございますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） キャラクターの作成につきましては、今後、多様に考えていきたいというふうに思っておりますので、行政側で勝手に作りたいなどとは思っておりませんので、またご相談をしながら作成を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（八木 栄君） 1 番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） せっかく地元が一番わかっている観光協会であるとか、魅力創造委員会というものを立ち上げてあるわけですから、町でこれだけ予算つけるから、ぜひやってくれていることをお願いした方が、よりいいものっていうか、本当に地元から沸き上がってきたキャラクターっていうものになるって私は考えます。

現に、吉田まきってというのが商工会青年部でつくって、冗談半分で、「ヨシダマキちゃん」っていうキャラクターを作ったらどうって話も中にはあります。それはもう、別の組織で作るっていうものになるかもしれないんだけど、今、非常にはやっている「ゆるキャラ」っていう部門、一つの市、一つの町の中にも一杯いろんなキャラクターがある自治体もあるわけですね。そういう中で、どれを公認とするかわからないんだけど、その中でやっていく中で、吉田町のキャラクターはこれですよっていうものができてくるのが理想かなと思うんです。そういう考えをもしお持ちであれば、ぜひ、そちらにも投げかけていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

そして、また町の企画の中で、早くそちらへ委ねる形をとっていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 確かに、観光とか交流人口の拡大については、産業課だけではなくて企画課でも共管しているところもございまして、吉田町魅力創造委員会も前身は吉田の魅力創造委員会ということで、企画で立ち上げたものでございまして、そうした中、同じ取り組みの中から出てきているキャラクターの作成というような案でございまして、当然、そうした団体の方々にもご相談をさせていただきたいというふうに思います。

また、ちょっと先ほどのパワースポットの件でございまして、ああいう活用についても、企画も同じような点は持っていて、それで、去年、おととしと大井川流域で島田、静岡、川根本町と取り組んでいる大井川流域振興連絡会というものがありますが、その中でもパワースポット巡りを行いまして、その中に小山城を入れて、主にその圏域内の方々に参加していただくようなイベントも行ったりしておりますので、いろんなところで産業課ともタイアップをいたしておりますので、そういう形で、団体についてもいろいろご相談をさせていただきながら、取り組みたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 次に移りたいと思います。

吉田町魅力創造委員会の依頼というかやっていることの中で、来訪者を町へ呼ぶということの中で、道の駅であるとか、そういったものを検討していただいて、それを町としては全面的にバックアップしますよというようなことをお伺いしました。

現に今、小山城のところに売店がございまして、あそこの売店ってというのは、できた当初、小山城ができて売店を始めた当初、町内の方からいろんな物をあそこで販売するからということで始めた経緯があったと思います。

でも、今見ると、まるっきり寂れちゃっていると言ったら失礼なんだけれども、ほとんど町内の方々の物はないし、単なる雑貨屋だか何だかわかんないような形になっておりますよね。今後、そういったものを、道の駅であるとかってものを考えたときに、大丈夫かって思っちゃうんですよ。そこのところを何で、もともとあそこの売店がそのような状況になっ



てしまったのかっていうような反省というのか課題というのか、そういったことは検討されておられるのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長（山村丈太郎君） お城ができた当初、あの売店のほうを作ったときにもかかわりました。実際には、そのときも商工会を通じて、ちょっと一緒に経営していただけないでしょうかという提案をしました。

ただ、最終的にまとまりませんでしたという形で、段々、議員がおっしゃるようになんと寂れてきてしまっていると。そういった経緯がございまして、それを踏まえまして、今計画しておりますものは、全て運営まで民間でやってもらおうと、行政側は、スペース及び施設をバックアップしたいなど。中の経営、運営に関しては、全て民間、その運営の仕方については、ご協議いただいている最中ですが、そういった形でやっていきたいというような話で進んでおります。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 当時、行政と商工会とでやろうよってというのが、うまくいかなかったって話だった。それもあるかもしれないんだけど、もっとほかにも原因、それは経営の問題であって、何で人が来なくなっちゃったのか。売れなかったら、どんどん業者、手を引きますからね、そこなんです。別に形態がどうだからどうじゃなくて、何であそこをもっと有名にPRできなかったか。今度、新しいものを作るにしても、どんどんPRして人が来ないか、売れていかないと、商売人っていうのはすぐ手引きますからね。そこが問題だと私は思っている。

だから、恒常的に、常にお客さんが観光バスで乗りつけるであるとか、そういったものにしていかないと、先は短いですよ。そのことへの対策というものは考えておられるのかということをお聞きしたいです。

○議長（八木 栄君） 産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長（山村丈太郎君） その売店というより、小山城自体の入場者が、当初に比べて大分減っているといったのが事実でございます。中の展示について、ずっと同じで、一度来たら2回目はという方が多いということで、その中の展示も含めて、そういった魅力創造委員会のご意見も伺いながら、ぜひ魅力あるものに変えていきたいということが一つ。

それから、拠点整備につきましては、とにかく珍しいもの、新しいものを作っていく。例えば、内容につきましては、販売もそうですが、何かしらを食べさせるところ、これについて吉田町独自のもの、例えばですが、シラス井が常時食べられるとか、それから新しいもの、例えばシラスでつくった練り物の開発とか、その辺を考えまして、魅力あるもの、人が行きたくなるようなものをぜひ構築していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） わかりました。ぜひ、先細りにならないような形を考えていただきたいと思うんです。

その中で、もうずっと長い間言われていることなんですけど、これは都市建設課にお聞きしたいんですけども、小山城へ入るところの道路、うなぎ屋さんがあって、こう入って行くあ

そこを広げないと、観光バスが中に入れないよみたい懸念がずっとあって、あそこの道路をもっと早く広げないと、せっかく駐車場が広くあるんだけど、車の行き来が非常にあそこ大変だということであると思うんです。それも観光客が訪れないネックになっているところがあると思うんですよ。あそこは、もう全然動いていないように見えるんだけど、広くするとか何とかって話はあるんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） あそこの道路の件につきましては、現在、検討をしているとか、何とかしなければいけないというふうに考えておきまして、昨年度におきましても、関係各課の中で検討をして、要は小山城のほうのにぎわいの関係で何とかしようじゃないかということは、検討しております。現在も、契約もあります関係で、止まってはいますけれども、決して流れちゃっているということではないような状態です。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） もう本当にあそこのお城が、それこそできた当時からの問題だと思っているわけですが、ネックになっているところがあってあそこが広がらない、ただ土地の買収ができないってだけの問題なんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 努力はさせていただいていますけれども、なかなか交渉のほうで難航しているというところでもあります。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） わかりました。ぜひ、早期にやっていただけるようお願いしたいと思います。

次に行きます。吉田町観光協会と、先ほど魅力創造委員会の形について、両方とも町の観光について検討してもらったり、盛り上げてもらうということで考えておるといふ答弁いただいたわけですが、観光協会のメンバーも吉田町魅力創造委員会のメンバーもほとんど重なっていますよね。その中で、何でこれわざわざ分けたのかなってというのがまず1点ありまして、吉田町観光協会が今、町の中でほとんど、町産業課の中に事務局もあつたりして、会長は町長であるという中ではありますが、この近辺というのか、県内でもそのような形をとっているのは、吉田町と菊川町、今は菊川市の二つくらいだというように聞いております。今後、観光協会を独立させるような、そういったような考え方っていうのはあるんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長（山村丈太郎君） 観光協会の独立化につきましては、何度かちょっと話題に上がった経緯がございます。それこそ当初、観光協会のほう、行政を離れて商工会のほうに一時置いたこともございます。ちょっとそれでも商工会のほうからはっきりと返されたというか、ちょっと商工会では持ち切れないよということで返されて、また行政のほうへ戻ったという経緯がございます。

それから、何度か観光協会のほうを行政から独立という話はあったわけですがけれども、ちょっとその辺は進展しておりませんで、今後また検討していきたいなど。菊川町につきましても、やはり、今すぐではないですけども、検討課題には上がっているよということでございますので、その件につきましては、今後また検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1 番、増田剛士君。

○1 番（増田剛士君） 検討いただけるということは、今の業務体系というのがいいのか悪いのかって判断でいくと、どのように考えておられますか。

独立したほうが、もっと町内の観光業務というのか事業に対して活発に動けるのか、それとも、もう現状のままでも今やっているのは大体、花火と小山城まつりとオアシスくらい、その三つを大体、大きなイベントとしてやっているわけだけでも、それ以外の観光協会としての動きというのは、余り見えていないと思うんですよね、実際。そういう中で、町で昨年度から補助金のほうも、もう出していないっていう状態でいて、本当にこれでいいのかっていうのが、非常に自分思うんですが、今の現状でもう満足って言ったらおかしいですが、そのように考えておられるのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長（山村丈太郎君） 必ずしも現状に満足ということではございません。確かに、行政の中にあるっていうのは、一長一短あるかと思われま。ほかの団体とか行きますと、確かに観光協会の事務局長会議とかがございまして、行政とはまた別にあるわけですがけれども、その両方へ出るっていうのは、ちょっと菊川市と一緒にすけれども、ちょっと異質なものは確かにございます。

それから、吉田町の場合は、本当に観光協会の入が、歳入のほう非常に少ないと。会費程度でやっておりますので、財政的にはちょっと行政のほうに頼らざるを、現状ではいた仕方がないかなと。人件費もかかるわけでございまして、事務局を別にしますと、そういったことも考えまして、一長一短はございますが、そういったことで関係各課とまたちょっと協議しまして、その辺のことはまた検討していきたいなと思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1 番、増田剛士君。

○1 番（増田剛士君） 今、観光協会は、会費という形で賄っていて、大変厳しいよというお話がありました。そうしたら、何で補助金切っちゃったんですかね。そこのところはちょっとわからないんですけども、いかかでしょうか。

○議長（八木 栄君） 産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長（山村丈太郎君） 補助金というか、今までのちょっとずつの積み重ねがありまして、今回は補助金を町からいただかなくても、何とか今年度やっていけるなど、こういうことで、あえて補助金のほうは切らせていただきました。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1 番、増田剛士君。

○1 番（増田剛士君） ごねるわけじゃないんですけども、話がちょっとおかしいなと思って。先ほどの話は、ちょっと大変だよって言っていて、今はもう大丈夫っていうか何とかやっていけるよっていう話なんだけども、今後、本当に観光協会として独立させるような方向で、もし考えておられるようでしたら、そういった面でも、今後の対策として補助金という形になるか、どういうものになるかわからないけれども、独立させる方向でもし考えておられるようだったら、それなりの対策をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長（山村丈太郎君） 独立云々は、ちょっと私の一存では言えませんので、それもま

た関係団体、関係各課と共管させて頂いて進めていただくということで、ご理解をいただきたいと思  
います。

○1番（増田剛士君） 了解です。本当に今回は、観光を絡めて地域の活性化ということで質  
問させていただきましたが、本当、まず震災以降、町としては津波防災ということで全力を挙  
げてやっていただいております。その中で、怖い怖いって言っても先には進まないって  
いうのがあると思います。その中で、産業の活性化であるとか、町のにぎわいを作っていく  
と、本当、幾ら安心・安全の町づくりっていうことでやっていただいている中でも、でも怖い  
ねってところで、出ちゃう可能性がありますよね、人口が。

その中で、町がもっと活気にあふれて、こうがんがんやっている町だったら、ああ、違う  
など。それこそ防災は防災ですごいけれども、あそこはそれにも増して、町のにぎわいって  
いうのがすごいな、そう思われたら本当にいい町になっていくんじゃないかなと考えております  
ので、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君の一般質問が終わりました。

ここで、暫時休憩とします。再開は午後1時とします。

休憩 午前11時39分

再開 午後 零時55分

○議長（八木 栄君） 休憩を閉じ会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名全員です。

引き続き、一般質問を行います。

---

◇ 佐藤正司君

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

〔7番 佐藤正司君登壇〕

○7番（佐藤正司君） 佐藤正司です。

私は、先に通告してある再生可能エネルギー推進のために、町で取り組む施策について質  
問します。

2011年3月11日の東日本大震災で、地震、津波被害を受け、3年が経過しました。被災さ  
れた人たちは、今でも不自由な避難生活を送っています。

中でも、福島第一原発事故に被災された方たち13万5,000人は、今でも住みなれた土地と  
家を失った上、放射能被曝という先の見えない不安を抱えて避難生活をしています。

吉田町は、浜岡原発から20キロ圏内に位置し、福島第一原発事故の状況を見ると、南相馬  
市が被害に遭われた方角と同じで、南相馬市のような被害が想定できます。

吉田町民の多くは、浜岡原発の再稼働に反対しています。日本共産党のアンケートの答え  
では、8割を超える人が浜岡原発の再稼働に反対としています。

しかし、中部電力は2月14日に再稼働前提の安全審査を申請し、着々と再稼働へ向けて準備をしています。

福島原発事故を教訓にすれば、東海地震、南海トラフ巨大地震が想定されている地域の浜岡原発は危険過ぎます。再稼働は、認めることはできません。

私は、電力は原発に頼らず、太陽光や水力、風力など自然再生エネルギーを生かしたエネルギー政策にするべきだと考えます。

町の総合計画にも、地球温暖化防止対策として、資源エネルギーの有効利用とし「太陽光や風力・天然ガスなどの身近な自然エネルギーの導入・利用を促進します」と施策の方向を明記しています。

町づくりアンケートでは、38.7%の方が「太陽熱や風力など未利用のエネルギーの有効活用」が必要だと答えています。

エネルギー政策は、国策ですが、町として先進地、先進国を参考にして計画を立て、できることから取り組むべきだと考えています。

以下、質問します。

浜岡原発の再稼働について、町長は反対と新聞報道されています。これは、2月18日付だっと思います。今後、中電が再稼働申請した場合の考え方をお聞きします。

二つ目として、いずれ石油、石炭などの化石エネルギーは少なくなり、燃料費が高騰し、電気代が高くなる時代が来ると考えられます。風力や小水力など推進して、再生可能エネルギーを活用するために、補助制度は考えられないか。

三つ目として、町は、現在太陽光発電の補助金を2万円出し、進めています。町内に太陽光発電を設置している戸数はどのくらいか。他市では補助金を増やし、設置戸数を増やしている自治体もあります。町も補助金を増やす考えはないか。

4、エネルギー地産地消を自治体として取り組んでいる市町に倣い、吉田町として今後、取り組む考えはないか。

以上、質問します。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 再生可能エネルギーがエネルギー推進のために町で取り組む施策についての御質問の1点目、浜岡原発の再稼働について、町長は反対と新聞報道されているが、今後、中電が再稼働申請した場合の考えはについてお答えします。

私は、かねてから国内のエネルギーのありようは、国策の中で議論され、決定されるべきものであり、原発の活用の是非については、国が責任を持って判断すべき事項であるとの一貫した考えを持っておりますが、そうした考えを持ってしても、浜岡原発につきましては、とりわけ特異な見方をせざるを得ません。

なぜそうした見方になるかと申し上げますと、浜岡原発は、東海地震の想定震源域の上にある、震源域内にある極めて危険な原子力発電所であるとの認識を持っているからなのでございます。

将来、必ず発生すると言われております巨大地震に見舞われた場合には、大津波と激震による深刻な被害を覚悟しなければならず、この状況に対して、浜岡原発が無傷であるとの確証

を与えることは、何人といえども至難なことであろうと思います。

ただいま、浜岡原発では、22メートルの防波壁の設置を初め、さまざまな津波対策や地震対策を施しており、一般的な立地条件の中であれば、安心感を与えてくださるに足るだけの高度なハード対策が進められておりますことは承知をしております。

しかし、まだ見ぬ巨大地震が浜岡原発に対して、どのような悪影響を及ぼすのか、現在施している対策が、どれほどの効果を発揮するかは、はかり知れず、周辺住民の不安を完全に払拭することは、困難なことであります。

東日本大震災における福島第一原発事故は、一旦制御不能となった原子力発電施設の負の部分を目にさらし、原発事故は、いかに社会に大きな惨事をもたらすかということを示唆いたしました。人類の歴史に強烈なつめ跡として残るこの惨状は、決して忘れてはならないものであり、真摯に向き合い、確かな教訓としなければならないものであると考えます。

現世に生きる私たちがなすべきことは、安全で安心して生活できる環境を将来世代に確実に引き継ぐことであり、決して危険と隣り合わせの上に成り立つ豊さを引き継ぐことではないと考えます。

こうした考えは、浜岡原発の廃炉を求めることを平成23年12月に決議をされました吉田町議会も同じであろうと存じますが、私も、浜岡原発はできる限り早く廃炉にすべきであるとの主張を変えるつもりはございません。

次に、2点目の再生可能エネルギーを活用するために、補助制度は考えられないかについてお答えをします。

再生可能エネルギーは、電気自動車による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法で、エネルギー源として永久的に利用することができるものと認められるものとして、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱、その他の自然界に存在する熱、バイオマスなどが規定をされております。これらのエネルギーは、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因になる二酸化炭素をほとんど排出しないすぐれた可能性を持ったエネルギーでございます。

我が国では、エネルギー供給のうち、石油や石炭、天然ガスなどの化石燃料がその8割以上を占めており、そのほとんどを海外に依存をしております。世界的にエネルギーの需要が増大をしており、化石燃料の市場価格が乱高下するなど、エネルギー市場は不安定化しております。加えて、化石燃料の利用に伴いまして発生する温暖化ガスを削減することは、重要な課題となっております。

このような状況の中、エネルギーを安定的かつ適切に供給するためには、資源の枯渇のおそれが少なく、環境への負担が少ない再生可能エネルギーの導入を一層進めることは必要と考えますが、初期投資に多額の費用を要し、自然条件に大きく左右されるなどの理由から、稼働率が不安定であるなどの課題があるため、火力発電などの既存のエネルギーと比較すると、発電コストが高くなり、また再生可能エネルギー源を用いて電気を発電する発電設備を設置できる地点も限られるなど、解決しなければならない課題もございます。

さらに、再生可能エネルギーが大量に導入された場合、休日など需要の少ないときに余剰電力が発生したり、天候などの影響で出力が大きく変動し、電力安定供給に問題が生じる可能性もあることから、そのために発電出力の抑制や蓄電設備等の対策が必要になってまいります。

さて、国におきましては、平成24年7月から再生可能エネルギーの固定買い取り制度を導

入し、再生可能エネルギーの普及促進を進めております。これを機に、メガソーラー事業等への企業参入が相次いでおります。また、再生可能エネルギーを用いて生み出された電気を蓄え、安定的に供給するための蓄電池の導入に対するコストの削減や、性能向上等の研究開発にも積極に取り組んでおります。

こうした取り組みの中で、とりわけ太陽光発電は、設備費用や管理費用等をほかと比較した場合、安価で自由に規模の設定ができることから普及してまいりました。

しかしながら、他のエネルギーの活用につきましては、まだまだ設備費用等が高額で、普及が遅れており、技術的にも開発途上にあると捉えております。

議員御質問の再生可能エネルギーを活用するために、補助制度は考えられないかについてでございますが、現段階では、新たな補助制度の創設は考えておりませんが、新たな技術開発による、さらなる低コスト化が図られるなど、再生可能エネルギーを取り巻く状況の変化も注視し、普及促進を図るための選択肢として、補助制度を検討してまいりたいと思います。

次に、3点目の町でも補助金を増やす考えはないかについてお答えします。

当町では、住宅用太陽光発電システム設置者に対する補助制度を、平成22年度に創設しております。制度創設から現在まで、240件の申し込みがございました。

また、電力会社のデータによりますと、町内における太陽光発電電力買い取りの契約件数は、平成26年1月末現在で769件でございます。そして、他市町における住宅用太陽光発電の補助金の平成26年度方針でございますが、県内35市町中、補助制度があるのは34市町、そのうち補助額の減額をしているのは8市町、他の市町は現状維持で、当町の場合は、昨年同様の補助額1件2万円で70件を見込んでおります。

さて、住宅事情につきまして、一般的な傾向を申し上げますと、新築住宅の半数は、太陽光発電システムを設置されている状況でありまして、中には蓄電システムを備えた住宅も出てきております。既存の住宅におきましては、太陽光発電システムを設置する方もあり、最近では、遊休地において、単に売電だけを目的とした太陽光発電システムの設置が出てきております。

議員御質問の町でも補助金を増やす考えはないかについてでございますが、第4次吉田町総合計画後期基本計画では、地球温暖化防止対策として、自然エネルギーの有効利用を掲げ、さきに御説明申し上げましたとおり、現行の住宅用太陽光発電システム設置者に対する補助制度は、一定の成果を上げているほか、現在の再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度につきましては、再生可能エネルギーの電気の買い取りに要した費用は、電気料金の一部として、使用電力に比例した付加金という形で国民に転嫁され、電気料金の高騰につながると危惧されますことから、当町では、現行の補助制度のあり方として、自家消費を推進するような蓄電設備に補助する制度などを検討したいと考えております。

次に、4点目のエネルギー地産地消を自治体として取り組んでいる市町に倣い、吉田町として今後取り組む考えはないかについてお答えをいたします。

エネルギーの地産地消ということでございますが、大規模に取り組む自治体などの例の多くは、固定価格買い取り制度に沿ったものであり、生産した電気を電気事業者に売却する事業となっておりますから、こうした事業は、本来の地産地消と捉えることには違和感を持っております。

議員がおっしゃられるように、エネルギーの地産地消は、電力消費に係る今後の方向性と

しては、望ましい姿であろうとは考えておりますが、その仕組みは、地域で生み出したエネルギーを当該地域内で消費されることを前提とするスマートコミュニティのようなものが理想的であろうと考えております。

生み出した電気を電気事業者に売却するだけでは、電力会社の発電能力の低減につなげることにならないばかりか、電気料金を押し上げる負の効果の促進にもつながるものと認識しております。

このため、スマートコミュニティのような取り組みが容易となる環境が整うまでは、公共施設を初めとして、自家消費のための再生可能エネルギー利用促進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 再質問します。

原子力発電に関しては、町長の今の答弁とは、私はちょっと違って、浜岡原発は、当然止めて廃炉にっていうのは同じですけども、私は、もう原子力発電は、今回は福島事故を見て反省すれば、教訓にすれば、原子力発電はやめて、当面は化石エネルギーが主になるかもしれませんけれども、将来的には自然再生エネルギーに転換していくことが必要だと考えています。

それで、今、答弁の中で、浜岡原発は危険な震源域の上にあるからだめだよということでしたけれども、私、先ほど新聞の報道のことでちょっと触れましたけれども、この新聞記事だと、町長のこの記事が数行で書かれていますけれども、この会議をやったときに、田村町長は身の丈に合わせて必要最低限の協定にすべき、これは協定のことだと思うんですけども、その中で、また立入調査ができる人間の雇用や予算措置が必要になるというように指摘したと書かれていますけれども、新聞記事でこれだけですから、ちょっとよく理解できないところもあるので、これを新聞記事に書かれたこういう発言の趣旨というか真意はこれで伝わっているとお考えですか。もし、何か自分の言ったことと違うよというようなことがあるとか、真意はこうだよというのがあれば。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） あの発言の趣旨は、そのとおりでございます。

○7番（佐藤正司君） わかりました。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） それでは聞きますけれども、きょうの新聞にも安全協定のこと載ってましたよね、結ぶ方向だということで。浜岡原発の再稼働とこの安全協定を結ぶこととの関連というか、安全協定を結ぶことというのは、再稼働を認めるということではないですよね。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 5市2町ですよ、5市2町の首長会議で決まったのは、中電に対して、安全協定の締結の申し入れをします。そこに知事が入っていただくと。再稼働について意向調査するというだけでございまして、協定の内容については、今後、事務方でもって進めていくと、そういうことになっておりますので、その内容については、私がこの場で申し上げるのは、ちょっとまずいかと思いますので。



○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 安全協定っていうか、ある程度の協定はお話しされると思いますから、それは必要なと思いますけれども、もし仮に再稼働をやめるという、これは、私はそうしてもらいたいと思いますけれども、今現在でも、1、2号機は廃炉ということですからけれども、3、4、5号機に使用済み核燃料がプールに6,625体、そのほかに新しい燃料とかMOX燃料が全部合わせると9,500近くになると思うんですけども、それが現在あるわけですよ。それをどう処理するっていうことかは、中電と国の話になるかもしれませんが、これは絶対に、万一大地震があって、巨大地震が来ても安全を守ってもらいたいということはありません。

そこら辺は、廃炉にということだけでも、廃炉にしても、今言った燃料が残るとということになると思うので、それを町長に聞いても答えられないかもしれませんが、その辺の後のことについては、中電に言うなり国に言うなりするのかわかりませんが、後はどうされたいと思いますかね。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） エネルギー政策は国の重要な政策でございますので、それについては、当然のことながら国が決めることであると考えております。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 今、日本全国の原発に、そういう使用済み燃料がたまって、六ヶ所村にいろいろ集めて再処理をとというようなことも考えているわけで、それはともかく、今まで出したものについては、前、町長が言ったように、トイレのないマンションというようなことですので、これについては、本当に国や電力会社の責任でしっかりと管理をしてもらいたいと思います。

それで、今、福島原発の事故で東電大変な事態になっていると思います。それで、中電は静岡の浜岡だけに原発持っているわけですけども、中電の決算書なんか見れば、中電は優良企業だと思いますし、一流企業だと思います。決算では1兆3,000億ぐらいの内部留保を持っているということになっているわけですけども、東電のような事故になれば破綻すると思うので、これは中電のためにも、もっと再生可能エネルギーのほうにシフトをしていくべきだと私は思っていますけれども、ぜひ中電とそういう話し合う機会、町長の場合、あると思うんですけども、そういうことは、ぜひ中電に言っていただきたいと思います。再稼働はするなどいうだけではなく、やっぱりそれを中電の資産なりそういうものをもっと中電の範囲内のところで有効に再生エネルギーなり、そういうほうへシフトしていくような考え方のほうが中電のためにもなると思うんですけども、そういうことはぜひ伝えてもらいたいと思いますが、どうですか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 中電と5市2町の協定の締結の申し入れの際に、そのようなことを私が申し上げるつもりはございません。

○議長（八木 栄君） 佐藤議員、関連になっちゃっているほうへ、こう今行っている感じがするもので、本筋のほうでお願いします。

○7番（佐藤正司君） それでは、今回の福島原発の事故を受けて、中電にはぜひ再稼働はしてほしいという立場で私は聞きます。

一つだけ、ちょっとこれ、きのうの朝日新聞の投書欄に載っていたことなんですけれども、

これは福島原発の事故を、やっぱりこの中電のほうでも教訓にしてもらいたいということで、ちょっとここ、きのうの投書をちょっと読みますね。

これ、福島県の17歳の高校生の方が投書していたことなんだけれども、「福島の見ぬふりをやめて」ということで、「原爆は、普通に生きていた人を被曝者という存在に変え、人生をも変えてしまうものだ」とずっと考えてきた。東日本大震災を通して私自身も被曝を体験し、強く感じるようになった。福島から一歩出れば、被曝者というレッテルを張られ、汚い物でも見るように見られ、悪く言われる。失ったものは限りなく、背負う荷物も増えたのに、なぜ普通に生きることを許されないのか。そもそも核は、私たち人間がつくり出したのに、後始末もできない。政治家は、責任を押しつけ合い、現実を見ようともしていない。被災した私たちの心の傷と背負っているものを、戦争や核被害の再発防止なんて口で言うだけならば甘い。起きてしまった現実を受けとめ、どう変えていくかが大切だ。だが、今の日本はその現実を知ろうとすらしていない。失われた命、残された命のために、福島の実情を見て見ぬふりをするのはやめるべきだ」。

これ、17歳の高校生が書かれた投書ですけれども、私は、本当にこれ正論だと思います。ぜひ、これは、福島のことは忘れてはならないと思います。

この後の質問もあわせて、私は、要は原発はやめるべきだと。原発はやめるべきだということをもっと言いたいのと、もう一つは、それでは電気どうするのという問題があるわけですから、そこで、やっぱり化石燃料を頼るのは、今は、現状はしょうがないかもしれないけれども、この3・11を受けて、ドイツやイタリアは原発をやめるという方向を出しているわけで、日本の安倍さんとは全然違うなと思います。安倍さんというか自民党の幹部の方を含めて、再稼働を進めようとしているし、輸出もしようとしているというのは、ちょっと国民の多くの人は、非常に怒りを持って見ていると思います。

それでは、次の質問に行きます。

先ほど、町長は、エネルギー政策は国策だということ、それはそのとおりだと思います。でも今、国も制度を少しずつ変えようとして、変わって来ていて、太陽光の固定買い取り価格とかそういうものも進めて、少しは増えているということです。

私が、なぜ再生エネルギーがもっと必要だっていうことを言うのかは、これ、地域性があるから一概に吉田町がどうなのということは言えませんけれども、これは千葉大学の倉阪研究室とNPO法人環境エネルギー政策研究室というところが、エネルギーの自給率ランキングトップ100というのを出しています。これは、自治体ごとのです。この中を見ると、静岡県では、南伊豆町が55位にランクされていて、自給率が96.42%、80位に小山町が71.69%ということで、自治体でも自給率が高まっているところもあります。

先ほどの説明の中で、全量買い取り制度ということですので、これも買い取り制度ですから、計算の仕方がどういうふうになっているかわかりませんが、南伊豆の場合は、J-POWERとあっていうところが17基の2,000キロワットの風力発電を17基、民間会社が東電に買ってもらっているということだと思えるんですけども、5,000世帯くらいの町だけれども、2万3,000世帯分の電気を発電しているということになりますよね。それから、小山町なんか小水力とかを使ってらっしゃると思います。

それから、私がちょっとインターネットで見たのもあるんですけども、聞いたところは、鳥取県の北栄町っていうところでは、海岸に面しているところですけども、1万6,000人の

人口で5,000世帯ぐらいだと思いますけれども、そこでも1,500キロワットの風力発電を9基設置して、それは町がやったそうです。27億かけて、町が借金してやったそうです。それも、全量買い取り制度ですけれども、そういう形でやっている自治体もあります。

だから、エネルギー問題っていうのはいろいろ、国の制度っていうこともあるけれども、非常に難しい面はありますけれども、やっぱり将来的には、吉田町でもそういうことができないかどうか。地域的に難しい面はあります。面積も狭いし、そういう面では、ちょっと難しいのかなとは思いますが、先ほど、町長が国の制度ということでありましたから、国の制度が変わったらというようなこともおっしゃいましたけれども、そういう制度っていうのは、今後の課題で国が考えていることかもしれませんけれども、そういうものについて、研究はされていると思うんですけれども、多分、アンテナを高くしてやってらっしゃると思いますけれども、先ほど助成は考えていないっていうような初めの答弁でしたけれども、でもその制度には敏感にいたいよっていうことだったと思うんですよね。

それで、そういう制度を、国が新しいそういう制度をもし考えるのであれば使うよというようにも聞こえたんですけれども、そう言っていませんでしたか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員のお話が長くて、どこが質問かよくわからんですので、ポイントを定めてやっていただきたい。

議員の御質問というのは、仮に吉田町が、ほかの自治体のことを申し上げましたので、吉田町が、例えば風力発電とか何とかっていう、そういうことをやるような考えとか、そういう意思はあるかということですか。

○7番（佐藤正司君） はいそうです。

○町長（田村典彦君） 吉田町も以前、吉田町で風力発電の何ですか、可能かどうかっていう、そういうようなところが幾つかあったんですけれども、いろいろ試算した結果、吉田町で風力発電をやっても採算が合わないと、そういう結果になりました。

したがって、会社がやってもだめなものを、いわゆる町がやってもだめなわけですから、現在のところそういうことについては、なかなか難しいと考えています。

それでよろしゅうございますか。

○7番（佐藤正司君） はい。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 風力は、ちょっと地形的に調査とかいろいろしなくちゃいけないようですから、難しいとは思いますが、でも多分これからどんどん開発されていくと思うんで、あんな高くなくても、いろんな風力があるようですから、そういう開発が進めば可能かなとは思って、それはシャットアウトしないで、どんどん技術開発はされていくと思うんで、ちょっと私も見ていきたいと思えます。

それで3番目の補助金2万円を出して、今現在、電力会社のあれだと769件が太陽光発電をやっているということです。この間、その制度申請して240件。私、大きな発電を、メガソーラーとかっていうのは幾つか出てきていますけれども、やっぱり町民の方がそういうエネルギー問題を考えるには、こういう制度をもっと充実させて、増やしていく必要があるのではと思っています。今現在769件だということですが、これをもっと何年か計画で、町として3,000件まで持って行きたいとか、そういうようなことは考えませんか。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 町長の答弁でもありましたように、現行の住宅太陽光システムの補助金が1件2万円でございますけれども、一定の成果を上げていることもありますので、26年度も引き続き2万円を70件で予定しておりますので、目標設定とかそういうものは考えておりません。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 今現在はそうだけれども、この太陽光をつけたりするということは、非常に意識が高まっているということもあると思うんで、26年度は70件っていうことだけれども、もっと長期に見て、3年先、5年先を見て、もっとこれは必要だから、もっと補助金も上げて、もっと設置数も増やそうとかっていう考えはないかということです。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 答弁の中では申し上げておりますけれども、基本的には、私は売電というのはどうも違和感を感じてしょうがないんですよ。だから、本来、自分の家、普通のそれぞれ個人の家で太陽光のパネルを張って、そこで自分の家の消費のために使うと。余ったものについては、蓄電池でもってためておくと。そういうふうな、そこで完結するようなものがありますね。私は非常にいいと思うんですけれども、当初から売電をいわゆる目的としたような太陽光パネルを備えつけた家とか、そういうのも今、売り出していますけれども、どうも違和感を感じてしょうがないんですけれどもね。初めから売電っていうのは、やっぱりするべきものではないと私は思っています。

基本的には、個人の家が新築するとかそういう場合に、むしろ国が自家消費をいわば目的とし、そこで完結するような発電から蓄電まで、こういうような形で回っていくサイクルを一応備えつけたようなものであればいいと思いますので、そういうものについては、町も今後考えてまいりますけれども、できることならば、そういうふうな補助金について、今後できないかとかそういうことについては考えてまいりたいと思いますけれども、これは国のほうに、佐藤さんのほうからお願いすればよろしいのではないのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） この固定買い取り制度自体には、矛盾はあると思います。これはまた改善されていくと思います。それで、メガソーラーっていうようなところでは、この利益の追求ってことになると思うんだけど、やっぱりこのエネルギー問題については、吉田町の場合は、太陽光が一番身近なのかなと思いますけれども、総合的に今後考えていかなきゃなんないと思います。その総合的に考えるっていうことで、ちょっと今度、組織改革の中で、環境対策室かな、っていうのができる予定ですよ。何かそれは、こういうエネルギー政策なんかも考えるような対策室なんではないでしょうか。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 地域環境室の業務そのものはまだ決まっていないんですが、当然、町の環境に資することであれば、エネルギー関係も当然その室で扱うことになると思いますし、町にとっていいことであれば、そこはそこの室で検討していただければいいというふうに思っています。

以上です。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） これからエネルギー問題は多分、大切な話になると思うし、町としてぜひ、しっかり考えていただきたいと思います。

さっき家庭用の太陽光発電のことを聞きましたけれども、やっぱりこれ、首長の姿勢でこの政策は変わると思うんで、他市のことを言っているかな、掛川市なんか6万円だそうですよ、補助金が。それで今、2,000件ぐらいあるのかな、それを28年度までに4,000件ぐらいだか5,000件ぐらいだかするって、町長が選挙公約ではそうやったそうで、そういうことで取り組んでいるようですので、ぜひその辺のエネルギー問題に対する姿勢っていうのは、そこにあらわれてくると思うんで、ぜひ補助金を増やしたり、戸数も増やすっていうことも検討していただきたいと思います。

その地産地消の問題です、自治体として。確かに、吉田町の場合を考えると、地形的にもいろいろ大変な面はあると思います。でも、このエネルギー問題は今はともかく、将来に町のいろいろな影響をしてくると思うんです。電気代がどんどん高くなっていくのかなという心配もありますね。

そういう面では、私、ドイツのほうに環境アドバイザーといっている人が静岡に来たときに話をされた。それは直接聞いていませんけれども、逆に静岡県から視察へ、ドイツへ視察に行き帰って来た人の話を聞きました。ドイツは、さっきも言ったように、倫理委員会っていうのを作って、倫理的にそういう原発はやめるべきだっていう結論を出して、それをこう進めるわけで、日本とは全然違うなと思います。私、ドイツのことは又聞きなものですから、詳しくはわかりません。本はいろいろ読んでいますけれどもね。

ドイツって、町長、前に住まわれていたことがあるみたいで、ドイツ、何か参考になるようなことはありますか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議会が、町長ぜひともそういうところへ行けと決議していただければ、下手に私が今予算案出したら、それで削除される可能性がありますので、議会がそういうふうな議会の思いというものを皆さんに決議していただいて、行って来いと言えばすぐ行きます。

それと同じように、いつもお願いしてはいますが、津波防災町づくりなんかでも、どんとやってくれればいいのに。だから、本当に今大切なものは何なのか、そこをちゃんと議会の皆さんで優先順位をつけて、どうしてもドイツに行き、首長が行って視察して、それだけの価値があるんだと、そういう政策があるんだというんだしたら、議会で決議して町長行けと言ってもらえれば、すぐさま補正予算を上げて行きますから。

○議長（八木 栄君） 佐藤議員、質問長くても、言いたい意見を言ってもいいですけども、最終的には……

○7番（佐藤正司君） 意見は言わなきゃ……

○議長（八木 栄君） 言ってもいいですけども、ちゃんと答弁をする方にわかるような質問をしてください。

7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 私は、町長が行く必要があるとは思っていません。担当の方がぜひ、あっちのところのいいところは学んでもらいたいし、国内だって、先ほど言ったように先進的なところがいろいろあります。

ただ、制度が日本の制度とドイツの制度の違いっていうのはあると思うんで、日本のこの

安倍さんの自民党の政策をドイツのように変えるようなのは、日本の場合ちょっとなかなか大変かなと思います。国民が相当求めなければ、なかなかそうにはならないと思いますけれども、町長が行けじゃなくて、誰か担当の方を行かすようなことは考えませんか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議会のほうで、ぜひともそういうようなことをやれと決議していただければ、誰か行かせますけれども、私が行っちゃいけないですか。議会の皆さんだっ行って来ればいいじゃないですか。

○議長（八木 栄君） 佐藤さん、関連した答弁が出るような質問は、なるたけしないように。ちゃんと本筋で質問をしていただきたいんですけれども、お願いします。

○7番（佐藤正司君） はい。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） この再生可能エネルギーっていうのは、今後、ぜひ、必要だと思いますので、町として、これから前向きに取り組んでいただきたいと思います。浜岡原発の再稼働はやめるということでは、議会も町民の方も町長もそういうことですので、これはぜひ、させないという方向に持って行くようなことにして、いろいろ取り組みたいと思います。

浜岡原発をとめるということになれば、電力の問題が、高くなるとかいろいろ問題が出てくると思うんで、そういうふうにはさせないためにも、やっぱり再生可能エネルギーにシフトしていくということも視野に入れながら、長期のそういう計画も考えていっていただきたいと思いまして、それを言って質問を終わります。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君の一般質問が終わりました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会といたします。

散会 午後 1時44分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会第12日目でございます。

ただいまの出席議員数は13名全員であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（八木 栄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎一般質問

○議長（八木 栄君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、昨日に続き通告順序によって行い、1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はございません。

それでは、順番に発言を許します。

---

◇ 山 内 均 君

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

〔3番 山内 均君登壇〕

○3番（山内 均君） おはようございます。3番、山内です。

まず、きょう未明に瀬戸内で震度5強の地震があったということです。今回、防災に関して質問しますので、ちょっと真剣にやりたいと思いますので、よろしくお願いします。

私は、先に通告しておきました防災における行政の役割と自助、共助、公助のつながりについて質問させていただきます。

質問に先立ちまして、まず防災とは、災害を未然に防ぐ目的を持って行われる取り組みである。災害の概念は広いので、自然災害のみならず、人為的災害への対応も含めて使われることがある。この観点から質問したいと思います。

地震、津波、台風、豪雨、災害は常に人命を脅かし続けてきた。その脅威から命を守るためには、災害を学び、災害のための訓練を行い、備えなければならない。自分が住んでいる地域はどのような被害が想定されるか、どうすれば被害が出ないようにできるか、最小限に抑えられるか、どうすればそこから逃れるのか、どうすれば困らなくて済むのかなどの意識を持った訓練しか自分を守れないと思います。それでも被害を受けた人がいれば、隣人同士

が助け合わなければならぬし、そのためには何をすればいいのか、どうしたらいいのかを考えた訓練をし、日常の中に取り入れることが訓練の継続になり、知恵となっていくものだと考えております。

現在の訓練は、十分であると考えておりません。訓練は、行政が準備してくれるものと思っている人が多いのではないのでしょうか。また、消防士や被災者等の経験と知識を持った集団を組織化し独立させ、防災から初動、公助までを主導できるような構成を考えるべきであると考えております。

施政方針では、津波防災町づくり事業が進み、避難タワーが15基整い、避難されるタワーとその周辺の地形を理解していただきたいとあり、何より避難通路の確認であると思います。図上訓練で危険箇所を検索し、タウンウォッチングをして潜む危険を察知しておくことが要求されると思っております。

そこで質問します。

- 1、防災に対して、行政のできることに、できないことは明確になっているのか。
- 2、防災の意識を持つためには、何が必要と考え、そのために何をしようとしているのか。
- 3、防災士や被災者等、経験と知識を持った独立組織は作れないのでしょうか。
- 4、ジュニア防災士に何を期待するのか。防災士との関係はどうなると考えるのか。
- 5、全町民に対し、災害対応ゲーム「クロスロード」とか図上訓練、タウンウォッチング等を実施する考えを持っておりますでしょうか。

以上、質問させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 防災における行政の役割と自助、共助、公助のつながりについての御質問のうち、1点目の防災に対して、行政のできることに、できないことは明確になっているのかについてお答えします。

町民の皆様が、安全で安心して生活を送っていただくためには、町は、最重要課題として、津波防災町づくりを初めとする防災対策の充実強化に努めていることは議員も御承知のとおりでございます。

しかしながら、ひとたび大規模な災害が発生した場合には、行政の対応だけでは限界があり、早期に被害の拡大を防ぐための実効性のある対策を講じることが難しい場合もございます。また、地域住民の皆様におかれましても、自分や家族の安全を確保するために、さまざまな災害に対し普段から十分な対策を講じておかなければなりません。ひとたび大規模の災害が発生した場合には、被害の拡大を防ぐための対策に危険や困難が伴い、自分や家族の力だけでは限界があることも事実であり、被害の拡大を防ぐためには、自助、共助の取り組みが最も重要なものとなってまいります。

町が命を守る対策として最優先で整備を進めてまいりました津波避難タワーが、この3月で全て完成することとなりますが、実際にこの施設を利用されるのは、地域住民の皆様でございます。町といたしましても、地域住民の皆様が、迅速かつ確かな避難行動ができるように、避難に際して正しい知識を習得していただき、実効性のある訓練の実施と検証に努めてまいります。



次に、2点目の防災の意識を持つためには何が必要と考えるか、そのために何をしようとしているのかについてお答えします。

町は、これまで防災意識の高揚を図るため、防災訓練を初めハザードマップなど各種啓発冊子の配布、防災講演会の開催、人材育成のための研修会、地域防災リーダーの養成講座などを実施してまいりました。今後も防災意識の高揚を図るため、町からさまざまな情報の提供や事業を開催していくことには変わりはありませんが、その効果が十分に生かされるよう、今まで以上にきめ細かな対応を図ってまいります。

町民の皆様お一人お一人の防災意識を高めるためには、やはり地域における防災の中核をなす自主防災会が中心となって、組織的に取り組んでいただくことも大変重要なことでございます。自分の地域にはどのような災害が予想され、どのような被害が発生するのか、地域の危険な場所はあるのか、また非常時にはどこに避難すればよいのかを把握しておくことが必要となりますので、町といたしましては、リーダー的な役割を担う人材の育成や自主防災活動を総合的に支援し、地域を越えて自主防災会同士が連携した活動ができるように、地域防災指導員や防災士を養成してまいります。そして、町と地域防災指導員及び防災士が、連携しながら地域防災力の高揚に努めてまいります。

次に、3点目の消防士や被災者等、経験と知識を持った独立した組織を作れないかについてお答えします。

町は、これまででも自主防災会を防災上重要な機関として支援しておりますが、この自主防災会の構成員の中には、消防士や消防団のOBのほか、自主防災活動に貢献できる技術や知識をお持ちの方々が大勢おられると思います。また、消防団につきましても、地域に適した機能別団員制度を取り入れ、非常時には、団員固有の技術や経験を生かした特定の活動に参加していただいております。

町としましては、地域における自助、共助に係る防災活動の役割を担う組織は、自主防災会と位置づけ、さらなる地域防災力の向上に努める取り組みを検討してまいります。このようなことから、消防士や被災者など、経験と知識を持った方々による独立した組織を作る予定はございません。

次に、4点目のジュニア防災士に何を期待するのか、防災士との関係はどうなるのかについてお答えします。

地域の防災力を高めるためには、地域における防災活動が重要な役割を果たすことから、幅広い年代層への学習や啓発機会の拡大を初めとして、より実践的な訓練や地域の特徴を生かした事業展開が必要であると考えております。また、東日本大震災におきましても、多くの中、高生が活躍したことから、地域に貢献できる若い力として、地域住民からの期待も大きくなっているところでございますが、本年度実施しました総合防災訓練や地域防災訓練におきましても、中学生の積極的な参加により、改めて中学生の役割の大きさを感じたところでございます。このような認識の中、地域の一員であり、自主防災会の行う防災活動の一翼を担える存在として、中学生を対象にジュニア防災士養成講座を計画したところでございます。

ジュニア防災士には、防災に関する意識と災害から自らの身を守ることを学んでいただき、受講後は同年代の生徒たちに防災に関する知識を伝え、将来は地域の防災活動に参加する次世代の地域防災リーダーとなることを期待するものでございます。ジュニア防災士の養成に

つきましては、災害図上訓練などを防災士の皆様にお手伝いしていただきながら、共同で実施できるよう検討してまいります。

次に、5点目の全町民に対し、災害対応ゲーム「クロスロード」や、図上訓練タウンウォッチング等を実施する考えを持ちませんかについてお答えします。

災害図上訓練や避難所運営ゲームにつきましては、これまでも自治会及び自主防災会を中心に実施をしております。昨年9月1日に実施をいたしました総合防災訓練におきましては、地域の中学生を中心に災害図上訓練を実施いたしました。この訓練は、中学生と大人が一緒になって、グループごとに地域の災害発生時のリスクや防災資源について意見を交わすことができた有意義な訓練でございました。また、この3月9日の津波避難訓練では、北区地区におきまして、津波からの避難者を受け入れるという想定で、避難所運営ゲームも実施をいたしました。

こうした訓練は、ゲーム感覚で災害時の対応策を考えたり、災害時にどう対応したらよいのかを考えるイメージトレーニングで、日ごろ気づかない地域の防災対策が明らかになり、参加者の防災意識の向上にもつながるものであると認識をしております。町といたしましても、こうした訓練を継続して実施するとともに、広く町民の皆様にも普及をさせるために、防災士や地域防災指導員の皆様と連携を図った取り組みなりを検討してまいります。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 丁寧な答弁、ありがとうございます。

まず、一番最初のものに関しての一つの思いがちょっとありますので、先ほど申したとおり、珍しく瀬戸内できにかく大きな地震があったということですね。その中で、とにかく今の時期、今の時点、要するに今の段階というのは、もう具体的な地震とか豪雨とかによる災害に対する防災が必要だと思っているんですよね。それで、何回か防災訓練、確かにやってきたことはやってきたと思います。その中で、本当にその役割というのが現実的に、具体的に出ているのかどうかというのを知りたかったんですね。ということは、もう今の段階で、具体的なものを考えることが今の段階に一番重要なこと、そして具体的なものができれば、何ができて何をすべきか、要するに具体的な対策がより進んでいくと思うんです。その意味で一つ目の質問をさせてもらったんです。

その辺はなかなか厄介だと思うんですけども、何かありますか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 今、具体的なものという話でちょっと抽象的な話なんですけど、私どもでは地域防災計画を今作っております。それから、今まで16年からの地域防災計画もあります。そういった中で書いてあるものについては、自助、共助、それから公助という話の中で、自助、どんなものかということで書いてあります。それから、共助はこんなものだよということも書いてあります。

自助につきましては、自分の家庭でできることという話になると、まずは家屋を倒壊から防ぐということですね。TOUKAI一〇事業の推進という話が今なってきます。それから、本人備蓄品もあると思いますので、備蓄品をそろえていく、お願いしたいよ。それから、地震になったときには火災の関係が出てきますので、すぐ火を止めましょうよという話が自

助のほうの関係だと思っています。

公助についてでございますが、公助については、当然避難されてくるという話になりますと、避難所の運営という話になってくると思います。それから、避難所を運営していくに当たってはいろいろな係が先ほどあるよという話がありまして、消火班とかいろいろな班を作って、その訓練を今、共助では、自主防災会ではやっているという話になると思います。

それ以外のもの、当然それも連携していくわけですが、それ以外のハード的なものを町がやっていくと。それから、地域の自主防災会への知識の普及というんですか、そういうものも進めていかななくてはならないということで、それが公助になるとは思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 自助、共助、公助に関してはいろんな形で学んでいますので、わかります。

一つ、具体的なことでちょっと聞きたいと思えますけれども、とにかく今、吉田町も国を含めて少子化、高齢化の時代に入っています。町長の施政方針の中で、26年1月現在、高齢化率が21.87%という数字をおっしゃられました、要するに5人に1人は。その中で、その中にも、それ以外にも要援護者であるとか、障害者であるとかいろいろな方がおられます。そうすると吉田町に6,560人強、3万の計算でいきますとね、21.87%。そのときに、そういうものに関しての防災、役割、そういうものの重要性というのはもちろん感じていると思うんですけれども、それに対しての町の方針というか、防災の方針、具体的なものというのはあるんですか。その際に、今言った具体的な数字の中で具体的なものを、現在何をするかと考える。

そして、もう一つ、ちょっと勉強してきた中で、被災者を1人助けるのに、研修会の中で知ってきたことが、健常者が10人いないと1人を助けられないと。そういう知識を得てきたわけです。そういう中で、現実的にじゃ、そういうものをどうするか。例えば個人情報保護問題がありますよね、そういうものに関しての町の見解というか、それに対してのあれはありますか、持っていますか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） それこそ今言った要援護者になりますよね、非常に難しい話です。今、動きが大分出てきているんですが、それは共助の中で出てきているんですが、住吉の学校運営協議会というところがありまして、その中で出てきた話は、まず初めにどういう方がどこにいるのか、それをまず初めに調べようと。そこから始めないと、どういう手だてをしたらいいのかというのが見えてこないということで、さわやかクラブの方々も協力してくれるという話を、芽が出てきたところです。そういうのを活用しながら、まず初めにどこに何人がいるのか。それを助けるのは、役場の職員がそこへ行ってというのはなかなか難しいと思います。当然近くの人が助け合うと。それは当然共助という話になってきますが、そういう芽が今出てきていますので、御承知おきを願いたいと。

皆さんそういうことで考えている。65歳、もっと上の方もおいでになりますが、それから患っている方もいると。そういう方々をどういうふうにしていくかというのは、今後ちょっと人がどこにいるかをまず初め調べさせていただいて、それから対策を練っていきたいと考えています。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） ありがとうございます。

やっぱり頭の中ではよくわかることなんですけれども、現実的になりますと、今言った個人情報保護法であるとか、そういうものがいろんな形で抑え込んでくるわけですね。そのときに、これから今言ったそういう部分での現実的なもの、現実的な施策であるとかそういうものを出していただきたい。そのときに、とにかく10人が必要ですと、1人を救助するために。

先日、女性フェスティバルでもちょうど、非常に僕にとってはよかったと思うんですけれども、いい講演だったと思うんですけれども、あの中で赤十字の方々が担架を使ってやってくれましたよね。要するに、あの健常者を運ぶだけでもとにかく6人要するということですね、けがをした人を運ぶだけで。そういう意味で、とにかく今言った具体的なものを出していただきたい。

それとあと、これから場所を、どこにその人がいるかというのはどういう形で、法的にはやれるんですか。例えば保護法とかいろんな中で問題出てきましたよね。そういうものに関してはどうな考えを持ちますか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 自主防災会のほうでもいろいろな台帳整理とか今やってくれています。そういった中で、さわやかクラブのほうもそういうところに手を助けて、自主防災会と一緒にやっていくという話になってきていますので、さわやかクラブというと、メンバーに入っている方ばっかじゃないもんですから、そういうつてを使って調べていくんじゃないかなと思っております。そういうものをまとめて自主防災会が管理していくというような話になってくると思います。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 今、自主防災会が、さわやかクラブとかが管理をしていく、確かに言われましたよね。ただ、瞬間的に起こる地震に対して、それをどういう形で拾い取るんですか。要するに、地震があって、自分は大丈夫だと思った段階で、とにかくその意識を持たないかと、持ってもらわないかんですけれども、その人たちが瞬時に動けるための方策というのが間違いなく必要になってくるじゃないですか。それを今言った法律と絡めて、町のほうではその法律を乗り越えて、何ていうんですか、どこにいるか、今言ったやつを優先するのか、その辺を聞きたかった。町の考え方としてはどうですか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 先ほどちょっと話をさせてもらいましたが、まず初め、どこにおいでになるかというのをまさに調べさせていただきます。それから、どういう方策があるのかというのは、自主防災会と、またその自主防災会の下は隣組になってきますので、隣組のほうの対応ができるのかというのも、また検討していかなければならないと思っています。そういう中で、一番近くの団体というと、隣組になってきますので、隣組の方々が助けられるのかというのも今後考えていかなければならないと思います。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 今、その方法として一つ、自分のところで主導してくれる人がいて、毎年1回、参加者だけでバーベキューやっているんです、バーベキュー大会。そのときにで

すね、子供たちをとにかく連れてきてくれと、小学生以下の子も連れてきてやっています。そこで初めて、あ、あいつの子供かというのがよく、それでしかわからないんですね、今の時代って。だから、そういうのも含めて具体的なね、ぜひそういう、何ですか、いい方法があれば、バーベキューとかお祭りのときにもいろんな、ありますからね。そういうときに、そういうものに今言われたものを組み込んでいく、日常の生活とかね。そういう中に組み込んでいくとか、そういうのを考える必要があると思うんですけれども、どうでしょう。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 今言っているのは、顔と顔が知り合った隣組という形が望ましいということだと思います。

いろいろな方が中にはおいでになると思いますので、その辺はまた検討させていただきたいなと思います。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） ありがとうございます。

とにかく検討していただくということで、返事をいただきました。その中で、やっぱりできるだけ早い段階でお願いしたいと思います、そこはそこで。

あと、二つ目と三つ目の同じような問題になるんですけれども、僕はこの段階、何が必要かとか何をしたらよいか、これに関して非常に思うことがありまして、これは地域によって、確かに訓練の方法は変わってくるだろうし、地域ごとの訓練方法も考えることが重要だと思っています。そして、その中で今、吉田町は、確かに町長がおっしゃるように津波防災の方向で進んでいきます、確かにそうです。それも重要なことですからね。要するに地域地域で、地域と地域の役割、それぞれの地域のやること、やるべきこと、何がその地域でどんな災害が起きるかとか想定したり。そういうのに関してはちょっと町の、確かに自主防災会のほうにいろいろな形をお願いをしていると思うんですけれども、そのときに町のほうでのこういうものをという、そのメニュー的なものというのは、メニューのようなものというのは防災会のほうに出すということはないんですか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 防災訓練については、9月1日の総合防災訓練、それから12月の第1日曜に地域防災訓練という形で、大きな訓練を重ねています。その中でどういうメニューでお願いしたいという、それはね、町からは、今回はこういう形でどうですかという話は、いろいろこんなことがありますよというメニューの、説明はさせてもらっています。それに沿って自主防災会は、今年はこういうものをやろうということで選んでもらって、総合防災訓練なり地域防災訓練になっていると思っております。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 今そういうメニューを提供してやったときの効果というんですか、そういうものというのは、町のほうでは受け取るものというのはかなりあるんですか。効果、メニューを提供して、そのメニューに対する防災訓練の効果、防災の効果など、感じていることなどを。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 当然実施したら、実績という形で報告はもらっています。こういう形で今回訓練が終わりましたという実績報告はいただいています。それが積み重な

っていくということになってきて、やっと効果が生まれてくると。今、それこそ避難タワーができて、今の訓練については避難タワーまでいち早く逃げるということで、今一生懸命やっているところですので、以前までは自主総合防災訓練で炊き出し訓練とか救護とか、消防団に来てもらったりして消火訓練とかやっておりましたよね。そういうのもお願いしているわけですが、今主なものは、いち早く逃げるということで、総合防災訓練、地域防災訓練でもやらせてもらって、3月9日の津波の避難訓練もありまして、そのときにもそういう避難訓練をやらせてもらったということです。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 地域よっての優先順位というのは、当然あると思います。

その中で、先ほど町長の答弁にありました3月9日に北区で避難所の開設訓練。確かに参加させてもらってですね、自彊小学校が自分の目の前にあるんですけども、図面の中に示されたときに、現実的になかなか全部知っているわけじゃないんですね。要するに、何が言いたいかというと、今回僕が参加させてもらった初めての中で、北区のところで自彊館でやらせてもらいました。その中で感じたことが、今言った、やってみてわからないなど。要するに出入り口がどこにあるかとか、そういうのが意外と知らないんですよ。それと、町からね、これから、今言ったそういう細かい規模の要請を出してもらうときに、実は学校が授業の場合には体育館になっているんですけども、そういう場所を借りて、そういう場所を使って、現実的なもう目の前、要するに総合の訓練というのをこれからちょっと進めていただきたいと思いますと思うんですけども、その点は、教育長の話と教育会の話とも絡んでくるんですけども、そういうものというのは、ちょっとまたこれからやっていただきたいと思いますんですけども、どうでしょう。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 今言われたのは、3月9日に北区のほうで避難所運営訓練、HUGと言うんですが、それをやらせてもらいました。それは北区のほうから、今回の避難訓練については、3月9日は、津波の避難訓練だったものですから、住吉、片岡、川尻についてはそういう避難をするよ。北区はそれを受け入れるという発想で避難所運営訓練をやるということでした。人数については、山内さんのほうも、私も行きましたが、26名くらいの、全部で32名ですか、増えまして、やっていただきました。

本当にああいうものをやると、次から次に質問が来て、この方はどういうふうな形で対処していくのかというのを瞬時にやっていくという形のゲームです。それを今、大きくもっと広く体育館でやったらどうかということでしょうか、どういう。今回やったのは三十二、三名でやらせてもらったんですが、それをもっと広く住民に知らせたほうがいいのかという質問でしょうか。ちょっとすみません。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 体育館を想定をしてやりました、その前ので。各地域でやっていると思います、避難タワーも各地避難タワーを想定してやっていると思います。そういう意味で、現場を使って実際に起きる避難所の、もう指定されたところを使って現実な形で、現実に近い形でやらせてもらったほうがより効果が出るんじゃないかということなんです。学校の関係とかいろいろかかわってきますので、その辺はまあ、行政の中で相談をしてやっていただきたいと思いますと思うんですけども、その辺の考え方は。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 今回、図上訓練で図面に体育館の絵を大きく描いて、じゃ、ここを避難所として、ここは高齢者の避難にすると、こっちは、もし傷を負った方が出た場合はどうするかというようなもので割り振りをしていったということで訓練をしていただきました。それを実際的にということですか。

○3番（山内 均君） そうです。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） その辺はまた今後、今回やっていただいたのは、自主防災会に音頭をとってもらってやっていただきました。自主防災会のほうは、北区のという話になりまして、その中に防災士も入れてもらってやってきたわけですが、あくまでもこの訓練はイメージということで考えていますので、それを今度は本格的に体育館の中でというのは、ちょっと非常に難しいと思うんですよ。その辺をまた今後ちょっと自治会のほう、それから当然施設を持っている教育委員会の関係もありますので、それから当然今度は、役割を決めて、いろいろな傷を負った方、じゃ何人ぐらいの家族が避難して来るとか、それから妊婦とかそういう方もおいでになるという話で役割を決めてやっていかななくてはならないということなものですから。今ここで、さあ、じゃやるよとか、それは言えないものですから、また自主防災会ともいろいろ話をしながら検討させていただきたいと思います。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） ありがとうございます。

ぜひそうやっていただくことと、それともっと重要なことは、できるだけ多くの人に参加できるような形での数を、回数を増やしてもらおう。僕らも防災士という形で取りましたので、参加できる場所があれば参加しますけれども、そういう、とにかく自治会のほうでいいものを作ってもらったんですから、継続してやれるようにとにかくお願いをしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） それこそ前回、3月9日は北区でやってきた。その前は川尻で実はやっていただいております。そのときには、先ほどもちょっと町長の答弁にもありましたが、中学生を入れてもらって、中学生に考えてもらいながら、自主防災会の方が。自主防災と中学生と話をしながらできた。それが夏やっていただきました、それは川尻地区でやった。その前は、住吉区のほうで、東浜のほうで図上訓練、やっぱりやっていただいております。それこそ毎回毎回そういう図上訓練なりHUGなりあるものですから、自主防災会のほうにはこういう訓練がありますよということで、メニューは今後も引き続き話をしていきたいと思っています。

残り片岡という話になりますので、また片岡のほうにもお願いしていきたいなと思っています。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） その際に、今、やったこととやっていることでは全く違う話ですので、とにかく継続をしてやっていただきたい。

今日も、先ほど瀬戸内海で震度5強というのは、基本的にあそこ地震の少ないところなんですよね。そこでももうそういうものが起きているということで、目の前、確かにもう目の前として来ているじゃないかと思うんですけれどもね。そういう意味で、ぜひその辺は自主防災会と協力してやっていただきたいと思います。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） わかりました。

今後も図上訓練なりHUGなり、継続して続けるようにいたします。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 次のやつで、消防士や経験者、知識を持った人たちが独立した組織、町長のほうからは作りませんということがあったんですけども、防災組織表を見ていくと、行政と自主防災が一つのラインでつながっているだけなんですよね、防災表の中では。そうすると、一番心配をするのは、確かに今、町長の意識の中で各自治会防災会の人たち、非常にやってくれていると思います。それがですね、ただ残念ながら、期限があって変わってきますよね、役割、自主防災会の人たちの。そういうときに、そういうときの何ていうか、サブとして、シンクタンクでも何でもいいんですけども、そういうものをあの中に、どこかに入れませんか、入れたほうがいいじゃないですか。その際には、やっぱり消防、とにかく現場を知っている人たち、現地を知っている人たち、それと、その人たちがもうたくさん自分の仕事についてやっていますよね。そういうものの取り入れをできませんかと、その辺いかがですか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 町のほうでは、当然自主防災会、町内会と今一緒だよという話で、2年で交代していってしまうという中で、どんなふうなことを考えていますかということだと思えますよ。

うちのほうでは去年、地域防災指導者で養成講座を開催をさせていただいています。うちのほうの考え方としましては、2年で町内会長さんが代わっていくという話の中で、継続していないんじゃないかという話が山内さんのほうから出ているんですが、ずれているものだから、継承はされているなということも思っています。それから、片岡のほうでは、町内会長さん、自主防災会長さんがやめられると、OBが残っていて防災担当をしてくれていると。どんどん増えているということになっています。それから、住吉の新田のほうでは防災の担当、町内会長とは別に、自主防災会とは別にいます。

そういうことを考えていくと、町としては、自主防災会長さん、町内会長さんをサポートできる方なるべく多く研修なりで育てていけばいいのかなと今考えておまして、それで地域防災指導者養成講座を開催させていただいて、その方たちにも防災士にもなってもらう、その自主防災会長をサポートしてもらって、そんな形で今考えています。

そのため、今、消防団とかそういう専門の方がそういう役割を担ったらどうかということなんですが、それは一つの大きな団体、コミュニティーを今抱えて、一番よくわかっているのは自主防災会長さんだと私は思っているものだから、ぜひそういう自主防災会長さんを一つの核として、それをサポートしていくというような形で今後も進んでいきたいなと思っています。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 行政サイドの形というのはよくわかりますよね。それはわかるんですよ。

ところが、やっぱり実際に、先ほどの町長の答弁にもあったとおり、その中には大勢いますよと。経験をしてくれた人たちがたくさん入ってくれていますよと。もちろんそれも大事



なことだと思っんですけれども、僕はもう今の時点で、目の前に来ている災害、豪雨もそう  
ですけれども、それが来ている時点で、もっと深く力を持って考えられるものが、要するに  
シンクタンクという、その形を作ったっていいんですけれども、何だっいいんですけれど  
も、そういうものの人たち。要するになぜかという、それは実際の現場を知っていますよ  
ね。消防をやっていて、やけどをいっぱいしてますよね。それとか、現実的な構造がわかっ  
ていますよね、そういう経験の中で。

そういう人たちの力をいかにその中に取り入れていくか。やっぱり何ていうんですか、中  
の一部、中の一つの意見ではなくて、そういう人たちを、専門的な考え方を持っている人た  
ちをこう、独立させるとは、べつにここには書きましたが、そういうことじゃないん  
ですけれども、そういうものを確かにどこかに作ってほしいなという気がするんです、その  
辺の思いは。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 山内議員の御指摘は、消防団のOBの方でありますとか、あるいは  
防災士の資格を持った方による独立した組織を作る予定はないのかということで御質問を先  
ほどからいただいているかに思いますが、私どもの答弁は、あくまでもそういった方々も自  
主防災会に入られて、その知識や経験を生かしていただきたい。全体のことは、先ほどから  
自主防災会しか防災課長言っていないので、全体のことは町で考えますと。地域のことに  
ついては、自治会や自主防災会の方が考えていただけるのが一番好ましいと私は思います。

その中で、自主防災会の活動の中に、そういった知識を持った方が入って、自主防災会の  
活動をきちっとしていただくことが、一番この点については、新たな組織をどんどん作るよ  
りは、あくまでも地域のことは自主防災会を中心に防災活動を展開していただきたい  
ということで御答弁をさせていただいたということでございます。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） よくわかっているつもりでいます。

それで、その中で、実際に自主防災会で、ちょっとどうかなと思うのが、組の中では大体  
決まってくときに、流れの中で順番にやっていきますよね、現在。どうなんですかね。例  
えば、自主防災会の役割がたくさん出てきます。そのときに、その専門性が必要な部分っ  
てあるじゃないですか、通信であるとか救助であるとか。そういうところに今現在、副町長の  
言われたそういう人たちが張りついていけるのかどうか。例えば、これからずっとレベルを、  
考え方を変えていって、そういう部分に常に入っていただく、そういう方法も必要じゃな  
いかなと思うんです、順番でやっていくんじゃないで。どうしても順番でローテーションして  
いくと、そこには意識あるなしが確かにあるんですよね。今のそういう意味ではどうですか。  
自主防災会の中にいろんな役割があっ、そういう部分のある経験が必要な部分、その人た  
ちをもうそのところに、そういう何ていうんですか、訓練をした人たちを恒久的に張りつけ  
ていく。そういう組織のあり方もいいんじゃないかなと思うんですけれども。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 非常によくわかりますし、私は、消防団のOBの方、あるいはそう  
いった防災知識を持った方、あるいは防災士の方々が組織を作られることについて、別に反  
対もしておりませんし、どうぞ、その知識を持った方々でお話し合いをしていただいて、こ  
れはそういった方々に我々がそういった組織を作れというような性格のものではないんでし

よう。ボランティア、簡単に言って自発的に作っていただくことについて、私、何も反対をしませんし、作っていただいた結果の組織が、自治会とか自主防災会とかお話をして、この地域にはこういった知識を持った方がいます、こういった経歴を持った方がいますと、ぜひ活用していただけないでしょうかというような自発的組織ができることは非常にありがたいことですし、これからの防災を考えていく上で、そういった民間の力、あるいは地域の力、地域防災力と簡単に言ってしましますが、そういったものが大事になってくると、そういうふうを考えております。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） ありがとうございます。

今答弁いただいたようなものを、自主防災会の方々ととにかく話し合いをして、何が一番いいか、それをとにかく探っていただきたいと思います。

次に、ジュニア防災士、それと防災士の関係というのは、先ほど聞きましたけれども、この関連はどのように考えていますか、関連。町長の先ほど言われたような形の継承、継承をするということ前提でこのジュニア防災士というのは今考えてはおられるんですか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） ジュニア防災士、来年からですか、26年度の予算審議でもちょっと話をさせてもらいましたが、やっていきたいと考えています。ジュニア防災士については、中学校の生徒にやっていただきたいなと今思っております。

今、関連という話がありました。その関連というのは、教育の話との関連なのか、地域防災指導者養成講座のことなのか。

○3番（山内 均君） 防災士と防災指導者養成。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 関連ということでわかりましたが、とりあえず今、ジュニア防災士のほうについてはそういう形で、中学生にちょっと研修をしていただいて、防災意識を高めていただきたいなと今考えています。

今後の話につきましては、防災士とどういう関連が出てくるかというのは、前回川尻のほうでもちょっとやらせてもらいましたが、中学生と地元の方々と災害図上訓練をやらせてもらって話し合いができたということがありますので、そういう機会も、ジュニア防災士を受けた方々がそういう防災士と関連ができればな、今後できていければいいかなと思います。そういう機会を数多く、今、先ほども作れという話がありましたので、そういうことも含めながらジュニア防災士、それから防災士になられた方、そういう関連を今後作っていければいいかな。図上訓練等で話し合いができればいいかなと思っております。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 町長の答弁のとおり連携というんですか、とにかく町全体で全体を守るという形の方向へぜひ。

それと、あとちょっとここに一番最後にクロスロードゲーム、これね、ちょっと非常に本当に必要な訓練、まさに防災の一番の訓練かもしれないですね。そのときに、この中で、僕はちょっと資料として、経緯とか変なものだけやってありますので、ちょっとですね、このクロスロードというのは、吉田町ではもう取り入れているんですか。やったことはあるんですか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 先ほど言ったように災害図上訓練と似ているわけですが、クロスロードはやったことないと思います。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 災害図上訓練に必要なのは、どこでどの道が避難で必要か、そのときに障害物がないかとか、そういうのを日常の中で、例えばウォーキングの中に取り入れてもらおうとか、日常の中に入れてもらって、自分の命をどうやって守るかという、一番何ていうんですか、最先端の、一番最短距離のものを探していただきたい。

このクロスロードというのは、これちょっと今、資料にあるとおり、阪神大震災の後でこういう形のもが開発された。それで、あと少しですので、この内容をちょっと二つだけ紹介します。こういうことをやるんですね。

クロスロードって、この神戸編ということで、先日研修へ行ってきた資料の中にです。

一つは、あなたは食料担当の職員です。被災から数時間、避難所には3,000人が避難しているとの確かな情報が得られた。現時点で確保できた食料は2,000食、以降の見通しは今のところなし。そのときにまず2,000食を配るのか配らないのかということ、イエスかノーの瞬間的な判断でやるわけです。私はどのようにして配るのか。配る、そのときにはどうやって配るということは後で考えるんですけども、そのときにいろんな意見が出るわけです、本当にいろんな意見が。例えば単純に家族単位で配るとか、一番弱い人から配ったほうがいいとかと、そういういろんな意見をそのところから出させて、そしてその訓練をしておいて、同じ状況があったときに何ができるか、どうしたらいいか、それをこの訓練の中でいろいろ積み上げていって、やることを瞬時に決めていく。

もう一つは、やっぱり神戸ですけれども、あなたは避難所担当職員です。被害当日の深夜、市庁舎前に救援物資を満載したトラックが続々と到着。上司は職員総出で荷おろしを指示、しかし目下避難所との電話連絡でてんでこ舞い。指示に従い荷物をおろすのかおろさないのか。それを瞬時に判断する。そういうゲームがあるんです。

このゲームというのは、やっていて非常に楽しかったんですね。ということは、それぞれの人それぞれ思いを瞬時に出せるということで。そうすると、みんなが何を考えているか。そして、恐らく一番考えていた意見の中で最大公約数が一番必要なことだろうと。そういうものを探し出していき、あらかじめそういう訓練をしていくというゲームなんです。

ぜひ取り入れていただきたいし、そのときに出てきた先生が山口大学の瀧本浩一准教授という先生なんです。ちょっと変わった先生だったんですけどもね。変わった、おもしろかった先生です。非常に興味深かった先生です。防災とは何かから始まってね。

ぜひその辺をまた町のほうでも、連合審査のときに講演とかそういう話が出ましたよね。その中でぜひ利用していただきたい。そして、この先生、清水とか静岡、走り回っています。行った結果、やっぱり静岡県というのは本当に意識が高いです。ほかは本当に低いところあります。三重なんかは高いです。やっぱりそういう危険があるんで。そういう意味で、いろんなことを言わせてもらいましたけれども、できる範囲の中で、ぜひ被害が最小限になるような形でどうしたらいいかということをやっていただきたいと思います。

○議長（八木 栄君） 今のあれは要望でよろしいですか。

○3番（山内 均君） 要望でいいです。もう時間ありませんから。

これで終わります。ありがとうございました。

○議長（八木 栄君） 以上で、3番、山内 均君の一般質問が終わりました。

◇ 大塚邦子君

○議長（八木 栄君） 続きまして9番、大塚邦子君。

〔9番 大塚邦子君登壇〕

○9番（大塚邦子君） 9番、大塚邦子です。

私は、本定例会一般質問におきまして、事前に通告してありますとおり地域の子育て家庭への支援策について、また政策観光への新たな取り組みについて、町長に伺っていきたく思います。前向きな御答弁をよろしくお願いいたします。

早速1点目の地域の子育て家庭への支援策について伺います。

町長は、新年度施政方針の中で、豊かで勢いのある町を目指していると力強く述べられました。全国的に人口減少が問題になっている今日、少子化対策は、今や国策のみならず、地方自治体においても独自に展開されており、「子育てするなら〇〇で」と居住地を選ぶ傾向があります。また、市町が掲げる子育て支援策にさまざまなアンテナを通じて関心も高くなっております。人口減少社会において、若い世代と子供の定住は、町の活力や勢いにつながるものと私も確信を持つ一人であります。

さて、質問の地域の子育て家庭に対する支援策ですが、現在わかば保育園内で行われている地域子育て支援拠点事業がございます。ここは親子が気軽に集える場所、特に乳幼児期の子供の家庭以外の居場所として利用者から高い支持を得ておると思います。また、移動地域子育て支援拠点事業も、小さな子供を連れて出かけやすいと、特に地域の利用者からいいねと好評です。わかば保育園での地域子育て支援拠点事業、また旧あやめ保育園での移動地域子育て支援拠点事業につきましては、我が町の少子化対策として力を入れていただきたい事業と考えております。

そこで、親の就労にかかわらず、子育て家庭を地域で支援する取り組みについて伺いたいと思います。

1点目、あやめ保育園が廃園となりますが、当該地域における移動子育て支援拠点事業はどうか。

2、わかば保育園を利用して実施している子育て支援拠点事業は、どうなっていますか。

3、今後の子育て支援拠点事業の利用促進策はありますか。

4、新年度に子育て相談員配置の予算が計上されておりますが、子育て相談員配置の背景と効果はどう捉えていますか。

次に、政策観光への新たな取り組みについて伺います。

本年3月、今月でありますけれども、津波避難タワーの標準仕様設計基準に基づいて建設された全国初となる津波避難タワー15基が完成をいたします。町内南部を自動車で行きますと、次々と強固な津波避難タワーがあらわれて、驚きと、いざというときの安心を実感いたします。

本事業は、たびたびマスコミに取り上げられていることもあり、全国から高い関心が寄せられております。実際に本年2月末時点で約40団体、550名の方々が我が町の防災への取り

組みや津波避難タワーを視察されたとの報告を町長からいただいているところでございます。国内外を問わず、津波防災町づくりの関心は高いことから、私は、今後において、さらに町内を訪れる視察客は増えるのではないかと推察しております。

一方で、町内を訪れる観光客は、食事やお土産、宿泊は町外で、と聞くことが多くあります。観光の定義は、文物、風光などを見聞して回ることとあります。そこで、津波避難タワーを初めとする津波防災町づくりを政策観光と位置づけ、「海辺の町に安心を」のロゴマークを作るなどして、視察に訪れるお客様が滞在できるよう、町内産業団体や事業所などと協力して取り組む考えはないか伺います。

以上が私の一般質問の要旨です。御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 地域の子育て家庭への支援策についてお答えいたします。

地域の子育て家庭への支援につきましては、平成15年7月に制定をされました次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年4月に策定いたしました吉田町次世代育成支援行動計画におきまして、地域における子育て支援サービスの充実を図るため、平成17年度、平成18年度の2カ年で実施いたしましたわかば保育園の改築にあわせまして、同保育園内に地域子育て支援センターを設置したものでございます。平成19年度からは、専門職員を配置し、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談、時間延長の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び支援の講習等の支援事業を、本年度まで展開をしております。

地域子育て支援センターの利用者は、開設当初の平成19年度には延べ5,103人の利用でありましたが、翌年の平成20年度には延べ9,279人、平成24年度には延べ1万609人となり、着実に利用者が増えてきております。このことから、わかば保育園内の地域子育て支援センターは、子育て支援に大きく寄与し、町内の子育て家庭に定着してきたと受けとめ、平成23年度からは、全町的に子育て支援を行うために、休園になりましたあやめ保育園を移動支援施設と位置づけ、町の南部地域の子育て家庭の支援を行ってまいりました。

また、本年度からは、新規事業といたしまして、あやめ保育園の移動支援センターにおきまして、子育てによって社会参画の機会が減ったことをマイナスに感じている母親の皆様に対しまして、子育ては尊い仕事であるという意識を浸透させることを目的に、県事業の「子育ては尊い仕事」具現化モデル事業を実施いたしました。

この事業の一つ目としまして、未就学児を育児中の母親の皆様を対象に、企業が試供品を提供して、企業と母親が開発商品の使い勝手や改善点について意見交換をするもので、子育て支援センターの利用促進と育児に悩みを持つ母親の皆様の孤立化を防ぐことを目的に、平成25年10月から12月の間に3回ほど実施し、48の方が参加されておられます。

また、二つ目として、経験豊富な先輩の母親の皆様が、日々の育児を通して培われた母親の感性、能力等を生かし、出産後育児の経験の浅い母親に対しまして育児サポートをしていただくもので、1月と2月には先輩の母親の皆様20人がお話や楽器演奏、紙芝居を通して育児中の109人の親子にわかりやすい育児サポートをしていただきました。

この事業に育児サポーターとして参加をされました母親の皆様からは、「支援センターで

仲良くなれたお母さんたちと楽しくお話ができ、喜んでもらえてよかった」、「みんなでやった練習が楽しく、子育ての楽しさを知った」、「来年度も参加したい」という前向きな御意見をいただき、子育て親子の交流の促進につながったものと考えております。

それでは、1点目の地域の子育て家庭への支援策のうち、あやめ保育園が廃園となるが、当該地域における移動子育て支援拠点事業はどうかについてお答えします。

子育て支援事業としましては、これまでは拠点施設であるわかば保育園内の地域子育て支援センターを初め、移動支援センターとしてあやめ保育園、公民館などで展開をしてまいりました。こうした中、すみれ保育園の老朽化と津波避難場所等を確保するために保育園を移転することとなり、新すみれ保育園の中に設けます母子専用避難センターを新たな地域子育て支援拠点と位置づけました。

これまでの利用者の傾向を分析いたしますと、南部地域の利用者が比較的に多いことから、拠点を町の北部地域から南部地域に移転することといたしました。新しい地域子育て支援拠点の駐車場は、保育園と共用するものの、自家用車でお越しの方にも十分満足していただけるよう、約50台分を整備をいたしました。また、これまでのわかば保育園内の子育て支援センターとは違い、保育園と地域子育て支援拠点の入り口を別に設けることで、園児等に気兼ねをすることなく、親子で入退室ができるようになりました。さらに、新しい地域子育て支援拠点は、保育園、こども発達支援所、一時預かり所、病後児室などの複合施設でありますことから、保育に関する事業を実際目で確認できる安心感や隣接する防災空地の中の芝生広場におきまして、体操や親子遊びを通して身体的、精神的にリフレッシュしていただくなどの新たな子育て支援の場所としても御利用いただけるものと期待をしております。

次に、2点目のわかば保育園を利用して実施している子育て拠点事業はについてお答えします。

先ほども申し上げましたが、支援拠点を町の北部地域から南部地域に移転することといたしましたので、今後わかば保育園内の子育て支援センターは移動支援センターとして活用してまいります。

次に、3点目の今後の子育て支援拠点事業の利用促進策はについてお答えします。

新すみれ保育園及びこども発達支援事業所につきましては、本年2月から「広報よしだ」などを活用しまして、順次PRをさせていただいております。現在支援センターに通っております皆様方にもお知らせをさせていただいておりますことから、今後若いお母さん方のネットワーク網によるPRにも期待をしております。さらに、新すみれ保育園内の新たな子育て支援拠点は、中央小学校の東側のわかりやすい位置に立地している上に、本年には東名川尻幹線の全線開通が予定をされておりますことから、利便性もよく、多くの皆様に御利用いただける施設でございます。

次に、4点目の子育て支援相談員の背景と効果についてお答えします。

町内では、依然として核家族化が進行しており、地域における近所づき合いもますます希薄となる中、身近に相談する人もなく、子供を産み育てることへの不安や負担感がなかなか払拭をされておられません。こうしたことから、地域の子育て家庭への支援策といたしまして、平成26年度から社会福祉課内に子育て支援室を設けて、新たに子育て相談員を配置する予定でございます。子育て相談員は、役場への来庁者をはじめ、電話による子育ての相談、乳児から幼児までの子供の発達上の心配事、子育てやしつけなどの不安を解消するために、必要

に応じて家庭訪問を行って相談を受け付けたり、子育てに不安のある母親を対象にした親子学習会の講師を務めるなど、新たな子育て支援の担い手と考えております。

次に、津波避難タワーをはじめとする津波防災町づくりを政策観光と位置づけ、「海辺の町に安心を」のロゴマークを作るなどし、視察に訪れるお客様が滞在できるよう町内産業団体や事業所などと協力し、取り組む考えはないか伺うについてお答えします。

議員も御承知のように、当町は東日本大震災以降、津波防災町づくりを最優先政策として進めております。その中で津波避難タワーにつきましては、津波浸水予想区域にお住いの約1万7,000人の町民の皆様の生命を守るために、平成24年度から整備を進め、平成25年度末には15基全てのタワーが完成をいたします。また、3月9日には全てのタワーを利用した津波避難訓練を実施いたしました。

津波避難タワーの中でも6基は道路上に設置したもので、道路空間を有効利用した津波避難タワーの手法は、これまでに例がないことから、議員のおっしゃるとおり、全国各地から多くの視察者が当町を訪れております。

このように当町の先進的な津波防災町づくり政策に対し、今後も我が町を訪れる方は増えていくことが予想され、新しい観光の形態が進んでいくものと考えられます。津波避難タワーは、町民の皆様の生命を守るために設置されたものでございますが、町のシンボルであります小山城と同様に、平常時におきましては、我が町の安全安心をアピールする新しいシンボルでございます。このような防災施設を有効に生かしながら、どのように観光資源として活用していくのかの方策が必要となってまいります。

現在でも防災関係の視察に訪れた方には、津波避難タワーの説明冊子に加えて、よくばりまっぷやうなぎ・しらすマップなどを配布し、当町のPRも行っておりますが、視察の申し込みの際に事前にマップなどの資料を送付することで、町の観光や宿泊情報を提供し、滞在や食事、買い物など、町内での消費を増やすことが期待できるため、今後は積極的な営業活動を行ってまいります。

また、内陸のフロンティアを開く取り組みにより、商業施設等の誘致が進み、交流人口の増加が見込まれるため、防災拠点である防災公園を有効に活用し、防災施設の紹介のみならず、観光情報もあわせて情報発信することで、町内への誘導を図ってまいります。

さらに、産業団体等を構成員とする吉田町魅力創造委員会において検討をお願いしております産業振興の拠点となる施設整備とともに、今後は町と産業団体、事業所が協力し合い、津波避難タワーや津波避難ビル等を活用したイベントを研究するなど、視察者を積極的に取り込む方策を検討してまいります。

現在、観光資源の考え方としまして、工場見学等をはじめ地域の産業製品や物づくりの心に触れることを目的としました産業観光、また町並みや文化施設のほか、ショッピング、食事等を楽しみながら町の魅力に触れる都市型観光、さらに地域資源を活用した農林漁業体験等の実践活動の要素を取り入れたグリーンツーリズム等、観光資源そのものが多様化しております。その中で、町の新たな観光の方向性として、従来の観光資源にとらわれない町の先進的な政策的なものを活用した政策観光のコンセプトを取り入れ、今後は政策をいかに観光資源として生かし、交流人口を増加させ、地域経済への波及効果を高めていくのかを検討してまいります。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 御答弁をいただきまして、その中で少し再質問のほうをさせていただきたいと思いますので、御答弁をお願いしたいと思います。

まず最初に、子育て家庭の支援策について御答弁をいただきました。この中で、初めて聞くことでもございまして、本年度の取り組みとして、育児サポート事業があったようでございます。この中で、経験豊富な育児の経験者が、新しく子供が生まれて子育てをするという方々に対してフォローをしたというような趣旨だと思いますけれども、この町長の答弁にもありました育児サポーターさん、この方たちが来年度も参加したいよと言っていたようで、この事業というのは来年度も継続をしていく予定がございませうか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） これにつきましては、県の事業でございますので、県が継続ということであればやっていきたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 当町といたしましては、この県の事業の効果というのをどういうふうにとらえておりますか。また、事業を単独でもやろうというような考えはないですか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） この事業が二つほどございまして、一つは企業がこの子育てのお母さん方から御意見を聞くと、そういうことによって今後の開発に生かしていくというような趣旨でございますので、企業がこういった試みをした中で試供品の提供等を含めた中で行っている事業でございますので、企業のほうからこういう御要望があって町がといたしますか、事業が成立したならば継続をしていくという考えでおります。

もう一つにつきましては、町長からお話をさせてもらったように、先輩のお母さん方が経験をした中で、まだ経験の浅いお母さん方に助言をしていくということでございますので、これにつきましては、現在も支援センターの中でできる事業とは考えております。したがって、先ほど言いました県の企業が試供品等を提供する中で行う事業については、企業側の意向もありますので、これははっきりわかりませんが、後段の先輩のお母さん方が新しい、経験の浅いお母さん方に助言を与えるということはできるかと思っております。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） ありがとうございます。

それでは、今回、地域子育て支援拠点事業について主に町長のお考えを聞きたいなと思って質問をしたので、そちらのほうに戻していきたいと思っております。

あやめ保育園が、平成26年度には正式に廃園になるということで、建物も取り壊すということをお伺いしております。先ほどの答弁では、吉田町の南部の子育て家庭への支援策といたしまして、わかば保育園、北部から南部に移して新しく新設されるすみれ保育園の中にセンターを設けるよというような話でしたけれども、実際あやめ保育園の近所の方々の利用が大変好評で、惜しむ声も当然大きくございます。住吉地域の子育てを応援するという意味で、歩いていける範囲といえますか、より近い範囲でこのような移動子育て支援拠点事業というのを考えていく考えというのはございませうでしょうか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。



○社会福祉課長（大石修司君） 本年度も、今申し上げたように、わかば保育園を拠点としましてあやめは移動支援センターという位置づけでやっております。こうした中、全町的に利用していますわかば保育園につきましても、北区の方が3分の1、あとの方が町全域ということになりまして、同じくあやめにつきましてもおおよそ3分の1程度、住吉の方が。したがって、いずれの施設についても全町的にお母様方が集まっていたという状況にあると思います。わかばを利用せずに、あやめに来る方をちょっと分析しますと、数人かなというように把握しています。現在、車社会でございますので、今度すみれのほうに作ります拠点につきましても、駐車場も完備をしておることになりますので、その状況を見た上で、また今後検討してまいりたいと思っています。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） この件に関しましては、やはりどうしても浸水区域ということがございまして、私もこういう質問をしながら、やっぱり何かあったときにすぐにもう母子が逃げなければならないということも頭に浮かんでおりますので、今度すみれ保育園に行っていたら、その点もより安心安全だなという思いはいたしますが、しいて言うならば、やはり南部地域の子育て、南部地域に住まわれている方も当然おりますわけで、その方たちがより小さな子供さんを持っていますと、なかなか車で移動ということもできませんで、ちょっとベビーカーを引きながら、下の子を連れていきながら行けるところがあるというのが安心安全だと。そういうところがあれば、子育ての不安も解消されるような施設ですので、しいて言うならば、少し北側で避難タワーも近くにあって安全で遊べるところがあるというようなところ、公民館でもいいと思うんですけども、そういった検討も、今後お母さんたちの要望によっては、課長のほうで積極的に聞く耳を持っていただければと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 今度の支援センターの拠点の移転とあわせまして、先ほど言いましたように、子育て相談員を新たに設けます。この相談員につきましても、必要に応じて家庭訪問等も考えていますので、そちらである程度のフォローはできるかなというように思っています。ただ、今おっしゃられたように、今後需要が伸びてきまして、その辺の今の支援センター並びにこの相談員の実績等も踏まえた中で、また検討をしていきたいと考えております。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

次ですけれども、この子育て支援拠点事業、子育て拠点センターと言ひましたでしょうか、町長の答弁で。これはやはり子育てを応援するという点では、大変これは町の魅力にもなるかなというふうにお思ひしております。

この事業をやっているということ、赤ちゃんを育てている方々にどう周知していくかということ、先ほど御答弁を町長からいただいたところでございますけれども、そこで答弁を聞いていまして、ちょっと1点思ひたことがござひます。これはお隣の健康づくり課長にも聞きたいなと思ひしておりますけれども、新年度グループ化するというところで、一人の小さな子供さんを取り巻く受け皿としてということで、健康づくり課は赤ちゃん相談、健診等をやっていると思ひますし、子育て家庭の状況というのもよくわかっていると思ひますので、

その点で、この吉田町に子育て支援拠点事業、子育てセンターがあるよというお知らせというのは、健康づくり課のほうでも赤ちゃん健診等ではやっているのでしょうか。また今後についてはどうでしょうか。

○議長（八木 栄君） 健康づくり課長、生田仁美君。

○健康づくり課長（生田仁美君） 現在までのところでは、子育て支援拠点につきまして詳細な情報を健康づくり課から出しているわけではございませんが、今後運営が開始されるに従いまして、健康づくり課のほうからも積極的に情報を提供していきたいと思っております。

健康づくり課では、まず一番最初に恐らく母子手帳の交付ということで、全ての小さなお子さんを、これから産もうというお母さん方がお見えになりますので、その部分、あるいはその後、健康診断や家庭訪問等で、必ず全てのお母さん方にほとんど6カ月に1回ぐらいは職員の誰かがお会いするという状況になっておりますので、その際にいろんな、例えば今日お話がございましたような、少しお友だちが少ないとか、出かけるところがないとか、そういったもののお話も個別の相談の中で出てきますので、そのような方には特にまたチラシをわたるだけではなくて、そういうお話も交えながら紹介をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） ぜひその辺のフォローをよろしくお願ひしたいと思います。

この子育て支援拠点事業、拠点については、答弁もいただいている中でもございましたけれども、やはり母親の育児不安とか悩みを解消する場になって、もう話をするだけで気分がすっきりする、悩んでいるのは私一人だけではなかったということで、大変産みやすく子育てしやすい環境という点では、この事業を広く周知していただきたいなというふうに思っております。

この地域子育てセンターと町長の答弁のほうでありましたけれども、この子育て支援センターというものがもう少し発展をしますと、ファミリーサポートセンターというふうになると思うんです。先進的に取り組んでおられ、またそこで核家族、子育て世代が多く増えているというようなところも聞いているわけでございまして、この子育て支援センターを将来もう少し発展させて、家庭、ファミリーサポートしていこうよと。そこには先ほど言われた育児サポーターさんも入っていただいて、核家族、親と住んでいない核家族の方たちへの強い支えになっていけば、吉田町は子育てしやすい町になると思っておりますが、町長はこれからは子育てに力を入れて、子育て、教育、健康づくりに力を入れていくとおっしゃっておりますが、その点は施策としては考えておられますか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員から今お話でございましたけれども、この子供の支援ですか、それにとどまることは、やはり将来的なことを考えますと、基本的にこの町の将来の成否を決めるのは、若い御両親、それから子供さん、そういうふうな人たちがこの町に転入していただくことが一番大事なことでございますので、当然のことながら子育てをするなら吉田町というふうな形でやるためには、やはり単純に子供だけではなくて、ファミリーサポートする方向ですね、当然のことながらコンセプトを考えていかななくてはならないと、こんなふうに思っております。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 町長から大変前向きな御答弁をいただきまして、どうしたら吉田町でファミリーサポートができるかというところを、また町民の皆さんと一緒に考えていければいいなとも思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議会でも何度もお話し申し上げていることでございますけれども、子供の教育を受けるには吉田町、子供を育てるのも吉田町、そういうふうな未来を非常に明るく展望できるような、子供さんに対する、またいわゆる若い御両親に対するサポートをしていくと。単純な話、今の若い御両親は、子供に残せる財産というものはもうほとんど教育というものにかけていきます。そうすることになりますと、当然のことながら若い段階で子育てから一貫した形で教育まで全部考えてまいりますんで、そういうふうなことで、子供を育てるんだったら吉田町と、そういうふうなことは大きなコンセプトの中で考えてやっていかなければならないと、そんなふうにお思ひしておりますんで、来年度から発足いたしますグループ制の中でも、そういうふうな大きないわば命題というものを考えてもらおうと、こんなふうにお思ひしております。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、子育て相談員の話がございました。これも子育ての家庭にとっては大変助けになると思ひしております。この予定している子育て相談員の方の資格とか経験とか、年齢とかはもう大方決まっているんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） まだ確定はしておりませんが、子育ての経験の厚い方で、でき得るならば県の研修等を受けている方を中心に今考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） このごろの新聞にもございましたように、昨年の1年間で全国で虐待があったとする子供が過去最多だったということをお聞ひしております。ネグレクトの問題もここ吉田町でも深刻にはなっているとお聞ひしておりますけれども、町内で、我が町では、そのような状況というのは確認しておりますか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 現在、うちの町にも家庭相談員が1人おります。特に虐待等の関係、要保護の関係でございますが、そういったものには正規の職員でいち早く対応している状況でございますが、どうしても全国的な傾向もあるでしょうが、ネグレクトの件数が増えているというのが実態でありまして、要対協の中でも議論をやられているケースが若干増えているのは事実でございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） すみません、傍聴の方ね、私語はちょっと慎んでください、こっち側の方。こっち、よく聞こえますんで。

9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 今回、子供相談員を配置した、あるいは子育て支援室を配置したという背景の一つには、そうした町内でも特別気をつけなければならないようなケースが深刻化

している、増えたということはございますか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 確かに件数的には増えていますが、特別深刻化しているということはございません。ただ、子育ての関係で幅広く窓口を広げるとというのが主な趣旨でございます。子育てに対する、先ほど言いましたような不安等をなるべく解消していくというのが大きな目的でございます。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） それを聞いて少し安心をしましたが、軽傷であっても早期に解決できるようにまたお願いしたいと思います。

続いて政策観光のほうに、ちょっと課長のほうに聞いていきたいと思えます。

政策観光という言葉は、余り聞きなれなかったわけでございますけれども、実際このように津波防災町づくりの研修のために大勢の方がお越しになっているということであれば、また町の良さもアピールできるのではないかなということをお考えまして、今回このような新しい取り組みについて伺ったところでございます。

現在は、視察の方々には資料と一緒に町内の観光マップを配布されているということでございまして、それでそのマップの、今後については事前に配布をされていくということをお聞きをしました。このよくばりマップですけれども、現在のものには津波避難タワーが記入をされておられません。私はぜひ、マップに津波避難タワーを載せたらどうかというふうに考えるわけでございます。これは観光名所というところとちょっと語弊がございましてけれども、いつ災害が起きるかわからないということで考えれば、町内を訪れているお客様にも、いざというときには津波避難タワーに避難もしていただかなければならないというようなことも想定をしまして、場所を知っていただくという意味では、新しく作る際には、この津波避難タワーの15基の位置、あるいは防災公園の位置とかというのを載せていくべきではないかというふうにお考えですが、その点の考えは課長のほうではありますか。

○議長（八木 栄君） 産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長（山村丈太郎君） 現在のよくばりマップには、まだそういったものは掲載されておりません。26年度によくばりマップのほうは、校正して増刷するという計画がございまして、そちらのほう、政策観光のコンセプトを取り入れるということで、そちらのほうへ落とししていきたいなと思っております。

また、議員おっしゃるように、町を訪れている方に有事があった場合、お近くの避難施設への避難というものもちょっと入れさせていただくつもりでございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） この件に関しましては、大変津波避難タワーができたということで、これまでイベントを開催する場合、警察署のほうに各種届け出をする際、大勢訪れるお客様をどのように安全に避難させますかということをお聞きを必ず聞かれますね。そういう意味で、今後においては吉田町に、やっぱり活気あふれる町になるということは、交流人口を増やすことが大事だと、当然そうなのです。しかしながら、こういうイベント、あるいは吉田町に観光を訪れる方々が、いざというときに安全に避難していただかなければならないというのも町の責務だというふうにお考えです。そういう意味では、やはりこのマップのほうに知らせるな

どして、いち早く避難ができるような体制を吉田町はとっているというようなこともアピールできるかと思いますので、その点もよろしくお願ひしたいということで、課長の答弁がいただけたので、またぜひ前へ進んでいただきたいと思ひます。

もう一点なんですけれども、産業課長のほうで、この経済効果というのがよく言われます。吉田町でも統計をとっているということで発表されておりました、この観光入り込み客というのが増えているんですね。平成23年度に28万7,531人、平成24年度は30万643人、1万3,000人強増えています。まず初めに、この数値というのは、どのように算出をされているのかお伺ひいたします。

○議長（八木 栄君） 産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長（山村丈太郎君） この数字につきましては、町内の宿泊者数、それから小山城を初めとする入場者数、それからイベントの人数、それらを合計したものが入れ込み数となっております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） そうしますと、本年もうすぐ年度末を迎えますけれども、25年度の概数といひますか、おおよそは出ておりますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長（山村丈太郎君） まだ県のほうで集計中のございまして、25年度の数字は出ておりませんが、24年度よりもイベントの入れ込み数等が多かったものですから、25年度、数字的にはもっと多い入れ込み数になるのではないかと予想しております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） ありがとうございます。

それでは、経済効果ということをお考えたわけのございしますが、私も経済効果、計算してききましたけれども、課長のほうではその経済波及効果といひますか、町への観光客入り込み数によって地域の経済にどのぐらいの波及効果があるかというようなことで、考えは持ち合わせていますか。

○議長（八木 栄君） 産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長（山村丈太郎君） 町長のほうの答弁にもございましたけれども、今後拠点整備とかを進めていく中で、そうした、まず泊まってもらう、食事をしてもらう、それからショッピング、お土産等を買ってもらうということを推進していきたくい。役所というものがサービス産業で、特に観光担当のほうは、町のセールスマン、産業のセールスマンというふうな考えを持っておりますので、ぜひそんな形で消費のほうを伸ばして町を活性化させていきたくい、このように考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 本当に単純な計算をしてまいりまして、私、1人5,000円は使っただくとどうなるかといひますと、30万人で15億、ちょっと余分に考えまして消費税というのが7,500万円、消費税も少し入るんですね、町にね。1万円使っただくと考えたんですよ。仮に1,000円使っただくても3億円が入るということで、女性というのは男性

とちょっと違いまして、いろんなことで欲張りになって、ああいうことも考えられる、こういうことも考える。避難タワーを観光にするなんてという御意見もあると思いますが、女性というのは割り切っておりまして、でももうけなきや、地域にお金を落としてもらわなきやというような欲張りなんです。そういう意味で今回ちょっと聞いてみたいなというふうに思ったわけでございます。

町長は、やっぱりいろんな意味で、「豊か」で「勢い」のある町というふうにおっしゃられましたけれども、当然吉田町で地域の経済が回っていくということであれば、こういうような考え方はおありだと思いますか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員から御提案いただきました政策観光でございますけれども、これは十分我が町として今後強力で売り出す方向で考えればよろしいかと思っています。きょうの朝日新聞にも、吉田公園ですね、県が平成14年度予算案に6,600人収容の命山をつくるというニュースが流れております。そうすると吉田公園の非常なあの知名度もまたこれで上がりますし、いろんなイベントも、これで安全でやられますし、そういう意味によっては集客効果は非常にあります。さらに、3月30日、皆様に御提案いたしました例のこの町の津波避難タワー完成式典でございますけれども、これには防災担当大臣の古屋さんが来町の予定でございます。

本当に吉田町の津波防災町づくりというものは、中央へ行けばもう吉田町というだけで通ります。そういう意味においても、当然のことながら今後津波避難タワーばかりではなくて、防潮堤も含めた、まさにこの町が都市防災の完全な全国のモデルというふうな形で私は最終的には持っていきたいと思っておりますので、今後全国に、恐らく防災がこれから大きく波及していくとは思いますが、その先端を切るわけでございますので、そういう意味において視察の人がかなり多く参ると。そういう方々に当然のことながら、それを機会にさまざまな吉田町の情報を発信すると、産業振興も含めてですね。それから、さまざまな商店の方々も買っていただくとか、そういうようなことをどんどん一つのコンセプトで組み立てていくことが非常に大事なことはないかと、こんなふうに思っております。いろんな意味で、吉田町というものがもう先ほど申し上げましたように、結婚して子供を産み育て、教育、そういうものが全部安心してやれるような、そういうふうな町になっていくと。それが大きな、そういう中においても津波防災町づくりというものが基点を形成するものでございますので、いろんな方々が津波防災町づくりにこの町に視察に来ていただくと、こんなふうに思っております。

先日、増田議員からお話ございましたけれども、そういう意味において、まさにそういうふうな、ここの町そのものを売り物にすると。そういうふうな中において、商業も産業も全てをそういうコンセプトの中にぶち込んでいくと、そういうふうな壮大な吉田町売り出し作戦というものを今後考えていけないかと、こんなふうに思っております。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 首長の考え方がよくわかりました。

それで、この議会の中でもたびたび同僚議員からも意見、質疑がございました中で、私も少し心配をしていることがございますけれども、町長の答弁の中でも、こうした町のにぎわいの取り組み、それには産業団体や事業所の協力、一緒にやっていきたいという答弁もいた

だいております。今現在、津波防災町づくりを強力に進めていただいておりますけれども、行政が主導していつているということもありまして、ちょっとこの町民の方、特に産業4団体や町内の事業所の意識というのが、ちょっとまだ盛り上がっていないなというふうには私はそう映っております。やっぱり一緒になって町をつくり上げていくという点では、産業団体、商工会の方々や商店街の方々、あとは町内の事業所の方々と、そうした行政ともっと近づいて、一緒にこの町づくりをやっていくんだというような雰囲気、そういう意識の共有が大事かと思いますが、その点は何か策がございますか。まず産業課長に伺いたいと思います。

なかなか課長も苦勞しているというか、大変なものと察しておりますが、その点はどういうふうに働きかけをしておられますか。

〔「議長」の声あり〕

○9番（大塚邦子君） じゃ、町長でお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 議員が産業課長にと言ったものですから。

○町長（田村典彦君） 先ほど申し上げたところでございますけれども、基本的に、やっぱり商売をやられている方々もそうでございますけれども、そういう方々が乗れるような、あ、乗ってみようかなと、そういうようなコンセプトというのがですね、町がまずもって皆様の意見を聞きながら作ると、そういうふうなことから始めるのが一番適切ではないかと、こんなふうに思っております。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 産業課長に伺っていきたいですけれども、今回いろいろ働きかけをしている中で、新しい補助金制度も創設されたりして、町長の答弁の中で営業活動をしていくよということをおっしゃられた。少しでも経済効果を上げようと、地域の経済を良くしようということであると思うんですけれどもね。課長として、何かその辺の、町民の中に入ってその気にさせるというような、協力していただけるというような具体的なものがございましたら教えていただきたいですけれども。

○議長（八木 栄君） 産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長（山村丈太郎君） 確かにちょっと今、産業団体のほうの盛り上がり、これは行政のほうの責任もあるわけですが、ちょっと盛り上げに欠けていると。町長おっしゃいましたように、明確なコンセプト、政策観光自体、本来は目に見えにくい政策というものを観光そのものにしてしまうというものなんですけれども、うちの町の場合は政策自体が目に見えるもので、タワーという目に見えるものであらわれてきたと。非常にその点はアピールしやすいなと担当のほうでは思っております。

そんな形で、ぜひタワーのほうを観光に取り込んで、視察というものを観光に取り込んで、いろいろな、昨日、増田議員のほうからも、お寺とか神社とか、いろんなものを活用して観光にあれしていったらどうかという御意見をいただきました。そういったものを全部含めて、いろいろな方面から観光事業に取り組めるような、それによって地域の経済の活性化、町のにぎわいというものを、すぐにはちょっと無理かもしれませんが、また産業団体の御協力をいただきながら、盛り上げていきたいなというふう考えております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 新年度の予算は、吉田町過去最大の予算だということで、さまざまな

新しい新規事業、あるいは新しい施設の予算も入っておりました。今、町長の答弁、そして各担当課長の答弁をいただきまして、この新年度に向けてしっかりと吉田町の大きな一歩が踏み出せることを私どももしっかりと応援していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（八木 栄君） 以上で、9番、大塚邦子君の一般質問が終わりました。

ここで、暫時休憩とします。再開は11時5分とします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時04分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ会議を再開します。

ただいまの出席数は13名全員です。

---

◇ 三 輪 正 邦 君

○議長（八木 栄君） 引き続き、一般質問を行います。

5番、三輪正邦君。

〔5番 三輪正邦君登壇〕

○5番（三輪正邦君） 5番、三輪正邦です。

私は、事前に通告してありますあやめ保育園及びすみれ保育園の跡地の利活用について質問させていただきます。

さくら保育園に統合されたあやめ保育園は、子育て支援センターとして月4回活用され、今日まで来ました。平成26年3月末日をもって廃園となり、その事業はわかば保育園に受け継がれ、老朽化のため解体される運命にあります。すみれ保育園については、新しいすみれ保育園としてスタートします。あやめ保育園及びすみれ保育園の跡地は、地域の人たちが何に使うんだろうと注目しています。

次の点についてお伺いします。

行政においては、あやめ保育園及びすみれ保育園の跡地の利活用は計画にありますか。

二つ目、両園の跡地利用について、地域から具体的な要望があれば考えられる余地がありますか。

三つ目として、さくら保育園の跡地は、交通の便もよく、消防団第1分団の詰所として活用され、地域住民に安心と安全を提供されます。あやめ保育園の跡地は、グラウンドゴルフ場として、地域住民の触れ合う場、健康づくりの場として整備活用する考えはあります。

以上、この3点についてお伺いいたします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕



○町長（田村典彦君） あやめ保育園及びすみれ保育園の跡地の利活用についてにお答えいたします。

あやめ保育園は、住吉西地域の地域住民の強い要望により、昭和45年4月1日に吉田町住吉2613番地の1において、旧川尻小学校校舎を再利用した木造園舎として定員60人で開園をし、昭和49年度に保健室兼遊戯室を増築し、定員100人として保育業務を開始いたしました。

この施設は、旧川尻小学校校舎の材料を再利用したこともあり、老朽化に加え、耐震性に欠け、園庭も手狭であったことなどから、昭和58年4月に現在の吉田町住吉3299番地の15に移転をしたものでございます。この敷地は、町有地と民有地を借地して約4,250平方メートルを保育園用地とし、社会福祉施設等施設整備費補助事業を活用して、鉄骨造平屋建て732.67平方メートルの園舎を昭和58年度に建設し、昭和59年4月から定員80人として保育業務を開始いたしました。その後、平成15年4月のさくら保育園の改築移転、平成21年4月のさゆり保育園の改築移転に伴い、あやめ保育園の希望者が減少をいたしました。

そのことを受けまして、平成22年4月からは定員40人といたしました。その年の利用者は22人でしたので、保育園の統合計画を策定し、平成23年3月をもって児童福祉法第35条第6項の規定に基づき、児童福祉施設休止届を県に提出したところでございます。

このあやめ保育園は、園舎建築後30年が経過し、老朽化が著しく、台風等で瓦の被災や雨漏りなどが生じておりますことから、今後継続して使用するにはリスクも高く、新すみれ保育園の完成に伴い、町全体の保育定員数が充足されることとなりますので、保育園としての役割は終了したと考え、廃園とさせていただきます。

このことから、今議会定例会に吉田町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についての議案を提出し、あやめ保育園の廃止をお認めいただこうとしているところでございます。

一方、すみれ保育園につきましては、昭和44年4月1日に川尻小学校と吉田小学校の統合を機に、当町におきまして4カ所目の保育園として、現在の吉田町川尻1621番地に川尻小学校を所管がえして、木造瓦ぶき2階建ての建物のうち2階部分を児童館とし、1階部分を保育園として定員60人で保育業務を開始したものでございます。

この園舎は、昭和26年12月に川尻小学校として建設されたものでございますので、老朽化も著しく、当時は東海大地震説も取りざたされておりましたことから、開園から9年を経た昭和53年に建て直しを決定し、昭和54年8月に工業再配置促進補助事業の採択を受け、鉄骨造平屋建ての園舎に改築し、昭和55年1月から保育業務を開始したものでございます。

その後、平成9年ごろから、ゼロ歳児から2歳児までの乳幼児保育の希望者が増え、すみれ保育園において実施要望が高まる中、平成11年度に少子対策臨時特例交付金を活用いたしまして、鉄骨造平屋建ての園舎を増築したものでございます。

旧園舎につきましては、平成18年に行われました建物耐震診断により、耐震性が不足しており、改善による補強が必要との診断結果が下されましたことから、その後、園舎の建替えを検討してまいりました。建替えの検討を行ってまいりました平成23年3月11日に東日本大震災が発生しましたことで、町では津波浸水区域の想定を行い、全国に先駆けて津波ハザードマップを作成いたしましたことは、議員も御存じのとおりでございます。

この結果、現すみれ保育園が津波浸水想定区域に位置したことから、保護者の意向を踏まえ、津波浸水想定区域外へ移転を決定したものでございます。

その後、数カ所の候補地の中から吉田町川尻791番地に鉄筋コンクリート造平屋建ての建物を建設し、このほど完成となりますことから、あやめ保育園と同様に今議会定例会に吉田町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についての議案を提出し、すみれ保育園の位置の変更をお認めいただこうとしているところでございます。

それでは、1点目の行政において、あやめ保育園及びすみれ保育園の跡地の利活用計画はありますかについてお答えします。

あやめ保育園につきましては、吉田町立保育所設置条例の一部を改正する条例をお認めいただいた後に、行政財産用途廃止の手続により、行政財産か普通財産に変更を行い、国及び県に対しまして、財産処分の報告書を提出しようと考えております。

あやめ保育園は、昭和58年度に町有地と2人の地権者からお借りして園舎を建設したものでございますが、台風や強風時には、屋根の部材の破損も確認されるなど、かなり傷んだ状態でございますことから、今後継続して使用するためには、大規模な修繕が必要となりますので、平成26年度一般会計当初予算に園舎の解体費を計上させていただいております。あやめ保育園園舎の解体後の計画でございますが、現時点では、町として利用目的を特に定めておりません。また、敷地の41.2%を占めます借地部分につきましては、借地料も発生をしておりますので、所有者にお返ししようと考えております。

一方、すみれ保育園につきましては、平成11年度に増設した園舎もございますので、子育て支援等の施設として利活用を検討しております。

続きまして、2点目の両園の跡地利用につきまして、地域から具体的な要望があれば考える余地がありますかについてお答えします。

あやめ保育園の跡地の用途につきまして、町有地部分なのか、民有地を含めた部分なのかわかりませんが、借地部分はお返しする方向で考えておりますので、跡地全体を利用することになりますと、所有者の方と御相談をしていただくことになります。町有地につきましては、民有地が入り組んで変形した土地でございますので、行政財産から普通財産に変更した後に、地域からの具体的な要望があれば検討させていただきます。

すみれ保育園の跡地につきましては、子育て支援等の施設として利活用を検討しておりますことから、町において維持管理をしております。

続きまして、さくら保育園の跡地は交通の便もよく、消防団第1分団の詰所として活用され、地域住民に安心と安全を提供されました。あやめ保育園の跡地は、グラウンドゴルフ場として地域住民の触れ合う場、健康づくりの場として整備活用する考えはありますかについてお答えします。

先ほども申し上げたことでございますが、あやめ保育園の跡地につきましては、町有地部分は行政財産から普通財産に変更し、借地部分はお返しする方向で考えております。町有地部分をグラウンドゴルフ場として御利用いただくには、土地の形状も余りよくない上に、少し手狭のようでございますので、あやめ保育園の跡地全体利用をお考えでしたら、地域におきまして民有地の借地を行うなど、御検討いただければありがたく存じます。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

5番、三輪正邦君。

○5番（三輪正邦君） 今の町長さんの説明で、あやめ保育園の跡地、あやめ保育園の土地は

借りているところは返すというようなお話を伺いました。この土地は宅地になっていると思うんですけども、そうすると、その後所有者から借りた場合は、その返還する場合は原状復帰と、農地にまたして返すようになるんですか。そこのところをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 契約内容を確認した上で原状回復という状況がどの程度のものかを加味した上で対応させてもらうつもりでいます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 5番、三輪正邦君。

○5番（三輪正邦君） そうすると、原状復帰と、農地にするというのと、結構かかるんじゃないでしょうかね。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 金額はともすれ、契約内容がもし原状回復ということであれば、そういうふうな形をとります。

○議長（八木 栄君） 5番、三輪正邦君。

○5番（三輪正邦君） そうしますと、原状復帰という中でいきますと、今の土地の所有者の皆さんがそれで納得するんでしょうかね。ということは、今から農地に転用しても、またできないと、耕作放棄と、そういうふうな形になっていくんじゃないかなと思うんですが。そういった面での契約内容というものをしっかりまた見て教えてください。

それでは、私は質問の趣旨が理解できましたので、これで質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（八木 栄君） 5番、三輪正邦君の一般質問が終わりました。

---

## ◎散会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会といたします。

散会 午前11時20分

開議 午前 9時00分

### ◎開議の宣告

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会23日目、最終日であります。

ただいまの出席議員数は、13名全員です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（八木 栄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎委員会活動報告

○議長（八木 栄君） 日程第1、委員会活動報告を各委員長から報告願います。

最初に、総務文教常任委員会委員長、吉永満榮君。

〔総務文教常任委員会委員長 吉永満榮君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（吉永満榮君） それでは、総務文教常任委員会の活動報告をいたします。

調査事項につきましては、総務文教常任委員会は所管事務調査の調査案件として、すみれ保育園における今後の子育て支援についてを調査事項として調査をいたしました。

調査の目的につきましては、すみれ保育園の移転改築後、発達支援施設及び病後児施設が設置される。今後どのような形で、これらの施設が運営されるのか、子育てについて有意義に活用されるよう調査、研究をしました。

調査の内容につきましては、調査期間、平成25年6月6日から平成26年3月17日でございます。

委員会は、13回にわたりまして行いました。そして、その中で、担当課との協議の上、社会福祉施設の見学をいたしました。

8月29日に、視察先は、島田市こども発達支援センターふわりでございます。それから、25年8月30日、次の日は、牧之原市つくしの家を視察しました。その結果で内容を精査した上で、吉田町の子供発達支援についてそれぞれの内容を比較表で表したところでございます。

すみれ保育園の老朽化に伴いまして、既存の保育園に不足する機能「一時預かり保育、病後児保育、児童発達支援等の多様な保育」を盛り込むことで、子供の成長に合った支援を行い、子供たちがより健やかに育つ手助けをする事業所となるよう、近隣施設を視察調査し、町に特色ある発達支援事業の提供を求めるため、こども発達支援施設の比較表を作成したということでございます。

それから、委員会と当局との質疑の内容でございますけれども、施設の利用で定員50人を

予定、応募・問い合わせ状況は、また「つくしの家」に通園児の受け入れ態勢と問題点はどうかというような形で質疑、応答をしたわけですが、11月時点では10数人の応募だが、開所時の定員は30人でスタートしたい。園児の受け入れは保護者の希望を優先に考え、今後実績を積んで、当該施設を選んでもらえるよう努める。

次に、職員構成はどう考えているのか。

所長、所長補佐、児童発達支援管理、指導員、保育士等でございます。

職員1人当たりの園児数は何人か。

おおむね児童3人に対し、指導員または保育士を1人と考えている。

保育時間は「つくしの家」8時から17時、町は8時15分から17時の職員勤務時間にならないのか。また保育園に延長時間があるが、発達支援事業には延長保育はないのかについては、職員勤務は8時15分から17時と考えるが、職員は打ち合わせ、部屋の消毒、活動片づけ準備、カンファレンス等の業務を勤務時間内に行うため、9時から16時の受け入れをする。また発達支援の子供は活動的で、体力的に疲れやすく、環境変化に敏感であり、やむを得ない場合は延長保育という別事業でも行う。

なお、対象年齢は、対象児童が吉田町は3歳から就学前までだが、3歳とした理由は。また「ふわり」「つくしの家」は、0歳から就学前までだが、町はなぜ0歳児でできないのかについては、医師が障害を持つ子の判定をする時期は3歳ごろが多いことから、開設時は3歳児からとした。0歳児の通園は、保護者が付き添う親子通園のことで、当町では実績や経験を積んだ上で、今後決定していく。

医療ケアについては、医療ケアが必要な園児の受け入れをするのか。

知的障害者や発達障害児を対象としているので、医療ケアは行わない。

すみれ保育園と発達支援事業との交流事業をどう考えているのか。また、住民ボランティアの受け入れはどうかについては、月1回程度行う行事への参加を検討する。子供や保護者に配慮して、今後週1回程度検討。ボランティアの受け入れも可能であり今後検討していく。

相談事業の巡回相談は、保育園や幼稚園等の希望に合わせて、こども発達支援事業所の専門職員が訪問し、入園等のアドバイスを行う計画はあるのか。

通所人数と職員配置にもよるが、並行通園にかかわる保育士や指導員等が保育園の訪問を行う予定。

そのほか施設の愛称はどう考えるかということにつきましては、「つくしの家」に町からの補助金はどうなるのか等でございますが、すみれ保育園と一体施設であり、愛称の有無を含め検討中でございます。引き続き「つくしの家」に通園を希望する子供には、従来どおりの負担金は発生するというところでございます。

すみれ保育園の改築施設内にこども発達支援センターができる機能を有しているが、こども発達支援事業として4月からスタートしたい。もっと手厚い支援事業を進めるために、現状を踏まえて今後検討するというところで、また御回答をいただいてもおります。

それからもう一つは、看護師・保育士の募集は、前向きに対応し、登録制度などを利用して募集、ハローワーク等にも依頼したい。

ウ、医療ケアの施設ではないが、すみれ保育園内に病後児を対象に看護師1人を配置しているの、緊急時はその看護師が対応する。

児童発達支援管理者等の配置もあるので、2月ごろには入所児童数により決めていきたい。

これらのことを考えまして、現時点での職員構成など、施設の開設に当面必要とする事業内容についての決定事項を社会福祉課に確認し、こども発達支援施設の比較表を完成しました。

最終的な結果。

すみれ保育園内に発達障害や支援が必要な子供の相談や支援の拠点となる「こども発達支援事業所」が平成26年4月から開所し、3歳児から就学児前まで一貫して支援する体制が整った。

この事業所における療育支援の目標は、定期通園・並行通園を開設すること、保育園児との交流事業を進めることとともに、専門職員の指導や相談支援を中心として、関係する施設及び機関と協力して支援していくことである。

地域交流を積極的に行い、保護者だけでなく地域社会に開かれた施設として、支援を必要とする子供を持つ保護者の活動拠点、情報発信基地となるような運営努力を期待する。

また、発達障害等に対する理解を深め、子供たちの未来を地域みんなで明るいものとするよう行政施策の推進と継続を期待する。

以上です。

○議長（八木 栄君） 委員長報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告済みといたします。

委員長御苦労さまでした。

次に、産業建設常任委員会委員長、山内 均君。

〔産業建設常任委員会委員長 山内 均君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（山内 均君） それでは、産業建設常任委員会の事務調査報告をいたします。

調査事項は、都市計画マスタープランにおける道路整備状況についてであります。

目的は、マスタープラン作成時と現在の考えの差、3.11以降について町と住民の考えの差を見つけ、道路整備をするに当たり、生活道路、通学路など移動空間の安全性、利便性を追求するための調査をしたものです。

吉田町都市計画マスタープランは、住みやすく、活気ある、水・緑豊かな協働のまち吉田町を理念に、平成21年から平成37年の中期構想のもと、平成21年2月に策定されました。しかし、平成23年3月11日に東日本大震災が起き、沿岸部の都市を津波が完全に破壊いたしました。都市計画の理念は大きく変化し、都市計画マスタープランの見直しを図る状況が生じたのではないのでしょうか。

東日本大震災以降、町は、地震・津波防災町づくりを重点政策としました。津波避難タワー15基を25年度に完成させるとともに、榛南幹線、東名川尻幹線が26年度に整備され、補助幹線である富士見幹線、大幡川幹線、住吉幹線等が27年度に整備されて、町の主要な道路が整うこととなります。同時に避難道路の役割を担うことにもなると思います。

道路交通計画には、道路整備とともに、生活道路、通学路など移動空間の安全を確保することが求められております。

そこで、都市計画マスタープランにおける道路整備状況についてを所管事務調査とし、生活道路、通学路などの移動空間の安全性、利便性を追求することにしました。

調査の経過は、第1回委員会を平成26年6月6日に開催し、第15回委員会を平成26年3月14日に開催するまで、延べ15回の委員会を開きました。

委員会の開催の日程と主な協議内容は、委員会報告の3、調査の経過に示されているとおりです。御確認してください。

なお、委員会では、先進地視察として、平成26年1月27日、岐阜県土岐市役所と平成26年1月28日、滋賀県彦根市役所を訪問し、視察研修をさせていただきました。

視察の目的は、吉田町においては平成26年、27年にかけて中央幹線道路の整備が行われ、骨格道路が形成される。産業建設常任委員会では、安全で住みよい町づくりの実現を目指すために、政策過程及び政策等の提案を目的とし、生活道路、通学路等の移動空間の安全性、利便性についてをテーマに研修視察を行いました。

視察に先立ちましては、各委員にテーマを意識した質問を考えていただき、まとめたものを研修先に提出して、それに対する回答をいただきました。詳細は、視察研修報告書に実際の施工例とともにまとめてあります。お手元に配付してありますので、ごらんください。

意見としては、生活道路、通学路など安全性・利便性の確保を追求するには、問題を明確化、具体化するとともに、目標を数値化することで検証が必要となり、検証の結果、情報を広報紙などを通じて提供することにより、多くの住民が参加できる環境をつくる必要があること。

道路に関しては、公安委員会の協力が必要であり、公安委員会との関係を密に保ち、常に情報交換できる環境を作っておくこと。具体的な安全確保の施策として、車道の減少と歩道の拡張、グリーンベルトの塗装幅とか、ポイント塗装など、低コストで結果を出す方法がある。ゾーニングを考えた町づくりとか、ゾーン30を検討、実施する試みも可能であると思われる。多方面からの施策の検討が必要であると考えたと結論づけました。

担当課には、実施例を参考に町民の福祉に向けた積極的な事業展開を期待します。議会としても今後も継続して注視していきたいと思えます。

以上、まとめまして、委員会調査報告書を議長に提出して所管事務調査を完了とします。

以上で、報告は終わります。

○議長（八木 栄君） 委員長報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告済みといたします。

委員長、御苦労さまでした。

---

#### ◎議案第15号～議案第24号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第2、第15号議案から日程第9、第24号議案まで総務文教常任委員会へ付託し、会議規則第73条の規定により委員会審査報告書が提出されましたので、会議

規則第35条及び第38条の規定によりこの8議案を一括議題といたします。

初めに、この8議案について、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、吉永満榮君。

〔総務文教常任委員会委員長 吉永満榮君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（吉永満榮君） 平成26年3月17日第15日目、午前9時から総務文教常任委員会、本日の委員会はお手元に配付してあります次第のとおりですが、町長の挨拶は会期中でもあり、割愛させていただき、早速委員会に付託された議案の審査について慎重なる審査をお願いし、議事に入りました。

出席議員数は全員7名で、定足数に達しており、総務文教常任委員会を開会しました。

本日は、本委員会に付託された8件の議案審査を行うこと、審査の順序については付託された議案の番号順により進行することを宣告し、なお提出議案の説明は会期初日に行っております。省略して早速審議に入りました。

第15号議案 平成25年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、質疑を行い、質疑は数値や説明を受けた内容確認の質問にならないこと、また議題以外の質疑に至らないことをお願いしました。

質疑ありませんか、なしの声、異議なしと認め、次に討論を行い、反対討論もなく、討論なしと認め、採決に入り、お諮りしたところ、本案は原案のとおり決定することに異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第16号議案 平成25年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について議題とし、質疑を行いました。

質疑ありませんか、なしで質疑なしと認め、討論を行い、反対討論もなく、討論なしと認め、採決に入り、お諮りしたところ、本案は原案のとおり決定することに異議なしで、異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第17号議案 平成25年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題として、質疑を行いました。

質疑ありませんか、質疑あり。

委員。補正に関する説明書8ページで、介護サービス等諸費が1億2,500万円と大幅に減額となっている理由は何か。

当局。介護保険事業計画は、在宅支援を充実させた計画であることから、予算上でも在宅支援のための給付費で計上されており、今回減額となりました主なものとして、通所サービスショートステイです。デイやショートを利用しなくてもヘルパーや住宅改修などを利用して、在宅生活が可能な方がいらっしゃるということでもあります。全体として計画時に対して現在のところ90%を超えるケースとなっており、最終的には昨年度くらいの執行になるのではないかと見ております。

引き続き質疑はありますか、なしで、質疑なしと認め、討論を行い、反対討論もなく、討論なしと認め、採決に入り、お諮りしたところ、本案は原案のとおり決定することに異議なしで、異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第20号議案 平成26年度吉田町一般会計予算についてを議題とします。

質疑は、先日の連合審査会で終了しておりますので、討論から行い、反対討論もなく、討論なしと認め、採決に入り、お諮りしたところ、本案は原案のとおり決定することに異議なし



しで、異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第21号議案 平成26年度吉田町土地取得事業特別会計予算についてを議題として、質疑を行いました。

質疑あり。

委員。説明書2ページ、土地売却収入5,765万8,000円は、大井神社前広場と考えますが、一般会計予算では、公園用地で5,711万6,000円を計上している。約54万円の差額は何か。

当局。道路維持費の17で、道路用地554万2,000円はコミュニティ施設前、カネマン大井線の道路改良整備で用地買収費としています。

引き続き質疑はありませんか、なしで、質疑なしと認め、討論を行い、反対討論もなく、討論なしと認め、採決に入り、お諮りしたところ、本案は原案のとおり決定することに異議は、異議なしで、異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第22号議案 平成26年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算についてを議題とし、質疑を行いました。

質疑あり。

委員。平成26年度国保税の改正は、高額医療費、医療の高度化、被保険者高齢化に伴うことを原因とするが、条例一部改正資料では予測値以上の予算計上ですが、伸び率はどのぐらいかに対して。

当局。保険給付費は、平成25年度3月補正後の予算額に対し、執行率は100%近い数字となる見込みです。平成26年度当初予算は、療養給付費など3カ年の対前年での上昇率の上昇と見込み、3.85%を上昇ということで予算計上しています。

次に委員。国保税賦課額で収納率はここ数年上がっている。収納率を89.5%としたわけは何か。

当局。国保税は予算上の収納額を計上していることで、25年度当初予算は収納率89.74%であり、今回の税率改正により収納率が下がるものと見込んで89.5%とした。

委員。89.5%の収納率は残り10.5%の未納分を完納者に転嫁し、税額が上がる。この二重負担をどう思うか。

当局。国保税の対象は、国庫支出金、県支出金、療養給付費交付金などの収入を除いた額が保険税となりますが、平成26年度は予算総額の29%を占めているので、重要な財源であり、状況を見ながら国保事業の運営の中で未納者への対応を含めて対応していきます。

委員。国保運営協議会の諮問会議の中で、税率や税額が上がることで、何か意見が出ませんでしたかということにつきましては、当局から質問の中では、軽減世帯が拡大すると軽減されない人が不公平を感じるが、対応はどうかや、滞納繰越金の時効は何年かとか、また徴収方法についてなどの質問がありました。

委員。国民健康保険給付費支払準備基金保有額が26年度末で13万円となる。予算額以上に医療費が膨らんだときの対応はどうか。

当局。予算内でおさまるよう上昇率を見込み計上してありますが、大幅な上昇であれば幾つかの方法がありますので、対応します。

委員。低所得者の軽減策で、対象者以外は所得割、被保険者割が増えます。納付者数、現在の8期納付を増やす考えはないかについて。

当局。所得の決定が6月になるため、7月に本算定をして、納期は7月から2月の8期で

納付をお願いしています。納付回数を増やすことは難しいと考えている。

委員。納付方法の改善で、コンビニ納付方法は同僚議員からの質疑もあったが、納税者の利便性についてどう思うか。

当局。コンビニ納付は納めやすいことで導入市町もあるが、環境整備において費用対効果のほうでも手数料や支出費用の負担も増大になり、収納データなど時間がかかり、督促料や滞納督促など、納付を可能にするためには加算ができるための対応が必要です。町では、日曜開庁に加え、昨年の電算システムの改善に伴い、口座振替のため郵便局のATM機からの納付を利用できることとし、また金融機関と協議して役場の窓口では、口座振替の依頼書を受け取りできるようにするなど、口座振替を推進しています。このように納税しやすい環境整備を行ったことで、口座振替の依頼もかなりできてきている状態であり、現在はコンビニ納付措置は考えていません。

委員。雑入一般被保険者第三者納付金で25、26年度、同額200万円の計上について、25年度3月補正147万2,000円が減額している。26年度求償できる案件があるかということですが、当局につきましては第三者行為については、治療が完了しないと入金になりません。治療費を分納している方が1人あり、その方の見込みはついているが、それ以外は予定がありません。本年度は過去3年間の平均額で200万円を計上しました。

委員。特定健康診査等事業費が25年度より208万3,000円を増額です。この診査は大切な事業であり、医療費の抑制策として受診料を上げる対策はどうか。どのくらいの目標で、目標はどこに置くのか。国のほうから25年度、26年度60%をクリアできるように示されているので、最終的には60%を目標としています。受診率を26年度は上げる対策は、年度当初から自己負担分は無料としています。23年度から集団健診に土曜日健診を加えることや個別健診の実施、ドックを対象とするなど対応しているが、受診率は上がってこない状況です。26年度は土曜日健診ががん検診と同時にできる見込みなので、受診率が上がってきていることを期待している。未受診者には文書で通知するなど、引き続き対応していきたい。

委員。医療費負担金でかかりつけ医療機関と病院の高額医療費問題で、かかりつけ医への今後の対策はどのように考えるか。かかりつけ医は国でも推進している。医師会との話し合いの中でお願いしていきたい。

委員。今回国保税が上がり、保険料は所得割4.5%が6.3%となり、さらに均等割1万2,000円が2万4,000円となります。そこで1人当たりの保険料は幾ら増えることになるのか。

当局。一人一人の計算が変わるため、個別対応の形で計算する。低所得者の場合、所得ゼロの方で軽減が6割から7割になる方は、保険税が減額されます。それ以外の方は増税となります。

委員。軽減の方についても当然保険料が上がり、金額的には出てこないということですが、国保被保険者には大変な思いを強いられていることで、2年間を見込んでいるということではよいのか。

当局。26年度予算で必要額を計上しており、2カ年でなく単年度で考えている。

委員。今後医療費が少なくてやりくりできれば、27年度、税率を見直す考えで理解すればいいのか。

当局。上昇率も3.85%を見ている。予算が余ってくれば、医療費の推移を見て、27年度に対応できると考えますが、税を見直すということではありません。

委員。26年度やりくりできれば、準備基金に回り安定します。この間に医療費を抑える対策として、ジェネリック医薬品を積極的に使う選択肢は町にはありませんか。

当局。医療費の中でも薬の占める割合の高い町でもあります。ジェネリックの活用については、3月号の広報や保険証発行時にお知らせしている。カードの配布についても医師会との関係もあり検討していきます。

委員。医師会と話し合いをして、町民のイメージにつながるようにすることで、少しでも医療費が抑えられるならば、働きかけをしてほしいと考えますが。

当局。医師会との関係もあり、吉田町だけでなく関係市町と話しながら協議していく。

委員。保険税繰越金で新しく7割、5割、2割軽減を創出したということですが、予算も昨年対比159万6,000円増額された。この対象者の人数と軽減者は全体の何%で何割ですか。

当局。新たな軽減者は2割軽減では25年度試算で500世帯くらい、全体で4,100世帯で500世帯では12%程度と考えます。世帯数は4,100では。

委員。2割軽減が500世帯新たにでき、昨年までは6割、4割しかなかった。今年から6割、7割に、4割が5割になり、新たに2割軽減ができた。増額の部分はこの2割軽減500世帯の費用ということで、今回7割、5割軽減を含め何らかの軽減措置を受けている方が4,100世帯の半分なのか、3割なのか、どのくらいか。

当局。6割から7割になる方が700世帯、4割から5割になる方が180世帯、それから新たに500世帯が2割軽減になることを見込み4,100世帯で割ると35%程度になります。

委員。収納率で軽減措置を受けている以外の方でも、増額された保険料を払いにくくなることで、被保険者証の関係で、今後未払いの方に税率改正により新たに納税相談などの納税対策の強化を図る考えはないか。

当局。収納対策で現在の国保税の状態では、滞納繰越分の63%の方が。

飛びまして、医療制限とか医療費がかかってかかれなくなり、被保険者証が発行できない短期保険証などの資格相談を受けている以外の問題で受診したくてもできない人を想定して、これらのことでより何か気配り、目配りしたものはありますか。

納められないことであれば町のほうに見えていただき、相談していただければそれにより何らかの対応をさせていただきます。

出産一時金で前年度より260万円ほど軽減しているが、軽減の根拠はどうして減らしたのか。またどういう方が利用しているのか。

実績では24年度は37件、25年度、現在まで36件、26年度予算は39件と見込んで計上しています。国保被保険者の出産一時金で42万円が交付される。高額費用で本人が直接病院に支払う、その後、町が本人に支払う形で、病院から直接請求される場合もあります。この場合は病院に支払いする本人が支払ってしまえば、町から本人に支払いする出産費用が42万円に満たない場合は、差額を本人が支払うようになります。

引き続き質疑ありませんか、なし、質疑なしと認め、討論を行い、反対討論はなし、討論なしと認め、採決に入りお諮りしたところ、本案は原案のとおり可決することに異議は、異議なしで、異議なしと認め、本案は原案のとおり可決しました。

次に、第23号議案 平成26年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算についてを議題とし、質疑を行いました。

質疑はありませんか、なしで、質疑なしと認め、次に討論を行い、反対討論もなく、討論

なしと認め、採決に入り、お諮りしたところ、本案は原案のとおり決定することに異議なしで、異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第24号議案 平成26年度吉田町介護保険事業特別会計予算についてを議題とし、質疑を行いました。

質疑ありませんか、質疑ありで。

委員。施設介護サービス給付費 6億169万8,000円は、施設入所希望者が利用できる予算になっているか。また施設の整備状況はどうかについては。

当局。予算的には入所者数を十分賄えるよう計上しています。牧之原市に新しくできる介護保険施設についても計画時に入っていることから、予算は十分充足していると思込んでいます。

委員。二次予防事業が218万6,000円の増額で、一次予防事業が152万9,000円の減額となっているが、どのような理由か。

当局。一次予防の減は、運動器の機能向上事業において実施値に近い額で計上したことから、昨年度と比べ減額となりました。一次予防事業費は運動器の機能向上事業の各教室参加者を増やし、充実を図っております。

委員。一次予防事業が増えている。昨年度と比べて事業強化するという中身でいいのか。

当局。介護が必要とならないよう対策に努めていきたい。

そのほか質疑はありますか、なしで、質疑なしと認め、討論を行い、反対討論もなく、討論なしと認め、採決に入り、お諮りしたところ、本案は原案のとおり決定することに異議なしで、異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

なお、付託議案の審査に説明員として町長、副町長、会計管理者兼会計課長、総務課長、企画課長、税務課長、町民課長、高齢者支援課長方々にお願いをしました。

以上で総務文教常任委員会に付託された議案審査につきましては全て終了したことを報告します。

以上です。

○議長（八木 栄君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番。

総務委員長におかれましては、縷々常任委員会の報告お疲れさまでございました。

しかしながら、第20号議案 平成26年度吉田町一般会計予算につきまして、連合審査を3月10日、11日に行ったわけですが、その点につきまして報告がございません。今のままの委員長報告ですと、総務と産建の連合審査において、吉田町一般会計予算につきまして一切の質疑がなかったということになりますので、これは非常に問題があると思います。

また、会議規則の第73条に、委員会は事件の審査または審査、調査を終わったときは報告書を作り、議長に提出しなきゃならないということで、本会議に報告義務もございますので、その辺につきまして説明を求めます。

○議長（八木 栄君） 8番、吉永満榮君。

○総務文教常任委員会委員長（吉永満榮君） 連合審査の内容につきましては、議長のほうか

らその説明がありませんでしたので、この中に入れろと言うのだったらもう一遍、それだけの報告をしますけれども、よろしいですか。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 総務委員会に付託しました第20号議案 平成26年度吉田町一般会計予算についての質疑内容について報告を求めます。

○議長（八木 栄君） 8番、吉永満榮君。

○総務文教常任委員会委員長（吉永満榮君） じゃ、報告をしてよろしいですか。

○議長（八木 栄君） はい、お願いします。

○総務文教常任委員会委員長（吉永満榮君） ちょっとお待ちください。

それでは、平成26年度第1回定例会一般会計連合審査について報告します。

日程は、平成26年3月10日定例会8日目、午前9時からであります。

出席議員は13名全員であります。定足数に達しておりますので、予算連合審査を開催しました。

定例会招集に付託されました第20号議案 平成26年度吉田町一般会計予算について、総務文教常任委員会に付託されましたこの第20号議案については、会議規則第67条の規定により3月10日、3月11日の2日間で、産業建設常任委員会と連合審査会を実施しました。

審査の進行は、お手元に配付されています審査日程のとおり、歳入の1款から順次説明し、説明終了後、質疑を行いました。それから、執行部の説明は歳入に引き続き、歳出の1款から説明、質疑となりました。また、執行部からの説明は、一般会計予算に関する説明書により款別に説明をお願いし、歳出の説明を項目順に各事業費別の説明をわかりやすく、簡潔にお願いしました。また、一時順序が前後する場合がありますことを御了承いただきました。

さらに、議員には、円滑な議事進行のため、内容確認の質問は控えていただき、活発な質疑を行うようにして、第20号議案 平成26年度吉田町一般会計予算についてを議題とし、審議に入りました。

初めに、歳入の1款から10款まで及び20款につきましては、税務課長からの順次、企画課長まで説明を求め、説明終了後、質疑に入りました。

なお、収入の11款から19款までは、各課の歳出の説明に合わせて行い、また説明については担当課長の説明は自席でお願いしました。

質疑については、数値や説明を受けた内容について、確認の質問にならないこと、また審議する議題に対すること以外の質疑までに至らないよう御協力もお願いしました。

説明の後、町税、地方譲与税、町債、公民館改修事業、消費税などに関する質疑が委員3人からあり、担当課長よりそれぞれ答弁を求めました。

審査は予定時間に終わり、休憩中に次の款別担当課、説明員の入れかえを行いました。

次の審査は、歳出の1款議会費、総務費の1項まで説明した後、質疑は総務費財務管理公用車、職員研修、企画費、公園整備、防犯灯LED化、FM放送委託料などに関する質疑が委員7人からありました。答弁を求めました。

審査予定時間が大幅に40分の延長となりましたが、ここで説明員の入れかえを行い、次の審査は2款総務費、2項から6項まで及び12款公債費、13款諸支出金、15款予備費の説明を求め、質疑は総務管理費で戸籍管理システム、税務徴収費関連など委員3人からあり、答弁をいただきましたが、審査予定等時間12時となり、質疑を一時中断して、ここで暫時休憩と

して、再開を13時としました。

午後1時、休憩を閉じ、休憩前に引き続き質疑を再開、質疑は寄附金、ふるさとよしだ寄附金、選挙費、職員従事者手当など、質疑は委員2名からあり、担当課長の答弁で質疑を終わり、暫時休憩として職員の入替えを行いました。

再開は13時10分、民生費、社会福祉課、町民課、高齢者支援課から説明を求めました。

次の審査は、心身障害者福祉費、児童福祉総務費の各事業所について、また保育所費、子供発達支援事業など学童保育所の質疑も行われ、さらに老人福祉費問題の質疑、答弁は7人で終わり、審査予定時間の14時30分でした。

ここで暫時休憩し、休憩中に説明員の入替えを行い、4款衛生費の説明を健康づくり課、町民課に説明を求めました。

審査は保健衛生管理費から救急医療費負担金の質疑、感染予防費では、予防接種ワクチンの問題、母子保健衛生費の子供医療や健康づくり事業、ダンス健康づくりの各種老人保健事業は、人間ドック委託料などであり、さらに公害対策で環境調査及び分析調査委託料について委員3人から質疑、答弁がありました。

これで質疑は終わり、以上で本日の日程の審査予定終了時間は13時40分です。あしたも引き続き連合審査会を行います。よろしく願いして散会した。

平成26年第1回議会定例会一般会計連合審査会、平成26年3月11日、午前9時、出席委員数は13名であり、定足数に達しておりますので、これから総務文教常任委員会、産業建設常任委員会による連合審査会を前日に引き続き開会しました。

審査日程は、第20号議案 平成26年度一般会計予算についての審査を行いました。

進行は、既に配付されておりますので、審査日程のとおり、款ごとに順次説明を行い、説明が終わったところで質疑を行うこと。また、執行部からの説明は一般会計予算に関する説明書により款ごとに説明をお願いしましたが、歳出の説明は項目別に各事業区分に沿って歳入も含めわかりやすく簡潔にお願いしました。

そして、ここから付託議案審査に入り、第5款労働費、6款農林水産費、7款商工費の担当課長より説明を求めました。

質疑は、農林水産業で農業経営振興費や担い手育成事業、耕作放棄地対策、水門排水機場管理について、松くい虫防除事業費、水産振興費の減額や振興事業費内容など、農業経営育成支援事業、大幡川水門補強化について、観光費では施設整備の観光案内板の件、商工業振興費では、商工産業補助金関連で数件、中小企業振興など浄化槽清掃点検手数料、観光祭り大会、PR等生活活性化などの委員9人から12項目にわたって質疑、各担当課長の答弁を求めました。

審査は予定時間も45分延長になりましたが、暫時休憩と説明員の入替えを行い、11時25分から第8款土木費、11款災害復旧費を担当課長の説明後、ここで暫時休憩して、時間を取り、再開を1時としました。

午後1時、休憩を閉じ、会議を再開しました。

8款土木費、11款災害復旧費を担当課長から説明の後、質疑に入りました。

質疑は、河川維持管理費で堤防除草委託料、土地区画整理事業では、富士見土地区画整理組合の関係、都市計画総務費はブロック塀等耐震化促進事業について、道路維持費では、道路照明施設等調査委託料など、道路新設改良費は、各改良事業費では、河川新設改良費につ

いては、下片岡下河原水路改修事業費の内容と下片岡16号線道路改良事業費の位置などについて、委員6名から10項目の質疑、答弁を行い、13時35分でした。

暫時休憩の後、担当職員の入替えを行い、会議を再開。

次に、9款消防費の説明、総務課長、防災課長より求めた後、質疑に入りました。

質疑は、消防費では、消防救急広域化事業は第3分団詰所改修や位置など、災害対策費で地震防災ガイドブック作成業務の配布は、防災士、ジュニア防災士の育成について、また津波避難誘導標整備は、防災備品では、防災避難シェルターの整備は、防災訓練の意識訓練等の方法についてはなどですね。避難タワーへの愛称はなど、委員8人から13項目の質疑、答弁を求め終了した。

審査会は14時45分で終了。予定時間を1時間ほど延長した。

暫時休憩して、説明員の入替えを行い、10款教育費、教育委員会事務局、図書館から説明を求めました。

質疑は、中学校費で吉田中維持管理費の整備で雨漏りやスポーツ広場、グラウンド除草など、運動業務点検整備、教育諸費では吉田町第2号プランの目標、また通級指導教室謝礼金、文化財保護事業の冊子対策は、中央公民館運営費では、耐震工事中の利用者の活用について、総合体育館学習ホール運営費では、施設延命策はということでございます。小学校費の中央小グラウンド改善で、図書館費では外構問題で進入路の問題、図書館管理費で人件費や電気料軽減策のLED照明器具など、委員6名から11項目の質疑、答弁を求め、16時18分質疑を終わり、予定した日程は全て終了しました。

これをもちまして、第20号議案 平成26年度一般会計予算についての連合審査会を終了しました。

両常任委員会で行った連合審査の結果報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（八木 栄君） いかがですか。ほかに質疑はありますか。

12番議員、よろしいでしょうか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 委員長報告に対して、また議長のほうから、これまで行ってきた委員長報告と少し口述内容等の運営議事が多いものですから、やはりこの本会議で委員長が報告されることが町民に対する報告にもなりますので、もう少し踏み込んだ質疑もまとめていただくような形で、議長のほうにお任せしますけれども、ここで我々も質疑に携わっておりますので、内容については知っておりますので、ただこの場が町民に対しましての質疑、平成26年度、101億6,700万円もの歳入歳出の大きな予算、過去最高の当初予算でありますので、そんな当初予算の内容につきましての質疑の内容も、口述、また要点筆記のまとめたものというのはいかななものかと思っておりますので、私としての意見と申し送りさせていただきます。

○議長（八木 栄君） 委員長、私のほうから、質疑のことは言わなくていいよと言った覚えはありません。全部を言わなくてもいいから、主なものだけはやっていただきたいということでお話をしてあると思っておりますので、次回からはそのようにお願いいたします。

8番、吉永議員。

○総務文教常任委員会委員長（吉永満栄君） 全員が参加していることであって、これはそこまで踏み込む必要がないと私は認識して、これは今回の連合審査については広報等で当然発

信するわけですので、その必要がないと私はこういう認識して、このような報告にしました。

○議長（八木 栄君） 前からもそうですが、そういったことは伺っておりますが、それでもこの場で質疑、応答については主なものをお願いしたいと申しておりますので、そのように今後もお願いいたします。

8番、吉永満榮君。

○総務文教常任委員会委員長（吉永満榮君） 今回こういう形になりましたけれども、このテープ起こしをするとしたら、大変な能力とあれが要るわけでございます。これを結局どうしても必要であれば、これをやる機械、機種等も各課に、あるいは島田には、即テープ起こしができる、議事録ができる施設があるわけですが、そういうのをぜひここでやっていただいて、これ個人が委員長になればこれ全部テープ起こししてここへ記載しろということでもありますけれども、全員が出席している、課長さんも全部いるということでもありますので、これについてはもう少し議会側としてもそういう施設をちゃんとしてやってほしい。委員長になった人の負担、当分かからなくても私が前回、拾えと言えば拾いますけれども、全部拾うわけではございませんけれども、項目別に私は拾いました。私はこういう方法でやります。できなければまた考えます。

終わります。

○議長（八木 栄君） 待ってください。まだ途中ですよ。まだ途中です、吉永議員。こっちへ来てくださいよ。

前期の佐藤議員もやっておりますので、よろしくお願いいたします。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結いたします。委員長、御苦労さまでした。

日程第2、第15号議案 平成25年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3、第16号議案 平成25年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。



採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4、第17号議案 平成25年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5、第20号議案 平成26年度吉田町一般会計予算について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 第20号議案 平成26年度吉田町一般会計予算について、反対の立場で討論します。

本予算案は、歳入歳出それぞれ101億6,700万円と、過去最大の当初予算で、内容も町民の命を守るための津波避難タワー15基の建設が完成し、新たに防災公園整備や防災面でのソフト対策など、津波防災町づくり事業を進める内容です。

子育て、教育、健康づくりなどソフト面の事業も重点的に配慮された予算案になっていることは、評価できる内容です。

しかし、本予算案の中身は、4月からの消費税を5%から8%へ3%の増税分を見込んだ予算案になっていることです。私は4月1日からの消費税増税は反対です。

国会では、2014年度予算案を可決しましたが、消費税の増税で8兆円もの国民負担増になります。社会保障の切り捨てと合わせれば10兆円もの国民負担増になります。

庶民の収入は増えず、物価は上がり、消費は伸びない、このような時期に庶民を直撃する増税はやるべきではありません。国は、今からでも緊急に消費税増税を中止することにすべきだと考えます。

町の予算案の歳入分は、町民税、地方消費税交付金、都市防災総合推進事業補助金などは増額予算になっていますが、果たして町民税などは増税になるのでしょうか。固定資産税を減額予算に見ているように、今後の経済の影響は、町の財政にも町民の暮らしにも不安材料

になるのではないのでしょうか。

もう一つの反対の理由は、国民保険税の引き上げに対して、町から一般会計の繰り入れをして、保険税の引き上げを抑えられないかということです。

確かに、国保会計は厳しい状況ですが、これ以上、国保税が上がれば滞納世帯が増えていくのではないのでしょうか。いずれ、誰もが国保に加入するのですから、一般会計からの繰り入れも理解されると考えます。

以上、反対討論とします。

○議長（八木 栄君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番。

私は、第20号議案 平成26年度吉田町一般会計予算につきまして、賛成の立場から討論させていただきます。

今回の当初予算につきましては101億6,700万円余の大きな過去最高額の金額で、津波防災町づくり、また今後の26年度以降の新たな吉田町の豊かで勢いのある町づくりを目指して、組まれた予算案でございます。

社会保障に重点されます消費税等の議論を踏まえて、各課各款において適正な予算措置、ヒアリングを済んだ後の26年度の予算でありますので、何ら問題なく、将来に向けての吉田町を築くべく、適正な予算と思い、賛成いたします。

○議長（八木 栄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） これをもって討論を終結します。

採決に入ります。

この採決は起立によって行います。起立しない方は反対とみなします。

採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（八木 栄君） 起立多数です。

したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6、第21号議案 平成26年度吉田町土地取得事業特別会計予算について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7、第22号議案 平成26年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 第22号議案 平成26年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算について、反対の立場で討論します。

この間、保険給付費が増え、国保会計を厳しいものにしていくことは認めますが、町の被保険者約4,100世帯のうち約1,000世帯近くが滞納世帯です。国保税が高くて、払いたくても払えないのが実態ではないでしょうか。

また、未納分を見込んでの税率決定は、払える人の増額をさらに引き上げることになり、今後ますます滞納世帯を生むことになるのではないのでしょうか。

国保には、以前と違って、退職して年金で生活をしている人、無職や非正規で働いている人が多く国保に加入しています。本来、国の支出金は、保険給付費の2分の1を見ていたものが大幅に減らされ、その分、保険税の引き上げになってきています。今後、国保事業の運営は厳しくなることが予測されますが、予算を組むに当たっては、町民全ての方がいずれ国保に加入することになるわけですから、一般会計からの繰り入れで保険税を下げるということも理解されると考えます。

一般会計からの繰り入れを検討することを求めて反対討論といたします。

○議長（八木 栄君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） 第22号議案 平成26年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算について、私は賛成の立場から討論いたします。

本議案は、年々医療費が増えていく中で、国民健康保険の財源不足に対応した予算編成になっております。財源を確実に確保し、医療費の支払いに支障のないよう計上されております。

税改正は、やむを得ない状況であり、改正内容は所得割の税率アップ、均等割の増額をするものの、軽減措置の拡大で低所得者の負担軽減も対応されております。

また、一般会計からの繰り入れの意見も出ておりますが、他の保険制度の加入者が保険料と保険税を二重に負担することになり、問題があると考えます。既に保険基盤安定繰入金や職員給与等繰入金が基準内繰り入れということでなされております。

よって、本案について賛成いたします。

○議長（八木 栄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） これをもって討論を終結します。

採決に入ります。

この採決は起立によって行います。起立しない方は反対とみなします。

採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（八木 栄君） 起立多数です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8、第23号議案 平成26年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 第23号議案 平成26年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算について、反対の立場で討論します。

後期高齢者医療制度会計は、75歳以上全ての高齢者を一般の医療保険から切り離して、広域連合で運営する保険制度に囲い込み、広域連合で決めた保険料率で徴収した保険料を広域連合へ納付させるだけの会計で、全く町の裁量の無い保険制度です。

保険料は有無を言わさぬ年金天引の特別徴収と年金額が月1万5,000円以下の人やその年に75歳になった人が自分で納める普通徴収に分けられており、年金が1万5,000円以下の人にも保険料を払わせる冷たい制度だと思います。

4月から消費税増税が実施されると、年金の引き下げ、物価高騰、医療、介護負担増などの生活苦に加えて、後期高齢者医療保険の大幅値上げにつながりかねません。

町の被保険者約3,200人ですが、この方たちは戦後を懸命に生き抜き、家族や社会を支えて、今日の豊かな社会を繁栄させるために貢献されてこられた方たちです。

際限のない負担増や受診抑制を持ち込む制度に基づく当予算案には、反対をいたします。

以上、反対討論とします。

○議長（八木 栄君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番、藤田でございます。

私は、第23号議案 平成26年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算案について、賛成の立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度におきましては、国の制度でございまして、我が町は広域連合という形で県の中で行っている事業でございます。

このたび後期医療制度審議会が行われ、協議会の中で料金等の改定を見直して、適正な後期医療を守る事業が決定され、当町の特別会計予算に反映されているものと考えております。

9割以上が国・県・市町で負担し、1割を後期高齢者の方々に御負担いただく制度でございますが、収入の少ない方々には軽減措置を適正にとられており、何ら問題ない予算であり、本予算について賛成の立場といたします。

○議長（八木 栄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） これをもって討論を終結します。

採決に入ります。

この採決は起立によって行います。起立しない方は反対とみなします。  
採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（八木 栄君） 起立多数です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9、第24号議案 平成26年度吉田町介護保険事業特別会計予算について、これから  
討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

再開は10時20分といたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時19分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名全員です。

---

#### ◎議案第10号～議案第30号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 次に、日程第10、第10号議案から日程第16、第30号議案まで産業建設  
常任委員会へ付託し、会議規則第73条の規定により委員会審査報告書が提出されましたので、  
会議規則第35条及び第38条の規定によりこの7議案を一括議題といたします。

初めに、この7議案について、委員長から審査結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、山内 均君。

〔産業建設常任委員会委員長 山内 均君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（山内 均君） 産業建設常任委員会付託案件の報告をします。

産業建設常任委員会に付託されました第10号議案、第18号議案、第19号議案、第25号議案、

第26号議案、第29号議案及び第30号議案の議案審査について御報告を申し上げます。

平成26年3月19日9時より、委員7名と、当局から町長、副町長、理事を初め所管課長の御出席をいただき、定足数に達していることを告げ、委員会を開催しました。

第10号議案 吉田町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを審議しました。

委員。条例制定で消費税率が5%から8%に改まることによって、どの程度の影響があるか。

分担金は、5%の場合は40万3,694円、8%の場合、68万9,111円となり、25万8,417円が消費税によって変わる。

委員。新たに決める分担金は、現行の分担金を消費税率の1.05で割って、1,000円未満を四捨五入している。分担金を決め徴収するのは、1.08を掛けることになっている。1,000円未満を四捨五入した理由は。

当局。新たな分担金を25年度の消費税抜きの金額になるべく近くなるようにして、消費税の値上げ、値下げをしないように、消費税抜きの分担金になるべく近くなるような金額を定めた。

質疑を終結し、討論を求めたところ、反対討論、賛成討論があり、討論を終結して、採決に入りました。採決の結果、賛成多数で、本案は原案のとおり可決されました。

第18号議案 平成25年度吉田町下水道事業会計特別会計補正予算（第2号）についてを審議いたしました。

下水道使用料を200万円ほど減額するが、減額の理由は。

当局。当初予算では、下水道の管渠布設による水道の利用者が年間おおむね120世帯ほどの新規があると増加を見込んできたが、当初見込んだ利用者数よりも減少したことが主な減額の要因である。

委員。使用戸数が減っているということであるが、なぜ減っているのか。どう分析をしているか。

当局。下水道を使用している区域が津波の浸水区域と合致している。その中でアパートの利用者の方が転出していることが影響している。

委員。使用料は供給開始から増えてきたが、補正によって下がる結果が出た。どのように考えるか。

当局。社会変動が影響したと考えている。

質疑を終結し、本案に討論を求めたところ、討論はなく、討論を終結し、採決を諮りました。全員異議なく、本案は原案のとおり可決されました。

第19号議案 平成25年度吉田町水道事業会計補正予算（第2号）についてを審議いたしました。

委員。当初予算が多く、補正によって1,500万円くらい減少した要因は何か。

町の人口減やアパートの使用件数及び使用料の減少、また企業の減産による水道使用量の減少が主な要因であると考えている。

委員。建設改良費3,322万円が減額されている。これについては第8水源、第9水源の用地関係が当初予算と変わっていると説明を受けている。確認をしたい。

当局。第9水源築造費及び第8、第9水源水道管布設工事に伴う減額である。用地交渉が

難航していて、契約できない状態になっていたので減額した。しかし、第9水源の用地交渉は、2月5日に地主と用地買収の契約ができた。

質疑を終結し、本案に討論を求めたところ、討論はなく、討論を終結し、採決を諮りました。全員異議なく、本案は原案のとおり可決されました。

第25号議案 平成26年度吉田町公共下水道事業特別会計予算についてを審議いたしました。

委員。消費税率5%が8%になると業者に払う消費税分が大きくなる。発注量が減るのではないか。

当局。工事の内容については、消費税だけでなく人件費と労働費の単価や落札比率にもよるので一概には言えないが、消費税のみに注目すると事業は減る。

委員。下水道の接続で受益者負担金が819万8,000円になる、どんな状況か。接続工事が遅れていると思うがいかがか。

当局。24年度の内容で、使用開始の普及率については37%であり、水洗化率は89.5%である。下水道法には整備する導管を接続しなければならないとある。普及促進をすることで事業を進めている。

委員。浄化センターの津波対策計画で国土交通省の第4次計画を受け、最大級の津波を念頭において下水道施設の対津波対策の計画を作ることになっていると思うが、26年度で行う計画に上がっているのか。

当局。津波対策計画については、国が3.11被害状況の知見をもとに、現在下水道施設の地震対策指針を策定しており、年度末に発表する状況にある。冊子にまとめるのが5月ころになる。この指針をもとに調査検討していくことになると思う。

質疑を終結し、討論を求めたところ、反対討論、賛成討論があり、討論を終結して、採決に入りました。採決の結果、賛成多数で本案は原案のとおり可決されました。

第26号議案 平成26年度吉田町水道事業会計予算についてを審議いたしました。

委員。時間外が増えている。引当金が入っていることで増えているのか。

当局。職員の時間外が増えているのは、引当金とは関係ない。工事等の変更だったり、企業会計の決算等をするのに時間外が増えている。

委員。配水管の耐震化率ほどのくらいか。

当局。24年度末で配水管の耐震化率は、24.16%である。

委員。耐震化はどのような方法で進めていくのか。

当局。病院とか避難地などの配水管の耐震化を優先していく。水道会計は水道料金でやっているの、身の丈の範囲で優先順位を決めて、工事を進め、耐震化率を上げていく。

質疑を終結し、討論を求めたところ、反対討論、賛成討論があり、討論を終結して、採決に入りました。採決の結果、賛成多数で本案は原案のとおり可決されました。

第29号議案 町道の路線廃止についてを審議いたしました。

質問を終結し、本案に討論を求めたところ、討論はなく、討論を終結し、採決を諮りました。全員異議なく、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、第30号議案 町道の路線認定についてを審議しました。

委員。榛南幹線によって町道が分断され、道路の延長が減少する。接続の仕方によって形状として出てくるものなのか。

当局。形状によってそれぞれの長さが変わってくる。

委員。川尻住吉線以前の県道焼津榛原線は、委員会でも調査した。町道への払い下げになるに当たり、地元から県土木事務所に要望が出されている。全てクリアになって払い下げるのか。町道になってからも県でやってくれるのか。

当局。地元の要望とか、土木を交えて現場踏査をした中で、リストアップしたものは、全部要望として出してあり、99%終わっていると聞いている。移管された後は、町の管理になり、町が整備することになる。

質疑を終結し、本案に討論を求めたところ、討論はなく、討論を終結し、採決を諮りました。全員異議なく、本案は原案のとおり可決されました。

以上、産業建設常任委員会に付託されました7件の議案審査は、全て終了いたしました。報告いたします。

○議長（八木 栄君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。委員長、御苦労さまでした。

日程第10、第10号議案 吉田町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 第10号議案 吉田町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論します。

町の水道は、大井川の伏流水のおかげで、おいしい水を安心して利用しています。今までの職員と関係者のおかげだと考えます。

今回の水道料金の値上げ要因は、消費税増税に伴うものです。生活になくてはならない水道料金の値上げは、各家庭に負担を増すものです。

消費税増税法の附則第18条に、経済状況の好転がない場合、増税の停止を含め所要の措置を講ずると明記されています。今まさに好転がない場合で、中止を選択することが町民の立場だと考えます。消費税を転嫁する議案には賛成できません。

以上、反対討論とします。

○議長（八木 栄君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 私は、第10号議案 吉田町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

消費税を5%から8%に増税するというのは、政府が決めたことでありまして、政府も消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部というものを設け、政府一丸となって推進しようとしております。

我々が議論すべきは、その消費税が適正に転嫁されているかどうかというところを議論すべきだというふうに私は思っておりまして、この議案を見る限りにおきましては、23条第2項は、100分の5を100分の8にして、適正に消費税を上げるということ。



上水道分担金に関しましては、現行の分担金を消費税分であります1.05で除して、新たな基本料金を設けている。その基本料金を1.08を掛けるという外税方式に変更しております。水道料金そのものは、給水管の口径によっていろいろ設定されておりますが、個々に比べてみますと現行に比べて2.6%から3.68%アップするものさまざまでございますけれども、その適正を比較するということで、その全ての料金を足し合わせてどれだけ上がったかということ計算いたしますと、2.86%で5%が8%に上がる分、適正に消費税を転嫁しているということで、私は問題ないと思いますので、賛成いたします。

○議長（八木 栄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） これをもって討論を終結します。

採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。起立しない方は反対とみなします。

採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（八木 栄君） 起立多数です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11、第18号議案 平成25年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12、第19号議案 平成25年度吉田町水道事業会計補正予算（第2号）について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13、第25号議案 平成26年度吉田町公共下水道事業特別会計予算について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 第25号議案 平成26年度吉田町公共下水道事業特別会計予算について、反対の立場で討論します。

町の公共下水道事業に、日夜分かたず御尽力している職員の皆さん並びに関係者の皆さんに心から敬意を表します。

今回、国が4月から消費税を5%から8%に引き上げを決めましたが、昨年私どもで行ったアンケートでも、年金は減らされ収入が減るのに、いろいろなものが高くなって生活していけないなどの声、58%の人が反対と答えています。消費税増税を実行する消費税増税法は附則第18条第2項で、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずると規定しています。

今消費税引き上げが実行できるほど、景気がよくなっているとは考えられません。今は国民の収入を増やすなど景気回復をさせることが必要です。この予算案では、利用者への3%の負担増になります。

消費税の増税は中止すべきだと考え、以上、反対討論といたします。

○議長（八木 栄君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番、藤田和寿でございます。

私は、第25号議案 平成26年度吉田町公共下水道事業特別会計予算につきまして、賛成の立場から討論を申し上げます。

本予算につきましては、歳入におきまして負担金、使用料等、また一般会計から繰り入れということで、適正な歳入予算を上げ、また歳出におきましては、環境建設及び浄化センター整備という歳出予算を設けまして適正な予算配備でございます。

また、本年度におきましては、施設の延命化計画及び対津波計画と平成7年に事業決定して以来、現在の認可区域を推進すべく適正な予算案を配置されており、賛成の立場で発言をさせていただきます。

○議長（八木 栄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） これをもって討論を終結します。

採決に入ります。

この採決は起立によって行います。起立しない方は反対とみなします。

採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（八木 栄君） 起立多数です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14、第26号議案 平成26年度吉田町水道事業会計予算について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 第26号議案 平成26年度吉田町水道事業会計予算について、反対の立場で討論します。

住民に安全な生活用水を供給している町の水道事業に、日夜分かたず御尽力している職員の皆さん並びに関係者の皆さんに心から敬意を表します。

今回、国が4月から消費税を5%から8%に引き上げを決めました。3%の引き上げは、住民の生活に大きな影響を与えます。

消費税増税法は、附則第18条で経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講じると規定しています。

今、消費税引き上げが実行できるほど景気がよくなっているのでしょうか。今は国民の収入を増やすなど、景気を回復させる必要があります。この予算案では、利用者へ5%から8%へ3%の負担増になります。消費税の増税は中止すべきです。

値上げ案の含まれた平成26年度吉田町水道会計予算案には、反対をいたします。

以上、反対討論とします。

○議長（八木 栄君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番、藤田和寿。

私は、第26号議案 平成26年度吉田町水道事業会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

消費税は、国内において資産の譲渡等を行う個人事業者及び法人を納税義務にいたしております。

また、国・地方公共団体においても、資産の譲渡等を行う限りは、営利法人と同様に消費税の納入義務があるとされております。

今回の消費税の改定につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する法律によるものであり、消費税法の一部が改正されたことにより、年金、医療及び介護の社会保障給付費並びに少子化に対処するための施策に関する経費、社会保障4経費に充てるものとされております。

水道事業会計は、公営企業でございまして、消費税納税義務はありますし、この社会保障4事業に充てる財源として、町としましても適正な処理を行うべく、本予算に対しまして賛成といたします。

○議長（八木 栄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） これをもって討論を終結します。

採決に入ります。

この採決は起立によって行います。起立しない方は反対とみなします。  
採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（八木 栄君） 起立多数です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15、第29号議案 町道の路線廃止について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16、第30号議案 町道の路線認定について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

以上で、委員会に付託した議案についての審議を終了します。

---

#### ◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 続いて、日程第17、第1号議案 吉田町社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 今回、社会教育委員会の条例改正をするということなんですが、社会

教育委員会そのものが具体的にどういうことをやって、どのような実績があるのかということについて説明いただけますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 社会教育委員につきましては、これは毎年6回の委員会を、会議を開いております、2年に1回、教育委員会への提言を行っております。さらに、本年度におきましては、提言を出すべく活動しているところでありますが、本年は学校応援団という組織、これを組織づくりということで今行っております。過去には、提言としまして朝御飯をとろうとか、そういったステッカーを出したりとか、そういったこともやってきております。そういったことで、社会教育全般の活動につきまして、提言をさせていただくとともに、各社会教育事業の計画等も確認していただいている。

さらに、公民館審議会、これも兼務させていただいてまして、公民館の運営に関する計画等も審議していただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 今回の条例の改正に当たって、定員を15名から10名にすると、これは実績に即した変更だということなんですけれども、今の御説明にもありましたように学校応援団とか、今後学校の教育というものをしっかりやっというとき、教育委員会の委員は今10名ですが、それを増やしていこうというような可能性があるとするれば、今まで15人定員で10人の実績で過ごしてきたものをわざわざ減らす必要はないのではないかなと思いますが、減らす理由というのはありますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 社会教育委員の定員につきまして15名ということで今までずっと来ておりましたが、実際の委員としてお願いしているというのは長い間10人でやってきております。過去にどこのあたりから10名というのは、私も資料を持っておりませんが、過去には例えば文化協会の会長さんが入ったりとか、そういった時期もありました。しかし、この何年か、私の知っている限りではずっと10人でしたので、これから増やすというのは、また今現在のところ予定しておりませんが、社会教育の計画等を見る中では、10人で十分やっというふうに判断をしております。

以上でございます。

○4番（平野 積君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案の通り可決されました。

---

◎議案第2号の質疑、討論、採決

- 議長（八木 栄君） 日程第18、第2号議案 吉田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、平野 積君。

- 4番（平野 積君） 今回の条例改正は、給与の改正ということでございますが、基本的には参事職を設けると。そのために外部から招聘しやすいように、国とか県とかからですね、招聘しやすいように今の7級職をつくるという号というふうに理解しておりますけれども、そもそも参事の職を新設するという理由に関しましては、若手管理職の経験不足をフォローし、知識の伝承及び能力育成を行いながら、行政課題への迅速な対応を図ることができる組織体制を作ると。そういう点では、一つは若手の管理職が育っていないことと、各グループ間、これからグループを作るということですが、各課のコミュニケーション、連携というのがまだまだ不足しているということで、参事を設けるというふうに理解しておりますけれども、そもそもなぜ若手管理職が育っていないのか、各課の連携がうまくいっていないのかということに関する原因というのは分析されていますでしょうか。

- 議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

- 総務課長（田村政博君） この件につきましては、前回の行政報告会でも御説明させていただきましてけれども、一般事務職員の年齢構成ということで資料、データでお示した経緯がございまして、過去10年間あたりまして、採用の人員を抑えた経緯があって、その中では若手職員が育ってきていないという状況がありましたものですから、今回このような形で御理解いただきたいと思いますけれども。

- 議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

- 4番（平野 積君） その年齢構成ということからすると、はるか昔にこういうことが起こるとことは予想されていたわけですね。にもかかわらず、若手職員の育成が不十分であるというのは、何がしかのほかに理由があるということじゃないですか。

- 議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

- 総務課長（田村政博君） 現在の管理職、課長補佐級につきましては、昔は若かったわけなんですよね。その上というものは、年代別に充足されていたものが、年を追うごとに退職をしていって、今若返りになってきたという、わかっていたということは、議員のおっしゃるように、そういう時代を迎えるということはわかっていたんじゃないかということもあると思いますけれども、それにつきまして今回手をつけて、支障を来さないために今回このような制度を敷きたいということで上げさせていただいた次第でございます。

- 議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） やはり参事を置いてしっかり指導するという事でございますけれども、なぜ管理職が、若手管理職が育っていなかったかという原因を追求しないと、参事になった人もどこから手をつけていかかわからないんじゃないですか。そこら辺はしっかり原因を究明しておくべきではないかなと思いますが、単なる年齢構成だけの問題ではないというふうに思いますが、どうでしょう。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 町としましても、若い人たちが全然育っていないという認識を持っておりません。育っているんですけども、今後も、先を見ますと多難な時期を迎えますので、より以上に頑張っていたきたいということでグループ制を敷いて、後輩の指導をしていきたいという考えを持っています。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） そういう観点で、今回統括を管理職から外すというお話がある。今目的は、若手管理職を成長させようというのに、統括を管理職から外すというのは、目的からちょっと外れると思うんですが、そこに関してはどうでしょう。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） なぜ統括を管理職から外すかということなんですけれども、今回の給与条例の一部改正に関する議案とは、直接関係ありませんけれども、今回統括を管理職から外す理由としましては、幾つかの理由がございます。

まずは、毎年実施されます職員の給与実態調査の県のヒアリングにおきまして、これにつきましても行政報告でお答えさせていただきましたけれども、当町の統括職につきましても、4級職であるとともに、職務内容としましては係長級と同格レベルであるため、管理職手当の支給要件から外すよう是正指導を受けているという状況でございます。

県内におきましても、一般職の4級職を管理職として位置づけているのは、現在では当町のみとなっている状況がございます。この統括級を管理職として位置づけておりましたのは、平成18年4月に国の給料改正に伴いまして、給料表が従来8級制から6級制に改められたときに、統括職を新たに配置したわけでございますが、当時の職階からでは、6級制の4級職に移行した職員のほとんどが課長補佐級、主幹級の管理職相当職でありました。

また、年齢層としましても、現行の統括級職員よりも高い職員が配置をされていたということもございます。

しかしながら、権限移譲の進展や新たな行政課題の対応、町民ニーズの多様化と合わせまして、統括の業務量は増える一方で、職員の若年化も進行し、平成18年の制度移行時の統括の業務とは異なり、実質的には実務が指導を得ず、規定の上で統括の職務となって、業務実態等に乖離が見られるようになっておりましたことから、このため業務の実態に合わせた適正な職責及び手当の見直しを行うということで、今回は、統括級を管理職から外すという手続をとらせていただきたいということでございます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） そのような事情もあって外すということですが、基本的には育成はしっかりやっていくというふうに理解してよろしいでしょうね。

〔「はい」の声あり〕

○4番（平野 積君） そうしたときに参事という今回7級職を設けるということで、国とか

県から招聘しやすいようにということなんですけれども、それは内部からの昇進ということもある制度なんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 今の御質問は、内部からの参事職への登用は、あるかということですね。

〔「はい」の声あり〕

○総務課長（田村政博君） それは考えています。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

今度、新しい参事職を新設するというに当たって、現在の課を三つのグループに分け、組織の横断化を図る、平成26年度の吉田町組織改革案について明記されています。この横断化の概念、これをちょっとお聞きしたいと思うんですけれども、お願いいたします。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） まさに横断的は横断的でありまして、言葉どおりに解釈していただければいいんですが、具体的にいいますと、例えば子育て支援でありますと、今の段階では、例えば赤ん坊のときは健康づくり課、保育園に入ると社会福祉課、学校に入れば教育委員会といったような同じ施策をとるときに、今まで1課で済んだものがほかの課にも子育て支援といったときに横断的に施策の必要性が出てくると、それをまとめていくものが横断的と、うちのほうは解釈をしているわけです。ですから、横断的というのは、1課でおさまらないような事業、施策がある場合には、そこを横断的にきちっと見ていただける参事職を新設させていただいて、そこは参事にまとめていただくと。それから私ども、私あるいは町長のほうに上げていただくというような感覚といいますとあれですけども、そういった仕事の仕方を横断的な組織運営というふうに私どもは解釈しております。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

今話を聞きますと、グループの中での横断的な組織と感じたんですけども、例えば組織図の各役割の中に一つは交通安全対策、これに関しては総務課が担いますとか、それを計画をもとにして交通安全施設、これはまた違うグループでの都市建設課が担うことになりそうですね。そのときに当然重要なことというのは、まず意思の疎通が今までは分かれていることによって非常にできにくかったような気がします。それと同時に、例えば現場で見えてきた真実であるとかいろいろなものが、また違う総務課ですかとの話し合いが非常にうまくいか、そういう意味で三つのグループの中での全庁的な横断化であるかどうかということをお聞きしたかったんです。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） やや質問がわかりにくいんですが、全庁的な業務であれば当然今までの会議の仕方というもの町長、私あるいは参事が3人、兼務の方もいらっしゃるのかもしれませんが、3人あるいは取りまとめ課の課長をどこまで入れるかは別ですけども、全庁的なものについては、まずグループが違えば参事同士で話をしてもらおう。参事は全部そのグループについては統括しているはずでありますから、それでまとまらなければ、私なり町長



のところまで上げていただければ、さらに横断的に処理ができるというふうに考えますが、何かここに問題があるのでしょうか、よくその質問の内容を捉えていなくて申し訳ありませんが。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 言いたかったことは、考える部分、それとつくる部分が今まで別々ばらばらだったような気がしたんですね。その中でそれをやはり一つの中でやっていく。要するに交通安全対策と交通安全施設、本来であれば安全を求めるために、両方が常に話し合いをしながらその中に相談した結論を出していく、それが一番重要なことだと思っていて、そういう意味で今言った総務課で考える部分、一つのグループと産業建設課で考える都市建設課の部分、そういう部分で今言った参事の中での話し合い、要するに全体的な横断化ができるということを知ったかかったですね。それでもう1回お願いします。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 山内議員のおっしゃることはよくわかりますし、そういうふうにしてまいりますし、今までもきちっとしてきたつもりでありますけれども、山内議員から見れば不十分なところあったかもしれませんけれども、さらに参事を設けることによって、横断的な政策運営を円滑に図るということにしてまいりたいというふうに思います。

○3番（山内 均君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番でございます。

まず、今回の年齢の平成の初期の段階の56年から元年までの職員が少ないということでございますが、一般事務職員の年齢構成につきまして表をいただいて、人員の配置を教えてください。ただいているわけでございますけれども、課長、課長補佐、統括の年齢について、少しここで確認したいと思うんです。というのは、参考資料でいただきました級別定数において、県のほうから指示を受けているよと。統括以上の割合が管理職であるから多いということになっているけれども、これはあくまでも定数であって、実態ではないと思われるものですから、実態として総務課長が言われるように、管理職の分母が多いところを確認したいと思いますので、御答弁のほど課長の年代、課長補佐の年代、何人ですね。あと統括年代が何年生まれだと、あと何年いるのかということですね。そこら辺についてお示し願いたいと思います。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 今の御質問ですけれども、男女別ですね、課長級とか補佐級、その人数は把握しておるんですけれども、年齢のものは手持ちの資料がございませんものから、ちょっとお答えできないわけでございますけれども。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） そもそも今回は、課長クラスがここ二、三年で定年で退職されるということで、今後管理職を担う人材不足であるということであるから、あと何年いらっしゃるかというのがわかるわけじゃないんですか。それが大前提であるから、それを補完しようという形で、グループ制で育てようという形になっていると思いますので、あと1年いらっしゃる方が課長で何人、補佐で何人、2年は何人というのが出ないと、今の議論は定数で、

あくまでも定数です。今6級の課長理事は17名、確かに今17名です。ただし、その中にあと5年間いらっしゃる方もいらっしゃるかも、ちょっとわからないわけですが、補佐に当たってはもっといらっしゃる方がいると思われるものですから、今回のこのフラット制の課題でライン制に戻すんですよね、これよくよく調べると。町長がライン制をやめてスタッフ制にしたというのが残っておりますけれども、また戻すんですけれども、参事もやめて戻すんですけれども、そういうことを議論するに当たって、根本的なものですね。年代別配置がわからないと、確かに定数ではこうなんだけれども、言われたとおり、そういった形なんだけれども実態はどうなんだというところをやはり把握していないと議論が進まないと思いますので、お願いいたします。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） すみません。手持ちの資料で今計算したところで、もしかしたらちょっと誤差があるかもしれませんが、お手持ちのところに行っております、先の全員協議会のときにお分けしました年齢構成の内訳でございますけれども、29年生まれ7名中5人が課長職でございます。30年生まれが2名中2名課長職でございます。31年生まれの課長職が7名中3名だと思います。それと32年生まれが同じく3名ですね。それと34年生まれが1名、そのような形だと、ちょっと把握しておりますけれども、申しわけございません。確かな数字じゃなくて。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 先ほどの議員の質問の課長の年齢がこの級別とどういう、要するに課長になれば7級になるんですね。年がいっていてもそういう言い方は失礼ですが、年齢がいても課長にならなければ7級にならない。

〔「6級です」の声あり〕

○副町長（須永 宣君） 6級にならないということで、別に級別をとっているんで、年齢別に私ども課長にする、ある一定の年齢に来たら課長にする、補佐にするというような人事運営を行っていませんので、どういう資料が必要なのか事前に言っただけであれば、そこは幾らでも議論のために用意しますし、いきなりここに来て、この年齢がどうだと言われても、資料がなければ答えようがないんですね。ですから、議論のために必要であれば、資料を事前に言っただけであれば一番いいんですが。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 男女比率はいただいたんですけども、課長については別に資料を求めなくてもわかる。というのは、今回の機構改革というのは、課長及び課長補佐級の経験を有する方々が、ここ二、三年で御退職になるよと、人材がないよということで、そもそもこのライン制、グループ制に移行するという問題だと思われるんですよ。その根本的な原因というものの人数を把握していなくて、雰囲気で行われているんですか。

というのは、これは平成18年3月第1回定例会において、総務課長が言われているんですよ。現在、我々課長職がいるわけでございますけれども、平成18年ですので、今26年、8年ぐらい前ですね。課長職がいるわけですが、おおむね7年、8年たちますと、全ての課長も退陣しなければならないということが一つございます。それらを踏まえてビジョンをつくったという形で町長がですよ、町長がフラット制にするということで機構改革を行ったわけです。その中には、成果主義を用いながらやらなきゃならないということもあるけれど

も、国の方針が決まっていないからということで、一部施行されていないんですけれども、そういった形でライン制はよくないよと、ライン制はよくない。スタッフ制にするんだということで、平成18年3月に変えたわけです。それでまた、平成17年、その当時ですけれども、17、18で大きく変わったわけでございますけれども、8級から6級に国の方針で変わっているわけでありまして。

その辺のところを把握するに当たって、やはり今回も七、八年前からそのことは、縷々わかっている対策を打ってきたわけでありまして、それでもなおかつ今回やるということは、年齢ですよ。今年齢が問題になっているわけですね。あと何年いていただけるかと。何年いていただけるというのを管理してなくて、この議案を上程するというのはおかしいんじゃないですか。課長が何人いるじゃなくて、あと何年この方がいらっしゃるから、それを補完する意味で体制を変えていくわけでしょう。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 藤田議員、その言い方は、やや私どもそんな勝手に定年年齢を恣意的にやっているわけでもありませんし、1人ずつ持っています。持っていますが、今言っている中で課長のどれが、平均年齢が幾つかと言うから、その資料は計算をしていない。年次別に管理していますよ、私ども。当たり前ですよ、そんなの。

〔「年次別で結構です、平均じゃないです、年次別です」の声あり〕

○副町長（須永 宣君） 平均と言ったでしょう。

〔「言ってません、もう一度議事録を聞いてください」の声あり〕

○副町長（須永 宣君） 平均年齢と言ったじゃないですか。

〔「言っていない、言っていない」の声あり〕

○副町長（須永 宣君） ですから、だったら何歳の課長が何人いますかなんてここでやるんですか、59歳、60歳の課長がどなたとどなたとがいます。来年お辞めになる課長がこれです、これですなんて、そんなことをここで議論してもしようがないんじゃないんですか。

○議長（八木 栄君） 執行権のほうへ余り踏み込むとあれですけども。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 今回のそれじゃ機構改革は何なんですか。参考資料1、町の組織上の課題、幹部職員の大量退職、平成26年度末から28年度末において退職されるというんですから、ここでわかるわけじゃないですか。あと何年いらっしゃる、平均なんて私言っていないよ。退職まで何年の課長が何人いるんですかということ、課長補佐の人は何人いるんですかということの現実を把握しなければ、じゃここにいらっしゃる方があと何年後に全員いないなら困ったなということで、今回の。そういった議案上程をされているのであるんですから、それをしっかりとお示ししていただければ、それは別にそんなにここで、これ冒頭なんで、ここから進んでいきたいんですけども、できたら示していただきたいなと思います。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 年度別の退職者の予定を言わせていただきます。

26年度、来年やめるのが課長職で5名、現在の補佐職で1名、それと27年度になりますと課長職がお二人、28年度になりますと課長職で出向している課長等もおりますけれども、4名ですね。それと補佐職で1名、29年度になりますと課長職で3名、補佐職は、現在の補佐職の退職者はおりません。30年度になりますと、現在の課長職で1名の退職があります。31

年度になりますと、補佐職で現在の補佐職が1名、それくらいでよろしいでしょうか。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） ありがとうございます。

そうしますと、28年度までに26年が5名、27年が2名、28年が4名という形で、定員、今17でございますので、相当数の方がいなくなるということでございます。そうしたときに、今回先ほども言いましたけれども、平成18年度のときに町長になって2年目だと思うんですけども、そのときに今までの体制を変えて、スタッフ制にするよということで行われたわけで、それを現在まで行ってきて、それをまた今度ライン制に戻すといったところで、ラインじゃないんですか。

〔「そもそもライン制なんて誰も言っていないですよ」の声あり〕

○議長（八木 栄君） もう少し待つて。続けて。

○12番（藤田和寿君） 参考資料の1の4ページ、特徴としまして、ライン制を効果することによりとか、ライン制を強化するということが書かれているんですが、これはまた違うんですか。ラインはまた違ったラインなんじゃないかな。ここに書かれているのは違うラインですか。ライン制は一言も言っていないと言っていますけれども、我々に提示されている資料の中にライン制という言葉が載っていますけれども、よく町長は恫喝されますけれども、ゆっくりしっかり見てから恫喝してください。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田議員、どの何の資料か、細かく言ってください。

○12番（藤田和寿君） 参考資料1ですね。これ行政報告会の中の参考資料1です。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 現在のライン制に戻しちゃうということを議員さんおっしゃっているということですか。

〔「もう1回、質問します」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番。

我々議員にとって、人材の組織というのは非常にわかりづらいところがあるものですから、前もって行政報告会のほうで資料を提供していただきまして、わかりやすく書いていただいた資料が参考資料1でございます。その中に人材育成型の組織を作るということで、グループ制の導入、ライン制の強化という言葉でございますので、過去の資料を見ますと町長は平成17、18年において、ライン制からフラット制に変えて行政運営を行っていくよという御発言があったものですから、今度それがまたライン制のほうに戻るとするのは、初期の当初の目的が達成されて、新たな指標で変わったと、そこを聞きたいんですよ、変わったいきさつを。ですから、ライン制は一言も言っていないなんて言われても困るんですけども。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 資料をよく見ていただきたいんですが、議員、フラット制とライン制というのをどういうふうに理解しているのかわからないんですけども、今でもフラット制とライン制は混在しているんですよ、組織というのは。全部フラットにはできないですよ。それはライン制がなくちゃいけないんです、課長があつて、補佐があつて、その人を今フラットにしているわけです。統括で仕事を分けてフラットにしている。ここに書いてあるように、ライン制を強化すると言っているんです。だから、今の組織はライン制とフラット

制が混在しているわけですよ。その中でその一番下にライン制の要素が強い人材育成型の部門制とするというふうに言っているわけですよ。ですから、まさにライン制のいいところとフラット制のいいところをとった組織にしましょうということで提案をさせていただいているわけです。そこを御理解いただいた上で、もしここにどういう問題点があるのであれば、御指摘をいただいて議論させていただくことが一番いいのではないかと思います。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） そうした中、今度、参事が新たに設けられるという形となっております。平成24年12月臨時会で理事職を新たに設けるという形で議案上程されて、今いらしていただいて津波防災町づくりにおいて大分力を発揮されているわけでございますけれども、今度グループの中のグループリーダーが多分参事になると思われるんですけれども、その中に副町長の専権事項を大幅な権限移譲ではなくて、庶務的な事業、財務関係を含むを限定的に権限移譲するという事でなされているんです。それが1点と。

資料の中に、稟議の方法ですね。課長の稟議の方法の中で、これは議案の関係の参考資料2-2の9ページです。事務分担において、課長は職員の事務分担を定め、理事、副町長を経て町長に報告しなきゃならないということで、ここに参事が入っていないんですよ。その辺の参事の権限の度合いというんですか、何をやるかというのはここに書かれているものですからわかるんですけれども、グループリーダーとして調整をしながら行うだけけれども、課長の権限には参事は入っていかない。でも理事、副町長を経て町長に報告すると。そこら辺のところ、でもなおかつ参事には、参事ということは特定していませんけれども、参事に権限移譲、副町長の専決事項のうち権限移譲されていくと。その辺のところの事務分担とか権限移譲のところはわかりづらいですよ。せっかく立派な副町長がいらっしゃるのに、十分でき得るのに何で外部から新たに作らなきゃならないかと。今までのものは今までのもので、課長たちの力がないということであるならば参事が横断的なことをしながらやっていくというのはわかるんですけれども、副町長の専決事項に委ねるところと参事の事務分担においては、第12条ですね。参事のところが載っていないところの意味合いがわかりませんので、お教えてください。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 自分のことですので、答弁をなかなかしにくいんですが、私の権限を移譲すると。別に私が今やっている仕事を全部移譲するなんていうことはなくて、適切に参事に検討していただいて、上げていただいて、私なりに判断をし、必要があれば町長に御相談し、町長に最終的には決定していただくという意思決定の方法は何ら変わらないと思いますし、私の権限が移譲するというのは、例えば言い方が細かくて失礼なんですけれども、伝票のようないわば何十万円が多いか少ないかというのは非常に問題ではありますけれども、伝票類まで全て私が把握するというようなことは、少なくとも今の時点でも、本当に全て上がってきますから、課長から私のところに。まさにフラットですから上がってきますから、そこはある程度参事におろせるものはおろさせていただいて、もう少し私が判断力あると思いませんが、私がやるにふさわしい仕事に専念をさせていただくということがいいことだと思います。

先ほどの決裁ですが、決裁に関しては、これはどういう意思決定をしていくという、まさに組織論でありますから、ですから必要に応じて誰が見る、誰が決裁をするというのは、規

定に基づいて適正にやっけてまいりますので、そこは余り議員に御心配いただくようなことはないと思いますけれども、何か参事全て決裁をしたほうがいいのかというお考えでそういった決裁の仕方というのをお聞きしているのでしょうか。それとも参事に任せるべきじゃないあるいは理事は今理事、私、町長という課長から決裁権限をとっておりますけれども、それをどういうふうにすれば、参事も入れたほうがいいのかという御指摘ですか。ですから、そこはまさに参事という職務にしたところに、私が先ほど申し上げたフラット制とライン制、ライン制であれば、本来であればライン制というのは部長にすればよかったのかもしれませんがね。ただ、部長制についてはいろいろな制約もありまして、グループ制というような形で参事に統括をしていただくというような組織にしたわけですから、そこは必要なものについては、決裁をしてもらいますし、必要でなければ課長から理事、私、町長というふうな決裁権限で何ら問題はないのではないかと思いますけれども、どこに問題があるのか、よく私、藤田議員ほどあれじゃないんで、よくわかりませんので、そこを教えていただければまた御答弁させていただきます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 確かに聞いてみますと、専決代決等に関する規定という形で合議事項ですね。その辺のところ、その前には各課長の職務も個別専決事項も書かれているわけでございますけれども、今回理事は、津波防災とか都市計画とかそういったものに限定しているわけですよ、職責として。でも組織図全体を見ると、全課にまたがった形で横断的なところで線が入っているわけですが、この参事といったところが一番心配しているのは新たに参事職を作っても、結局は今までどおり全て町長に行ってしまうんじゃないかという事を心配しています。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 組織上、それは例え任せられていても、全ての権限も責任も町長にあることは当たり前でありまして、組織論というのはそういうものではないでしょうか。例え私に任せられたとしても、私に任せられたから私の責任だと、町長は言えるはずもないですし、私が間違ったら町長の責任です。課長が間違ったら私と町長の責任ですよ。それは組織の当たり前じゃないですか。全て組織というのは、最終決定は町長にある。町長以外の名前でもなかなか文書を出す権限もありませんし、副町長なんかなんてこれ私的な文書ですよ。全て町長が契約もしますし、責任も町長に、全ての責任も権限も町長にあるということです。これはどこの民間も同じじゃないでしょうか。別に社長は、代表取締役は全ての権限も責任も持つと、これは当たり前で、それが参事をつけたから町長、副町長の仕事が変わるわけでも何でもなくて、私も町長の仕事の一部を任せられているだけで、全ての責任も権限も町長にあると、それはどこまで行っても変わりませんので、そこは御理解をいただきたいと思いますが。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 本来はトップというものは部下に任せて、責任はトップがとるといったスタイルだと思いますが、そういうことであるんですけれども、今までの非常事態だったかもしれないけれども、町長が在任されてからトップダウンで全てやって、いろいろなことに関して改革を行ってきたわけで、今津波防災町づくりをやっているわけなんですけれども、その結果が私は大変恐縮なんですけれども、町長が優秀であるがゆえに、部下が育っ

てこなかったんじゃないかなと思われるんですよ。ですから、みんな町長を見て仕事をして、決裁をもらってやらないと、自分の範疇でできないといったところが、この平成18年にその当時、伊藤総務課長が答弁された、これから課長職がいなくなるよといったときから、そこからずっと延々と今回の事態というのは想定されたわけで、ですからしっかりとした今度の参事の導入でやはり権限を移譲するところは移譲して、自由に職員が、課長が羽ばたいて、責務をやって、責任は全て私にとるといった形でやられるということを確認できましたので、よかったです。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 部下に権限を渡して自由にやらせて私が責任をとる、こんな恐ろしいことはないですよ、はっきり申し上げて。それこそ本当にどこを走っていくかわかりませんよ。全て私の責任ということは、私が全てについて、極端なことを言えばということなんでしょう。するならば私が全て目を通すと、そういうことですよ。極論を言えばですよ。しかしながら、部下に権限というよりも部下に自由に働いてもらうためには、当然のことながら今言ったさまざまなラインとスタッフのいわば併存の形でやっていくと、それだけのことですよね。議員は社長でしょう、同じことですよ。私も、副町長もそうですし、理事もそうですけれども、大きな何万人という組織の中で仕事をしてきておりますので、全然御心配ない。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） すみません。何回も申しわけないです。わかりました。

1点、確認したいんですけども、8級制から6級制にしたというのは、その当時、国のほうの通達でそういった話になったわけだと思います。このときには、8級制から6級制へ給料表の号給を4分割して、平均4.8%引き下げを行ったわけですね。中高年層の適用される給料月額もさらに引き下げ、給料の上昇のフラット化を図ったということで、激減策というような答弁がされているわけでございます。

そういった国の方針がある中、今回6級制から7級制に体制を移行するに当たりまして、国・県からいらっしゃる方がいるからという形で、7級で、うちの町に見合う給料表がないということであるならば、そういった地方自治法かな、職員の派遣規定に基づく派遣については7級職に準ずるよとか、そういった組み合わせ、形で、ある程度給与体系について縮小しているわけなんです、うちの町は。縮小したんですけども、これ以降、よく見ますと、先ほど主幹、副主幹が主査という合体する形で4級職が膨れ上がって、そこが多いということですけども、8級職であったような形で主幹と副主幹がいた、そこの部分を厚くしたわけですよ。その主査については、二、三年前にほかの市町と違うということで、主幹と副主幹を合体して、階級が下の人は上に上がって一体になったところで、そこはよそと比べたら低いからということで、号給の調整も行っているわけですよ。そのときに55歳以上は、2号給昇給しか許されないのに調整という形で調整も行って、全員が上がったわけですよ、主査以上が全員。それはそうですよね。部下が上がれば下も上がるという形で、このときに8級制から6級制にして、国の形で地方公共団体の職員の皆さんに大変恐縮なんだけれども、そういった4.8%削減したのに知らない間に少しずつどんどん膨れ上がっているんですね。

管理職手当についても、定率制から定額制に変わった。今回は6級職の77号給がマックスであったものが、7級職でまた増えるといった形で、非常に先ほど反対討論がありましたけれども、今厳しい世の中で、町民の皆さんが苦しんでいる中で、この職員の給与に関しては、

ある程度引き締めがあったものが段階的に見直しされて、拡張していくというのは、ある面、危惧を呈さずにはいえません。

ありますので、方針として、今度7級制にしたと。6級制の77号以下を増やして、いらっしゃる職員に対します見合うような給与体系に変えるという形も捉えたと思われるんですよ。長泉においては部長もいますけれども、6級職に部長もいるわ、課長もいるわ、館長もいるわという形で5がずっと多いですよ。5がずっと多いですけども、そういった体制をとっている。そういった体制をとっているところがあるにもかかわらず、うちの町が6級職から7級職にするという理由を示していただきたいと思えます。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 今回の給与条例の一部改正の議案につきましては、給料の町職員の増額を行うということではありません。国から、先ほど言いましたように国から招聘する理事に対する適正な給与決定をすることから、また新たに参事職の設置に伴い、適正な給料を資するために7級部分を追加するものでございます。他の市町では、議員も御承知のとおりだと思いますけれども、国の階級における最高号令につけ足しなどをするとか、国の給料表と異なる給料表を用いている市町もあるということでございます。

当町につきましては、国の給料表に基づき適切に運用しておりますので、またほかの市町では、給料の減額ということもございますけれども、政令市を除く県内、30市町のうち国の要請に基づき給料の減額措置を行った市町は、19市町ございます。このうち減額をも、当町よりラスパイレース指数が高い市町というのは7市町もあるような状況でございます。

昨年度の状況を見てみますと、実際に支給しました平均給料月額では、当町では20万円台であるのに対しまして、他の全ての市町につきましては30万円を超えているような状況でございます。

このような状況の中で、6級から7級に変えたいというような考えでございますので、御理解いただきたいと思えますけれども。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 最後にしますけれども、そういった趣旨ならば6級職で号を増やしても、別に問題ないんじゃないんですか。7級職を何で設けるかという理由にはなっていないと思うんですが。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 給料表につきましては、先ほども答弁で言いましたように、国のものを吉田町は使っております。よその市町はつけ足しをしているところがあると思えますけれども、うちの町というのは一切手をつけずにそのまま国の給料表を使っております、6級は6級の一番最後のところでとまっているような状況で、ですので頭打ちになるという状況になれば7級という国の7級をそのまま持ってくるという状況ですので、議員さんがおっしゃっているのは、6級へもつけ足しをして、町独自で給料表を作っちゃったらどうですかというような御意見なんでしょうか。

〔「そうです」の声あり〕

○総務課長（田村政博君） 町としましては、そういうことをせずに、あくまでも国のものを準じて明確になるような対応をとっているという状況でございます。

○12番（藤田和寿君） 了解。



○議長（八木 栄君） ほかに質疑ありませんか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） ちょっと小さい声で聞きます。

以前から思っていたことがあるんですけども、今回参事の方になるとか、今先ほど言われた組織が大分流動的になると思うんですけども、そのために各市とかそういうのを見ると、営繕課というのをみんな持っていますよね。要するに営繕課の人たちが持っているそういうところというのは設計から管理までを一体にできる状況を作っていますね。そのとき今都市建設課の若い人たち、非常によくやってくれていると思うんですけども、その中でどうしても踏み込めない部分があると思うんです。そのときに今回参事というか、今回は理事が国のほうから来て、プロとしてきてくれました。そのときに建築の中でもそういう例えば、これから、いろいろあったんですね。建築を作ると色がかわって何回も塗りかえるとか、そういうのというのは非常に不合理を持つんですよね。そのときに町のほうというのは、小さい声で言わないかんですけれども、そういう建築のそういう人たちを参事であるとか、そういうところに呼んでいただけるとするか、そして合理性を追求していただけるような考えとか、そういうのはお持ちではありませんか。

○議長（八木 栄君） 今、山内議員の質疑は、給与表の給与に関するのとちょっと合わないものですから、すみませんけれども、それに合ったときにまたお願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番、藤田でございます。

私は、第2号議案 吉田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論させていただきます。

現在の施行されています行政給与表は6級制でございまして、私は今回新たに作ります参事におきましてもこの6級職の行政給与表の中で対応すべきではないかと考えております。

平成17年に8級から6級という形で、行政給与表の給与の引き下げが行われました。その趣旨からも考えまして、軽々に6級職を7級職にするというのは、もう少し待ったほうがいいのではないかと考える次第でございます。

横断的な機構改革等に関しましては、何ら反対の意見はございませんけれども、この行政給与表の改正に関しましては、現在ある給与体系の中でそういったものを対応して行うべきではないかと考え、反対いたします。

○議長（八木 栄君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 私は第2号議案 吉田町職員の給与に関する条例の一部改正する条例の制定について、賛成の立場で発言いたします。

参事を設置して、若手管理職の育成を図るとか、各課間の連携を強化するということに関

して、参事を置くことに関しては、私は賛成であります。

その参事を置くことによって外部から、国や県から招聘することに対して対応するために7級を設けるということに関して、問題ないのではないかなというふうに考えております。

ただ、職員の育成とか各課間の連携を深めるというところは、もう少し突っ込んで考えて、具体的に何をやっていくかというものをしっかりやっていただきたいと思いますし、今まで職員の方というのは、課長が一番上だったんだけれども、その参事というものができて、モチベーションというものが上がるのではないかな。意欲的に働いてもらえるのではないかなという意味で、参事を置くことに関しては賛成いたします。

○議長（八木 栄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） これをもって討論を終結します。

採決に入ります。

この採決は起立によって行います。起立しない方については反対とみなします。

それでは採決します。

本案は原案とおりに決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八木 栄君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第19、第3号議案 吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、増田宏胤君。

○10番（増田宏胤君） 10番です。

先にこの内容については、国保の運営協議会において相当議論があったことだと思っております。いただいた資料には、改正案として3案が提示されています。この中でただいま出されている第1案が採用され、提案されておりますけれども、国保の運営協議会の中で、これが一番優れているということで決定を見たものだと思いますので、その経過とメリット等についてお示しを願いたいと思います。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 国保の運営協議会の中で、現在の3案をお示しさせていただいたわけがございます。それ以前には、これ以外の案も検討はさせていただいてございますけれども、応能割、均等割というものを通常であれば50%、50%でというものが一番理想的なものでございますけれども、これについては各市町の状況等にありまして、それが各市町の判断でということにされておりますので、当町といたしましては、現在均等割額が現状は1万2,000円でございます。それを上げるに当たりまして2万4,000円が妥当であるというこ

とで判断していただきまして、この金額とあと残りの必要額を所得割で率として上げさせて  
いただいているということでございます。

○議長（八木 栄君） 10番、増田宏胤君。

○10番（増田宏胤君） ただいま説明をいただきましたけれども、応能割は4.5から6.3に変わ  
っています。応益割は1万4,000円から2万4,000円と変わっているわけでありまして、こ  
れを改めるということになります。応益割が高くなりますと、低所得世帯の負担が重くなる  
ことを意味していると思いますけれども、この点はどうでしょうか。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 応益割でございますけれども、今回の改定に合わせまして軽  
減を変更させていただいてございます。現行の6割軽減の方を7割に、4割軽減の方を5割  
に、新たに2割軽減を作らせていただいております。その関係で低所得者につきましては、  
判定基準になるんですけれども、例えば1人世帯であられる方で、所得がない方という方等  
につきましては、下がるというような状況もございますので、低所得者に対する対応はされ  
ているというふうに考えております。

○議長（八木 栄君） 10番、増田宏胤君。

○10番（増田宏胤君） この改正によって所得が少ないあるいは家族が多いということにな  
りますと、低所得世帯でありますので、改正案によって滞納が累増するのではないかという心  
配を持ちますけれども、その見通しについてはどんなふうにお考えでしょうか。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 確かに改正がございますと、収納率が下がるというふうに考  
えます。ただし、低所得者の方等につきましては、個別に御説明させていただいて、説明の  
上に対応させていただきたいというふうには考えております。

○議長（八木 栄君） 10番、増田宏胤君。

○10番（増田宏胤君） 今回の条例の改正によって、1世帯当たりの平均負担額は、引き上  
げかなと思います。保険税が高いために徴収率が低下するという滞納額の増加を心配してい  
るわけでありましてけれども、その滞納を解消する具体策については何かお考えでしょうか。

○議長（八木 栄君） 税務課長、池ヶ谷恭子君。

○税務課長（池ヶ谷恭子君） 滞納額が増える解消ということでございますけれども、今現在  
滞納繰越分がございます滞納繰越のうちの63%が納付誓約とか給与の差し押さえで分納をし  
ております。その方たちに現年分も並行納付をお願いしておりますが、やはり今回の改正で  
増えた場合は、並行納付が難しくなってくるのではないかとということで、収納率が低下して  
くるのではないかとことをうちのほうでも懸念はしておりますけれども、今後も実態調  
査を強化しまして、滞納繰越分等でも調べておりますけれども、処分すべき財産がないとか、  
生活困窮であるとか、徴収がかなり難しい有効な分割納付に応じる資力がないということで  
判断した場合は執行停止ということで、今現在でも滞納額に対して執行停止を行ってしま  
すけれども、そういったものも19%を占めております。そういった中では、過年度分は一部  
執行停止をして、現年分を先に納めていただくというような判断をさせていただく方も増え  
てくるのではないかと考えております。

今回の改正でということでございますが、今現在でも生活が著しく困窮したり、生活保護  
に準ずる公費の扶助を受けるに至った者とか、傷病等により異常の出費を要した者で、前年

の所得が200万円以下の者については、減免措置というものがございます。ただ、今現在で減免の申請は、ここ数年来ておりません。ただ、私たちが納税相談の中では生活が困難になってしまって、病院にかかることもできないとかという相談のあった場合には、生活保護とかの福祉へ相談するように指導していることもございますけれども、そういった指導もしていくような形になってくるのではないかと思います。

以上です。

○10番（増田宏胤君） 終わります。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 今滞納の質問が出ましたけれども、今度税額だけでいうと16.8%ですけれども、引き上げになりますけれども、これはみんな家庭が違う、所得も違うわけですから、一人一人自分が幾ら上がるかというのは、一人一人違うわけで、単純には言えないと思います。私の質問、今同僚議員が質問しましたけれども、税額がこれだけ上がると、今でも滞納世帯が現年、過年合わせれば約1,000世帯近いわけですよ。4,200世帯くらいのうちの24年度でも九百五、六十あると思うんですけれども、1,000世帯に近い人が納められないということになっています。そういう中で、今税の徴収のほうは、いろいろ考えているということをおっしゃいましたけれども、減免措置、軽減措置がある200万円以下というところについては、ぜひ広報していただきたいと思います。ほとんどないという状況ですから、結局知らないのかなと思いますので、ぜひそこを広報してもらいたいと思うんですけれども。

○議長（八木 栄君） 税務課長、池ヶ谷恭子君。

○税務課長（池ヶ谷恭子君） 減免措置のほうの広報でございますが、広報というよりも未納者に対しましては、うちのほうで納税相談を行っております。納税相談の中でどうしても納められないという方に関して、生活状況調査というものをさせていただきます。1カ月のお給料がどれくらいあって、家族がどういうふうな所得を持っているか。あとそういった生活状況調査の中で、どうしても納められないという方には、こういった減免措置のお話もさせていただくんですけれども、その前にここ数年に関しては、生活保護につながっていく方が多く、こちらの申請にまでは至っていないというのが現状でございます。特に広報はしておりませんが、とにかく納められない方は相談に来ていただきたいということは、年に数回、催告書とともにお願いをしておりますので、特に広報は考えておりません。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 滞納世帯がこの値上げによってまた増えるんじゃないかという心配もされていると思うんですけれども、ぜひ軽減措置があるということは知らせておくほうがいいと思います。

それから、別な角度で保険給付費が本当に非常に大きく毎年毎年増えてきていますよね。これは高額が増えたりとか、いろいろな要因があるというのはわかりますけれども、これが増え続ければ、どんどん国保税を上げざるを得ないというのもわかりますけれども、やはりその病院にかかるなどは言えないけれども、みんなが健康になればかからなくても済むと思うんで、この医療費抑制策については何か対策はお考えですか。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 医療費抑制策ということで、うちのほうの国保では特定健診

をやっております。現状ですと、受診率がなかなか上がっていかないような状況もあるんですけれども、それこそ26年度からは土曜日健診、1日ですけれども、それががん検診と同時にできるというような見込みもできてきましたので、そういうところにも力を入れるということ。

それから、特定健診を受けた方の中で、特定保健指導をさせていただいております。今必ず結果については、こちらのほうで手渡しをして説明をして、お渡しするようにさせていただいております。これについては、90%近い初回面接をされておりますので、そういうものにも引き続き力を入れながら、早期に抑えるような、重症化をしないような対応をさせていただきたい。

それから、健康づくり課のほうでもがん検診のほうの受診率を上げるように努力されていきますので、そちらのほうでも早期の発見等をしていただくような形など対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 高齢化率も上がっていくわけで、高齢の人が増えていくに当たって、医療費も当然かかっていくと思われまます。それは後期高齢者のほうかもしれませんが、ぜひ国保の医療費も減らす努力というのは必要だと思います。

もう1点、今度の国保の運協で三つの案の中でこれを選んだということですが、当局の中で、私は前にも言ったんですけれども、こういう国民保険に加入されている中身が昔と違うという現実を見たら、一般会計からの繰り入れというものも検討していくことが必要ではないかと思っているんです。今回ここに決めた経過の中で、そういう検討というのはされたんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 一般会計からの繰り入れというものやはり選択肢の一つではございますけれども、国民健康保険事業は、社会保険の一環といたしまして、町の特別会計を持って運営しているものですから、その中で適切に経理するという。また町民全ての方がやはり国民健康保険に加入しているのであれば、一般会計からの繰り入れということも考えるということではございますけれども、その他の方も多くいらっしゃいますので、町民の方に理解が得られないということもございまして、当町といたしましては国保だけに一般会計からの繰り入れをするというふうに現状では考えておりません。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑ありませんか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 行政報告会の資料、14ページのほう、保険給付金の推移というのを見ますと、平成21年から24年までの3年間の年の増額は、毎年、21年から22年が1億2,500万、22年から23年が3,000万、23年から24年が2,000万というふうに、この2年間増加額は少なかったです。ところが推定ではございますが、24年から25年で1億4,000万円にはね上がるというふうに推測しています。そこに関して何か原因というのはございますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 25年度の給付費の増加についてでよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○町民課長（久保田千江子君） これは12月補正のときに1億4,000万円ほど給付費のほうの

補正をさせていただいたときにもお話をさせていただいたことと、高額な医療費の方がまず増えているということと、あと、医療費自体が高度化による増額分等が考えられます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 一応まあ上がっているわけですが、この増税案を考える際に、将来的なシミュレーションというのはやられていると思います。その際に今後保険給付費はどのような率で上がっていくと推定しているのか。また保険税そのものはどのように推移するというふうに想定しているかということをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） すみません。ここの今年度の予算につきましては、基金を繰り入れても不足分を賄えるということで、26年度の単年度を見させていただいてございます。その中で保険給付費につきましては、過去3年間の上昇率というか、そういうものの平均をとらせていただいて、3.85%の上昇率を見させていただいて予算を計上させていただいてございます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） そうしますと、平均ということだと24から25でぱかんと上がっているわけですね。これは高度な医療等も医療費そのものが上がっていると。そうすると、これは続くのではないかと、普通は考えると思うんですけども、そうすると今回の増税なんですが、要はこの金額、今回改めたとして何年ぐらいいつもつんだと。要するに来年は大丈夫です、再来年はわかりませんと言われるとなかなか困るものがあるんですが。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） すみません。今年度の医療費につきましては、高額な医療費というのが一番大きく原因をしております。これについては、継続するかどうかというのは、医療費なものですからあれですけども、平均いたしまして今年度につきましては資料にも毎月1億5,000万程度の支払いをしているというような状況がでございます。来年度以降同じ率で上がるかどうかというのは、その高額な医療費ですとか、医療費の状況を見ませんとわからない部分もでございますので、来年度については、その上昇率でどうかというお話があるかと思いますが、過去の実績から見て見込みを立てさせていただいてございます。26年度予算につきましては、とにかく26年度予算が賄えるだけのものの予算を計上させていただいてございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 26年度の予算のことじゃなくて、要するに今回保険税を上げるということに対して、来年もまた上げるかもしれませんよということはないですよと。要するにしっかり将来を見据えた料金改正、税の改正をやっていますよねという確認ですけども。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） すみません。現状上昇率につきましては、来年度以降のものにつきましても同じような上昇を見ますと、保険税が現状よりも非常に高い状況のものに当然なっただけあります。それにつきましては、そこまでのものを計上することがちょっとでき

ませんので、現状では26年度ということで予算を計上させていただいてございます。

○4番（平野 積君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑ありませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 今同僚議員から聞いたことと全く反対の質問なんだけれども、平成16年度に税の改正をやって、基金が医療費給付費などの25%目標で設定して3億9,000万になったということで、平成20年のときに町長のほうからある程度目標に達したから、これで税を下げようという形で今回なったわけでございます。今回税の見直しをして、もちろん、健康づくりとかさまざまな事業を行うことによって医療費は軽減されるという見通しだと、私は考えているわけでございますけれども、そうなってくると、また少しずつ基金残高が増えてくるということで、適正な基金残高というものが25という数字が過去出ているんだけれども、現時点でその25が出たときには、その前の年に後期高齢者医療が分かれて、医療費がかかる高齢者の方々、また納税も真面目にさせていただいていた収納率も高い方々がそこから抜けた中での25という数字と、今現時点での25というのは変わってくると思うんだけれども、今担当課としては適正な目標高というようなものはどのような形で、さっき同僚議員が聞いたのは全く違った質問で大変恐縮なんだけれども、こういったことも考えられるものですから、目標としてはどのような形で考えられているか、お示してください。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 当時のそのときの25%ということでございますけれども、最近も国のほうから、これは平成12年度の国民健康保険予算編成通知というものの中にその文書が入っております、基金については、過去3年間における保険給付費の平均の25%を有していることであれば、基金の取り崩しに当たり、医療費等を勘案し、国保財政に著しい影響を及ぼすことがないというふうに書かれておまして、25%と申しますと、現状でいくと給付費であれば4億2,000万程度というふうになりますけれども、そこまでのものができるかどうかというのは、現状の基金が今ないというような、26年度予算上では基金の残高がないというような状況でございますので、それは実際問題として実現できるかどうかというのは不明でございます。

ただ、町の条例でいきますと、給付費等の5%を積み立てるということでございますので、そうしますと1億1,000万ということになりますので、最低でもそのラインは確保していきたいというふうに考えております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

そうすると、平成12年の通知以降は国から指導がないと。町独自の考え方として5%ということを最低限の目標でやっていくということですか。今、平成12年以降は、通知はないですね。なくて、町の独自の考えとして5%を目標に考えるといったことでいいんですか。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 目標が5%ということではあれですけれども、基本的に条例の中で5%を積み立てていくということがうたわれておりますので、当初のあれとしては、金額はクリアしたいということでございます。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 第3号議案 平成26年度吉田町国民健康保険税条例の一部を。

○議長（八木 栄君） 平成26年はないです。ちゃんとしっかり見てやってください。

○7番（佐藤正司君） わかりました。ごめんなさい。もう1回初めからやります。

第3号議案 吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論します。

国民健康保険税条例改正案では、所得割を4.5%から6.3%に、均等割額を1万2,000円から2万4,000円に引き上げる案です。平均で18.6%増になります。

確かにこの間、歳出の中で保険給付費は大幅に伸びています。保険税は、平成21年度に税率を下げ、町民負担を抑えて運営されてきました。基金は、平成20年度末に3億9,162万円あったものが、26年度予算では13万円となり、厳しいものになります。

しかし、4月から消費税を3%増税すれば国民負担は8兆円にもなり、社会保障の切り捨てとあわせれば、10兆円もの負担増になります。

町の景気は、決してよい状況ではありません。町民の暮らしや中小企業などの売り上げもよくない状況で、国保税の引き上げは、ますます滞納者を増やすことになるのではないのでしょうか。

国保加入者も以前とは違い、年金生活者や無職、非正規社員などが増えている中、保険税の引き下げに一般会計からの繰り入れを検討すべきではないのでしょうか。

いずれ、町民の人全てが年をとれば、国保に加入することになるわけですから、理解されるのではないかと思います。

国保会計に一般会計からの繰り入れを求めて、反対討論といたします。

○議長（八木 栄君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） 第3号議案 吉田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、私は賛成の立場から討論いたします。

国民保険は、被保険者の拠出を主な財源として、病気、けが、出産、死亡のほか、老齢、障害、失業等の事故に対して必要な給付を行い、生活の安定を図ることを目的とした相互扶助の共済制度であります。

本議案は、年々医療費が増えていく中で、国民健康保険の財源不足により運営が困難になってきたための税改正であります。

改正はやむを得ない状況であり、その内容は所得割の税率アップ、均等割の増額をするものの、軽減措置の拡大で低所得者の負担軽減も対応されております。

また、一般会計からの繰入金のお話も出ておりますが、他の保険制度の加入者が保険料と保険税を二重に負担することになり、問題があると考えます。既に保険基盤安定繰入金や職



員給与等の繰入金が基準内繰り入れということでなされております。

よって、本案に賛成いたします。

○議長（八木 栄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） これをもって討論を終結します。

採決に入ります。

この採決は起立によって行います。表決において、起立しない方については反対とみなします。

それでは、採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八木 栄君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

再開は、午後 1 時 20 分とします。

休憩 午後 零時 17 分

再開 午後 1 時 17 分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は、13名全員です。

---

#### ◎議案第 4 号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第 20、第 4 号議案 吉田町証人等の実費弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
- 

◎議案第5号の質疑、討論、採決

- 議長（八木 栄君） 日程第21、第5号議案 吉田町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第6号の質疑、討論、採決

- 議長（八木 栄君） 日程第22、第6号議案 吉田町使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、平野 積君。

- 4番（平野 積君） 表題は、使用料徴収条例なんですけれども、中央公民館とか勤労者会館というのは、条例で設置するということが決められている。条例で設置したものに関して、私自身は、基本的にはその経費というのは、町が負担すべきではないか。そこも使用料をただにしてしまうと、ある団体とかが無制限に使ってしまうとか、そういうこと、不適切な使用状況を避けるために使用料というのを決めて、ある程度制限を加えて、適切な使用状況を作るというふうには使用料金というのは決められるんじゃないかなというふうには私は思っているんですが、町の経費と使用料の関係というのはどのようにお考えでしょうか。

- 議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

- 企画課長（塚本昭二君） 公共施設全般にかかわる使用料の考え方ということだと思います。

ので、お答えをさせていただきますが、使用料の定め方というのは、一つの側面では議員さんがおっしゃられていた側面もあると思います。

ただ、公の使用をどうするかということが、まず設置条例等で定められておるところですが、その施設の使用目的に応じて適正な使用料が定められるということになると思います。

それで、例えば集客を専ら目的とするようなものとかというものは、ある程度その中で運営費まで賄われるというレベルまで使用料を上げていくというようなやり方をする場合もございまして、あと維持管理費の多くを一般会計等で、公費で負担した中で使用を高めていくというようなものもございまして、その施設の目的に応じていろいろな使用料の定め方があると、こういうふうに思っております。そのような考え方で当町の使用料というのは定まっているというふうに認識しているところでございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） そういういろいろな観点から、中央公民館等、勤労者会館の料金というのはどういう考えで設定されているのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 中央公民館につきましては、生涯学習施設ということでございますので、基本的には生涯学習に資する活動を行うことを目的とした使用者に対しては、これを推進するために減免措置をとっているということがございます。やはり施設を扱っていく上では、どうしても維持費というのがかかってきますので、これは基本的に私も教育委員会で持っているものにつきましては、使用者の皆様にご負担をいただくということがございますが、やはり政策的にその中で利用する人たちに減免措置をとったりということで、この生涯学習あるいは社会体育の施設等の活動を推進していくというところで減免の措置をとったりということがございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 減免措置をとっているということには、理解しているわけですが、この料金そのもの、金額の設定に関しては何を以て決めているのかということですか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 中央公民館の場合は、当初の制定が昭和48年3月でございます。現行の金額設定が昭和55年でございます。この当時の考え方は、今のように受益者負担という考え方が少しなくて、各施設、近隣の類似施設の料金設定に基づいて、横並びというような考え方があったのではないかと思います。少し古い資料等を調べておりましたが、その当時の考え方では、やはり受益者負担の考え方は出てきませんでした。ですので、中央公民館につきましては、近隣の施設と横並びというような考え方で一番最初積算したもののというふうに推測されます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） ちょっと細かいことを聞いていきますけれども、勤労者会館、中央公民館ですね。料金の区分で半日、全日、夜間となっています。半日というのは、何を表わしているのでしょうか。全日はいつからいつまでのことで、夜間はいつからいつまでのことな

んでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） ただいまの御質問につきましては、時間は何時から何時までということによろしいですか。すみません。お待たせしました。

中央公民館につきましては、午前8時15分に開館しまして、午前中、これは半日、それで午後9時に閉館いたしますので、ここまですべてを1日全部使った場合は全日と。それと夜間につきましては、午後5時から9時までですね。これが夜間になります。すみません、訂正いたします。8時15分から5時までが全日、5時から9時までが夜間、それと半日は8時15分から12時、午後1時から午後5時までが半日ですね。失礼しました。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） そうすると、半日というのは、例えば10時から2時まで使っても半日なのか。8時15分から昼までが半日なのか、そういう定義がありますか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） お昼をまたぎまして貸し出すということになりますと、やはり全日ということになります。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 学習ホールとか体育館は、もうしっかり時間設定しているわけです。にもかかわらず、ここは半日とか全日とか昭和何年に作ったから、そこはやっているのかもしれないけれども、やはりそこはしっかり規定したほうが、今単純に半日といえど4時間くらいかなと。10時から14時だつて半日じゃないかと、何でそれが全日になるんだという文句が出ると思います。その中で半日と夜間で、夜間を高くしている理由は何でしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 夜間の使用につきましては、必ず部屋の電気をつけるあるいは廊下の電気をつける、こういったことで必ず電気料が発生するというので、夜間の料金につきましては、高い料金が設定されているものであります。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） この案じゃないですが、学校施設の料金がありますね。あれは昼も夜も料金が一緒ですよ。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 学校施設につきましては、夜間も昼間も同じ設定しているというものです。学校施設につきましては、体育館につきましては同じ料金としておりますが、グラウンドはナイターを使いますので、少し高くしてあるというのがあります。その違いだけで、体育館の中については、これは体育施設で使う場合、当然照明もあるわけですが、体育館につきましては申しわけございません。体育館照明がついても、私、今資料を持っておりませんでしたので、確認できません。すみません。

学校施設につきましては、体育館の照明をつけているというのを前提にしているというもので、料金を同じ設定にしております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 体育館はそうかもしれませんが、ミーティングルームも一緒ですよ。

要は同じ教育委員会で管理しているとしても片や夜間で料金が違い、片や夜間も昼間も一緒、そこに一貫性がないと思います。

先ほどグラウンドに関して、グラウンドは上げていると言っていますがけれども、ナイター施設を使わなければ料金は一緒だと記載されていますので、そこは一緒に扱っているということですよ。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） グラウンドにつきましては、中央小と自彊小のグラウンドは、これはナイターの設備がもともとないものですから、これは同じ料金というものでございます。それと吉田中の第二グラウンドにつきましては、現在これは料金を取っていないというところでありますので、ここは同じであります。

それと申しわけございません。もう1点、つけ加えるとしますと、学校施設につきましては本来社会教育施設ではございませんので、これにつきましては義務教育で本来使うべきものでありますので、そういった関係もありまして、料金を同じ料金に設定しているというふうに理解しております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 理由として、意味がよくわからない説明だったと思いますけれども、やはり施設によって料金設定が違うというのは、基本的に不合理なルールじゃないかなと思います。

例えば空調、冷房は全日は半日の1.5倍なんです。暖房の半日と1.5倍は6,750円になって、実際の料金設定は1,500円増しなんです。金額だけからいくとお互い暖房も冷房も半日に対して全日は1,500円増しなんです。どういう考えでそういう料金設定にしているのか。公民館のホール。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 冷暖房を使用した場合のホールの料金ということですよ。いいですね。中央公民館ホールということですね。

〔「はい」の声あり〕

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 半日と全日ですと、当然ながら時間数は倍ということではありますが、そこについては連続して使用した場合は、当然ながら倍もらわないといけないわけですが、そこについては、これは全日をもっと多くもらうべきだということをおっしゃっているわけですね。そうではなくて。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） このような料金設定をした理由を聞いているんです。増やせとも、減らせとも言っていません。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 先ほども申し上げましたが、各施設の現行料金については、施設の料金設定については、設置当時の議事録等を確認しております。この場合、近隣市町の類似施設を参考に決定しているということであります。細かな算出根拠はないということで、例えば総合体育館等については、旧小笠体育館の料金、あるいは学習ホールについては、牧之原市の文化センターあるいは掛川市の生涯学習ホール等を参考として料金を設定したということがございまして、この設定のときの根拠の考え方というのは、正確なもの

は中央公民館につきましても同じように、近隣の施設の料金を参考に設定したというものであるということしかありません。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） これを長々やる気はないんだけど、要は近隣の施設を参考にして決めた。Aはそう決めたBはまた別の近隣のものを決めた。Cは別のものを決めた。吉田町としてA、B、Cばらばらな考えなんです。しかし、近隣のを参考にするのはいいと思いますよ。参考にするのはいいけれども、吉田町として決めるのであれば、吉田町としての統一した考え方で決めるべきではないかなと。そういう点で今の料金設定というのは全部ばらばらです。そういうのをしっかり見直す必要があるのではないかと。値上げするというんだけど、今でちょっと言います計算式を用いて、一律ぼんと一義的に上げるわけですよ。基本的な考え方がない。もう一律的に計算でぼんと上げたら、またここにも何の考え方もないわけですよ。そういう値上げの仕方をしていいのか、改正をしていいのかというのが基本的な考え方があります。

もう1点、基本料金を上げるということに対して、現行料金を1.05で割って、1.08掛けて、100円未満を切り上げるという、かなり無謀なと思われる料金設定になる。ここで1こ1,000円というのがあるわけですが、1,000円が1,028円ですよ、単純に計算すると1,028円になる。それが1,100円になるわけですよ。74円余分に上げるわけですよ。なぜ10円設定ということを考えなかったのか、そこはどうでしょう。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 現行の使用料が実際にそういう1.05で除して1.08を乗ずるという値上げをして、それでいいのかという考え方がございしますが、全体の施設の管理を考えますと、この施設の管理運営の上ではまだまだ足りない、料金は足りないというところが現実であります。そういった中で一度に上げるということになりますと、利用者の負担もかなり大きくなるという中で、この計算式を用いることが現在一番最善だろうというふうに判断するところであります。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 今回の値上げ理由には、消費税の増税分と電気料の値上げという話があるんですけども、基本的な考えとして、経費に対して料金設定の基本的な考え方がないわけですよ。その状況で今回は電気料の値上げを入れますと。過去にも値上げしていますよね。そのときは入れていないわけですよ。料金的に。消費税が上がる、チャンスだ、上げろ、これ便乗値上げそのものじゃないですかと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） ここでその率で上げたということが便乗であるかどうかということになりますと、そこは私どもの考えているところは違うと思います。例えば中央公民館の場合ですね。平成24年度の決算では、中央公民館運営費では1,138万5,574円に対して中央公民館の使用料で入ってくる金額というのは17万3,302円と、大変低いというところがございします。ですので、この計算式を仮に用いたとしても、それ全てを公民館の経費に賄えるかということ、それは賄えないわけです。そうして考えますと、ここら辺、今回のことで上げるということが必ずしも考え方が間違っているというふうには理解しておりません。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 今おっしゃったように、24年の経費が1,189万ぐらいに対して公民館でいけば6万ぐらいなわけですね。だから値上げしても大したことないから値上げしてもいいじゃないかとおっしゃますが、値上げしても大して変わらないから値上げしなくてもいいじゃないかと言っても通るわけですよ、それ。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 先ほども申し上げましたとおり、中央公民館につきましては、生涯学習を推進する上での施設であります。そういった中で、中央公民館を使用する皆さんについては、基本的には文化協会あるいは教育委員会で行っております各種の教室等でお使いになっている方がほとんどでございます。そういった人たちには、利用料というのは免除させていただいております。実際にこれをお支払いする方はどういう方かと申し上げますと、業者さんが使ったりとか、あるいは町外の方、文化協会等に入っていない町外の方とかそういった方になります。私どもとしましては、生涯学習を推進する上で、町民の皆さんが生涯学習の推進を行う活動に対しては、一切いただいていないところでございますので、今回の値上げというのは、決して便乗値上げではないというふうに考えております。

○4番（平野 積君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

今いろいろ聞かせていただきました。それで、ちょっと調べたところ、中央公民館は議題のこれは当初制定が昭和48年、その後、現行が昭和55年7月、34年間経過していますよね。ほかのものもあと32年、29年、18年、18年と。要するに何を言いたいかということ、今いろいろ料金設定等の使う目的を聞きました。その中で34年間、前に決めたものをずっと何の意識も持たなかったんですか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） おっしゃるとおり、昭和55年に現行の金額が決定されております。その後、消費税等の改定があったわけではありますが、やはりその間、上げなかったというのは事実であります。そこら辺も考えますと、やはり今回は上げることが妥当であろうというふうに思いますので、過去消費税の上げるときの経緯というのはちょっとわかりませんが、今回は上げさせていただきたいというふうに考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 例えば今度、新しく建て直しますよね。いろいろな情勢が出てくるときに、少なくとも10年くらい値上げをするための見直しじゃなくて、全体的な見直しであるとか、そういうものを当然規定の中に入れておくべきだと思うんですよ。そうすればその都度、その都度、原資というんですか、もとになるものが正しいかどうかの議論ができるわけじゃないですか。そうしていくと、ほとんど、もちろん周りの情勢からしかこれ判断できないんですよ。それはよくわかるんですけども、そのときに少なくとも、例えば町で福祉のために使うものであるから、生産性をほとんど考えなくてもいいのかということ、やはりその中で幾ら公務員といえども、ある程度生産性を意識したサービス、そういうものが必要だと思うんです。その辺はちょっとどう考えますか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） おっしゃるとおり、そこら辺の施設の維持ということを考えますと、中央公民館につきましても大変古い施設になっておりますので、そこら辺も検討していきたいなというふうに考えております。

なお、中央公民館は耐震補強等を行っていきますので、少し施設の内容も変わってこようかと思えます。そこら辺のところもありますので、これは見直しを検討させていただきたいというふうに思います。その時点で検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） まず、一番聞きたかったのは、何でこのタイミングかということだったですね。当然消費税を周りが上がるからというような形での上げ方ですよ。だから、そういうときにやはりちゃんと見直しであるとか、そういう議論をする、部分、部分のものを作っておいてほしかったということです。

あと、先ほどこちょっと聞いたのが、例えば中央公民館で、24年で何人ぐらい使って17万幾ら、その何年か、3年くらいの数字はわかりますか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 中央公民館の利用につきましては、平成24年度につきましては2万5,006人利用されております。その前年度、23年度につきましては2万1,227人ということで増加しているというものでございます。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 今言われた数字の有料として払っている方は、何名くらいなんですか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 有料として払っている者につきましては、すみません、資料を持ち合わせておりませんが、平成25年度、本来免除しなかった場合には25年度までですので、12月まででございますが、137万7,500円、本来は免除しなければ入ってくるだろうという数字が免除しているという状況がございますので、かなりの数、ほとんどが免除しているという状況です。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

多分単純に割って、どれくらいですかね、1割、七、八%ですね。そうですね。

○議長（八木 栄君） ちゃんとあれ。

○3番（山内 均君） 今の17万幾ら、137万7,500円からちょっと分子で17万幾らを割ってみてパーセントを出してください。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） すみません。25年度ですので、決算の数字はありませんが、19万9,000円今のところ入っております。これ実際に入っている数字です。それに対して137万7,500円免除していますので、これを足しますと156万くらいですか、156万くらいのうちの137万7,000円ですね。本来入ってくる数字と入ってきた数字を合わせますと156万くらいになりますが、免除しているのが137万くらいありますので、残りの19万くらいが使用料として入ってきているという状況です。



○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） そうすると、今の数字を使っている人たちが聞いたら、払っている人たちが聞いたら怒りませんか。怒りますよ、これ。ということは、免除するのはいいんだけれども、そこにもやはり先ほど言ったようにしっかりしたルールを作ってやらないとね。そういう意味で僕はやはりこの決め方の料金は、当然周りを見てしか決められないと思えますけれども、その辺でちょっとしっかりしたものを作って、しっかりしたものを本当は出してくればよかったんですけども、その辺の。あと例えばその次でやはり勤労者会館はもっともっと低いでしょう。

〔「料金ですか」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 勤労者会館の料金につきましては、中央公民館と同じ款項目に歳入させていただいておりますので、これにつきましては今含まれた数字というものでございます。ですので、今申しあげました137万7,500円というのは、勤労者会館も含まれた数字ということでお願いします。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 今話の途中で耐震のものがやっていますね。その後、もう一度料金設定をし直すというような話をしましたけれども、そのときにそういう形でまたやるんですか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 耐震をやりまして、いろいろなところが、トイレの関係あるいはエレベーターの関係等もございますので、当然ながらこれはもう一度再検討する必要があるかなというふうに今考えているところです。

○3番（山内 均君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 1番、増田です。

先ほど来の御説明の中で、この料金設定というのが昭和55年に行われて、それ以降、消費税3%、5%になったときは上げたのか上げないのかというのは、ちょっと不明であるというような説明がありました。そういう中で今まで1,000円の例を挙げますと、今回1.05を除いて1.08を掛けるという話なんだけれども、1.05を除すということは、消費税分を引いた税抜き価格となりますよね。そうしますと、今まで現行1,000円で来ていた多分この1,000円というのは税抜き価格の1,000円だと思うんですよ。そうすると値下げになるんですよ。それにまた消費税分を足すという勘定をしているわけですよ。そうすると、ちゃんと、今一般的に、自分も商売やっていますのであれなんですけれども、本体価格というのか、税抜き価格をちゃんと示して、やっていくべきではないかなと。何でもともと1,000円だったものの1.05を除しちゃって、消費税を引いちゃうのかなと思うんですが、そのところどういう勘定をしているのかわからないので御説明ください。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 非常に鋭い質問なんですけど、これ実際に私は経緯もあれなんですけど、前回消費税が導入されたのが63年、3%から5%になったときが平成9年、そのときいずれも値上げしていないということなんですけれども、これ使用料について、例えば企業であり

ますとか、企業会計、下水道特別会計は納税義務者なんですね。ですから、これは税抜きでそこに税を入れて計算しているんですけども、これは納税義務者じゃないんで、なぜこれを転嫁しなくちゃいけないかというと、これのもとになる経費が、消費税が5%から8%になるということで、105で除して108を掛けないと、いきなり掛けたんでは今までは5%の消費税というのは負担しているわけですね、使用料の計算の根拠に。電気料でありますとか、清掃料でありますとか、そういったものですね。そういうものをいただいているわけですから、今までは105%でできたものが今度は108%、要するに8%の消費税を払わないと調達できないんですね、電気とか。新たにですね。今105%の電気料で使用料を取っているわけですね、端的に言えば。今度は8%の消費税になりますから。その3%を計算するために105%で使用料は計算されていたものとして仮定して計算しないと、正確な今度の3%の影響額が出ないということで、105で除して108を掛けると、ほかのところもそういうふうになっているということでございます。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） わかったようなわからないような話なんですけれども、この説明、全協のときの資料には、消費税を転嫁しない場合、本来サービス等の利用者に転嫁すべき消費税と町民全体に転嫁することになり、結果的に町民間に不公平が生じてしまうというようなこともうたわれているわけですよ。だから、今までは不公平を掛けてきた、3%のときと5%のとき、そういう考えでよろしいんですかね。今回はもう8%になって、これじゃもう大変でしょうということやるといふ考えなんですか。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 先ほどなぜ63年に消費税が3%に導入され、平成9年に5%に改正されたというものは、そのときの町側がですよ。私いけませんから余りそういうことを言うのはどうかと思いますけれども、そのときの判断として使用料で徴収するのか、わずかなものですが、使用料で徴収するのか、使用料を徴収しなければその分の額はどうかという、先ほど説明した、増田議員のおっしゃるように町税で広く町民の皆様が負担する。だから、先ほど来の議論もそうなんです、これを便乗値上げと見るかどうかは、使用料で適正に徴収するのか、町民税で負担するのかという話なんですよ。

だから、受益と負担の関係をどういうふうにか考えるかというときに、これを適切に見直せとか、軽々に皆さんおっしゃるんですけども、やはり一度決めるとこれは変えるときには個別の施設で決めていきますから、それを下げれば逆に町民の使っていない人に負担をせよ。上げれば若干町民からこの使用料を負担するというので、それは非常に難しいんですけども、ですから個別の施設施設ごとに、そのときの町の担当者、町長が最終的な責任者でしょうけれども、町長がどうしても他市町の均衡を見ながらというような決め方をせざるを得なくなってくると。うちの町だけ何でそんな高くとるんだという話になりますからね、高くすれば、下げれば、逆に言えば、声はないのかもしれないけれども、町民税でその分を負担していかなくてはならない。使用料というのは、納税義務者じゃない限り、最終的な消費者である限り、どちらが負担するかですよ。町民税で負担するか、使用料で負担、要するに実際に使った方が負担していただけないということや決めていって、ですから9年のときと63年のときは、そのときの町長は上げなくて、全体で負担しようという判断をしたというふうにか考えます。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑ありませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 今副町長のほうから、町の考え方について御説明いただいたんですが、もう少しそこを少し突っ込んだ形で確認したいと思います。

今回の使用料、これ以外にもありますけれども、さまざまなものに関しまして、消費税が福祉目的へ四つの社会福祉の財源を賄うという形で、国分と地方分という形でパーセンテージがそれぞれあるわけがございますけれども、なるということを受けまして、町として教育委員会なりほかの課もそうですけれども、予算ヒアリングとか、この議案を上げるに当たって、どういった考え方でやるんだという指示がされていると思うんですが、その指示について確認したいと思います。統一したものがあるのか、それとも各課において判断しろということになっているのかどうなんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 予算編成に当たりましては、予算編成方針を企画課長名で出しているわけですが、その中においては手数料、使用料等については、適正に消費税の増額分を転嫁するよという具体的な文言として指示を出して、予算編成に当たったところでございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） そうなってきますと、先ほど副町長のほうから、そのときそのときの首長の考え方で、今回上げる、上げないということになりますと、やはり等しくこれらの議論の中での受益者負担の問題、町民の全体的な負担の問題という形で、ここを今回は一つのきっかけとして吉田町使用料徴収条例につきましては、過去においてそういったものの経緯があったんですが、行ってこなかったということで、今回はやるということになりますと、それ相応の基準というか、そういったものを作らないと、今想定されているのは、あと27年10月ですか、に10%ということも、そのときの情勢を鑑みて判断されるわけではありますけれども、そのときはまたそのときの首長さんの判断でということになると、やはりこれは問題があると思うんですね。

私の言いたいのは、やはり予算措置をするときにそういったものをするならば、この際であるから使用料について今かかっているものに関してのある程度のルールを作って、そういったものを見直しを図って、今後想定されるさまざまな税の改定にも対応できるような使用料体系を作り直すような指示はなさらなかったんでしょうか。ただ単に消費税が来たから上げろといった指示を出すと。抜けないような形でやれといいますと、それは先ほどから教育委員会事務局長が言われたように、過去は近隣市町を見て、そのとき消費税がありませんでしたから、そういったことを考えますと、後から国の考え方としては、使用料に関しては消費税を含むものであるといったことで判断されておりますので、非常にルールが変わってくるということでもありますので、今本当にこの時期に過去2回にあってチャンスがあったんだけど、やってこなかったツケが今来たんだけど、今回それをちゃんとしたルールづけのないまま行ってしまいますと、また今後想定されるときに同じ議論が縷々されると思われるので、今回のこの機をしっかりと見直し、インターネットを見るとしっかりとそのような形で見直しを図っているところもあります。戦略会議という形でしっかりとルールを見直してどういった部分がどうだということやっておりますので、そういった議論と

いうのはなされたのか、なされなかったのかを含めて御見解をお示してください。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 今回、適正な転嫁を図るということで指示を出したわけですが、過去においての2回についても国・県等からの指示というのは、適正な転嫁を図ると、こういうことであったように記憶しております。適正な転嫁を行うというのは、原則的なルールなわけでございます。それに対して時の首長、また使用料、手数料については、地方自治法の中で条例制定事項ということになっておりますので、必ず議会に提案をさせていただく事項になると思います。

先ほど減免が、ルールがないかのようなお話もございましたが、使用料、手数料そのものが条例制定事項でございますので、それにかかわるものも条例で制定をされておりますので、ルール化をされております。過去の2回、適正な転嫁を行うというルールの中で、実態として料金を上げなかったということは、結果として内税として扱ってきたと、こういうことになっているんですね。転嫁をしなかったということではないというふうに思っています。

実態として値上げはしなかったと。だけれども、転嫁をするというルールは変わっておりませんので、転嫁はしております。ただ、それが本来の姿であるとは思っておりませんので、消費税率が上がれば、消費税というのは転嫁をして、消費税としての収入になるべきものというふうに思っておりますので、そのルールに従って、今後も考えていくというのが原則的なものだというふうに考えています。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 内税であったといった、これはいいですかね、公式な見解でよろしいですね。内税であったということでございますね。

それで、納税義務は益税ですよ。町にとっては益税であります。国へ払うものではありませんので、そういったことであるわけなんですけれども、やはり将来的なルールのところの見直しをこれは図らないと、大変な作業かもしれないけれども、金額的にどうのこうのということもあるかもしれない。減免しているからどうのこうのということもあるかもしれないけれども、ルールというのは税の均等も含めまして受益者負担のこともありますし、その辺のことは今後中央公民館の耐震化を担った形でトイレとか、エレベーターをつけた場合で、使用料も見直すということで、先ほど教育委員会事務局長が答弁されましたけれども、そういったところでこれに限らず、さまざまなものもある程度のルール化をしていくということの認識でよろしいんですか。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 企画課長から説明したように、ルール化というのは、まさに条例でルールは決まっているんです。先ほど来言っているのは、個別の施設施設ごとに条例を設置して料金を決めるのは、施設の性格が全て違うから、それは近隣の市町という先ほどの議事録から、私、その議事録を作成したときにいなくてよかったなと思うんですけれども、ただ単に近隣の市町の料金をそのまま持ってきて料金を決めるなんていうことで、吉田町議会が許したのかどうか、私はわかりませんが、少なくともそういった部分を使用料としていただくかというのは、施設施設ごとに違いますから、条例を提出して、議会で議論をさせていただくわけですね。ですから、議会の中でそのときに、この近隣市町の料金をそのまま持つ

てきてというような説明で通ったんだとすれば、それは提出した我々も議会側もこの施設については、この使用料でというルールが決まったというふうに思っていますし、単純にルールを作れといいますけれども、ルールはまさにこの施設でどういう使用料を取るかというルールを決めるわけです。それは自然に全体のルールというようなものが決められないんじゃないのでしょうか。施設ごと決めていくしかないんで、先ほど平野議員からもそういった議論があったんですけども、そこがきちっと施設の使用料を決定するとき、条例を提出したときに議論をしていただくのがいいかと思います。簡単にルールを作れといいますけれども、千差万別の施設を全部の一律のルールでやるというのは、なかなかこの部分を負担させるというのは決めがたいというふうに私は考えます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） ルールはそれ非常に難しいと思いますし、今回、今度料金の改定を鑑み、昭和55年から料金が変わっていないということで、消費税というある程度外圧的なもので料金を見直すわけでありまして、それちょうどいいチャンスだと私は考えるわけでありまして。

受益者負担の割合として、受益者負担がゼロ%の割合の道路とか公園、これは公共的なサービスになるから、そういった方だと思います。半分ぐらいとか、これはよその市の分類で第1分類から第4分類という形で、市場性とか非市場性とか、選択別とか必需性という形で、それぞれ分けて、ある程度そういった大まかな考え方を作って、それを対応しているというところも今回の消費税の見直しを図って、その町の中で、市の中で、そういったものを検討してオープンした形で、これについてはこうするというのをやっているところもあるものですから、うちの町も十分それに対応できるスキルを持った方々大勢いらっしゃいますので、そういったことの検討を含めて今後中央公民館とかあるわけでありまして、一律というのは難しいと思います。考え方として4段階ぐらいの公費負担と受益者負担の割合のついている区分的なものを作ってマニュアル化していくというのは、これからのこういったこれからの使用料に関しましては必要ではないかな、受益者負担から考えて。そういった考え方としては、そういった方向に今後行く道筋で検討されていくか、御答弁お願いしたいんですが。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 今回の消費税の引き上げにかかわるものについては、予算編成方針の中で消費税率引き上げ分の適正な転嫁を行うため、分担金、負担金、使用料及び手数料、諸収入の公共料金を所管する担当課は、適切な対処をすることというような文言で出ております。したがって、今回は消費税率引き上げ分の転嫁のための対処ということで指示を出しましたので、今後消費税率があと2%上がるかどうかということもございまして、消費税率のアップ分を転嫁するという基本的なルールは、これは今後も変わらないというふうに思っておりますが、今言われました公民館の料金の設定とか、その消費税率と違う部分での料金の定め方については、議員おっしゃるとおり見直しを図って、より適正なものにしていくという努力はしなければいけないというふうに思っておりますので、今後検討材料にさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番、最後にします。

今、企画課長から町の方針的なものが、副町長からも言われておりましたので、よくわかりました。今回の使用料に関しましては、消費税分アップに関するものをそのまま使用料に反映するといった内容であって、過去何カ年において使用料を見直していなかったということは関係なく、今後においても消費税がアップされた場合には、上げていくというルールを今回のこの議案を通じて今後もしていくといったことで、首長が代わろうが何しようが、消費税に転嫁、上がった分に関しては今後もやっていくといったような御答弁いただきましたので、確認できました。ありがとうございます。

○議長（八木 栄君） ほかにいかがですか。

10番、増田宏胤君。

○10番（増田宏胤君） 今回の料金の設定については、消費税率のアップによるところはやむを得ないことであると思います。料金を上げるということですので、使わせていただく町民にとっては、私はどうかかわってくるのかなという思いもしますので、聞くわけですけれども、使いやすさを追求して、こんなところを考えていくよというものがあれば、お示しをしていただきたいし、そういうものは今後の耐震工事の中で考えるんだよという考え方をしているのか、お聞きをします。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 中央公民館でございますが、中央公民館につきましては、平成26年度につきましては、実際に使える期間が現在考えているところは4カ月ということでございます。それは工事が入ってくるものですから、実際には使えない期間のほうが多いということがございますので、やはりこの工事を通じてそこら辺のところは考えていきたいなというふうに考えております。

○議長（八木 栄君） 10番、増田宏胤君。

○10番（増田宏胤君） 私も利用させてもらっている一人ですけれども、目につくところがあります。そういうことで使いよさを追求した料金であるということで、ぜひ工事の中で検討いただきたいと、これは思います。

もう1点お聞きしたいわけですけれども、この新料金の設定をするについては、先ほど同僚議員も聞かれましたけれども、計算上100円未満は切り上げる。それから単位は100円以上とするということについての根拠があったら、教えていただきたいと思います。

もう一つは、先ほど来、お話の出ております公民館の新しい工事後の料金設定というのはいつごろになるのか、お考えがあれば聞かせてください。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） この公民館につきましてはの料金設定は、100円未満切り上げというふうに入れさせてもらいましたが、これは、やはり使用者の側もお支払いする方についても少し細くなるということになりますので、どこで切り上げかということで100円という設定をさせていただきました。

それと、料金でございますが、料金の検討につきましては、これからやっていくということで平成26年中には、この辺のところは検討して、またその結果、改定する場合には早い段階でお示ししたいというふうに考えております。

○議長（八木 栄君） ほかにいかがですか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 私は、第6号議案 吉田町使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定に対して反対の立場で討論いたします。

先ほど企画課長から料金改正への基本的な方針は、消費税増税分を適正に転嫁するという指示を出したということでした。それに関していえば、今回消費税の増税分の転嫁に関しましては、現行料金を1.05で割り、1.08を掛ける、それにかつ100円未満を切り上げるという計算方式で料金を改正しております。例えばこの計算式を用いた場合、現行1,000円が改正後は1,100円となり、値上げ率は10%になります。単に消費税が5%から8%に上げた場合は、価格上昇は2.86%であるに對しまして3.5%の値上げになる。これはとても適正な値上げとは言いがたいというふうに考えます。

加えて、料金設定に関して、町として明確な考えを持っておらず、一貫性もない。

よって、今回の料金改正は見送り、来年10月に予定されている消費税を10%に増税するまでに、使用料に関する町の考えを明確にし、一貫性のある料金体制に整え、消費税アップに対し、適正に対応できる体制を整えるべきであると考えますので、本議案に対しては反対いたします。

○議長（八木 栄君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 私は、賛成の立場で討論します。

まず、この条例による使用料金の制定ということで、今盛んに議論されましたけれども、もともと制定された原資というものが非常に曖昧であって、確かに先ほど言われた近隣の恐らくそれになるだろう、当然そういうような予測はしていました。しかし、これは先ほど新しくできたその次の段階か、またいつかの段階にもう一度今回のこの議論の中で新たに次のステップに向かって踏み込める、そういうものを聞きました。だとしたら、今回の値上げに関して、値上げというんですか、これは基本的には消費税とは見合わないものだと思いますので、僕は48年来、34年間も放っておいたものに関して、今回上げることにしての違和感というのはありませんので、そのかわり先ほど言われたこれを機会にして、しっかりした料金をどういうふうに設定していくのか。利用者、受益の負担という話もありましたけれども、しっかりしたルールを、何かのものとかそういう全てのルールをしっかりとすることの条件で、この案には賛成をしようとは思っています。賛成をします。

○議長（八木 栄君） ほかに討論ありませんか。

7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 私は、第6号議案 吉田町使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論します。

吉田町使用料徴収条例の一部を改正する案は、吉田町中央公民館、これ設置条例に基づいて、目的があって、きちっと設置条例がなされています。それから勤労者会館も、これも設置条例に基づいて、目的を持って運営されていることは理解した上で、今回この図書館の視

聴覚ホールも含めて使用料を国の消費税増税に合わせて転嫁するという事です。

消費税増税法の附則第18条にある経済状況の好転がない場合は、増税の中止、停止を含めて所要の措置を講ずるといように明記されておりますので、今まさに中止を選択すべきだと私は考えております。

使用料に消費税を転嫁することに反対して討論とします。

○議長（八木 栄君） 賛成討論はありませんか。

10番、増田宏胤君。

○10番（増田宏胤君） 私は第6号議案について、反対の立場で討論します。

本議案は、消費税の増税における使用料の改正であります。この際、全ての公共施設における使用料について総点検、総見直しをしてほしいと考えております。

議案における使用料等の改正方法の違いもありまして、引き上げられたことによって影響を及ぼすことがあります。経済の先行き不安にもつながる重要な問題であると考えています。

一方で、平成27年10月から、消費税率が10%に引き上げられることが、税制抜本改革法に定められております。今後の政府の方針や経済状況を見定めることが大切であると考えています。

このような環境に配慮して、安心して使用できるよう、当分の間、現行の使用料を調査、見直し期間として継続し、公共施設の利用度を高め、さまざまな地域の活動に提供し、福祉の向上につながるよう寄与することを求めて、反対の討論といたします。

○議長（八木 栄君） 賛成討論はありますか。

それでは、ほかに討論はありますか。

1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 1番、増田です。

私も今条例に対しまして反対の立場で討論させていただきます。

今回の条例改正によって、使用料を上げるということですが、この中央公民館に関しましては、今後工事に入るといことで、その後料金の設定も新たにできる可能性があるというような話もありました。そういう中で、私はその後改めて料金の改正をするべきであり、今やるべきではないと考えております。

そしてもう一つ、100円未満の切り上げということに関しまして、先ほど来の質疑の中で明確な答えが私の中に届いてきておりませんので、反対の立場で討論させていただきました。

○議長（八木 栄君） 賛成討論ありませんか。

9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 今回の吉田町使用料徴収条例の上程の説明がございまして、今回は一部改正ということで、改正の内容といたしましては、4月1日からの消費税のアップの分を使用料の金額に増額するという内容だというふうに理解しております。

公共施設の使用料というのは、当局からの説明もありましたけれども、本来なら内税であるとか、税抜きであるという趣旨のものとは違うというふうに思います。当局の説明によりますと、当然維持管理の経費がかかる中で、維持管理の経費が8%の増税分をかぶらなければならない、これは町民にとってはそこが負担となるわけでございまして、その分を公共施設中央公民館あるいは勤労者会館の利用者に公平に負担をしていただくというのが本来の考え方だと思います。それに関しては、町内の利用者に対しては、施設の目的を推進するため



に減免措置もとられているということもございますので、このたびの使用料条例の改正に関しては、私は妥当だというふうに判断をいたしまして、賛成といたします。

以上です。

○議長（八木 栄君） ほかに討論はありますか。

2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） 私はいろいろと先輩の意見を聞きまして、反対といたします。

理由は消費税アップだから上げるということよりも、今まで上げていない年数が大分ありますので、ここでしっかりといろいろなものを踏まえた中で料金をとるか、考えていただきたいなど、こう思います。

そういう中で、今ここで上げるのではなくて、もう少しそういう時間を置いて提出していただければと、こう思いますので、今の時点においては反対させていただきます。

○議長（八木 栄君） ほかに。

8番、吉永満榮君。

○8番（吉永満榮君） 8番、吉永です。

私、文化協会と使用させていただいている者の一員でありますけれども、やはりこれから新しい施設になるということでございますけれども、本当に皆様方、いろいろな形で芸能、文化あるいは勤労者会館におきましては青少年の皆さん方あるいは青年の方々も活用していい施設になるということで、理解はできますけれども、やはり国の施策として消費税を上げるということであれば、それは外部から実施をする方々あるいは町内であっても費用対効果を求めて、そこでいろいろな施策を業者もやっているわけでございますけれども、やはりそれは消費税を納めていただいて、公共施設を使うということが、そのほうが正式な手数料というように思いますので、私は今回は国の基準に沿って消費税を上げる、この条例に賛成したいと思います。

○議長（八木 栄君） ほかにどうですか、反対ありますか。

11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） 私は、6号議案 使用料徴収条例につきましては、賛成の立場でいいですね。

○議長（八木 栄君） いいですよ。

○11番（河原崎昇司君） 賛成ということでやらせていただきます。

○議長（八木 栄君） ほかの反対の方が手を挙げなかったからいいですよ。

○11番（河原崎昇司君） いいですね。

同僚議員は、いろいろ御意見があるようでございますが、私も中央公民館は月に2回から3回利用させていただいております。大変身近なところで、使い勝手はいいわけですが、一部これから改築もされるということでございますが、国の施策の中で消費税が4月1日から上がるということでございますが、今回の場合はやむなく我々も承知し、改築まで我慢してもらうのがいいと思いますが、この改正には賛成とさせていただきます。

以上であります。

○議長（八木 栄君） 反対討論ありますか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番、藤田でございます。

私は、第6号議案 吉田町使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論させていただきます。

今回の料金改定につきましては、先ほどの質疑の中で消費税増税分の適正な転嫁に基づく使用料の一部を改正する条例案と判断いたしました。

しかしながら、今回の使用料のアップ分につきましては、100円未満が切り上げといった形で、消費税アップ分以上の値上げとなっております。

そもそも今回の消費税につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税の一部を改正する等の法律により、改正されるものでありまして、その引き上げによる収入というものは、本来の目的は年金、医療及び介護、いわゆる社会保障4経費に充てるものとされております。

町においては、納税義務はありませんが、本来、国が決めました目的に沿いますと、消費税分以上の値上げの使用料の値上げというものは、本来の趣旨に反すると考えます。

また、中央公民館、勤労者会館につきましては、耐震補強で新しくリニューアルする平成27年10月には、消費税10%にアップという形で、今後の税額が変わることも予定されております。

今の議案を可決することによって、27年10月も同じく2%分上がるということが確約されてしまうおそれがあり、しっかりとした議論を行い、吉田町使用料に関しまささまざまな施設に関しまして抜本的な見直しを図り、将来にわたって住民の福祉の充実を図るような施策が行えるようなものの構築を願い、私は反対いたします。

○議長（八木 栄君） 賛成討論ありますか。

ほかに討論はありませんか。

5番、三輪正邦君。

○5番（三輪正邦君） 私は6号議案 吉田町使用料徴収条例の一部改正をする条例の制定について、私は賛成いたします。

随分、この間、いろいろな施設ができてからずっとこのままで来たということは、町がそれだけの皆さんの町民の便宜を図ってきたという中で、そろそろこの時点において、上げて私もいいと思っております。

ですから、私はこの条例に賛成します。

○議長（八木 栄君） 反対討論ありますか。

6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） 第6号議案 吉田町使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論いたします。

先ほど来から、同僚議員から反対の討論が出ているわけですが、計算ですね。1.05で除して1.08を掛けるということで、当然その中で円単位が出るわけですが、100円未満は切り上げということですね。アップ率が3.3から20%のアップ、通常ならば2.86ぐらいならちょうどいいと思うんですが、そういう観点から、ちょっと使用料の考え方が不明確だということの意見がありました。

そういうことで、来年にも10%の上げ時に検討すればいいなということを思います。その間に使用料の見直しをしていただければということをお願い、反対いたします。

○議長（八木 栄君） それでは、これをもって討論を終結します。

採決に入ります。

この採決は起立によって行います。表決において、起立しない方については反対とみなします。

それでは採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八木 栄君） 起立少数です。

したがって、本案は否決されました。

---

### ◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第23、第7号議案 吉田町体育館設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 料金表がございますが、総合体育館、現行料金のほうがわかりやすいんで、それをちょっと質問します。

入場料なしの集会、講演等で18時30分から21時30分、これが1万8,000円になっています。同じように9時から17時は1万6,000円です。夜間のほうが高い料金設定になっています。それに比べて入場料徴収なしのアマチュアスポーツ、入場料金を徴収するアマチュアスポーツ、集会、講演、これはお昼に比べて夜間は安くなっています。なぜこの入場料金を徴収しない集会、講演だけ高くなっているのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 入場料を徴収しない場合のアマチュアスポーツというのは、通常のスポーツで借りる場合でありまして、9時から17時は、その前の9時から12時、13時から17時の倍の計算をしております。それでアマチュアスポーツで夜借りる場合には、この前の昼間の4,000円よりも高い設定をさせていただいております。

一方、集会、講演等というのは、これはスポーツをやらない場合であります。実際にこれを適用するというのはほとんどないんですが、この場合も半日の倍の金額が1万6,000円というふうに設定をさせていただいているところであります。

なお、集会、講演等では電気料をここで使うということで、1万6,000円より高い設定をしているということでもあります。アマチュアスポーツの場合と少し物が違うわけですが、集会、講演等というのは、講演会とあとコンサート等考えられますので、そういったもので少し高くさせていただいている。少しスポーツをやる場合と、本来の使い方と違うというもので高くしているというふうなものであります。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 入場料を徴収しない場合はそういう説明なんですけど、入場料を徴収す

る場合のアマチュアスポーツと集会を比べると集会の9時から17時が6万円、夜間が5万円、値段が下がっています。入場料金を取らない場合は集会の場合、夜は高い料金を取るけれども、入場料金を取る場合は、夜間の場合は昼間より低いというのは、今の説明とはちょっと合わないんじゃないんですか。

○議長（八木 栄君） ここで暫時休憩とします。

それでは再開は55分からはしますので、トイレに行く方は行ってください。

休憩 午後 2時47分

再開 午後 2時56分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

引き続き質疑を続けます。

教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） すみません、先ほどの答弁を撤回させていただきたいと思えます。

入場料の類いも徴収しない場合の集会、講演等、9時から17時1万6,000円が18時30分から21時30分までが1万8,000円ということで増えているということで集会、講演等につきましては、スポーツ以外で使用するためということで申し上げましたが、これにつきましては訂正させていただきたいと思えます。

これの原因につきましては、ただいま確認しているところではありますが、根拠がはっきりいたしませんので、見直しについて少し検討をさせていただきたいというふうに思えます。

以上です。

○議長（八木 栄君） よろしいですか。

○4番（平野 積君） はい。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 第7号議案 吉田町体育館設置条例の一部を改正する条例の制定についてに対して、反対の立場で討論いたします。

反対の趣旨は、基本的に第6号議案で申したものと同じでございますが、第7号議案に關しましては、現行料金設定においても不備があるのではないかとということもありまして、反対させていただきます。

○議長（八木 栄君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 私は賛成の立場で討論します。

先ほどと同じように、この条例が32年間そのまま手をつけていなかったということですね。それまで一度も考えなかった。

それと、この文の中に消費税にこだわっているようですけれども、ちょっと見つけられないものですから、それとこの値上げを機会に、やはり何年間も放っておくのではなくて、これを機会にもっとしっかりした議論を促すためにも、とにかく長い間、放ってあったということに対しての意見として値上げをすることに対しての賛成を表明します。

○議長（八木 栄君） ほかに討論はありませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番、藤田でございます。

第7号議案 吉田町体育館設置条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論いたします。

さきに同僚議員から賛成討論があったわけでございますけれども、過去何年間にわたって設置条例の使用料改定を行わなかったから今回の改定を行ったと。議案内容と違ったような賛成討論でありましたが、今回はあくまでも現行使用料金に対しまして、現行消費税分の1.05を除して、今度4月1日から上がります1.08を掛けた消費税の値上げにかかります料金の改正でございます。

しかしながら、今回の消費税改正に伴う値上げ分よりも10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるという形で、不明確な形で料金体系になっており、先ほど同僚議員が言ったように過去30何年間にわたって料金が改定されなかったことも含みまして、抜本的な料金の使用料の見直しを図るべく、また平成27年10月に消費税が値上げすることも考えまして、社会保障の財源として消費税値上げの趣旨も鑑み、本議案に対しまして反対いたします。

○議長（八木 栄君） 賛成討論ありますか。

9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 9番、大塚です。

私、この条例改正に賛成の立場で討論をしたいと思えます。

さきにも討論いたしましたけれども、公共施設の維持管理には当然経費がかかるわけでございます。4月1日以降、こうした維持管理費が消費税の増税によって増大することが見込まれております。それに対して、施設の利用者から利用料をいただくことについては、当然町民との利用する方と利用しない方との公平な徴収をしなければならないと考えております。

したがって、施設を利用する方からこうした適切な消費税分の利用料をいただくということについては、これは合理的であるというふうに考えております。

100円未満の切り上げ、切り捨てについては議論がございましたけれども、消費税の8%を掛けるということに公共施設はなじまないと考えております。

総論といたしましては、かさむ経費の増大に考えられる経費の増大に対応するべく利用料をいただく、使用料をいただくということで私は理解をするものでございます。

以上をもちまして、賛成討論といたします。

○議長（八木 栄君） 反対討論はありますか。

1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 1番、増田です。

私は、当議案に対して反対の立場で討論させていただきます。

先ほど賛成討論の中で、100円未満の切り上げについて触れられておりましたが、ただ単に消費税の転嫁によって端数が生じたために、100円未満を切り上げるということではなくて、ほかの経費も含んでのことだというような討論というか、お話があったわけですが、それでしたら、この100円未満ということを書き載せなくてもいい、全部それらを改正の根拠として上げていただければそれでいいのではないかと思います。

そういう中で、この条文に対しても、やはりこのままでは賛成できないと考えるので、反対として、討論いたします。

○議長（八木 栄君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） これをもって討論を終結します。

採決に入ります。

この採決は起立によって行います。表決において、起立しない方については反対とみなします。

それでは採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八木 栄君） 起立少数です。

したがって、本案は否決されました。

---

#### ◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第24、第8号議案 吉田町学習ホール設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 学習ホールの使用料収入が平成18年以降、100万円を切っていると。一時は百何万あったんですが、全然増えない状況なんです、そこに関してはどういうふうにお考えになっていますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 18年前までのもののちょっとデータを、100万円以上の料金収入があったわけです。18年以降は100万を切って、そこから戻ることなく数十万の単位でずっと経緯しているということです。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 18年から22年度までのデータを今持ち合わせておりませんでしたので、確認しておりますが、23年度と24年度との間では、確かに利用者数の点ではほぼ横ばいで少し増えているという状況があります。しかし、利用料金につきましては減免等が入るものがありますので、そこら辺で少し若干減っているものがあるかなと、あるい

は民間の方で借りる部分がやはり減っている部分があるかなというところが想像されるころがあります。

長期にわたるデータを持ち合わせておりませんでしたので、申しわけございませんが、以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 料金設定に関して、総合体育館は土日、祝日は表の料金の20%アップと記載されています。学習ホールは平日に対して、土曜日の朝は平日と同じなんです、そのほかは午前中が土日1.4倍、9時から17時だと1万2,000円が1万8,000円になって1.5倍、18時から21時15分は1万円が1万2,000円になって1.2倍、要するに時間帯によって倍率が全然違うわけです。これはどういうお考えでこのような設定にしたのでしょうか。

もう1点、町外の方が利用する場合、体育館は50%アップです。ところが学習ホールは30%アップです。その辺の食い違いというか、考え方の違いというのはいかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 学習ホールの時間によっての率が違うというのですが、これは照明だとか暖房だとか空調ですね。そういったものではないかというふうに今、そこら辺の関係で率を変えているんだと思います。

それと、総合体育館の20%の加算と学習ホールの30%の加算ですね。総合体育館の場合は、土日、祝日に使う場合というのは、ほとんどが大会等で行うというのが多いと思います。特にスポーツの振興の中でこちらについては20%というものの加算を町外の者はしていただくというふうに考えるものだというものであります。

また、学習ホールであります、学習ホールにつきましては、これは大会というよりも、総合体育館のように例えば学生の大会だとか、子供たちのスポーツ大会というのと違いました、学習ホールの場合は大人の方が使うというものでありますので、少し内容が違うということで、率を変えてあるというふうに理解しております。

以上です。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑ありますか。

1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 1番、増田です。

使用料金とは別にちょっとお伺いしたいのですが、条文の中で冷暖房の使用期間という項目があるわけですが、これ暖房と冷房と期日を指定されておるわけですが、期日の指定というのは必ずしも必要なのかなというのがあるんですが、この期日をこのように指定する理由というものはあるんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） これについてはやはりこの季節、例えば暖房を夏に使うだとか、あるいは冷房を冬に使うだとか、ない話であります、そういうものを使わせないというもので期間を設けているというものであります。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 夏に冷房、冬に暖房、冬に暖房を使うことはないというような今答弁ございましたが。

〔「冬に冷房」の声あり〕

○1番（増田剛士君） 冬に冷房を使うことはない。ここ学習ホールということで、何かしらのコンサートというのか、そういうものを民間なりやった場合、非常に観客というか、お客さんが盛り上がって、熱気で暑くなったりとか、あと照明関係で暑くなったりして、冷房を使うということは冬でもあるんじゃないかなというのはあるんですよね。冬と夏という期間でやってあるわけですが、最近の気象情報からいうと春夏がないような状態でここ数年ありますよね。そういう中で、これで本当にここへ規定しちゃっていいのかなど。自分的にはここまで規定する必要はないのかなと考えております。

前のそれこそ制定された時期がもうずっと何年も前の話であるとする、ここでせっかく改正するのであれば、そういったところも見直しをして、改正していくべきであると考えますが、いかがでしょう。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） あくまでもこれは基準でございまして、やはりこのように使っていただくということで考えているものでありまして、確かに異常気象等がありますが、例えば夏に暖房を使うだとか、冬に冷房を使うといった例は、今まではありませんので、これは異常気象がかなり続くということで、恒常的にこれ以外の期間であっても暖房を使いたいあるいは冷房を使いたいということが明らかであれば、そこは見直す必要があるかと思いますが、現状ではもう少しこれは勉強させていただきたいというふうに思います。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようなので、これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 私は第8号議案 吉田町学習ホール設置条例の一部を改正する条例の制定についてに対して、反対の立場で討論いたします。

反対理由といたしましては、基本的に消費税の5%から8%に上げる増税に対して適正な転嫁ではないと。高いそれ以上の値上げをしているということ及び使用料と経費とか、使用料設定に対する町の基本的な考え方が明確ではないということと、質問でもお話ししましたが料金設定というところに一貫性がないというところに対して反対の理由といたします。

○議長（八木 栄君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 第8号議案の学習ホール設置条例の一部を改正する条例の制定について賛成の立場で討論をします。

この学習ホールに関しても、昭和60年6月11日が料金の最終設定です。それから29年たって、もう29年間一度も上がっていないということですね。

それと、消費税の問題と料金設定の問題に対しては、私の中ではやはり同列のニーズがないというか、関係がないと思っております。だから、今まで29年間も上げてこなかった。

今回この料金を上げることによって、この議論が深まることを期待しておりまして、そういう意味で賛成の討論といたします。



○議長（八木 栄君） ほかに討論はありませんか。

7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 私は、第8号議案 吉田町学習ホール設置条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

吉田町の学習ホールの設置については、町民の総合的な教育活動を高め、健全で社会性に富む町民意識の涵養と自主的な町づくりの活力を養成し、町民福祉の増進に資するため、生涯教育の施設として吉田町学習ホールを設置するというふうな条例で設置されております。

今回、私は消費税を転嫁するという1点で、反対をしています。今回この町の転嫁する議案については賛成できないので、反対をいたします。

○議長（八木 栄君） ほかに討論はありますか。

9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 9番、大塚です。

この学習ホールの設置条例の議案でございまして、公共施設には当然維持管理費がかかります。4月1日以降、消費税が上がることによって、もちろん維持管理には民間業者をお願いしているわけですから、施設の維持管理費というのが増大をされることが確実になっております。

そうした中で、それを利用者の方に一部負担をしていただくというのは、基本的に私は当然なことだというふうに考えております。

そして、減免措置ももちろんありますので、本来の公共施設の目的も達成できるということと考えておまして、したがって、政府が決めた消費税の増税によりまして、増大する公共施設の維持管理費を少しでも公平という観点で、利用者とそれから利用されない方々、ここの均等、公平性を保つべきだと考えております。

端数切り上げは合法という考えを持っております。むしろ、端数切り下げのほうが問題でございまして、民間事業者の場合は、これは端数切り下げもあろうと考えますし、1円単位ということも考えられますが、あくまでも公共施設の利用料金というふうに考えれば100円単位ということは、それは理解できることとございまして、私はむしろ消費税アップによって増す経費、これを賄うべきの財源確保を図るべきという考えを持っておまして、今回の議案には賛成をいたします。

以上です。

○議長（八木 栄君） 反対討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） これをもって討論を終結します。

採決に入ります。

この採決は起立によって行います。表決において、起立しない方については反対とみなします。

それでは採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八木 栄君） 起立少数です。

したがって、本案は否決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第25、第9号議案 吉田町展望台小山城設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 今回の値上げに関しましては、消費税が5%から8%に上がることによって経費のアップ分が12万円になると。それを全て入場料に転嫁するというふうな話を聞いているわけでございますけれども、1万2,000人いらっしゃるわけですね、入場者。5%入場者を増やせば、そのアップ分は解消されるわけですが、小山城の入場者を増やすというような施策というのは考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長（山村丈太郎君） かねてより申し上げておりますけれども、現在、小山城従来どおりの陳列物で確かに魅力が半減しているのは事実でございます。そのために小山城をもっと魅力あるものにしていきたいということで、課内は当然でございますが、観光協会また魅力創造委員会等、御意見聞きながら、2回目を訪れていただけるような施設、それから子供が喜んで登りたくなるような施設ですね。そのようなものを目指しまして、お金もちょっとないものですから、その辺はアイデアで、例えば富士山ですね。町内から見える富士山の写真を飾ったりとかいうのも課内で検討しております。いかに魅力ある施設にして、来ていただくかというのが今後の課題になっております。ぜひ議員の皆様もいいアイデアがありましたらいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 今の12万円を入場者に転嫁するというのは、1万2,000人の入場者が減らないというのが前提で、それで転嫁できるというお話ですが、基本的に私は入場者数、料金をそのままにして入場者数を増やしたほうがいいと思うし、入場料を上げることによって入場者が減ると、これはまた入場料金が減るわけですね。その辺に関して今のままで入場料を上げたとしても入場者数は維持できるというふうに考えた理由は何でしょう。

○議長（八木 栄君） 産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長（山村丈太郎君） 今現在入場者というのは、町外の方がほとんどでございます。あそこまで来まして10円高いからやめるとい方はほとんどいないのではないかと。甘い考えかもしれません。ほとんどの施設が今300円から500円ですね。小山城自体は昭和62年にオープンして以来、先ほどの話もありましたけれども、二度の消費税も料金改定は行っておりません。果たして200円というものが現在の施設に対して高いか安いかというのは、それぞれの判断でございますが、今後はぜひ先ほども申し上げましたように内容を充実して、例えば300円でも喜んでくるようなそんな施設にしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番(平野 積君) 今、展望台小山城にかかっている経費というのが1,500万から1,600万ぐらいということですよ。それに対して入場料が約10%の160万から180万ぐらいで推移しているわけですが、経費の中の入場料に係る割合というのは10%ぐらい、今回経費のアップ分、全てを入場料に転嫁するというのは、何かちょっとおかしいなということがあります。やはり経費は基本的には町が持って、1割程度は入場料としていただくというようなお考えであれば、上げることなく今のままでしっかり人数を増やすほうがよろしいかと思うんですが、要するに消費税分に対して200円が210円ということは5%で、100円が110円ということは1割上がっているわけですよ。消費税を適正に転嫁するということからすると、やはり高い増税率になっているんですが、そこに関しては。

○議長(八木 栄君) 産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長(山村丈太郎君) それこそ算定方法につきましては、先日も御説明いたしましたけれども、8%になって12万4,932円ですね。これを町のほうが一括して消費税分は適正転嫁しなさいというふうに財政のほうからも各課に出まして、そちらのほうの転嫁方法を考えたわけですが、調べましたらいろいろな方法がございまして、先ほどもありましたけれども、1.05で除して1.08を掛ける方法とかいうものがありまして、うちのほうもいろいろな算出方法を検討しました。その中で不足分をいかにして補填できるかということで、先ほどの方法ですね。入場者数1万2,867人で割ったのが1人当たり9.63円ということで10円ずつの転嫁になったわけですが、ほかのやり方でやりますと、切り上げですと大人、子供、200円、100円のそれぞれの率でやりますと220円、110円になったりとか、それ以上に上がってしまいます。また、1万2,867人で有料の入場者数は約1万人ですね。二千数百人は、これ減免対象ということで、無料で入場してもらっています。それでその1万人に無料分を転嫁するのは、ちょっとおかしいという考えで、無料分につきましては町が負担したいということで、1万2,867人で割ったわけですが、そういったわけで適正な転嫁であるかと思っています。これ以上、経費が上がると、やはりちょっと上に問題が出るというような関係がございまして。

以上でございます。

○議長(八木 栄君) 4番、平野 積君。

○4番(平野 積君) 最後にしますけれども、ほかの施設の料金改定をやっています。そこにおいて経費を増加分全て使用料とか入場料に転嫁するという考えは、今まで教育にないと思うんですよ。小山城だけ消費税のアップ分を全て入場料に転嫁するというのは、小山城独自の考えなのか、町としての考えとは違うわけですよ。そこにちょっと一貫性がないかなと思うんですが。ほかの例えば体育館とか経費が上がるんだけど、それを全て使用料に転嫁しているわけではないと思います。ところが小山城はアップ分を全て入場料へ転嫁すると。今後もそうしていく考えなのか。

○議長(八木 栄君) 産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長(山村丈太郎君) 実際に経費的には、今まで440万ほどかかっています。これは人件費とそれからその他ですね。植木の剪定等は除いてあります。現実にかかる電気料、水道料等が440万くらいかかっているということで、実際先ほど議員さんもおっしゃられたように、その他を入れると千数百万の経費になっております。その中でやはり来た方に応分負担をしていただくということで、このアップ分を負担してもらうというのは適正だというふ

うに考えております。

以上でございます。

○4番（平野 積君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 私は第9号議案 吉田町展望台小山城設置条例の一部を改正する条例についての制定についてに対して、反対の立場で討論いたします。

入場料金の改定は、大人200円を210円に5%アップ、小人100円を110円に10%アップしようというものであり、消費税5%から8%への増税分2.86%を超えた料金改定であると。消費税増税による経費アップを全て入場料に転嫁しようとするもので、適切な消費税増税とは言いがたいというふうに私は考えます。

展望台小山城は、入場者数の増加がない状態において、入場料を上げ、入場者が減少すれば、観光振興の観点から費用対効果はマイナスに向かいます。入場料を上げることなく、入場者を増加させる施策を打ち、消費税増税分の経費増加を解消させるべきと考え、本議案に対して反対いたします。

○議長（八木 栄君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

8番、吉永満榮君。

○8番（吉永満榮君） 吉永です。

それこそ小山城の関係で、第9号議案 吉田町展望台小山城設置条例について、賛成の立場で討論をいたしますが、小山城につきましては観光施設ということで、非常に設置以来、長い間、中身はほとんど変わっていないということでございますけれども、やはり今課長が言われるように、町外からの方が多くございまして、実際いろいろな形で施策を変えれば、また入場者も利用者も増えると思っておりますけれども、現況では200円を210円ということですが、他町から比べて、ほかの施設から比べて入場料の200円は格安であるというような形も私は思っています。

ぜひ条例の改正どおり、観光施設も他市町村から見える方もありますので、200円が210円になっても理解していただけるんじゃないかと思えますし、改めて中身を見直し、それよりも料金よりも観光施設としての内容を見直し、そして大勢の方があそこの山へ登ってもらえると。階段を上ってからあれ10円高いから帰ろうかという人はないと思うんですけれども、そういうことでこの条例は規定どおり210円にすることで賛成して、討論といたします。

以上です。

○議長（八木 栄君） ほかに討論はありませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番、藤田和寿でございます。

私は、第9号議案 吉田町展望台小山城設置条例の一部を改正する条例の制定について、

反対の立場から討論させていただきます。

小山城設置条例の設置目的は、吉田町における伝統的文化の継承と育成を図り、もって創造性に満ち、健康で豊かな人間形成に資する生涯学習の施設として、あわせて観光の用に供するため、吉田町展望台小山城を設置するといった形で目的が掲げられております。

平成26年度当初予算におきましても、観光資源の発掘という形でさまざまな施策が図られております。キャラクター、魅力創造委員会、交流拠点創造等々、展望台小山城は吉田町の観光のシンボルでございます。

今回、本議案にかかわります使用料の改定は、消費税の5%から8%にアップする内容ではございますけれども、その全てがこの使用料に賄うということで、町が持っている方向性という観光を切り口に、すばらしい町づくりをやるという新たな施策を考えるに当たり、やはりこれはプレーキになると考えます。さまざまな施策をもって入場数を増やすことが本来の目的であり、また消費税分アップ以上の値上げに関している本条例に対しまして反対いたします。

○議長（八木 栄君） 賛成討論はありますか。

1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 1番、増田です。

私は、本条例に対して賛成の立場で討論させていただきます。

本条例は、消費税の値上げというのは外部的なものであって、算出方法がこれまでの6号議案、7号議案、8号議案とは違いまして、全てを転嫁してくるという形ではあるんですが、本当の必要経費をぎりぎりのところでもう10円ずつ上げているというように私は解釈しております。

これ200円が210円になったからといって、それこそ入場者数が極端に減るというようなことは考えられるものではありませんし、それよりももっと内容を充実して今後リピーターを増やしていくという方向で考えていただきたいと思います。

そういう中で、今回の改正には賛成したいと思います。

○議長（八木 栄君） 反対討論はありますか。

7番、佐藤正司君

○7番（佐藤正司君） 私は9号議案 吉田町展望台設置条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論します。

展望台小山城の入場料の値上げの要因というのは、国の消費税増税に伴うものだと認識しております。

入場料は少額ですけれども、今回消費税の転嫁というものについては、私はする必要がないというか、消費税自身を中止すべきだと考えておりますので、この原案には賛成できません。

反対討論いたします。

○議長（八木 栄君） 賛成討論ありますか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

私は第9号議案 吉田町展望台小山城設置条例の一部を改正する条例の制定についてを、料金改定の賛成の立場で討論します。

まず、料金と消費税、なかなか合致しにくいものがありまして、今それともう一つ、この場で、リピーターをやるための10円値上げすることによって頑張ります。新しいものを作ります。そういう一つの約束事を信用して、賛成の立場として討論いたします。

○議長（八木 栄君） 反対討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） これをもって討論を終結します。

採決に入ります。

この採決は起立によって行います。表決において、起立しない方については反対とみなします。

それでは採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八木 栄君） ただいまの採決については、起立者の多少の認定が困難です。

したがって、会議規則第77条第2項の規定によって、本案については無記名投票で採決します。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 3時42分

再開 午後 3時45分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

これから第9号議案 吉田町展望台小山城設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（八木 栄君） ただいまの出席議員数は13名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、増田剛士君及び2番、杉本幸正君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（八木 栄君） 念のために申し上げます。

本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載いたしますようお願いいたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

立会人は点検をお願いします。

[投票箱の点検]

○議長（八木 栄君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番議員から順番に投票をお願いします。

[投票]

○議長（八木 栄君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（八木 栄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人には、開票の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（八木 栄君） 選挙の投票結果を報告します。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票0票。

有効投票のうち賛成6票、反対6票。

以上のおりです。

賛成、反対が同数です。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本案に対して採決します。

本案について、議長は否決と採決します。

したがって、本案は否決されました。

---

#### ◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第26、第11号議案 吉田町健康福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番、平野 積君。

○4 番（平野 積君） 確認ですけれども、デイサービス施設で一応期間が1カ月に満たない場合は、日割り計算として100円未満の端数を生じるときはこれを切り捨てるとなっていますが、この理由は何でしょう。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 1カ月未満に満たない場合というのは、使用者が変更になった場合になりますので、そうした場合には切り捨てをさせていただくということになります。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（八木 栄君） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第27、第12号議案 吉田町学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 12号議案 吉田町学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論します。

学校施設使用料の値上げの要因は、消費税増税に伴うもので、私は消費税法の附則第18条に、経済状況の好転がない場合、増税の停止を含め所要の措置を講じると明記されているように、今は景気は好転していないと思っております。

したがって、中止を選択するというのが町民の立場だと考えます。町の転嫁の議案には賛成できません。

以上、反対討論とします。

○議長（八木 栄君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 第12号議案 吉田町学校施設使用条例の改正について賛成をいたします。

4月1日以降、政府の決定によりまして消費税率が8%に改正されることに伴い、町の公共施設の維持管理費もそれに伴って増額されることが見込まれております。その利用者に応分の負担をしていただき、少しでも町の財源確保につながり、もって町政の健全運営につながることを理解いたしまして、適正な改正だと判断いたしました。

もって、賛成をいたします。



以上です。

○議長（八木 栄君） ほかに討論はありませんか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 私は第12号議案 吉田町学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定についてに対して、反対の立場で討論いたします。

今回の消費税増税分を適正に転嫁するということに対して、町が用いている計算式は100円未満を切り上げるという条件つきでありまして、実際に値上げ率が2.86%以上の値上げになっているということから、反対いたします。

また、その料金に関して当町としての基本的な考え方、また他の施設との一貫性という点で欠ける部分があるので、これについても反対の理由といたします。

以上。

○議長（八木 栄君） ほかに討論はありませんか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 3番、山内です。

私もこの学校の使用条例に関しては、賛成の立場で討論します。

この建物の現行金額制定年月日、最終年月日が平成15年3月でありまして、もう18年以上もやはり議論をされずにそのまま放置されていると。その中で、やはり消費税と料金の制定のものに関してのなじみというんですか、そういうものが余り感じられない。余り僕の中では考えられないし、その料金の今回の値上げをして、そして今まで18年間も放っておいた、考えなかった使用料の議論ですね。それが今回を境にして始まればいいと、そういう意味で賛成します。

○議長（八木 栄君） ほかに討論はありませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番、藤田和寿でございます。

私は、第12号議案 吉田町学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論いたします。

今回の使用料の改正に関しましては、あくまでも社会財源に伴う4財源を措置する消費税値上げ分の国の方針に従って行うものであり、過去において何年間使用料が変わらなかったという論点の内容とは異なるものであります。

今後において、使用料に関しましては、しっかりとした町の方針のもと、見直しを図られたく、今回の消費税値上げに伴う使用料の値上げには反対いたします。

また、消費税の適正な転嫁と国の方針も出ており、さまざまな民間業者においては、国の監視の中、適正な消費税アップの転嫁を図っております。

今回の使用料の改正におきましては、公共料金という論点もあるかもしれませんが、100円未満は切り上げていると、そういった見地からもしっかりとした見直しを図っていただき、平成27年10月以降に予定されております改定に合わせて使用料の体系の見直しがあることを希望し、反対討論といたします。

○議長（八木 栄君） 賛成討論はありませんか。

11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） 11番、河原崎です。

12号 吉田町学校施設使用条例の一部改正、私は賛成の立場で討論をいたします。

この条例制定も10年少したっておるわけでございます。学校の施設、これは子供たちあるいは一般の方も使用する中で、使用する方、しない方の公平性を持って改正をすることに賛成でございます。

端数の切り上げも同僚議員もいろいろ言われるわけですが、それも一つの手法と、このように思います。見直しをするのは、今が適當ではないかと、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（八木 栄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） これをもって討論を終結します。

採決に入ります。

この採決は起立によって行います。表決において、起立しない方については反対とみなします。

それでは、採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八木 栄君） 起立少数です。

したがって、本案は否決されました。

---

### ◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第28、第13号議案 消費税率及び地方消費税率の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 第13号議案 消費税率及び地方消費税の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、反対の立場で討論します。

消費税率及び地方消費税の改定に伴う関係条例の整理に関する条例は、公共下水道料金など9項目あり、消費税増税に伴うものです。

私は、消費税の転嫁は今回見送るべきだと考えておりますので、この町の転嫁の議案には賛成できません。

以上、反対討論とします。

○議長（八木 栄君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番、藤田和寿でございます。

第13号議案 消費税率及び地方消費税率の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、賛成の立場から討論を行います。

今回の議案は、消費税の改正に伴います5%から8%に關します手続、手数料の改定でございます。

町は、消費税の改正に伴い、適正な消費税の転嫁という指針のもと、各条例を見直してあるわけでもございまして、本条例、関係条例に關しましては、あくまでも外税の表記でもございまして、今回の国が行います社会保障4経費に伴います消費税値上げの趣旨等を鑑み、合致した改正であると考え、本議案に對しまして賛成いたします。

○議長（八木 栄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） これをもって討論を終結します。

採決に入ります。

この採決は起立によって行います。表決において、起立しない方については反対とみなします。

それでは、採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八木 栄君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第29、第14号議案 平成25年度吉田町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番、藤田でございます。

最近の新聞でございますけれども、2013年度特別交付税決定額という形で、吉田町が昨年度対比でございますけれども、37.2%減といった形での特別交付税決定になっております。

また、市町村に制裁、補助減額といった形で、地方方針の分権逆行という形で公務員給与をカット拒否した団体にはという形での記事も出ておるわけでもございまして、その辺を考えまして、今回の交付税措置の内容につきましてどのような影響があったかということにつきまして、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 今年度の特別交付税の交付の内容でございますが、当初補正予算の計上には間に合いませんでしたので増額はしておりませんが、3月期交付で7,393万1,000

円という額が交付されておりました、年間では総額1億2,927万3,000円という額になっております。ただ、前年度と対比いたしますと、藤田議員おっしゃられたとおり、37.2%の減ということになります。この特別交付税の算定に当たりまして、特に今回の特別交付税算定資料から見 ていきますと、給与の減額をしなかった場合の措置というような項目が施されていないというのが実態でございます。今回主に交付の要因として大きくかかわっておりますのは、災害復旧関係ですね。雪の関係とか、除雪費、台風暴雨災害、それから東日本大震災関係、それから地域医療の確保、地域交通の確保、そうしたところが大きく取り上げられておりました、その他の要因の中に給与の減額等の算定は加わっておりませんので、そうした影響はないというふうに思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 34ページでございますけれども、保育園管理費で臨時職員賃金が800万円の減額になっております。これは想定している保育園児の人数の減少等々に伴う減額だと思われるわけでございますけれども、新たに26年度、すみれ保育園が開園し、新たな障害児を対象にした園もオープンするわけでございます、その辺の減額になるのもいいんですけれども、保母さんの手当という見地からある程度のものをしていかなきゃならないと思うんですけれども、その辺については雇われる方々たちも生活があって、ある程度のものを守っていかなきゃならないという中で、その辺の配慮とか、その辺のところに対しましては、この減額を行ったことによって、必要以上のものはすることないですけれども、やはり今回少し休んでいただいた間にほかへ行ってしまって、また来年の確保ができないといったようなことであると困りますので、多分保育士さんに関しましては面接等を行って、来年の予定等々も26年度始まるわけでございますので、確保されていると思うんですけれども、その辺も含めた減額の内容について御説明をお願いします。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 保育園の臨時職員の減額につきましては、当初の保育園の児童数によって、保育園の保育士の人数が決まっております。したがって、当初設定した人数よりも保育園の入所人数が若干減ったということでありまして、これに伴った臨時職員の減ということでございます。したがって、現在います職員を減らすという目的で減額したわけではございません。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） そうしますと、当初に設定した人数という形でありますけれども、来年に関しましても継続して、その辺のところはしっかりした配慮を持って、実際800万の減額ではありますけれども、当初に設定した金額であって、25年度、今までにおいて雇い入れた人たちを一時帰休じゃないですけれども、休んでいただくような格好の配慮はなく、うまくローテーションを組みながら、雇用を守りながら保育の増進を図っていったということによろしいですか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 臨時の保育士につきましては、年2回ほど面接をやっております。本人の意向も十分考慮しながらやっておりますので、本人が継続という意思があれば、

当初保育園のみならず、保健の配置も含めた中で考えております。したがって、4月から本人の希望によって雇用を打ち切るということは今考えておりません。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 次、42ページでございます。健康増進事業費742万7,000円、これは健診の実績に基づいての減額だと思われるわけでございますけれども、先の議案で国保税の値上げという形で高額医療諸費の高騰という形で、やはりその値上げする料金、税の改定をするからには、やはりこのような健康増進事業という形の健康づくり事業も含めてでございますけれども、しっかりとしたケアが必要だと思われるんですけれども、この減額になった理由というのは、いらっしゃらなかったということにはなると思うんですけども、その辺のかじ取りについてどのような形で、たしか無料クーポン券も配っているわけございまして、新たな施策を行って、今回のこのような形で大幅なのかどうかわかりませんが、その辺につきまして担当課の所見を、答弁求めます。

○議長（八木 栄君） 健康づくり課長、生田仁美君。

○健康づくり課長（生田仁美君） 今回の減額につきましては、がん検診の中で乳がん検診につきまして、当初対象者が国のほうから示されておりましたものが政権の交代によりまして変わりました。最初の対象者は乳がんのクーポン券の対象につきましては、40、45、50、55、60、それから46から49、51から54、56から59ということでございました。ところがこの最後のほうの46から49、51から54、56から59を対象から外すというようなことで、制度のほうが変わりまして、こちらの分のがん検診の対象者が減ったということで、当初の予算に計上しておりましたものと検診の対象者が変わったということで、この分を減額させていただいた分が300万円、それから同時に子宮がん検診を行っておりますので、乳がん検診の対象者が実は今年度だけ対象を増やすということだったものですから、これに引っ張られて一緒に受けて増えるのではないかとということで、同様に子宮がん検診の予算を増額しておりました。これも対象者が元に戻ったということで、これが170万円見込みよりも少ないということでこれを減額しておりますが、実は25年度の実績がほとんど今出てきているところでございますが、24年度よりも乳がん、子宮がん検診の受診者は増えております。当初の予算の対象者が多く見積もったということで、ここの分の対象が変わったということで減額をさせていただいております。

なお、今回、複合がん検診とか総合がん検診ということで、がん検診を一遍にやるということ新しい試みでやっていたわけですが、ちょっとこの周知が難しく、私たちが見込んだほどに大腸がんと肺がんの検診の対象者が来なかったものですから、そこの分を100万と90万ずつ少し残りそうだとということで、この分も減額させていただきまして、合わせてこのような金額になっております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） そうしますと、町の事業としては目標以上の成果を発揮して、療養給付費が国保において平成25年度相当増えておるわけでございますけれども、予定された事業メニューを行って健康の増進を図っているといったことが確認できましたので、また来年度以降もますますの健康づくりと療養給付費の削減を目指して、健康増進事業の推進を求め

たいと思います。

以上です。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第30、第28号議案 吉田町と静岡市との間の消防指令業務に関する事務の委託についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） この静岡市との契約につきまして、委託の継続とか廃止に関する条文が附則の3の会計処理に関してしか入っておりません。私の常識としては、契約に関しては継続とか廃止というのを条文の中に入れておいて、申し出がない限り継続するとか、そういう文言が入ってもいいと思うんですが、それが入っていない理由は何でしょう。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） この規約につきましては、自治体間における事務の委託に関する規約でございますので、あらかじめ廃止の時期を決められるようなものでもなくて、一旦委託をした段階では、周期を設けずに事務委託を継続するという前提で事務処理をしているものでございますので、廃止を前提としたものはないわけでございますが、附則の中には協議の結果、廃止をした場合の経理に関する部分だけは盛り込もうということで、盛り込んだ次第でございます。廃止は、全く今のところでは念頭にないという状況です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 今現在は念頭にないということですが、実際にやってみると話が違わないかというようなことがあって、こちらから、例えば静岡が言い出すかもしれないし、吉田が言い出すかもしれないんですが、やはり廃止の話し合いをすると、そこは契約関係なく話し合いによって規約を廃止するというような形になってくるというふうに考えてよろし

いんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 実際に行ってみて、想定と異なるというような場合もあろうかと思いますが、そうしたことがないように総合情報システム指令関係の事務委託の条件等もかなり詳細に詰めておまして、それで今回、今当初予算でお認めいただきます経費についても、当初想定したものよりは大幅下がっていると。それでその下がった状態で34年までは担保する手段も講じると、こういうようなこともございますし、想定できない悪条件になるようなところは、できるだけ今のうち詰めた中で進んでおります。

それでもまだちょっとこちらの意に沿わないというようなものがあれば、そのときに6条に協議の機会も設けてございますし、協議を行った中で、それで関係構成市町全体でまたこの規約を変更する場合には、議会の皆様方にもお諮りをすると、こういう手続になりますので、勝手に廃止したり、どうのこうのということができない中でお認めをいただくということになります。ただ、意に沿わない場合の救われる方策はちゃんと持っておりますので、御了解いただきたいと思います。

○4番（平野 積君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑ありませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番、藤田でございます。

今同僚議員からの質問の中で、議会との兼ね合いという形で、この規約の内容に関する内容が変わった場合ということでありますけれども、債務負担行為で行っているわけの関係ではございますけれども、議会との兼ね合いというのは、今後の当初予算、決算において、26年度以降ですけれども、どのような形で議会との兼ね合いが出てくるか、説明を求めます。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 今回の消防指令業務の事務委託に関してこういう規約関係は、全て議会の御承認をいただくと、こういうことになりまして、あと毎年委託料という形で消防指令業務以外でも消防業務全体に関して、また委託をしていくということになりますので、もろもろの委託に関するものについては、全て議会の御承認をいただくと。それと委託ができ上がった段階でも、委託料というのが予算に毎年計上されてまいりますので、その段階では議会の御承認をいただくと、こういうようなそうしたかかわり方をさせていただくということになるかと思います。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

きょうの朝刊に国のほうから、この広域消防に関しましてあるいろいろなさまざまな地区が認められて、新たなメニューでもって補助されるような形での記事が載っていたんですけども、それについて非常に追い風だという形で、うちの町も早くこういった広域からの形でやっていくということで、消防の広域化、近代化の流れに乗っていると思うんですけども、国からの求められるものというのは、今回のこういった規約もしっかりとした整備に間に合ったと、全国的なメニューの中でうちの広域化というのは進度的には、どうなんでしょうか。できれば今日の新聞の記事の内容も補足をいただきながら説明を求めたいと思います。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） もともと消防救急広域化の広域化実現の時期というのは、平成25年を目指していたわけですが、非常に全国的な動きが伴っていないということから、31年に延びたということがあります。この静岡地域消防救急広域化についても、当初の国の方針からいたしますと遅れていたということだったわけですが、国の方針がまたさらに変わったということから、静岡地域消防救急広域化についても、国の目標年次以前に広域化できるという広域化になります。

それで、広域化の運営計画もでき上がりました。それによって重点地域を指定していくというようなこともございまして、その重点地域に指定されますと、例えば消防車の購入費用とか、消防庁舎の整備費用とか、そうしたものが補助対象になってくるということで、進み方としては、全国の中でも早目で、有利な国のメニューには乗ることができるようなタイミングでの広域化であるというふうに判断しております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 最後にします。

うちの吉田町と静岡の広域に関しては、重点化に乗ったということでもいいんですよ。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） まだ乗ってなくて、静岡市が中心になって、重点化に指定されるべく今事務処理を進めているという段階でございます。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第31、第31号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。



質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり適任とすることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり適任とすることに決定されました。

---

#### ◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第32、第32号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること  
についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり適任とすることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり適任とすることに決定されました。

ここで資料配付のため、暫時休憩とします。

休憩 午後 4時30分

再開 午後 4時31分

○議長（八木 栄君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

---

◎日程の追加

○議長（八木 栄君） お諮りします。

お手元に配付のとおり、議会改革特別委員会委員長、藤田和寿君から発議案第2号 吉田町議会基本条例の制定についてが提出されました。

これを日程に追加し、順序を変更して直ちに追加日程第1として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、この議案を日程に追加、順序を変更し、直ちに追加日程第1として議題にすることに決定しました。

---

◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 追加日程第1、発議案第2号 吉田町議会基本条例の制定についてを議題とします。

本案について提出者、藤田和寿君の趣旨説明を求めます。

議会改革特別委員会委員長、藤田和寿君。

〔議会改革特別委員会委員長 藤田和寿君登壇〕

○議会改革特別委員会委員長（藤田和寿君） 発議案第2号 吉田町議会基本条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

平成26年3月25日。

吉田町議会議長 八木 栄様。

提出者 議会改革特別委員会委員長 藤田和寿。

以下、趣旨について朗読いたします。

吉田町議会基本条例は、前文から20条になる条例構成になっており、第1章、総則、第2章、議員活動、第3章、議会活動、第4章、町民と議会との関係、第5章、議会と行政との関係、第6章、議会改革の推進、第7章、最高規範性及び確認・見直し手続となっております。

内容につきましては、議会の最大の使命は、二元代表制の一翼を担う議事機関として、常に町民の福祉の向上と町の発展を第一義とした最良の意思決定を行うことを確認し、この使命を達成するため、議会は、町民へ情報提供及び町民との意見交換を活発に行い、その前提に立って議員相互の徹底した議論を十分に尽くすこととする。また、議会を構成する吉田町議員は、町民の負託を厳粛に受け止め、常に町民の代表者であることを自覚し、質の高い議会活動を通じて、町民にとって最良の意思決定を導く責務がある。

議会及び議員の責務を全うし、誰もが「住んでよかった・住みたくなる町」の実現に向け

て、常に最良の意思決定を行うことができるように、議会及び議員の活動原則並びに議会運営の公開性、公正性及び透明性を担保するために吉田町議会基本条例をここに制定するものである。

以上、趣旨説明といたします。

○議長（八木 栄君） 説明が終わりました。

これから発議案第2号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。議員、御苦労さまでした。

討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議員派遣について

○議長（八木 栄君） 日程第33、議員派遣についてを議題とします。

会議規則第123条第1項の規定による議員派遣については、お手元に配付した議員派遣の件のとおり、現時点で期日等が確定している行事について派遣したいと思います。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認め、議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに決定しました。

---

#### ◎議会閉会中の継続調査について

○議長（八木 栄君） 日程第34、議会閉会中の継続調査についてを議題とします。

産業建設常任委員会委員長から所管事務調査について、議会運営委員会委員長から所管事務調査について、それぞれ会議規則第71条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、議会閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

### ◎町長挨拶

○議長（八木 栄君） 以上で平成26年第1回吉田町議会定例会の全ての日程が終了しました。閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員の皆様におかれましては、当局が出した議案のうち、一番大事な一般会計予算、それから吉田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてということで、参事職の設置がここで決まったわけでございます。

皆様、御承知かどうかわかりませんが、吉田町はこれから26年度からはっきり申し上げて胸突き八丁、一番苦しい時期をこれから迎えます、はっきり申し上げて。

それは二つございまして、一つは、津波防災町づくりで一丁目一番地というものが津波避難タワーの建設ではありません。要は大井川の堤防のかさ上げであるとか、海岸防潮堤のかさ上げ、それから漁港施設の強化、それから水門施設であるとか、国・県がほとんど事業するものになりますけれども、単純な話、国交省の推奨、財務省、そんなところに、これは県に関係するわけでございますけれども、全てこれそれぞれの今申し上げたところが、事業に乗り出してくるわけでございますけれども、そこが恐らくそんな遠くない日に始まると、私は思っておりますけれども、そうやってまいりますと、本当にこの町は大変な時期を迎えます。

それと同時に、もう1点は、昭和56年から平成元年でございますか、この間、職員の採用抑制ということがこれに伴って、基本的に異常な問題がおきます。幹部職員の若年化の問題と同時に、今度はそのマイナスの効果がございまして、人事の停滞と、同時に起こります。非常に難しい時期を内部体制というものが非常にもろくなる可能性があります。

先ほど藤田議員から、このような状況が生まれたのは、私のせいだと言われましたけれども、まさに言語道断でございまして、基本的にこれらのものはもうずっと前から決まっております。平成17年度にフラット制を敷いたのは、予備的ないわば対応策でございまして、単純な話、若い人を当然、大体今でいうと9年後ですね。10年後を目指して若い人をある程度、管理的なものを付与する必要があると。管理職的なものをある程度体験させる必要があると。というようなことで統括にいわば管理職というようなものを付与させた。それから9年後ですね。今彼らは、基本的には課長補佐であるとか、統括の風体になってきております。基本的には初期の目的は達しましたので、これからは現実に課長になる人間が、物すごい若年の者が出てまいります。そうしたときに時間というものが非常に大事なものでございまして、単

純に若くしてなつたと。それまで全て課長職をいわゆるできるまでのことをやっておくとはっきり申し上げて、これ不可能でございます。人間を養成する場合、必ず時間というものがある大きなファクトになってまいりますので、そういう部分の中でこれから若年になってまいりますと、課長をやるときのいわばノウハウであるとか、スキルであるとか、そういうものを伝授する者が連続している場合はいいんですけれども、一挙に若返った場合は、そういうことをやるスキルの授受であるとか、そういうことはほとんどできません。

そういうようなことから考えると、参事職を置いて、当然のことながら、そういう人材育成を図らなきゃならないと、これが本当の時期でございますして、来年度からそういうふうな課長の交代が行われるわけでございますので、26年度当初からやると。27年度、1年前からやると、ここでタイミングを見てやらせていただきました。

非常に難しい時期を今申し上げたような胸突き八丁がこれから始まりますので、本当に私から副町長、それから参事になる方、理事であるとか、そういう者が一丸となってこの外側の津波防災町づくり、内側の内部体制の育成強化ということと同時に図っていかなきゃならないと、非常に難しい時期に入っております。まさに前々から皆様に申し上げているとおり、吉田町が生き残れるかどうかという分岐点が始まります、はっきり申し上げます。

それから、藤田議員のことにつけ加えれば、単純な話、私が国のほうへ行ってどうのこうのと言っていますね。じゃ、そういうことができる人間を育成しなかったのは私の責任でしょうか。単純な話、課長はいわゆる国へ行って次官であるとか技官であるとか、そういう人間と渡り歩くことはできないですよ、はっきり言って。県に行ったって、部長であるとか、局長を渡り歩くとなかなかできないですよ、はっきり申し上げて、そういうことを考えれば、藤田議員がおっしゃったことについてよくよく考えていただきたい。人材の育成とそれから今言った津波防災町づくりの一丁目一番地が始まるという、本当に難しい時期をこれから物すごい重圧を吉田町は、行政当局は、抱えて進まなきゃならないわけですから、それについても皆様にバックアップしてもらいたいとは思いますが、皆様なかなかそういうことはやってくれませんので、静観していただければ結構でございますけれども、ぜひとも足を引っ張るようなことのないように、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、きょうは非常にいろいろな使用料の値上げであるとかそういう問題で、おもしろい議論等を聞かせていただきました。原理的に反対する方から、値上げ幅の問題であるとか、そういう値上げの算定と要領がおかしいとか言われましたけれども、反対の中にも非常にいろいろな立場があるなど、よくわかりました。

それから、平野議員のほうからのおっしゃられた全てのいわば施設であるとか、そういうものに通定する、いわば合理的なものですよね。合理的なものを想定し、そこからいわば使用料等について料金を作ると、ほとんどははっきり申し上げて不可能だと、私は思っています。考えてみればわかりますけれども、施設そのものは、それぞれ目的が違います。先ほど否決された小山城は観光目的です。それからほかの例えばはあとふるなんかの場合は、あれは福祉です。いろいろな使用目的が必ずありますので、合理的なものを置くということは、まずほとんど不可能だと私は思っています。

それと同時に、それをカバーするに当たって、町税でやるのか、それとも使用料でやるのかがありますけれども、これも民間と違って、民間であれば、当然の会社のいわば経営の問題ですから、これははっきり出てきます。これ失敗すれば会社が潰れるわけですから、しかしな

がら、公の場合はそういうことがございません。したがって、町税でカバーするのか、それから今おっしゃられたような使用者の料金でもってある程度カバーするかというところでございますけれども、公平性、公正性の観点から、これも全てに妥当するようなものはありません。非常に難しいですね。いわば解を求められたとっております。

一般に演繹法と帰納法が哲学でございますけれども、高利がなければ低利も出てまいります。それから帰納の問題もさまざまなデータの取り扱いによっては全然変わってまいります。これに全ての論理一貫性を持ったものが市場目的から、それからいわば使用料の積算から全て論理一貫性を持って、合理的なものから引っ張り出すことが本当に皆さんできると思っているんですか。

それともう1点は、使用料を決めるときに本当に原理的のところから積み上げることできるんですか。何十年も前に遡らないような場合もありますよね。最初に作った人が本当に今言っている合理的なものから演繹したもので作ったとはとても思えません。そういうことも考えていただきたいと思っております。

今日は否決された、それは議会の意思ですから、我々は真摯に受けとめなきゃなりませんけれども、一般的にこういうような場合は、ある議員の方をお願いしたことございますけれども、今回の場合は、附帯決議をして通していただいて、次の場合にちゃんとした抜本的ないわばみんなに認められるようなものを作ってもらいたいというふうに附帯決議で通していただければ、別に我々は何とも思わなかったんですけれども、そういうようなまた大人の対応というものをしてもらいたいなど、そんなふうに思っております。

それから、最後でございますけれども、実は4月4日に八女市から市長が参ります。うちの町は八女市とは数年、懇ろなさまざまな交際をしております。水害の場合にはうちのほうから職員が行って、援助等もしております。魅力創造委員会の方もあっち行ったりこっち行ったりして、いろいろな形での情報交換をし、今後さまざまな交流の拡大をして、いろいろな意味で姉妹都市になるかわかりませんが、今後いろいろな形での交流人口の拡大の一助という形での取り組みを考えていきたいと思っております。

4月4日に参りましてチューリップまつり、チューリップまつりの会場では八女市が物産展を開きますので、そこでまたさまざまな形で市長にも参加してもらいますけれども、そういうようなことで八女市のほうから市長以下何名かが参りますので、皆様に御報告申し上げたいと、こんなふうに思っております。

最後に、改めて申し上げたいんですけれども、冒頭、皆様に申し上げましたように平成26年度から恐らく10年、この町の胸突き八丁が始まると、そんなふうに思っています。本当に職員は、何でこれまで仕事しなければならないのかというふうなぐらい仕事をしております。本当に内側の弱点、いわば幹部職の若年化の問題、それに伴うところの人事の停滞の問題も含めて非常に難しい局面というものをこれから迎えてまいります。ぜひともそのような実態を理解した上で、ぜひとも議事等を行っていただければありがたいと思っております。

簡単でございますけれども、御挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。  
○議長（八木 栄君） ありがとうございます。

## ◎議長挨拶

○議長（八木 栄君） 本日ここに平成26年第1回吉田町議会定例会を閉じるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、3月3日以来、23日間にわたり諸議案の審議をいただきました。本日ここに全ての議事が終了し、おかげをもちまして閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと心から厚く御礼を申し上げます。

最後に議員各位の、また町当局の皆様様の御健勝を心から御祈念申し上げ、まことに意を尽くしません、閉会の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

---

## ◎閉会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上をもちまして、平成26年第1回吉田町議会定例会を閉会いたします。

それでは、ここでお聞き取りを願います。

今月末をもちまして、理事、梅村 博君が退職されることになりました。

退職される理事には、2年余りにわたり、吉田町発展のため津波防災町づくりに、また住民福祉の向上に御尽力をいただきました。

ここで退職するに当たり御挨拶をいただきたいと思えます。

それでは、理事、御登壇をお願いいたします。

○理事（梅村 博君） 皆様、このような機会を設けていただきましてありがとうございます。

今議長のほうから、過分な私の御紹介をいただきましたが、まだまだここに残って引き続き津波防災のほうを進めたいと思っておりますが、国のほうから正式な内示は今日あるはずなんですけれども、ずっと議会におりましたのでありませんが、あったということで御挨拶をさせていただきますと思えます。

平成24年1月1日から2年3カ月という短いような長い期間ですが、私の感覚からはあっという間に過ぎた2年3カ月でございました。私のミッション、仕事としましては、津波防災町づくりの統括をやれということで、そのメインは、津波のまずは命を守る津波避難タワーの建設ということでございます。当初の予定では、4年計画と3年計画でございましたが、予算の確保と町長の力、また議員の皆様方の御理解をいただきながら、2年で完成する目途が立ったところでございます。タワーも15基工事をしておりまして、そのうちの10基につきましては昨日までに完成検査を終わりました。あと残り5基はあす以降の半日、一つの工事につきまして半日かけながら、残りの3日間の中で検査もやっついこうと思っております。このタワーのほうにつきましては、当初考えておりました、積算しておりました工事費がちょっと私の見込み違い、私のいろいろな分もありまして、工事費が増大したということにつきましては、皆様方、議会の御理解をいただいながら、滞りなく予算確保もできたということでございます。これにつきましては感謝を申し上げたいと思っております。

あと、私は初めてこのような地方議会というところを経験させていただきましたので、このような議場の場とか、あと議員さんのお付き合いの話とか、地域の住民の方にタワーの説

明会等も行かせていただきまして、いろいろな経験をさせていただきました。この経験を今度国土交通省に戻りましたら、生かしていきたいと思います。

今度は家から通える範囲ということで、名古屋市内の事務所だということで、まだ正式なところは、名古屋市内の事務所のほうには行かせてもらえるということになってございます。4月1日からもう出勤することになります。今後、この経験を踏まえて頑張っていきたいと思います。

また、私の後任も、国土交通省の中部整備局のほうから来るというふうに聞いておりますので、私同様、よろしく御指導、御鞭撻のほうをお願いしたいと思います。

最後でございますが、皆様方の今後の御健勝、御活躍を祈念しまして、私の退任というんですか、最後の御挨拶をさせていただきます。

本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（八木 栄君） 退職されます理事には、短期間ではありましたが、大変御苦勞さまでございました。

どうか今後も吉田町のためにこれまでと同様、御指導、御協力をいただきますようお願い申し上げますとともに、お体を御自愛いただき、今後一層の御多幸、御健勝でありますよう心から御祈念申し上げ、感謝の言葉といたします。

大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉会 午後 4時50分